

平成31年第1回（3月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （2月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○市長施政方針	7
○議案第3号～議案第7号の上程、説明	9
○議案第8号の上程、説明	15
○議案第9号～議案第23号の上程、説明	21
○議案第24号～議案第26号の上程、説明	29
○議案第27号の上程、説明	31
○議案第28号の上程、説明	32
○議案第29号及び議案第30号の上程、説明	33
○議案の訂正	35
○議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	36
○議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	37
○議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	39
○議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	40
○諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	42
○散会宣告	43

第 2 号 （2月28日）

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	46
○出席議員	46

○欠席議員	4 6
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため出席した者の職氏名	4 6
○開議宣告	4 7
○議事日程説明	4 7
○議案訂正について	4 7
○議案第 3 号～議案第 6 号の質疑、委員会付託	4 8
○議案第 8 号の質疑、委員会付託	6 0
○議案第 9 号～議案第 2 3 号の質疑、委員会付託	1 1 1
○議案第 2 4 号～議案第 2 6 号の質疑、委員会付託	1 1 2
○議案第 2 7 号の質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 2 5
○議案第 2 8 号の質疑、委員会付託	1 2 5
○議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号の質疑、委員会付託	1 2 6
○散会宣告	1 2 7

第 3 号 (3月7日)

○議事日程	1 2 9
○本日の会議に付した事件	1 2 9
○出席議員	1 2 9
○欠席議員	1 2 9
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 2 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 9
○開議宣告	1 3 1
○議事日程説明	1 3 1
○議案第 3 号～議案第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 7 号の質疑、委員会付託	1 3 6
○散会宣告	1 3 7

第 4 号 (3月11日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 9

○開議宣告	1 4 0
○議事日程説明	1 4 0
○一般質問	1 4 0
波多野 靖 明 君	1 4 0
小長谷 順 二 君	1 5 7
西 島 信 也 君	1 7 7
木 村 建 一 君	1 9 3
森 良 雄 君	2 1 0
○延会宣告	2 2 7

第 5 号 (3月12日)

○議事日程	2 2 9
○本日の会議に付した事件	2 2 9
○出席議員	2 2 9
○欠席議員	2 2 9
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 2 9
○職務のため出席した者の職氏名	2 2 9
○開議宣告	2 3 0
○一般質問	2 3 0
山 口 繁 君	2 3 0
鈴 木 正 人 君	2 5 0
下 山 祥 二 君	2 6 8
青 木 靖 君	2 8 5
杉 山 誠 君	3 0 5
○日程の追加	3 2 1
○議案第35号の上程、説明	3 2 2
○延会宣告	3 2 3

第 6 号 (3月13日)

○議事日程	3 2 5
○本日の会議に付した事件	3 2 5
○出席議員	3 2 5
○欠席議員	3 2 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 2 5
○職務のため出席した者の職氏名	3 2 5

○開議宣告	3 2 6
○一般質問	3 2 6
小長谷 朗 夫 君	3 2 6
○議案第 3 5 号の質疑、委員会付託	3 4 2
○散会宣告	3 5 9

第 7 号 (3月22日)

○議事日程	3 6 1
○本日の会議に付した事件	3 6 1
○出席議員	3 6 2
○欠席議員	3 6 2
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 6 2
○職務のため出席した者の職氏名	3 6 2
○開議宣告	3 6 3
○議事日程説明	3 6 3
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 6 3
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 6 4
○議案第 9 号～議案第 2 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 7 6
○議案第 2 4 号～議案第 2 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 8 1
○議案第 2 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 9 2
○議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 9 3
○議案第 3 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 9 6
○日程の追加	3 9 8
○議案第 3 6 号の上程、質疑、委員会付託省略、討論、採決	3 9 8
○発議第 1 号の上程、質疑、委員会付託省略、討論、採決	4 0 2
○動議の提出	4 0 6
○動議の提出	4 0 8
○発言の訂正	4 0 9
○閉会宣告	4 0 9
○署名議員	4 1 1

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年2月20日(水曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針
- 日程第 5 議案第 3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
- 日程第 6 議案第 4号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 7 議案第 5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)
- 日程第 8 議案第 6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 9 議案第 7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第10 議案第 8号 平成31年度伊豆市一般会計予算
- 日程第11 議案第 9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成31年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成31年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成31年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成31年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成31年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成31年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成31年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について
- 日程第27 議案第25号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消
しについて
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 財産の取得について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 字の区域の変更について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 伊豆市伊豆の国市外 1 組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 伊豆市教育長の任命について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 伊豆市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 伊豆市矢熊財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第 3 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。1番波多野靖明議員、2番山口繁議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月22日までの31日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの31日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

今定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましても、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、過日行われました組合議会等の報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、伊豆市沼津市衛生施設組合及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合について、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

去る2月4日に平成31年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会が、伊豆市議会議場で行われましたので、報告をいたします。

初めに、菊地管理者から行政報告があり、次に、伊豆市沼津市衛生施設組合会計予算を審議しました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,011万円であります。

歳入の主なものは、構成市分担金が伊豆市7,505万4,000円、沼津市が5,388万円の合計1億2,893万4,000円です。ほかは繰越金等です。

歳出は、議会費が22万7,000円、総務費が2,330万1,000円、衛生費が1億2,556万円、その他が102万2,000円でありました。

審議の後、全員異議なく、原案どおり可決、承認をいたしました。

次に、議員選出の監査委員が不在となっておりますので、監査委員選任同意の議案が提出され、鈴木正人議員が全員異議なく選任をいたしました。

以上、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告といたします。

次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会2月定例会が、2月7日に伊豆の国市議会議場で開催されましたので、報告をいたします。

初めに、議長職が空席となっておりますので、議長の選挙を行い、杉山誠議員が当選されました。

次に、小野管理者が行政報告を行い、その次に、私、西島と田中正男議員が一般質問を行いました。

続いて、組合会計補正予算が審議され、内容は新施設整備事業事業者選定アドバイザー業務委託料について、事業期間が延長となるため、継続費の年度を変更するというものであり、審議の結果、全員異議なく可決されました。

次に、平成31年度組合歳入歳出予算が提出され、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億

5,400万円でありました。議案の内容は、歳入において主なものは構成市負担金が2億5,399万7,000円であり、歳出においては議会費が48万6,000円、総務費が4,456万7,000円、衛生費が2億694万7,000円であり、これは新ごみ処理施設設計業務委託料等が主なものであります。

さらに、新ごみ処理施設整備運営事業の債務負担行為が昨年10月に議決されましたが、今回債務負担の議案が再び提出され、内容としましては、期間が平成32年から平成54年度の23年間になり、債務負担の限度額が206億6,736万円から204億7,220万4,000円に変更になったものであります。

審議は質疑の後、反対討論が2人、賛成討論が1人からあり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、組合監査委員の選任同意の議案が提出され、宮内知秋氏の選任に全員異議なく同意をいたしました。

以上で、平成31年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、駿東伊豆消防組合について、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） おはようございます。11番、小長谷順二です。

それでは、報告をさせていただきます。

駿東伊豆消防組合議会が去る12月21日と今月6日、沼津市寿町にある消防本部で開かれ、星谷議員と私、2人で出席をいたしました。

12月21日の第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会は、交通事故損害賠償額の決定の報告が4件でございました。

そして、議第8号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等に準じ、その一部を改正するもので、全会一致で承認されました。

臨時会終了後、全員協議会が開催され、駿東伊豆消防組合総合計画基本計画についての説明がありました。

次に、2月6日の平成31年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会は、交通事故損害賠償の決定の報告が2件ありました。

そして、議第1号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）は、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正の承認がありました。

議第2号 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について。民間労働法制の働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されること——こちらは平成31年4月施行予定になっております——及び人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことがで

きる時間数の上限を定めるなどの措置を講ずる旨が示されたために改正をするものです。

議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律——こちらは平成30年、法律第33号の公布に伴い、工業規格標準化法の一部の改正が行われ、日本工業規格が日本産業規格に改められることから、所要の改正を行うものです。

議第4号 平成31年度駿東伊豆消防組合会計予算については、歳入歳出の予算の総額はそれぞれ61億9,825万6,000円と定め、伊豆市の負担金は共通経費負担金9,729万4,000円、個別経費負担金4億7,718万4,000円、その他の経費負担金5,729万9,000円で、トータル6億3,177万7,000円になります。これらの議案は全会一致で承認されました。

続いて、平成30年中の火災概況について。火災件数は管内で168件、前年比2件で、伊豆市の火災件数は16件と、昨年と同じ件数でございました。

平成30年中の救急概要について。救急出動件数は管内で2万4,882件、前年比プラス898件。伊豆市の状況としては2,016件で、昨年より108件ふえています。

なお、資料のほうを委員会室に置いておきますので、またごらんになる方は見てください。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会について、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） おはようございます。

三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が2月7日木曜日午後2時より三島市役所で開催されましたので、その報告をいたします。

この運営委員会は三島市4名、伊豆市、伊豆の国市それぞれ3名の計10名で構成されておりまして、三島市の豊岡市長が議長になって進められます。伊豆市からは森議員、永岡議員と私の3名で出席をいたしました。

委員会の位置づけは、その後2月13日でありますけれども、その日に開催される3市の市長で構成される協議会の前段で意見を聞く場との設定であります。

協議会にかかる議案としては、1つは平成31年度の事業計画案、2つ目は予算案、3つ目は3市の負担金案、最後に監査委員の指定であります。

事業計画案では、前年度に引き続き社会保障税番号制度への対応や税業務、住民記録業務、国民健康保険業務などの基幹業務の共同電算処理を実施するとともに、3市の情報担当部門、民間の計算センターと連携をし、コンピューター機器の更新及び管理を行っていくものです。また、平成31年度に予定されているクラウド環境構築があります。

予算案では、歳入歳出予算6億3,278万6,000円で、前年度比199万円の増となっています。

3市それぞれの負担金は、三島市が3億4,645万8,000円、伊豆の国市1億4,647万9,000円、伊豆市は1億1,484万8,000円で、前年比173万4,000円の減となっています。

監査委員は3市で交代しながら務めることになっておりますが、平成30年度決算に関する監査委員に関しましては、伊豆の国市の青木満議員と伊豆市の私が指定をされました。

以上、協議会にかける大きくは4つの議案が提起をされまして、いずれも原案どおりの確認となりました。

以上、報告をいたします。

◎市長施政方針

○議長（三田忠男君） 日程第4、市長施政方針。提案理由の説明に先立ち、施政方針に関する市長の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、施政方針を申し述べます。

平成31年度は、年度途中にオリンピック・イヤーを迎えます。伊豆市と伊豆半島の将来に向けて、東京2020大会を最大限活用するための事業を具体化する段階になりますが、個々の事業は総合計画の中に組み込ませてあります。したがって、昨年に引き続き総合計画に定めた諸施策を着実に実行してまいります。あえて言えば「まいた種を育てる」予算を編成いたしました。

重点目標1「魅力あふれる拠点の創造と交通体系確保」について。

湯ヶ島地区の拠点づくりとして整備をしてまいりました「天城湯ヶ島コミュニティ複合施設」は、平成29年度の旧湯ヶ島幼稚園の改修工事に続き、平成30年度には旧湯ヶ島小学校の改修工事が完了し、4月に全面的にオープンします。地元の皆様に愛されてきた湯ヶ島幼稚園や湯ヶ島小学校が新たに生まれ変わり、湯ヶ島地区の拠点施設として多くの市民に愛され、活用いただけるものと期待しています。

先月開通しました天城北道路月ヶ瀬インターチェンジに隣接する「道の駅」は平成31年度に完成します。天城北道路、国道136号下船原バイパス、土肥峠工区の完成とあわせて、地域の骨格が大きく変わります。社会インフラの整備によるこのチャンスを最大限活用して、地域の産業振興が大きく推進されるものと考えます。

また、月ヶ瀬インターチェンジの開通によって、中伊豆八岳地区とのアクセス道路である市道「矢熊筏場線」は、その重要度がますます増加します。現在、矢熊筏場線の拡幅工事に向けて測量を行っていますが、今後、道路改良に伴い、例えば救急車両の通行が可能になり、順天堂大学静岡病院への救急搬送時間が大幅に短縮されるようになります。中伊豆地区の皆様の期待に応えるためにも、この事業を着実に推進してまいります。

駿河湾フェリーについては、昨年5月、運営事業者の事業撤退表明によって運行継続が危ぶまれていましたが、県を中心としたその後の協議の結果、県及び当市を含む沿岸の3市3町が

新たに設立する一般社団法人により、4月以降も運営を継続することで合意いたしました。駿河湾フェリーは静岡市と伊豆地域を結ぶ重要な社会インフラであり、航路が廃止となった場合、地域にもたらす経済的影響ははかり知れません。今後も県及び関係市町と緊密に連携し、当面の目標である年間利用者20万人の達成に向け、利用拡大の施策を推進してまいります。

重点目標2「安全で心地よい生活環境の創出」について。

津波を伴う大地震が予想される中、土肥地区においては観光と防災を両立させる「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を策定しました。これを具現化する1つのシンボルとして、松原公園内に津波避難タワーにふだん遣いのできる施設を併設する新たな形の複合型津波避難施設を計画してまいります。

市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、平成32年度末には、都市計画区域を伊豆市域全体に拡大する予定です。都市計画はこれまでも地域振興拠点の形成、景観まちづくりなどと連携して進めてきましたが、この一環として、牧之郷地区においては地区計画が策定される予定です。今後、牧之郷地区では土地利用の増進が見込まれますが、適正な土地利用を誘導するため、良好な民間開発とともに駅前広場など駅周辺の基盤整備は市の施策として実施いたします。

重点目標3「産業力の強化」について。

東京2020大会は、「国際観光文化環境都市」を目指す伊豆市にとって、将来二度とないかもしれない絶好のチャンスと捉え、これまでアクセス道路や案内板などの基盤整備、本市の魅力を国内外に発信するためのプロモーション、機運醸成などを行ってきました。来年はいよいよ開催年を迎えます。基盤整備を完了させるとともに、競技会場及び駅周辺でのおもてなし、障害のある方や高齢の方に対する配慮、外国語や異なる宗教への対応など、必要な事業を着実に進めてまいります。また、美しい伊豆創造センターの事業とも連携して、自転車によるまちづくりをさらに進めてまいります。

大平地区の県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業により創設された非農用地約1.9ヘクタールを市が取得いたします。この非農用地については、静岡県森林組合連合会によって搬出される木材を集約・売り払う中間土場としての活用が予定されています。森林が有する国土保全、災害防止などの公益的機能を維持・保全していくために、適正な森林整備は喫緊の課題であり、この中間土場が森林整備を加速する重要なツールとなることを期待しています。

重点目標4「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」について。

豊かな自然、歴史、文化、食など地域資源を最大限活用し、伊豆市ならではの個性に磨きをかけ、これらを国内外に発信するシティプロモーションを強力に推進し、引き続き「まちのブランド化」を進めてまいります。そのため、産業振興協議会の組織強化を図ってまいります。

重点目標5「少子化対策と次代を担う人材の育成」について。

児童発達支援センターを併設した新こども園整備事業は、園舎建設について3月中の契約・着手を予定しており、来年2月の完成、4月の開園に向けて事業を進めてまいります。

昨年、教育委員会は「修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針」を策定し、12月の市議会定例会で「伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議」が可決されました。また、教育委員会において校地についての審議がなされ、審議の結果「基本方針や整備方針実現のためには、日向地区を校地の候補地とする。

なお、修善寺中学校校地についても、課題も多いとの認識ではあるものの、市民の意向も踏まえ、メリット・デメリットも含めて引き続き検討していく」というもので、過日開催した第2回伊豆市総合教育会議において報告を受けました。市としては、候補地決定のための調査費を計上するなど、教育委員会としっかり連携して進めてまいります。

最後に、現在の合併まちづくり計画、いわゆる伊豆市建設計画について。

本計画は来年度、平成31年度が期限となっています。伊豆市建設計画を実現するために重要な財源である合併特例債は、大規模災害などの特殊な事情によって、昨年4月、さらに5年間の期限延長が決まりました。伊豆市でも、市民生活に直結した公共施設の整備など、避けることのできない事業が控えています。

合併特例債を初め国や県からの財政的支援を最大限活用しながら、総合的かつ効果的な新市建設を推進することは、市と市議会の共通の責務であると考えております。このため、本年中に伊豆市建設計画の期間の延長を含む合併まちづくり計画の変更について議案の提出を予定しておりますので、議員の皆様にご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で、施政方針の説明は終わりました。

◎議案第3号～議案第7号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第9、議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第3号から議案第7号までの5議案について一括して提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳出において、将来にわたる安定的な財源の確保を目的として、用途を地域振興事業に限定した「地域振興基金」の創設に24億円などを増額する一方、県の事業採択が見送られたために事業の執行を見送った工事費を減額、歳入において

執行を見送った事業に充当していた県補助金や地方債を減額する一方、地域振興基金積立金創設のため、新たに合併特例債22億8,000万円を借り入れるなど、総額23億7,663万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を207億4,365万1,000円とするものです。

あわせてわさびの郷構想策定業務委託など8件について、年度内完了が困難と見込まれるために繰越明許費の設定、バス路線維持事業補助金など3件について債務負担行為の設定、地域振興基金造成事業など4件について、地方債を追加または変更する地方債補正をそれぞれお願いするものです。

公共用地取得事業特別会計補正予算については、土地開発基金利子の増額分を同基金に積み立てるため、総額4,000円を増額し、歳入歳出予算額を44万4,000円とするものです。

国民健康保険特別会計補正予算については、過年度に過大交付のあった国庫支出金の返還金に142万4,000円を計上するとともに、平成29年度の歳計剰余金について、当初見込みを上回ったために基金の繰り入れを取りやめ、残余分を国民健康保険事業基金に積み立てることとし、総額1,390万6,000円を増額して、歳入歳出予算額を44億5,504万9,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算については、居宅介護サービスや介護予防サービスに係る給付費について、利用件数などの増加により、総額4,250万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を33億7,022万5,000円とするものです。

下水道事業特別会計補正予算については、県道熱海大仁線道路つけかえ工事に伴う公共下水道市単工事など3件について、年度内完了が困難と見込まれるために繰越明許費の設定をお願いするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第3号及び議案第4号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

まず、議案第3号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページ、5ページをまずお願いいたします。

今回の補正で、先ほど市長申しましたとおり、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正がございます。

まず、第2表、繰越明許費でございます。

6款のわさびの郷構想業務委託につきましても、地元関係団体との協議が年度内に終了する見込みがないということで、今後繰り越しをさせていただき、地元とも十分な協議のもと構想を策定していきたいというために800万円の繰り越しをお願いするものです。

商工費の修善寺自然公園管理事業でございますが、こちらにつきましても、現在の指定管

理者が来年度以降の事業継続が見込めないということが年度途中にありました。当初予定しておりましたカナダ資料館の改修工事と機関車の車両の購入、これを見送っておりましたので、637万5,000円、これを繰り越しをさせていただきたいということでございます。

8款道路橋梁費の市道整備事業でございます。こちらにつきましては、駅前柏久保線と矢熊筏場線の改良工事、この2路線の改良工事の年度内完了が見込めないということと、ほか4路線の土地購入費等物件移転、これが年度内に完了しない見込みということで、2億4,041万円を繰り越しをさせていただきたいと。

続いて、同じく8款県単独道路橋梁整備事業負担金、こちらは県営事業でございます。県道修善寺天城湯ヶ島線の改良工事に係る県の事業が繰り越されたことによる負担金の繰り越しとなります。

なお、あわせてこの負担金につきましては事業費も増額されておるということで、後ほど説明させていただきますが、増額も合わせて計上しております。4,254万5,000円の繰り越し。

同じく8款伊豆縦貫自動車道等関連事業です。国の工事の進捗状況にあわせて実施するもので、今年度完了見込みがないということで3,419万4,000円の繰り越し。

同じく8款の砂防関連事業ですが、佐野地区での砂防事業で、用地取得に日数を要しているということで、214万8,000円の繰り越しをお願いするものです。

9款消防費の湯ヶ島地区防火水槽設置工事でございます。こちらは、旧湯ヶ島小学校内に防火水槽の設置を予定しております。こちらの湯ヶ島小学校の改修工事、若干工期延長等ございまして、そちらとの工程管理上、発注がおくれました。その結果、年度内に完了が見込めないということで704万円。

同じく9款津波ハザードマップ作成業務委託でございます。こちらは津波防災まちづくり推進計画により、県からの指定を受けた津波のハザードマップでございますが、来年度の平成31年度作成予定をしておりましたが、国・県の予算が年度内に確保できるということで、前倒しをして、今年度繰り越し予算により実施をしていきたいというものでございます。

続いて、第3表、債務負担行為でございますが、こちら3件でございます。

1点目、バス路線維持事業の補助金、こちらにつきましては自主運行バスの平成31年度の補助金について、年度内に覚書を締結するため債務負担を設定するもの、5,764万2,000円。

続いて、ひとり親移住定住促進事業補助金でございます。こちら、この補助金につきましては24カ月間の補助金を予定しておりますので、今年度受け付け分について、平成31年度、平成32年度の債務負担を設定するものでございます。金額につきましてはそちらに記載のとおりでございます。

3点目、中伊豆室内温水プール指定管理委託、こちらは平成31年度から平成35年度まで5年間、指定管理のお願いをするもので、管理協定を結ぶに当たりまして、5年間で9,000万円の債務負担をお願いするものでございます。

続いて、6ページ、第4表、地方債補正でございます。

新たに追加するものとして、地域振興基金造成事業、こちらは限度額を22億8,000万円、新たに合併特例債を活用した地域振興基金を造成、24億円を予定しております。その分の合併特例債の借り入れでございます。

下の表の変更でございます。こちら、まず1点目、生きいきプラザ管理事業でございますが、工事費の増額に伴い、その財源として起債額を増額したいものでございます。110万円の増額、740万円。

治山事業と急傾斜地崩壊対策事業につきましては、歳出のほうで説明させていただきますが、こちらは事業費の減額がされます。それに伴いまして、治山事業につきましては400万円の減額、290万円。急傾斜につきましては1,300万円の減額で、1,360万円と変更するものでございます。

続いて、歳出のうち主なものについて説明させていただきます。

16、17ページをお願いします。

3款民生費でございます。

まず、社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業につきましては、精算による返還金でございます。

続いて、高齢者福祉費の施設入所事業につきましては、こちらも対象者数の減少による減額。1,228万5,000円の減額です。

障害者総合支援事業につきましては、まず13-41、こちらは平成31年度からのマイナンバーの情報連携をする必要があるということで、そのための改修費64万8,000円。

障害児通所給付費、こちらは実績見込みが増加するというので、547万円の増額をお願いするものです。

介護保険費の繰出金につきましては、介護保険事業におきまして、主に地域支援事業費の減額に伴う介護特会への繰出金の減、252万円でございます。

続いて、18、19ページの民生費の生活保護総務費でございます。こちらも生活保護運営事業につきましては、精算による国・県へのそれぞれの返還でございます。

6款治山林道事業費でございます。先ほど地方債の減額でも説明させていただきました。まず、治山事業の県単治山補助入ノ洞工事、こちらにつきましては補助金内示がなかった、事業採択がされなかったということで1,100万円の全額を減額いたします。

続いて、20、21ページの8款、まず道路新設改良費の負担金補助及び交付金につきましては、先ほど繰り越しで説明させていただきました県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事が、県営事業でございますが、こちらが増額になっているということで、778万円の増額。うち4,254万5,000円の繰り越しをさせていただくものでございます。

同じく8款の急傾斜地崩壊対策費でございます。まず、委託料でございますが、13-40につきましては、市の要望額に内示額が満たなかったということで、1,400万円に対して200万円の減額。

13-41、43につきましては、こちら県費補助が、採択がなかったということで1,000万円と270万円、それぞれ全額減額するものです。

工事費でございます。15-40、こちらも要望額に対して県の内示額が満たなかったということで、3,000万円に対して940万円の減額。

17の土地購入費でございます。こちらは13-43と同じく原急傾斜地の未採択であったことから、土地購入費を30万円、全額減額いたします。

19-40県営急傾斜地の負担金でございますが、こちらは県営事業の事業費の減額によりまして、1,875万円から515万円減額でございます。

22-02と40につきましては事業未採択のため、それぞれ172万円と28万円を全額減額するものでございます。

次のページ、22、23ページにつきまして、災害対策費の津波ハザードマップにつきまして、先ほど申したとおり平成31年度予定を前倒しするものでございます。

13款の基金費の基金積立につきましては、まず25-01から04までにつきましては、運用利子の積立金の増額、または減額。

25-11につきましては、新たに地域振興基金として造成するための積み立て24億円でございます。

以上が一般会計となります。

続いて、議案第4号につきましては、26、27ページでございますが、先ほど市長申したとおり、基金の運用利子4,000円を追加させていただくものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第5号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） おはようございます。

それでは、議案第5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）の補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、37ページからになります。

それでは、まず歳入につきまして説明をさせていただきます。

議案書44、45ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど市長のほうから上程理由を申し上げましたが、歳入につきましては当初予定しておりました7款繰入金、2項基金繰入金の6,494万円を減額いたしまして、今回の補正予算の財源として8款繰越金を7,884万6,000円を増額し、繰越金を1億7,617万3,000円とするものでございます。

46、47ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳出でございます。

基金繰入金を財源としておりました3款の国民健康保険事業費納付金につきまして、それ

ぞれ財源内訳を振りかえております。また、6款基金積立金、1項につきましては次年度以降の国保財政の運営にかかわりまして、1,248万2,000円を増額いたしまして、1,253万5,000円を積み立てることといたします。

48、49ページでございます。

8款諸支出金、1項の償還金及び還付加算金におきましては、過年度における国からの調整交付金の過大交付分の142万4,000円を国庫支出返還金として計上しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第6号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私からは、議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書51ページからになります。

歳出から説明をさせていただきます。

議案書62ページをごらんください。

2款保険給付費ですが、要介護認定者の増加に伴うサービス利用の増により、1項1目居宅介護サービス給付費と4目居宅介護福祉用具購入費及び62ページの2項1目審査支払手数料、総額4,250万2,000円を増額するものでございます。

これ以外の2款保険給付費と3款地域支援事業費は財源の振りかえに伴う財源内訳の変更となります。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

議案書は58ページをごらんください。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金は保険給付の増額に伴う法定的負担分の増と今年度新設された3款2項9目保険者機能強化推進交付金を783万3,000円増額し、7款1項2目、3目地域支援事業繰入金について同額を減額するものです。

7款2項基金繰入金ですが、前年度繰越金の確定に伴い財源の振りかえを行い、みな減額をするものです。

私からの補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第7号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の70ページをお願いします。

公共下水道市単工事469万8,000円、流域下水道建設費負担金497万2,000円、特定環境保全公共下水道事業2億573万円、合計で2億1,540万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

まず繰り越しの理由ですが、公共下水道市単事業は県道熱海大仁線道路つけかえ工事に伴う下水道管渠布設工事で、柏久保地区の交差点部分の道路改良と関連した工事のため、県の道路改良の進捗度により工期の延長が必要となりました。完成は5月下旬を予定しております。

続きまして、流域下水道建設費負担金は、函南町にある狩野川流域下水道東部浄化センターの建設改良の負担金で、事業主体である県の事業が繰り越しとなるため、事業に係る負担金も繰り越しが必要になったものでございます。

特定環境保全公共下水道事業では、大平地区の管渠工事、湯ヶ島クリーンセンターの改築工事委託、加殿地区の設計委託について、年度内完成が見込めなくなったため繰り越しをお願いするものでございます。

まず大平地区の管渠工事は、入札の不調により設計を見合わせたことで発注が下半期にずれ込んだことにより、工期の延長が必要となったため、完成は7月下旬を予定しております。

湯ヶ島クリーンセンターの改築工事委託ですが、機械設備工事の入札の不調、建築工事の外壁塗装に含まれるアスベスト除去に対する県と関係機関との協議に時間を要したことにより工期の延長が必要となったため、完成は8月下旬を予定しております。

加殿地区の設計委託は農業集落排水加殿処理区のポンプ場及び管渠の設計を行いますが、交付金事業実施の前提となる事業計画変更協議に時間を要したことにより、発注時期がおくれたことによるものでございます。完成は9月下旬を予定しております。

以上、補正の繰越明許についての補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第7号までの5議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

ここで、10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（三田忠男君） 休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第10、議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第8号 平成31年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。

平成31年度は第2次総合計画前期基本計画の4年目を迎えます。計画がスタートして3年が経過しますが、この計画は市民の皆さんが住んでよかった、いつまでも住み続けたいと心から思えるような魅力と活力ある伊豆市であり続けるため、重点的に取り組むべき施策を具体化したものです。

平成31年度予算は、地方交付税の段階的な縮減や公共施設の老朽化の進行など、財政を取り巻く厳しい環境の中において、市民への行政サービスの水準を維持しながら、第2次総合計画に位置づけた施策を着実に推進することをテーマに編成しました。

平成31年度一般会計の総額は178億9,900万円で、対前年度10億7,900万円、率にして6.4%の増、伊豆市としては過去2番目の規模になります。

まず、歳入について。

市税は人口減少や高齢化率の進行などにより、納税義務者数は減少が見込まれる一方、個人の平均所得額や法人市民税賦課額の増加傾向から、景気回復の兆しが見られること、また、各税目について直近の課税状況を精査した結果、全体として対前年度5,395万円、率にして1.3%増の41億8,607万円を見込みました。

次に、地方交付税のうち普通交付税は、特例措置終了に伴う段階的な縮減期間の5年目を迎えることから減額を見込む一方、過去に借り入れた市債の償還に応じた交付税算入額を加味し、全体として対前年度1億100万円減の41億6,900万円を見込みました。

地方交付税などの一般財源が減少する中、事業実施の財源確保のために、国・県支出金は、対前年度2,560万円増の28億124万円を、市債は将来負担と後年度における交付税措置とのバランスを勘案しつつ、合併特例債や緊急防災・減災事業債を活用し、対前年度4億8,910万円増の21億7,500万円を計上しました。

次に、歳出について。

第2次総合計画の重点目標ごと、主要事業について申し上げます。

重点目標1「魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保」について。

平成30年度からの継続事業として月ヶ瀬インターチェンジに隣接する道の駅整備事業に3億7,750万円、県・沿岸3市3町と連携した駿河湾フェリー事業の運行継続と利用促進に1,540万円、継続した基幹市道整備として越路嵐山線、いわゆる御幸橋のかけかえに6,000万円、矢熊筏場線に8,500万円、駅前柏久保線の歩道整備に4,000万円をそれぞれ計上いたしました。

重点目標2「安全で心地よい生活環境の創出」について。

地域医療、救急医療対策として、伊豆赤十字病院が更新したMRIなどの医療機器整備費補助に3,000万円、今後の土地利用の増進が見込まれる牧之郷地区の適正な土地利用を誘導

するため、牧之郷駅周辺整備事業として4,024万円、観光防災まちづくり計画に基づき、松原公園内の津波避難複合施設整備事業に3,500万円を計上しました。

重点目標3「産業力の強化」について。

東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業として、平成30年度に引き続き、機運醸成や情報発信事業に1,746万円、ベロドローム、ラフォーレ修善寺、修善寺駅前のアクセス道路改修事業に3億6,200万円、県営内陸フロンティア企業誘致促進事業に伴う非農用地の購入負担金として1億7,099万円、平成30年度に旧狩野幼稚園の改修で整備したサテライト・オフィスを活用したIT企業等誘致促進事業に862万円を計上しました。

重点目標4「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」について。

文学の郷構想実現のための活動支援と旧営林署跡地活用のための測量設計業務に1,496万円、自主財源の確保、地域経済の活性化、シティプロモーションを目的としたふるさと納税は、目標額を4億円に設定し、返礼品などの経費に1億5,985万円を計上しました。

重点目標5「少子化対策と次代を担う人材の育成」について。

新たに2施設を追加する放課後児童クラブ運営事業に7,044万円、平成32年度からの小学校の英語教育化を見据え、1名の増員を行う外国語指導助手事業に3,587万円、施設整備の方向性、校地、通学対策、事業費などが盛り込んだ新中学校基本構想策定事業に1,000万円、平成30年度からの継続事業として新こども園建設事業に7億840万円を計上しました。

歳出予算のほか、公共施設再配置計画策定支援業務委託など8件について、債務負担行為を設定しております。地方債については、新こども園建設事業、道の駅整備事業、広域処理施設整備事業など新市建設に係る事業のための合併特例債、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債など、総額21億7,500万円の借入れを予定しております。

詳細については総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

予算書をまずお願いいたします。

議案第8号、予算書の、ちょっとページはないんですが、3枚目、第2表債務負担行為でございます。

まず、債務負担行為につきましては、1つ目、公共施設再配置計画策定支援業務委託。こちらにつきましては単年度で完了しないということで、平成31年度と平成32年度に実施をします。平成31年度の予算計上をお願いしてありますが、こちら750万円、債務負担として550万円、合計1,300万円でこの支援業務を実施してまいります。

2点目、3点目につきましては、定住促進事業の補助金とひとり親移住定住促進事業の補

助金、こちら交付期間が24カ月となりますので、平成31年度中の受け付け分について、平成32年度、平成33年度と債務負担をお願いするものでございます。

続いて、緊急通報システム事業でございます。今年度まで、今まで単年度で契約しておりましたが、こちらの対象者が高齢者であるということで、仮に業者が変わった場合など、緊急通報の操作方法など変更が生じるおそれがあります。そのため、同じ業者で5年間は契約できるように、今回債務負担行為をお願いするものでございます。

指定ごみ袋製造運搬業務委託でございますが、こちらは平成32年の4月から販売する袋の製造運搬の契約を平成31年度中に契約するというもので、平成32年の債務負担。

リサイクルセンター整備基本構想策定業務委託でございますが、こちらは伊豆市、伊豆の国市の組合で新ごみ処理施設の契約後発注となるという予定ですので、こちら平成31年から平成32年にまたがるということで、平成32年度を期間とした債務負担。

続いて、土地改良施設維持管理適正化事業負担金でございます。こちらは用排水路やポンプなどの土地改良施設の整備のための適正化事業資金として、新たに静岡県土地改良連合会に負担金として5年間拠出するものでございます。5年間で、1年15万6,000円でございます。債務負担としましては平成32年から平成35年の4年間、62万4,000円、新規となります。

続いて、都市計画マスタープラン策定業務でございますが、こちら都市計画のマスタープランの策定のため、平成31年、平成32年の2年間で実施をしたいということで、平成31年度につきましては300万円を計上済み。平成32年度につきましては750万円の債務負担をお願いするもので、合計で1,050万円の業務となります。

続いて、第3表の地方債でございます。

こちらはそれぞれの事業の財源に充てるための起債となります。

最初の臨時財政対策債、実質的な地方交付税として借り入れるものでございます。5億6,000万円。この臨財債ほか12事業に対する起債、総額21億7,500万円を予定しております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

議案書の3ページ、4ページからになります。

あわせて、資料としてお配りしております平成31年度伊豆市当初予算資料もあわせてお願いいたします。

まず歳入、市税でございます。

資料は1ページ、2ページになります。すみません。伊豆市のマークの入った当初予算資料と予算書をあわせて、すみません、お願いいたします。

まず、歳入の1款市税のうちの市民税でございます。

個人市民税と法人市民税につきましては、先ほど市長申したとおりでございます。個人市民税、現年課税分で申しますと、対前年比900万円増の12億7,900万円、法人市民税につきましては、対前年比3,000万円増の1億9,000万円を見込んでおります。

続いて、2項固定資産税でございます。

固定資産税につきましては、土地についてはやはり地価の下落が続いているということで減額を見込んでおります。また、家屋につきましては設計管理費や再建築価格によります補正率を適用した結果、評価額が据え置かれる家屋が多くなり、当初見込みの下落幅が圧縮されたということで、前年比864万円増額、22億512万円を見込んでおります。

続いて、3項軽自動車税でございます。

軽自動車税につきましては、登録台数は若干減少しておりますが、新規登録から13年経過による経年重課等の税率改正のための増額、前年比200万円増の9,800万円。また、税制改正によりまして10月1日に自動車取得税に変わって新たに新設される環境性能割、こちらを272万円見込んでおります。

続いて、予算書の5ページ、6ページになります。

市税の6項入湯税でございます。

入湯税につきましては、過去3年間ほぼ横ばい状態ですが、観光振興事業の強化や東京2020オリンピック・パラリンピックに向けての交流客数の増加を見込み、前年比200万円増額の1億1,700万円を見込んでおります。

続いて、予算書の7ページ、8ページ、2款地方譲与税の3項森林環境譲与税でございます。こちらは新たに森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、国の平成31年度地方財政対策に盛り込まれた新たな森林環境譲与税となります。1,600万円。

続いて、少し飛びまして11、12ページをお願いします。

11ページの9款環境性能割交付金でございます。こちらは消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税に変わり、新たに平成31年10月以降導入される環境性能割の交付金を3,200万円計上しております。

続いて、10款2項子ども・子育て支援臨時交付金でございます。平成31年10月からの実施が予定されております幼児教育の無償化に係る地方負担分を国により対応してもらうためのものがございます。国の平成31年度地方財政対策に盛り込まれた新たな子ども・子育て支援臨時交付金を1,440万円計上しております。

続いて、地方交付税でございます。地方交付税につきましては、まず普通交付税でございます。合併算定替えの縮減期間の5年目となり、41億6,900万円、対前年度比1億100万円の減額。特別交付税につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック関連費の算入により5億8,600万円、対前年度比1,600万円の増額を見込んでおります。合計としましては、交付税合計額で47億5,500万円、8,500万円の減でございます。

続いて、21ページ以降の国県の支出金になります。21ページ、15款国庫支出金の民生費国庫負担金のうち、2節の児童福祉費負担金でございます。こちら、先ほどの幼児無償化に伴いまして3,800万円増加しております。

続いて23ページ、24ページ。

国庫支出金の国庫補助のうち、5目土木費の国庫補助金のうち、2節の道路橋梁費の補助

金、こちらにつきましては平成30年度に実施した道路整備に係る物件補償が減額となったことなどにより、社会資本整備総合交付金は9,700万円減額の2億3,750万円となっております。平成30年度に物件移転補償等が完了しているということに伴う減額でございます。

続いて、27、28ページの16款の県支出金のうち、まず県費補助金、28ページの4節の一番下です。介護保険費の補助金、地域密着型サービス等整備助成事業補助金3,200万円などと、次のページの細節の2、30ページの一番上なのですが、施設開設準備経費等支援事業助成補助金、合わせまして3,920万円を見込んでおります。

続いて29、30ページ、同じく県補助金でございますが、4目の農林費県補助金のうち2節の林業費補助金、これにつきましては細節の5の高性能林業機械導入補助金2,149万3,000円を追加しております。こちらにつきましては全額県からの補助金となっております。

続いて31、32ページの県支出金のうちの委託金、総務費委託金につきましては、3節で選挙費の委託金がございます。平成31年度に実施される県議会議員選挙の委託金と参議院議員の選挙の委託金、合わせまして3,432万円を計上してございます。

続いて33、34ページの18款寄附金、一番下になります。ふるさと伊豆市寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附額を平成30年度に対しまして1億円の増額で4億円を見込んでおります。歳入の最後となります。

35、36ページにつきましては、19款の繰入金、基金の繰入金としまして、まず財政調整基金から計画的に実施する大型事業などの財源として8億900万円。減債基金としまして新たに地域振興基金造成のための借入れの償還に充てるため7,200万円、社会基盤整備基金の繰り入れにつきましては土肥支所庁舎の屋上外壁工事と中伊豆、天城中学校等の中学校の武道場の天井撤去のための財源、合計で1億1,400万円。

環境衛生施設整備基金繰り入れにつきましては、新ごみ処理施設建設のための組合負担金のうち、新施設の整備事業費相当分452万6,000円。

基金繰り入れとしまして、次ページになりますが、総額13億9,952万6,000円、5億4,275万2,000円の増額となっております。

続いて、歳出でございますが、歳出につきましては本日の定例会終了後と明日、全員協議会の場で、それぞれ所管する課から詳細な説明をさせていただきますので、この場におきましては先ほどの当初予算資料の3ページ、4ページに記載しております性質別の説明をさせていただきます。

当初予算資料の3ページ、4ページ、また伊豆市のマークの入った資料となります。

こちら、3ページの下から性質別歳出を説明しております。

まず、義務的経費でございます。

人件費につきましては、職員数の増加や国政、県政選挙の実施に伴う職員の時間外等の増加によって、前年比5,176万9,000円増額の30億2,976万7,000円。

扶助費ですが、幼児教育・保育の無償化に伴う私立こども園の保育園運営費の負担金、ま

た生活保護に係る扶助費の増額によって、前年比7,932万円増の22億6,544万3,000円。

公債費につきましては、既存の借入利率の見直しや低金利での借り入れがふえたことによりまして、利子償還額が減額となる一方、新たな地域振興基金の元利償還に伴い、前年比1億5,240万円増額の16億3,400万円、義務的経費合計では前年比2億8,348万9,000円増額の69億2,921万円となっております。

続いて、投資的経費でございます。

こちらは補助事業が減少する一方で、市の単独事業が増加したことにより、全体では対前年度比5億819万1,000円増の30億6,386万3,000円。

普通建設事業費のうち補助事業では社会資本整備総合交付金を活用した市道整備を引き続き実施してまいりますが、東京2020オリンピック・パラリンピック関連アクセス道路などに係る物件移転補償費が減額となったことにより、対前年度比では1億5,854万6,000円減額の8億5,291万9,000円。

単独事業では、天城湯ヶ島コミュニティ複合施設整備事業が完了した一方で、継続事業であります新こども園の園舎等の建設工事や、道の駅整備工事の実施により、対前年度比5億3,778万5,000円増額の19億4,273万7,000円。

また、県営事業負担金としまして、県営内陸フロンティア企業誘致事業に伴う換地清算金など、対前年度比1億2,895万円、2億6,817万5,000円を見込んでおります。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第9号～議案第23号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 続いて、日程第11、議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第25、議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第9号から議案第23号まで一括して提案理由を申し上げます。

平成31年度の特別会計について、公共用地取得事業特別会計は、土地の貸付収入や前年度繰越明許費における不用額を基金に積み立てるため、対前年度389万円増の433万円を、国民健康保険特別会計は、平成30年度から財政運営の責任主体が静岡県となり、県から必要な療養給付費や国民健康保険事業費納付金などが示されております。その額をもとに算定した結果、対前年度7,400万円減の42億9,600万円、後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増加、

保険料軽減特例の見直しに伴う保険料の増などにより、対前年度1,180万円増の4億5,270万円、介護保険特別会計は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設や居宅介護サービス利用者の増加などにより、対前年度600万円増の32億5,600万円、簡易水道事業特別会計は、施設の維持管理、配水管の布設替えを継続することに加え、平成32年度からの公営企業会計への移行準備などにより、対前年度1,380万円増の1億7,480万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、企業会計について、水道事業会計は、水道使用量は過去の実績値の推移に基づき、対前年度0.9%増の433万9,000立方メートルを、事業収益は対前年度0.6%増の5億9,380万円を見込みました。

温泉事業特別会計は、施設の維持管理や配湯管の布設替えなどを行ってまいります。事業収益は対前年度0.9%増の7,978万円を見込みました。

下水道事業会計は、平成31年度からこれまでの「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」を統合し、下水道事業会計として、公共下水道事業と農業集落排水事業を運営してまいります。主な事業として、各施設の維持管理、長寿命化計画に基づく湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事、大平地区管渠布設工事を実施いたします。

各財産区の特別会計については、山林の維持管理や管理会計費など、必要な予算を措置しております。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これを持って提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第9号及び議案第17号から議案第23号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算でございます。

議案書の80ページ、81ページをお願いします。

こちら、公共用地特会でございます。

まず収入としまして、財産収入24万3,000円。こちらは財産の貸し付けほか利息となります。そのほか繰越金としまして、平成30年度からの繰越金として408万6,000円。合計で432万9,000円となります。

歳出につきましては、こちらの全額を土地開発基金へ積み立てるものでございます。

続いて、財産区関連の特別会計でございます。

こちらすみません、伊豆市マークの入った当初予算資料をお願いします。

こちらで6ページをお願いします。

6ページの下の方に財産区特別会計を記載してございます。

まず、2つ目になります。議案第17号の持越財産区特別会計でございますが、歳入歳出総額を180万円、前年度比40万円の増額。こちら、主に土地等の貸し付けと前年度からの繰越

金となっています。

続いて、議案第18号 市山財産区特別会計ですが、歳入歳出総額20万円、4万円の減。歳入は前年度の繰り越しでございます。

議案第19号の門野原財産区特別会計でございますが、総額8万円、前年度比マイナス2万円。

議案第20号 吉奈財産区特別会計ですが、歳入の主なものとしましては、土地等の貸し付けと前年度からの繰越金、総額200万円。対前年度比20万円の増。

議案第21号 月ヶ瀬財産区特別会計ですが、こちらも歳入の主なものは土地等の貸し付けと前年度からの繰越金、総額150万円。30万円の減額。

議案第22号 田沢財産区特別会計ですが、こちらは、主なものとしては前年度からの繰越金で総額8万円。3万円の減額。

議案第23号の矢熊財産区特別会計につきましては、こちらは区からの寄附金と前年度からの繰越金で40万円、対前年度比24万円の増額です。

歳出につきましては、いずれの財産区も管理会の委員報酬などの管理会の経費と財産の管理費となっております。

私からは以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第10号及び議案第11号の2議案について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第10号 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計から説明をさせていただきます。

議案書は83ページからでございますが、特別会計予算書は15ページからになります。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

特別会計予算書の24ページをごらんになっていただきたいと思います。

1款の国民健康保険税でございます。

一般被保険者国民健康保険税につきましては7億6,788万9,000円、退職被保険者等国民健康保険税につきましては307万5,000円、合わせまして7億7,096万4,000円を見込んでおります。これにつきましては、一般被保険者及び退職被保険者の減少によりまして、前年より995万円の減となっております。

続きまして、26ページでございます。

3款の県支出金、1目保険給付費等交付金につきましては、被保険者等の減少によりまして医療費の減によりまして、前年より8,714万1,000円減の30億4,820万1,000円を見込んでおります。

続きまして、28ページでございます。

5款の繰入金でございます。

1項の一般会計からの繰入金と2項の国民健康保険事業基金からの繰入金でございますが、

一般会計からの繰入金の法定繰入金分といたしまして、前年度より418万2,000円減の2億841万円、その他一般会計繰入金につきましては、1,500万円減の1,500万円を見込んでおります。また、基金からの繰入金につきましては、国保事業費納付金に充てるもので、前年度より4,414万5,000円増の1億908万5,000円を見込んでおります。

30ページからの7款の諸収入の主なものにつきましては、32ページにございますが、受託事業収入でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合から受託しております75歳以上の方々の健康診査に係る受託料でございます。前年度と同額の1,886万4,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

予算書は36ページからでございます。

1款の総務費につきましては、国民健康保険事業を管理運営するために要する経費でございます。主なものにつきましては一般管理費で国保の事務に携わる職員、これ任期つきも含めまして9名分の人件費4,687万6,000円。電算センター協議会への負担金764万円等がございます。

40ページからの2款の保険給付費につきましては、一般被保険者、退職被保険者等に係ります療養給付費、療養費、高額療養費の給付費でございます。被保険者の減少と医療費の緩やかな減少傾向に伴いまして、1項の療養諸費につきましては前年度より1億556万4,000円の減で、26億745万4,000円を計上してございます。

一方で、42ページにございますが、2項の高額療養費につきましては、重篤な被保険者が増加している傾向がございます。前年度より681万8,000円増の3億7,326万1,000円を計上しております。

予算書44ページの4項の出産育児諸費、5項の葬祭諸費につきましては、過去の実績に基づきまして前年とほぼ同額を計上しております。

同じく44ページから47ページの3款国民健康保険事業費納付金につきましては、歳入の3款の部分で県交付金の特別会計の財源に充てるため、市から県に納付するものでございます。国民健康保険税を主な財源といたしまして、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金分、3項介護納付金分と合わせまして、前年度より1,651万5,000円の増の11億2,829万9,000円を計上してございます。

48ページから51ページ、5款の保険事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象としております特定健診事業、後期高齢者広域連合から受託しております75歳以上の方々の分の後期高齢者健康診査事業、また人間ドックに対する助成が主なものと。いずれの事業につきましても医療機関への健診委託料が主なもので、特定健診委託料に2,793万円、後期高齢者健診委託料につきましては2,041万4,000円、人間ドックの委託料で550万円を計上いたしております。

続きまして、議案第11号 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説

明をさせていただきます。

議案書につきましては87ページでございますが、特別会計予算書61ページからということで、まず歳入から説明させていただきますが、70ページをお開きください。

主なものといたしまして、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合のほうで賦課を決定いたしまして、各市町で徴収することになっております。特別徴収で2億1,779万5,000円。普通徴収で1億2,434万9,000円を見込んでおります。前年度より698万4,000円の増となっております。

次に、3款でございます。

繰入金ですが、1目の事務費繰入金といたしまして483万3,000円、2目の保険基盤安定繰入金といたしまして9,080万7,000円、合わせまして9,564万円を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

74ページをお開きください。

1款の総務費でございますが、人間ドックを受診する被保険者への助成といたしまして委託料250万円、電算センター協議会への負担金134万円、保険料の賦課徴収にかかわります経費140万8,000円が主なものでございます。

76ページでございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収いたしました保険料や保険料軽減分を広域連合に納付するものでございまして、前年度より1,145万1,000円増の4億4,495万1,000円を計上しております。

次に、3款の諸支出金でございますが、被保険者が死亡したことなどによりまして保険料を還付するためのものでございまして、126万1,000円を計上しております。

以上で議案第10号、議案第11号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第12号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私から議案第12号 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

特別会計予算書は83ページからになりますが、予算書88、89ページをごらんください。

予算総額は前年と比較し600万円の増となっております。

まず、88ページ、歳入でございますが、1款の保険料は前年度より1,024万円の減となっております。保険料は65歳以上の第1号被保険者数を1万2,116人、月額基準額を4,800円として算定しております。また、平成31年度は低所得者保険料軽減が第3段階まで拡大されることを見込み、軽減により保険料が減少する額を算定いたしました。

なお、この軽減した分の負担割合は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となります。

次に、3款から4款につきましては、介護給付や地域支援事業、総合事業に対する国・県、社会保険診療報酬支払基金の法定的な負担分でございます。

7 款の繰入金ですが、法定分であります一般会計からの繰入金と介護給付費準備基金の取り崩し分となっております。

続きまして、89ページの歳出でございます。

1 款の総務費は前年度より187万8,000円の増となっております。これは、制度改正に伴う介護保険システムの改修や、静岡県と合同で行う介護事業所管理システムの導入に伴う委託料増が主な要因でございます。

2 款の保険給付費は、前年度より1,729万4,000円の増となっております。主な要因は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設や消費税増税に伴う報酬単価の上昇を勘案し、また認定者の増加に伴う居宅介護サービス費等の増加を見込んだためでございます。

3 款の地域支援事業は、前年度より1,347万1,000円の減となっております。これは、総合事業のサービス利用対象者の減少と報酬体系の変更に伴い、訪問型サービス費、通所型サービス費及び計画を作成するためのケアマネジメント費について減少を見込みました。

6 款の諸支出金ですが、被保険者が死亡したことなどにより、過年度分の介護保険料を還付するためのものがございます。

私からの補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第13号から議案第16号までの4議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から建設部所管の1つの特別会計と3つの企業会計につきまして補足説明をさせていただきます。

黄色いファイルの特別会計予算書にて説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

まず、議案第13号 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算でございますが、予算書125ページからになります。

平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出の総額を前年比8.6%増の1億7,480万円とするものでございます。

主な歳入についてですが、予算書132ページ、133ページをお願いします。

2 款1項の使用料を前年比4.2%増の4,353万8,000円と決めました。また、3 款1項の一般会計からの繰入金につきましては2,790万円とし、起債の元利償還に充てます。

134ページ、135ページをお願いします。

6 款市債の5,970万円につきましては、3,000万円を簡易水道配水管布設替え工事に、2,970万円を公営企業会計への移行事業に充当する予定でございます。

歳出でございますが、136ページ、137ページをお願いします。

1 款総務管理費の12節役務費、簡易水道料金徴収事務委託手数料332万7,000円でございますが、これは料金徴収事務手数料としまして水道会計に支払うものがございます。

次に、138ページ、139ページをお願いします。

2 款の簡易水道費、12 節役務費、12-40 簡易水道漏水管理事務手数料550 万9,000 円でございますが、漏水管理事務手数料として水道事業会計に支払うものでございます。

13 節の委託料、13-44 公営企業会計移行支援業務300 万円と13-45 公営企業法適用推進アドバイザー業務700 万円につきましては、簡易水道事業を平成32 年度から公営企業会計に移行するための支援業務となります。

13-46 統合認可申請書作成業務委託料1,960 万円は、市内にある 8 つの簡易水道事業の認可を統合するものでございます。また、新水道ビジョン作成業務委託153 万5,000 円は、水道事業と調整を図りながら同時進行で作成をしております。

少し戻りますけれども、128 ページをお願いします。

その債務負担行為としまして、新水道ビジョン作成業務委託を平成32 年度限度額として358 万1,000 円をお願いするものでございます。

139 ページをお願いします。

15 節工事請負費、15-40 施設改良費3,000 万円でございますが、柿木地区、八木沢地区、小下田地区の配水管布設替え工事に充てます。その他につきましては通常の維持管理業務として計上しております。

次に、議案第14 号 平成31 年度伊豆市水道事業会計予算でございます。

151 ページからになります。よろしくをお願いします。

平成31 年度の業務の予定量は、給水件数 1 万3,500 戸、年間総配水量は、前年比0.9% 増の433 万9,000 立方メートルと見込みました。水道総給水量は人口減少や節水型衛生器具の普及により年々減少しておりますが、平成31 年度予算に際し、過去の実績値に基づき水道総給水量の算定の見直しを行いました。事業収益は前年比0.6% 増の 5 億9,380 万1,000 円、事業費用は前年比0.3% 減の 5 億6,358 万3,000 円と見込みました。

154 ページ、155 ページをお願いします。

平成31 年度伊豆市水道事業会計予算実施計画書になります。

最初に、収益的収入及び支出ですが、収入の 1 款水道事業収益の 1 項営業収益、1 目給水収益は、前年比1.3% 増の 5 億5,166 万7,000 円を見込みました。これに対しまして、支出の 1 款水道事業費用、1 項営業費用は前年とほぼ同額の 5 億2,173 万9,000 円といたしました。

155 ページの資本的収入及び支出についてですが、資本的収入では建設改良工事等の財源として企業債を 2 億円借り入れる予定でございます。資本的支出については建設改良費 3 億5,772 万6,000 円、企業債の償還に 1 億4,156 万1,000 円。合計で約 5 億円を計上しております。建設改良費の主な工事は月ヶ瀬、地蔵堂、年川地区など、合わせて10カ所の老朽管の布設替え工事を予定しております。

また、水道の安定供給のため、配水池等の水位を常時監視する中央監視操作施設等の設備更新を実施する予定でございます。

簡易水道事業特別会計予算でも説明しましたが、水道ビジョン作成業務委託を平成31 年度

と32年度の2カ年で行うため、159ページに記載してありますように、債務負担の平成30年度限度額1,074万2,000円を計上しております。

次に、議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算について説明をさせていただきます。

171ページをお願いします。

業務の予定量を給水戸数は前年度より3戸減の327戸、年間総配湯量は前年度より微減の153万7,240立方メートルを予定しております。

174ページ、175ページをお願いします。

平成31年度の伊豆市温泉事業会計予算実施計画書になります。

収益的収入及び支出の収入は、1款温泉事業収益を7,978万1,000円としまして、支出は、1款温泉事業費用を7,768万9,000円と決めました。

同じページですが、支出の1款1項営業費用7,501万3,000円のうち、動力費が2,066万4,000円、修繕費が600万円、減価償却費が2,551万8,000円で、これら3項目が営業費用の3分の2を占めております。

175ページの資本的収入及び支出につきましては、収入はなく、資本的支出は1,010万6,000円で、建設改良工事として第2貯湯槽、送湯ポンプ、制御盤取りかえ工事、高根中浜線配湯管入れかえ工事を実施する予定でございます。

最後に、議案第16号 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

189ページをお願いします。

平成31年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業が地方公営企業法を適用することに伴い、2事業を下水道事業会計に統合し、公営企業会計方式による予算編成となっております。

なお、この下水道事業会計予算は2事業の合算の数字となっております。よろしく申し上げます。

下水道事業における平成31年度の業務の予定量は、排水戸数6,506戸、年間有収水量325万534立方メートルと見込みました。事業収益は15億111万8,000円、事業費用は15億111万8,000円と見込みました。

194ページ、195ページをお願いします。

平成31年度伊豆市下水道事業会計予算実施計画書でございます。

収益的収入及び支出ですが、収入の1款下水道事業収益の1項営業収益は、3億8,314万5,000円、2項営業外収益は11億1,797万3,000円を見込みました。これに対しまして、支出の1款下水道事業費用の1項営業費用は13億7,613万9,000円、2項営業外費用は1億1,875万円といたしました。

主な事業としましては、管渠や処理場等の各施設の維持管理、ストックマネジメント全体

計画作成を実施する予定でございます。

次に、195ページの資本的収入及び支出についてですが、収入では建設改良工事等の財源としまして、企業債1億7,260万円、一般会計からの出資金1億8,864万7,000円、補助金1億3,345万円を見込みました。

資本的支出につきましては、建設改良費4億2,351万8,000円、企業債の償還に4億5,063万4,000円といたしました。建設改良工事の主な事業としましては、長寿命化計画に基づく湯ヶ島クリーンセンターの改築更新工事、大平地区管渠布設工事を実施する予定でございます。

以上で建設部所管の1つの特別会計と3つの企業会計についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第23号までの15議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第24号～議案第26号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第26、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についてから日程第28、議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第24号から議案第26号までの3議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第24号は、合併特例債を活用し、伊豆市における市民の連帯の強化、または地域振興等に要する経費の財源に充てるため、伊豆市地域振興基金を設置し、その管理を適切に行うため条例を制定するものです。

議案第25号は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の限度額に関する規定を改正するものです。

議案第26号は、伊豆聖苑について、供用開始から10年経過し、維持管理費等が増加しているため、伊豆聖苑の市外利用者の使用料を改正するものです。

以上、詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第24号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について補足をさせていただきます。

議案書の135ページをお願いいたします。

新たに制定する条例でございます。

まず、第1条で設置について規定します。

市民の連帯の強化又は地域振興等に要する経費の財源に充てるため、伊豆市地域振興基金を設置するものでございます。

第2条の積立ての額でございますが、こちら予算の定めるところによるということで、今回の3月補正で24億円の補正をお願いしております。

4条の運用益金の処理につきましては、まず第1項で、運用から生ずる収益、これは基金の目的を達成するための財源に充てることができると。そのほか、基金に積み増しをするというものでございます。

第6条の処分につきましても、目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしております。

この条例の施行日ですが、今年度の予算の可決をいただき、今年度中の造成を考えております。

議案第24号については以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第25号及び議案第26号の2議案について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第25号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正につきましてから説明をさせていただきます。

議案書につきましては137ページからになります。

本議案につきましては、被保険者間の保険税負担の公平化を確保するために、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税限度額を政令に合わせるための改正でございます。

139ページ、140ページでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第2項の医療給付費分の限度額につきまして、54万円から4万円引き上げまして、58万円とするものでございます。これに伴いまして、国民健康保険税の減額を規定しております第21条につきましても、54万円から58万円に改正するものでございます。

なお、第3条3項の後期高齢者支援金分、同条第4項の介護納付金分の限度額については据え置きとなっております。

なお、本条例につきましては、平成31年4月1日から施行いたしまして、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものといたします。

続きまして、伊豆市火葬場条例一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は145ページからでございます。

伊豆市が管理しております伊豆聖苑につきましては、供用開始から10年を経過いたしまして、施設機能維持のために修繕を必要とする箇所が出てきております。今後も市といたしましては修繕計画に沿って修繕を実施していく予定でございます。維持管理経費の増加も今後懸念されております。また、年間の運営経費を火葬件数で除した1体当たりの火葬経費が使用料を上回っている状況となっております。

このような状況におきまして、将来にわたり火葬場を安定的に運営し、質の高い行政サービスを提供するために、公の施設の使用料にかかわる受益者負担の原則に基づきまして、また、他市町の施設の状況等を鑑みた上で、市外利用者の使用料を改正するものでございます。改正内容につきましては147ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条関係でございますが、別表1の火葬に関する表中の使用料につきまして、死亡時に市民でなかった者の欄。この欄の3万円の箇所を5万円に、1万5,000円の箇所を3万円に、1万円の箇所を2万円に引き上げるものでございます。同じく別表1の焼却の部分の表中の使用料についてでございますが、使用者が市民でない場合の欄の1万円の部分を2万円に引き上げるものでございます。

なお、本条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第25号、議案第26号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第26号までの3議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第29、議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、静岡県及び県内全市町で組織する広域連合の「静岡地方税滞納整理機構」規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は149ページからになります。

本議案につきましては、地方税法の改正によりまして、本年の10月1日から自動車取得税が廃止されまして、同時に軽自動車税環境性能割が導入されることになっております。このため、静岡地方税滞納整理機構の規約、広域連合の処理する事務のうち、軽自動車税及び自動車取得税の申告処理等の事務の規定を変更するものでございます。

議案書151ページの新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

広域連合の処理する事務、第4条第4号中の「及び自動車取得税」を削りまして、軽自動車税に関する用語を、意義等を規定しております「第442条第2号」を「第442条第5号」、「同条第4号」を「同条第7号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、規約の施行期日は平成31年10月1日からとしております。

広域連合の規約変更につきましては地方自治法第291条の規定に基づきまして、組織いたします地方公共団体の議会の議決が必要なため、御審議をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第30、議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについて提案理由を申し上げます。

本議案は、伊豆市の事務の一部を郵便局に取り扱っていただくために、関係法律の規定に基づき、青羽根郵便局を指定しております。このたび、その指定期間を平成31年6月30日まで延長するとともに、同日で事務の取り扱いを終了して、その指定を取り消すもので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しにつきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては153ページでございます。

本議案につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づきまして、平成25年4月1日に日本郵便株式会社と協定を取り交わし、青羽根郵便局を指定しております。

青羽根郵便局におきましては、住民票、印鑑証明書等の交付事務を実施しております。その協定に基づく指定期間が平成31年3月31日で終了となります。このたび指定期間を3カ月延長させていただき、平成31年6月30日までとするとともに、利用者の減少、また機器の老朽化の不具合の発生、また機器の修理部品、また消耗品等の供給停止等がございます。そういったことを考慮いたしまして、指定の取消しの申し出を行いまして、平成31年6月30日をもって、郵便局事務取扱法、先ほど申した長い名前の法律でございますが、その部分の第2条第3号及び第5号に規定する事務の取り扱いを終了するものでございます。

指定及び指定の取消しにつきましては、法律の第3条の規定によりまして、議会の議決が必要となります。皆様に御審議をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第29号及び議案第30号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第31、議案第29号 財産の取得について及び日程第32、議案第30号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第29号及び議案第30号の2議案について提案理由を申し上げます。

議案第29号は、静岡県内陸フロンティア推進区域の指定を受け、国土交通省が実施していた伊豆縦貫自動車道天城北道路整備及び県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業大平地区の計画にあわせ、天城北道路整備による交通ネットワークの充実を契機とし、林業素材生産サービス業である中間土場の誘致用地として創設非農用地の取得をするものです。

議案第30号は、静岡県が実施している土地改良法による県営内陸フロンティア企業誘致促進整備事業大平地区の施行により従前の土地からの区画が変更され、新たに換地を行うための区画にあわせた字区域の変更によるものです。

以上、産業部長に詳細を説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から詳細説明をさせていただきます。

議案書の155ページからになります。

まず、取得する財産の場所でございますが、次の157ページにあります図面を見ていただきたいと思えます。

大平地区の圃場内赤枠の中の青い丸の部分。創設非農用地換地箇所と書いてある場所になります。なお、その詳細につきましては158ページにあります黄色の箇所になりますので、よろしくお願いたします。

取得する経緯でございますが、天城北道路大平地区周辺では、地域活性化を目的としまして平成27年に静岡県内陸フロンティア“森と農”活力創造推進区域として指定を受けました。これは持続可能な林業振興と強靱な森づくりに向けまして、市及び伊豆中南部から集積する材の貯木施設を整備して、あわせて有事の際には、天城北道路への優位性を生かし、復旧対策物資供給拠点となる機能の確保を図ろうとしたものでございます。このため、本地区において国土交通省が実施していた天城北道路整備による発生土を利用する再圃場整備工事と連携し、静岡県が施行する土地改良法による県営内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業大平地区の換地計画に創設非農用地を確保することとしたものでございます。

このたび、本事業の確定測量結果に基づく換地計画を樹立するに当たりまして、創設非農用地換地を定める同意及び取得につきまして、静岡県知事より伊豆市長宛てに依頼がありましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、取得する財産の内容等につきましては、155ページに記載のとおりでございますが、地目は雑種地、面積は1万8,999平方メートル、取得財産の金額は1億7,099万1,000円、取得方法は換地清算、取得する相手方は静岡県知事になります。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第30号 字の区域の変更について説明させていただきます。

議案書159ページをお願いいたします。

ただいま議案第29号で創設非農用地換地の取得の審議をお願いしましたが、その際、従前の土地から区画が変更され、字の区域変更の必要が生じたので、地方自治法第260条第

1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号参考資料の着色された図面があると思いますが、そちらのほうを参考にさせていただきたいと思います。

こちらのものは上側が新しい字界の着色図、下側が古いものの字界の着色図になります。大きな変更はそれぞれの図面の左上、その箇所が今回の創設非農用地の箇所になります。よろしいですか。参考資料として配付していると思います。

もともと創設非農用地につきましては、下の図面の旧字界の着色図におきましては赤の箇所と黄色の箇所、それぞれ字相原と字相原下町の2つの字から成り立っておりました。事業終了後につきましては、1つの筆に2つの字が存在してしまうということになりますので、上の図面の新しい字界着色図としまして、字相原の一部を字相原下町に変更しまして、新たに取得した創設非農用地全体を黄色で示した字相原下町とするものでございます。

また、それに伴いまして、道路の一部等の字変更も行っております。

以上が説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 先ほどの参考資料はクリップどめの平成31年第1回伊豆市定例会条例議案説明資料、これのやつ後ろにクリップでとめてあるやつですね。よろしいでしょうか。別にあるのではなくて、このクリップでとめたやつですね。

以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

ここで都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案の訂正

○議長（三田忠男君） ここで執行部から、本日提案の議案第3号議案の訂正の申し出がありましたので、説明を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、大変申しわけありません。議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案書の4ページになります。

議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）の第2表 繰越明許費の補正の表の文言の修正をお願いしたいと思います。

お配りしております正誤表、まず、2つございます。

1つ目が、6款の名称でございます。当初お配りさせていただきました議案では、「農業水産業費」となっております。これは「農林水産業費」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

それと、8款の下から4つ目の「道路橋梁費」の事業名でございます。お配りしてあります議案書につきましては、「伊豆縦貫自動車等道関連事業」となっております。これは「伊豆縦貫自動車等関連事業」の誤りでございますので、大変申しわけありません。修正のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまの説明がありました議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）の議案訂正について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号議案訂正にてつては承認することに決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第33、議案第31号 伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

伊豆市と伊豆の国市外1組合で共同設置しています公平委員会委員の選任については、伊豆市、伊豆の国市のそれぞれの議会で同意をいただくことになっております。

このたび、委員の梅田欣一氏が本年3月末をもって任期満了となりますので、後任に高木登氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、地方公務員法第9条の2第10項の規定により4年となります。

経歴等はお配りしてあるとおりでございます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第31号 伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第31号 高木登氏の伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会への選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第34、議案第32号 伊豆市教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第32号 伊豆市教育長の任命について提案理由を申し上げます。

本議案は、これまで3年間伊豆市の教育振興に取り組んでいただいた西井教育長が、本年5月11日をもって任期満了となることに伴い、引き続き教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

西井氏の経歴は資料のとおりでございます。

県下の小中学校及び高校で教壇に立ち、東部教育事務所指導主事、静岡県教育委員会総務課管理主事や主席管理主事、田方地区の小中学校で校長を歴任されました。

平成28年5月より伊豆市教育長として、伊豆市の学校教育を取り巻く環境を的確に把握され、県下初の義務教育学校である土肥小中一貫校の運営や新中学校の基本方針策定等、伊豆市の子供たちの教育環境の改善や教師の多忙化対策等、学校現場の課題解決に向けて熱心に取り組んでいただいております。

社会教育やスポーツ・文化振興とあわせ、引き続き伊豆市の教育行政のために御尽力いただけるものと考えております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、本年5月12日から3年間となっております。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第32号 伊豆市教育長の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第32号 西井伸美氏の伊豆市教育長の任命については、これに同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時07分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第35、議案第33号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第33号 伊豆市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本議案は、現在教育委員をお願いしております佐藤雅彦氏が、本年5月11日をもって任期が満了となりますが、同氏を引き続き教育委員として選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

お手元に資料がございますが、佐藤氏は中伊豆小学校PTA会長、伊豆市農業委員会委員を歴任され、特にPTA会長就任時には積極的に活動に専念され、子供たちの健全育成に尽力されました。

また、地域での役員なども歴任し、地域住民からの信頼も厚く、人格・識見ともに教育委員として適任者であると考えております。

任期は本年5月12日から4年間となります。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第33号 佐藤雅彦氏の伊豆市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第36、議案第34号 伊豆市矢熊財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

矢熊財産区管理会の勝又昭夫委員が、平成30年11月にお亡くなりになり、現在1名の欠員となっております。伊豆市財産区管理会条例第3条の規定により、後任の委員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。

後任の委員には、矢熊財産区管理会会長より推薦をいただきました勝又保氏を適任と認め、選任したく議会の同意を求めるものです。

任期は、前任の委員の残任期間となる平成32年3月31日までとなります。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

ただいま矢熊財産区の管理委員会の選任ということで議案が提出されましたが、私、この財産区管理委員の選任という議案を、何か初めてのような気がするんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、この財産区の管理委員会委員というのはどのような役目をするのでしょうか。それが1点。

それで、この委員の定数といいますか、こういうのは何人いるのか。現在、何人いるのか。それから、任期はどうなっているのかを3点お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、この財産区の管理会でございますが、以前にも議案としてはこちら、お諮りしております。ちなみにこの矢熊財産区につきましては、平成28年2月16日に議案として6名の方を御承認いただいております。

また、定数につきましては伊豆市財産区管理会条例というものがございます。そこで7財産区ございます。市山財産区は7人ですが、そのほかの財産区については定数が6人となっております。で、今回1名の方が欠員されているということでお願いするものでございます。

また、任期につきましては法律の規定により4年となっております。

そのほか、役割につきましてはそれぞれの財産区の財産の管理についていろいろ協議していただいているというところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

○13番（西島信也君） 結構です。

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号 伊豆市矢熊財産区管理会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第34号 勝又保氏の伊豆市矢熊財産区管理会委員への選任については、同意

することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第37、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび、人権擁護委員の小林眞弓氏が平成31年6月30日をもって任期満了となることから、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

小林氏は、平成28年1月1日から同職に就任され、現在1期目でございます。人格識見高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任であると考えておりますので、引き続き委員として推薦したく存じます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、諮問第1号は適任であることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は2月28日午前9時30分から開催し、議案質疑を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は2月25日の正午、また一般質問の通告期限は2月22日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時18分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成31年2月28日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案訂正について
- 日程第 2 議案第 3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
- 日程第 3 議案第 4号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第 5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)
- 日程第 5 議案第 6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 6 議案第 7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第 7 議案第 8号 平成31年度伊豆市一般会計予算
- 日程第 8 議案第 9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第10号 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成31年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成31年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成31年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成31年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成31年度伊豆市古奈財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成31年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成31年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 日程第27 議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについて
- 日程第28 議案第29号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健 康 福 祉 部 長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案訂正について

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案訂正についてを議題といたします。

議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）の議案訂正理由を市長に求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第7号の訂正理由を申し上げます。

本予算は、議案について、議案中の特定環境保全公共下水道事業に係る繰越明許費について、議案調整後に執行された今年度改築工事委託の入札が不調となり、今年度工事の執行が見込めなくなったことから、繰越明許費を増額する訂正をお願いするものです。

詳細について建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） 皆さん、おはようございます。

すみません、訂正の補足説明をさせていただきます。

議案書の69ページ、70ページをお願いします。あと、議案の正誤表がきょうあると思いますけれども、それにて説明いたします。

この正誤表のまず訂正前には、この公共下水道の市道市単工事469万8,000円、そして流域下水道建設負担金497万2,000円、そして特定環境保全公共下水道事業2億573万円、合計で2億1,540万円の次年度への繰り越しをお願いする説明をしました。そのうち、この訂正の一番下にありますがけれども、特定環境保全公共下水道事業の湯ヶ島クリーンセンターの改築

工事の委託について金額の訂正が生じたので、お願いするものでございます。

湯ヶ島クリーンセンターの改築工事委託ですが、当初、機械設備工事の入札の不調、それと建築工事の外壁塗装に含まれるアスベスト除去に対する県等関係機関との調整に時間を要したということで、工期の延長ということで説明をいたしました。

その一つの建築工事について、先週2月19日に入札を行いました但不調となったことにより、今年度に支払いを予定していた部分の事業費を新たに繰り越す必要が生じました。このため、特定環境保全公共下水道事業に492万7,000円を追加しまして、この正誤表の訂正後にあります2億1,065万7,000円としまして、合計2億2,032万7,000円に訂正し、繰越費をお願いするものでございます。

なお、この湯ヶ島クリーンセンターの工事の完成は、一応予定では10月ごろを予定しております。

以上、繰り越しにつきましての訂正の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号の訂正の件は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号の訂正の件は承認することに決定いたしました。

ただいま議案第7号の訂正が承認されました。

よって、日程第6、議案第7号の議案質疑は本日の日程から3月7日に変更することいたします。

なお、この質疑に対する通告書の提出期限は3月4日の正午までといたします。

◎議案第3号～議案第6号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第5、議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について。

初めに、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、1つ質問いたします。

6款、4ページ、繰越明許費補正、わさびの郷構想策定業務委託について質疑を行います。800万円を全額繰り越すとのことですが、予算が成立してから1年が経過した到達状況がわかりません。どこで何が停滞しているのでしょうか。委託を受けた株式会社フジヤマ沼津営業所は、関係団体から意見収集や情報収集を行ってきたが、業務委託仕様書の成果品は途中にあるということでしょうか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

わさびの郷構想の策定につきましては、当初、アンケート調査の実施、3回のワークショップの開催、また、それらの意見をまとめるための4回の策定委員会の開催を予定しておりました。アンケート調査につきましては、わさび農家、都市部からの観光客、伊豆市民を対象にしたそれぞれ意識調査を行うものでございます。ワークショップにつきましては、一般市民や若手生産者、観光関係者等からテーマに沿っての意見交換や情報交換を行い、提案を自由に出していただくものでございました。そして最後に、わさび生産者や観光関係者、行政関係者等を構成員としたわさび策定委員会において、アンケート調査の結果やワークショップでの意見をまとめて、わさびの郷構想をつくり上げていく予定でございました。

いざ実際に作業を進めていく中で、よりよい構想を策定していくためには、さらに生産者座談会の実施やJ A伊豆の国農協、市観光協会のヒアリング等の必要性が生じました。実際に生産者座談会は3回ほど実施して意見を聞いております。このように当初の予定になかった作業を加えたことにより、地元との調整に時間を要しているのが現状でございます。現在、3回のワークショップと2回の策定委員会を開催し、構想の素案までができ上っております。今後予定している2回の策定委員会で内容をさらに精査して、わさびの郷構想をまとめていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 何をやろうとしているのかというところについては、市が業務委託仕様書をつくられて、これにのっとって業者選定をやって、第1回目質疑をやったように、委託を受けた会社、株式会社フジヤマ沼津営業所がやられたと。そうすると、当然、この仕様書に基づいてその委託業者が、中心と言ったら変ですね、いろんなことを専門的分野でやりながらやられたということは今の話の中でわかるんですが、ここにもありますけれども、業務を進めるに当たって、さまざまな振興策は、関係者及び関係諸団体に対し意見の収集。

今、部長がお話しなされましたように、いわゆる生産者、アンケートというのは、地元の人とか東京方面の方だとかいろんなことをアンケートを3カ所からとっていますということも担当課のほうでお尋ねしたんですけれども、そのように至って、いわゆる関係団体といろんな詰めをやってきたというところまではわかったんです、今の説明ですと。

そうすると、すみません、4月にこの予算が通ったから直ちにということではなくて、実施スケジュールも、私、見させてもらいましたけれども、8月ごろから動き始めたと、この業者も。だから1年あるのではなくて、実質的には半年ぐらいの中でどうやりくりしたのかということになってくるんですけれども、もう一度お尋ねしたいんですけれども、今までも策定委員会のほうでワークショップを行う、そしてJAとか、多分、東部農林事務所の方も入られて、市役所の担当の方等々が入られて、このいわゆる世界農業遺産に設定されたから物すごくアピールできるということで、一つの伊豆市をアピールする大きなインパクトのある事業だと思うんですね、これが進むならば。そうすると、もっと早いのかなと思ったら、いろんな条件があったんでしょう、こうなっちゃったんだけれども、すみませんね、もう一度お尋ねしますね。

何もやらないのではなくて、やってきたんだけれども、どこが、今、まだやられていないかということは、生産者の方とかJAとか云々という話をなされたんですけれども、もうちょっと、ここまで来たんだけれども、残りというか、本来の目的とするところがどこが抜けていたのかということは、もう少しわかりやすいように説明していただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） どこが抜けていたかというよりも、スケジュールどおりに進めてきたんですけれども、先ほど言いましたいろんな形のものが、意見を多く聞くという機会がふえたということでございます。現在、基本方針等は、4本柱を立てまして、ある程度、先ほど言った素案ができていう状況でございますが、その最終的なまとめがやはり今できていないというところだと思います。最終的にはパブリックコメント等を実施しまして市民の方の意見を聞くことになっておりますので、そこら辺が調整に時間がかかっているということと、そこら辺が今できていないということだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 何か行き詰まっているという気持ちはないですね。当初のやろうとしたスケジュールから、当初の目標としたところよりも、何らかの原因、そこがよくわからないんだけれども、おくれてきちゃったと。だから本来は平成30年度で終わるべきこの業務委託というか、完成品を業者も当然持ってくるでしょう、いろんな話を。まさに専門家の意見を聞きながらということなんですけれどもね。

まとめができないというところは、多分、委託されたほうは一生懸命やられていると思う

んです。ということは、800万円で本来は業務委託をやったんだけど、それがさらに延びちゃっているわけですね。ということは、委託業者がするならば、さらにそこは仕事をしなくちゃならない、800万円で。そうすると、また追加になるわけではないんだろうけれども、いろんな話が耳に入ってきたんだけど、わさび組合の方々から言うと、自分たちの願い、これは一方的になるから言いませんけれども、なかなか願いが反映し切れなかったという話も聞いているんです。何かもううまくいかないのではないですね、調整がうまくいかなかった、まだいっていないということだから、そのまとめができていないというのは、4本柱の何ができなくて次年度に繰り越したのかということ、最後にもう一度お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 調整がうまくいっていないということで、もともとわさびの郷構想というのは、やはり生産者の方の問題と、それを利用とか活用して観光関係をどう発展させていくかというのが一番課題だと思います。それをどのようにして、やはりどう地域を元気にさせていくかというところが一番の課題だというふうに感じています。その関係で、まだそのところの関係者、観光関係者、わさび組合の方の意見というのがなかなかうまく最終的には調整できていないというのが実情かなと思います。そこら辺をまとめることによって、よりよいわさびの郷構想ができ上げていけばいいかなと。でき上げていくことによって、伊豆市をPRして、地域がますます元気になっていけばいいかなということで考えております。

業者のほうにもその辺のことについては理解していただいております、やはり今の現状ではなかなかまとめ切れていませんので、よりよい構想のためには、追加費用ということではなくて、先ほどの仕様書にありましたとおり、関係者団体からいろんな意見を聞くというのはございますので、その一環としての業務がふえたということであると考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算について質問させていただきます。

まず、8款4項1目の急傾斜地崩壊対策費、大幅に減額されていますが、その理由を伺いたい。

もう一つ、ここに入っているかどうかかわからないですけども、横瀬のソーラー発電所の下の崩壊地、この間までブルーシートのかかっていたところですね、国道を通ったことのある人は目についたと思うんですけども、あの崩壊地の対策はどのようになっているのか伺いたいと思います。

続いて、基金費、地域振興基金積立金24億円、その使用目的は何なのか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第3号の8款の急傾斜地崩壊対策についてお答えいたします。

まず、大幅な減額になりますけれども、まず、13の委託料、15の工事請負費、17の公有財産購入費、22の補償費の減額につきましては、今年度、県からの補助金の一部のみ内示、及び全額内示がなかったものに対して減額をお願いするものでございます。19の負担金につきましては、県が実施しております急傾斜工事の事業費が確定したことにより負担額が決まりましたので、減額をお願いするものでございます。

また、この下にあります横瀬のソーラーの下はどの予算かとありますけれども、ここにつきましては、今後、県施工による急傾斜工事を予定しておりますので、予算的には19の負担金を予定しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、基金について、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、今回補正させていただいております地域振興基金の使用目的ということでございますが、同じく上程させていただいております議案第24号で伊豆市地域振興基金条例の制定をお願いしているものでございます。この議案第24号の条例案第1条に規定しておりますとおり、合併後の市民の連携強化や地域振興等に係る事業を継続して実施していくための財源に充てることを目的として基金を造成いたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。款ごとで行います。

まず8款について。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それぞれ理由があるようなんですけれども、ちょっと確認します。

横瀬は、例えば今年度ではなくて、ことし実施される可能性があるんですか、伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今現在、あそこの地区につきましては、横瀬より少し三島方面の竹原という地区、カインズの前になりますけれども、そこを今、急傾斜の工事を県で行って

います。下から順に上がっていきますので、まず竹原という地区が終わり次第、今度、その上の横瀬地区に入っていくということでございますから、ちょっと年代的にはすぐには、まず竹原の完成をして、その後ということになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、あの竹原の工事の枠の中であそこもやってくれるということですか。それともまた別に、別の業者が入ってやるというのですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 竹原は、今行っています業者が請け負ってやっていますので、横瀬地区につきましては、今後、ちゃんと設計し、再度入札しますので、どの業者がやるかはわかりませんが、そういうことです。

○議長（三田忠男君） 次に、13款に入ります。

森良雄議員、ありますか。

○15番（森 良雄君） 13款に入ります。

地域振興のために使うというんですけれども、伊豆市のやっていることは全部、伊豆市の振興のためにやっているのではないんですか。非常に曖昧だと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） こちらにつきましては、この後、鈴木議員からの御質問もあるんですが、旧の市町村の合併の特例に関する法律という法律がございます。そちらで一応基金の目的について規定されておりますので、条例上も同様の規定をさせていただいているということです。特に、当然、議員おっしゃるとおり、今、伊豆市がやっている施策というのは、地域振興、伊豆市の振興のためなんですけれども、それぞれの合併する前の町単位というものもありますので、極端な話で言いますと、今やっている地域の拠点づくりの事業とか、それぞれのコミュニティの市民の一体感の醸成とか、そういうものに使うという基金でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今の答えだと、何にでも使える基金というふうに聞こえるんですけれども、そうではないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 他市町の、全国的にいろいろ、どんなものに使おうとしているのかと調べております。確かにいろんな市町でいろんなメニューがあります。そうしますと、ソフト、ハードを見ていきますと、あ、こんなものにも使おうとしているんだなという、議員おっしゃるとおり、ある一定の枠の中であれば相当範囲で使えるものだとは考えておりますけれども、やはり市民の一体感、メインはコミュニティとかそのそれぞれのまちの振興、そういうものを想定しています。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

議長に発言の許可を得ましたので、通告に従い議案質疑をさせていただきます。2件についてお伺いいたします。

まず1件目なのですが、議案書の4ページ、第2表の繰越明許補正、6款農林水産業費、1項農業費のわさびの郷構想策定業務委託料800万円についてです。木村議員のほうからも先ほど質疑がありましたので、多少ダブるところもあると思いますが、また違った視点で質疑をしたいと思います。

まず、①全額繰越明許となった理由として、地元関係団体等との協議、調整の問題等の説明がありましたが、具体的にどのような点で合意形成ができないのか伺います。

②業務委託先、先ほどありましたが、株式会社フジヤマ沼津営業所なのですが、との契約上に問題は発生しませんか。

③事業の全体スケジュール（将来的な県との連携も含めて）、これは1年前の産業部長の質疑の際の答弁でそういう話がありましたが、そういったことに影響はありませんか。今後の事業の進め方についても伺います。

2件目です。議案書の15ページですけれども、21款市債、1項市債、1目総務費の5節、地域振興基金造成事業22億8,000万円、これは第4表の地方債補正も含みます。森議員の質疑もありましたのでちょっとダブると思いますが、お願いします。

①合併特例債を財源として見込んでいますが、旧合併特例法における基金創設の財源活用の法的根拠を改めて伺います。

②平成30年度補正予算に計上する理由、これは何なのか伺います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） まず初めに、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から回答させていただきます。

①につきましては、先ほども木村議員のほうからの質問でも答弁したとおりでございます。策定に当たりまして、よりよい構想を策定するために、当初の予定になかった3回の生産者座談会や、J A伊豆の国、市観光協会のヒアリングなど、作業を新たに追加しました。そのことで地元との調整に時間を要しているということでございます。

実際に基本方針としまして、地域の活性化、わさびの生産振興と継承、自然環境の保全と景観形成、拠点の整備とネットワークの形成という形で、今、基本方針を固めているところでございます。それらにつきましては、現状、合意形成をできていないということではなくて、図っているという状況で、御理解いただければと思います。

続きまして、②でございますが、業務委託先につきましては、株式会社フジヤマというところに委託しております。これにつきましては、市の考え方を十分に理解していただき、また、業者としても時間をかけてよりよいものをつくりたいという形で聞いております。企業誘致について、変更についてはもうある程度理解していただきますので、契約上の問題は無いと考えているところでございます。

続きまして、③でございます。わさびの郷構想策定後につきましては、その構想の実現に向けて、生産者や事業者、関連団体等を構成員とする協議会のような組織を立ち上げて、協議をやりながら実際の作業に当たっていきたいと考えているところでございます。

全体スケジュールに影響はないかということでございますが、わさびの郷構想につきましては、構想期間を10年間としております。短期、中期、長期に事業分けしまして取り組む予定でございます。既に平成31年度の事業につきましては、静岡県で作成しますロゴマークを利用した新たなパンフレットの作成、あるいはワサビ田への立入禁止看板等の設置を行う予定になっており、事業の実施に向けて、取り組みには影響はないと考えています。

また、将来的な県との連携につきましても、常に連絡をとり合いながらわさびの郷構想の策定を行っておりますので、影響はないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地域振興基金のまず1点目の法的根拠ということでございますが、旧市町村の合併の特例に関する法律におきまして、いわゆる合併特例債を財源とすることができる期間、それとその合併特例債の対象となる事業と、もう一つ、基金の積み立てについて規定されております。今回の基金につきましては、この旧市町村の合併特例法の11条の2第1項の第3号に、基金に充てることのできるということで、それを根拠としております。

2点目の今回の補正予算に計上する理由でございますが、これまでこの基金の造成については継続して検討してまいりました。ただし、基金の取り崩し方法やその活用できる事業について不明な点がございました。他市町の動向などを見据えながら、どういう事業に使えるかと慎重に検討を行ってきた経緯がございます。

また、この基金を取り崩して財源とする場合がございますが、その取り崩し可能額というのが、基金造成のために起こした合併特例債について、取り崩す年度の前年度までに償還が終わった額の範囲というものでございますので、今回、この基金の造成の方向性を決定し、上程をさせていただいておりますので、基金の活用のことを考えますと、少しでも早く元金償還を進めることがより効果的と判断いたしました。よって、今回、補正予算に計上させていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、わさびの郷構想のほうからなんですが、木村議員のほうのやりとりでも、今までのその経緯というのは部長のほうから御説明がありまして、今もその一応確認の繰り返しの御答弁だったと思うんですけども、①のところなんですが、ここのところは、観光関係者、わさび組合とかその辺の調整がまだやっぱり今のままでは不足だから、もう少しよりよい構想にしたいということで、委託業者には追加費用なしということの中で事業をもう少し丁寧に進めたいという発言だったと思います。

これについては、実は1年前、平成30年度当初予算の審議の際にもいろいろ質疑がありまして、結局、この事業をどこが主体になってやるかという、そういった議論がありまして、議事録にもありますけれども、産業部長のほうに御答弁されていまして、どこが主体になって、どうやっていいか、どこがまとめるのかというのはこれからまた考えていきたいと思いますが、やはりJA伊豆の国さんがいますので、その辺うちのほうの農林水産課と協議させていただきながら、そこが本当に音頭をとりながら引っ張っていくという言い方は変なんですけれども、先頭にやっていく必要があるかなと考えています。かなりぼやっとした感じの、そもそものお話だったような感じが、当時、私もお話を聞いていてちょっと心配になったところがあるんですけども、実際、これは業務委託する際に、入札公告が7月23日にされて、業者決定が8月31日ということで、実質、木村議員のほうでもお話がありましたが、約半年ぐらいの事業スケジュールだったんですけども、先ほど、関係団体とも調整をさらにやらなきゃいけないというところがあったんですけども、実際その予算計上をする際に、その辺の難しさというのは恐らく感じていたんじゃないかなと思うんですけども、先ほどの答弁も含めて。そうすると、スケジュールどおりには進めていたということなんですけども、先ほど申し上げた入札公告や業者決定、この辺のスケジュールも含めて、全体的なそのスケジュール立てにちょっと問題がなかったのかどうかということにはちょっと伺いたいと思います。

それと、業務委託先との契約上に問題はないというお話だったんですけども、平成30年度伊豆市わさびの郷構想策定業務委託仕様書、ここに仕様書がありますけれども、そのところで、第8条、成果品というところで、（1）から（5）ということであるんですけども、（1）が業務報告書3部のカラー、第2が業務報告書ダイジェスト版100部のカラー、

(3) が構想図10部のカラー、(4) が上記の電子データ一式、(5) が、このほかに伊豆市の監督職員が必要と認める書類ということであったんですけども、この辺の実際、今の時点での成果品の提出状況というのはどうなんでしょうか。まだ丸々ないということでしょうか。

それと、あと実際、この先ほどの予算計上の際のスケジュール立てのことについてもそうなんですが、これは財務当局に伺いたいんですが、実際、その予算を産業部のほうが上げてきて、それを財務当局のほうでヒアリング等々で精査してきたと思うんですが、その事業、産業部の提案内容についてどのようなヒアリングのやりとりがあったのかという、その辺のことを3点伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず最初に、全体的なスケジュールに問題がなかったかということでございますが、当初、8月から9月にかけて発注ということで、今述べていただきましたけれども、その時点で、当然、年間の中で消化する予定でいましたので、スケジュール的には問題なかったと考えています。ただ、現状はやはりこういう形でおくれが出てきたことにつきましては、責任を感じているところはあります。

あと、仕様書の第8条の関係でございますが、成果品につきましては、いろんなアンケート調査の結果であるとか、ここに書いてあるものではなくて、それらの結果等につきましては、まとめたものはいただいておりますが、最終的に、第8条に書かれております成果については、まだ現状、提出いただいていない状況でございます。これから提出いただくものでございます。

○議長（三田忠男君） 財務関係、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） このわさびの郷構想の予算化のときのヒアリングということでございますが、詳細には覚えていないんですが、当時、当然、農業サイドではいろいろワサビ振興等の施策というのは行っておりました。ただ、農業遺産に認定され、具体的にやはりワサビについてしっかりまさしく構想ですね、こういうものをつくって事業を進めたいということだと記憶しております。当然、その農業遺産の認定ということも受けまして、財務当局としてはこの予算を認めたというか計上したということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、この件については最後になります。

このわさびの郷構想につきましては、生産者含め地元関係団体等々、やはり期待する方々が非常に多いと思いますし、伊豆市の情報発信として必要な事業であると思います。今、関係部署のほうから事業の経過報告がありましたけれども、最後に市長、この構想をまとめ上げるにつきまして、今後のスケジュールにつきまして、改めて、これをまとめ上げていくと

いう、そういう決意がありましたらお話しいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） わさびの郷構想については、いろいろ関係される方によって考え方が必ずしも一致していない、やっぱりワサビの生産者の方、あるいは産地にありながらワサビ沢を持っていらっしゃる方、あるいは中伊豆のように余り活用されていない、萬城の滝が近くにあってそこを心配されている方々、あるいは小学校の跡地等々、いろいろな関係される方が、それぞれやっぱり思い入れの強いところ、必ずしもそうではないところがあって、その認識の調整に少し時間がかかっているようです。

基本的に、世界農業遺産になったワサビ生産を守るということは、これは合意していますので、それをしっかり踏まえつつ、さらにどのように進めるかということについて、もう少し時間をかけたほうが多分いいのだろうなど私も考えておりました。結果として事業を繰り越すことになりましたけれども、最もいい形で地域の皆さんが納得いただければと、こう考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、21款、再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、再質疑させていただきます。

①につきましては、先ほどの森議員の御答弁にもありましたが、旧合併特例法の第11条の2第1項の3号ということで、総務部長のほうからお話がありました。私も実は通告を出した後、ちょっと調べてみたんですが、旧合併特例法は昭和40年に施行されて、その後、平成16年に今の新法のもととなる合併特例法が施行されて、平成17年に失効するわけなんですけど、この旧合併特例法、この適用する自治体というのが、平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用ということなので、当市は平成16年4月1日ということですから、この法律の適用範囲の自治体ということで認識しました。先ほどのその法的根拠というのは、第11条の2ということで、地方債の特例ということであってあると思うんですけども、そこに基金の創設のやっぴいよということであってあるということ、その法的根拠はわかりました。

それで、再三、やっぱり実は1月28日に財務課のほうから全協にて、地域振興基金の創設についてということで、レジュメをもって議員のほうは説明を受けたんですが、内容として、活用を予定する事業というところ、いわゆるこの基金を使って何をやるのかというところがやはりちょっとうまくよくわからなかったというところが一番大きいです。主な事業例として、財務課の出した資料によると、地域づくり推進事業、地域づくり協議会の活動に対する支援とか、公共交通維持事業、バス路線など地域の公共交通を維持するための事業ということなどを例として挙げておりますけれども、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、以前から基金の創設は検討していたんですけども、活用する事業、何に使うのかというところを他市町の事例も見ながら検討していたというお話もありました。

実際、この活用についてどういう事業にやるかと、その辺の具体的な計画と申しますか、そういったものは、今提示できるものはあるのでしょうか、それを伺います。

それと、市長が施政方針で述べられたんですけども、現在の合併まちづくり計画、いわゆる伊豆市建設計画についての中で、本年中、本年中というのは平成31年中ということなんだろうが、伊豆市建設計画の期間の延長を含む合併まちづくり計画の変更について、議案の提出をこれから予定しておりますということがありましたけれども、そのこととこの基金の創設というのは関係があるのでしょうか。

それとあと、伊豆市マークの平成31年度伊豆市当初予算資料がありますけれども、その5ページに、ふるさと伊豆市寄附金の活用予定事業の中に、⑤地域づくりのための事業、これは地域づくり協議会に対する地域づくり交付金としていますが、このふるさと納税、いわゆるその寄附金を使った活用事業と、地域振興基金でこれから使われるであろう地域づくり協議会に対する交付金、その辺の違いは何かあるのでしょうか。

以上、伺います。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の具体的な事業はということでございます。全協のときでも少し説明させていただきました既存の事業として、まず、地域づくり協議会の活動支援や自主運行バス、そちらの経費ということは具体的に説明させていただきました。そのほかにも、現状、各種の自治会への補助金、交付金もございます。また、コミュニティ施設の整備とか、コミュニティの活動のための補助金、幾つかあります。それらの事業にも充当はできると考えております。ただ、今、この基金を造成して、どの事業に振り分けていくかというのは、今後、当然、運用益もありますし、取り崩しもあります。予算規模等、調整しながら充当先は決めていきたいというふうに考えております。

また、新市建設計画の変更との関係でございますが、当然、合併特例債の活用できる期間が伸びましたので、新市建設計画の期間は変更させていただくとともに、この地域振興基金も、新市建設計画に記載されている事業に限って使えるということですので、その辺の活用内容と今の現状の計画を見ながら内容の見直しもやっていきたいということでございます。

あと、ふるさと納税の地域づくりのための事業、いわゆる地域づくり協議会への交付金との関係ですが、ふるさと納税につきましては、地域の方が頑張って自分の地域を目的に納税を集めていただいているという現状もございますので、その地域を指定した場合は、このふるさと納税から交付金を割り増しで交付するという趣旨もありますし、1地区500万円の原資にも充てるということもこのふるさと納税は考えております。ただ、この地域振興基金の市民のコミュニティと地域の振興も、これ、どちらもとれる事業っていっぱいあるんです。一つの事業でも両方に当てはまる。当然、このふるさと納税にも使えるという。一つの事業だけでも、全部に当てはまるということもありますので、特別、このふるさと納税の地域

づくり交付金はこっちに使って、今回の基金はそっちに使わないとかということではなくて、いろんなメニューに使えるということで、そのあたりは予算をつくる中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 最後ですね。わかりました。

そうしますと、どの事業に活用するかということについては、予算要求があった時点で、恐らく財務当局のほうが、財源がどれが充てられるかというところの選定をするということによろしいですかね。

その活用事業のということで、長野市の地域振興基金というのは、条例を制定して、平成21年ですかね、それでその条例制定後、平成23年に、これは庁内の部長会議の資料ということで、地域振興基金の活用についてということで、実際に各部署のヒアリングをもとにどの事業が活用できるかどうかということをもとめたものがあるんですけども、こういった形で実際に、単年度でなく、ある程度長期を見据えた中で事業化できるもの、活用できる事業、そうではない事業というのは、仕訳をある程度示すということは可能なかどうか、その辺のお話を聞いて終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の基金の活用につきまして、当然、新たな事業起こしということも可能です。ただ、現状、コミュニティや地域振興に関する事業、いろんな施策を行っておりますので、まず、既存の事業への程度充当できるか、また、当然、地域づくり、それぞれ旧町の地域づくりというのは、今、現状、行っておりますので、そちらにウエートを持っていくのかというのは、今後庁内でも検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第7、議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず初めに、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算について質疑を行います。

まず最初に、大きな視点から2つお尋ねします。

予算規模に対する見解を求めます。

人口動態と財政見通しについて、「平成31年度をもって地方交付税の特例期間が終了し、一般会計の総額をおおむね120億円程度に緊縮することが余儀なくされる」と市長は述べられましたが、7年前です。伊豆市市政誕生以後2番目の予算規模を今回は提案しておりますが、今年度総予算額をどう見たのか、そして今、平成24年の施政方針のときに述べられたところとの差、約80億円のこの差が出てくるんですけれども、その違いに対する見解の説明をしていただきたいと思います。

次、第3次伊豆市行政改革大綱の、今年度、最終年度でありますから、その視点から平成31年度予算への反映について、1つだけお尋ねします。

第2次総合計画の施策をした、今回は予算であるということは、提案理由で述べられましたが、第3次伊豆市行政改革大綱にある「新たな財源の創出へ」の予算措置について説明を求めます。

次に、1款市税についてであります。3点、関連しますけれども、お尋ねします。

1つ目、景気回復の兆しが見られるという見通しを立ててはいますけれども、市民の平均所得や法人税がふえそうだから景気回復の兆しという判断でしょうか。

2つ目、伊豆市の景気判断は何によつてはかられましたか。

3点目、この予算の1年間を見通したときに、市民の暮らしや事業所の営業はよくなるという予想のもとでの予算の提案でしょうか。

次に、2款です。ひとり親等移住定住促進事業についてお尋ねします。

「観光が経済になっていないのではないか、観光産業を地域の雇用と所得を確保できる総合産業に成熟させることが求められているのではないかと考えています」と市長が述べてから7年が経過しようとしています。そのための施策がひとり親等移住定住促進事業というふうに私は理解をいたしました。そうしますと、旅館業への就業が結びつかない原因が、今までずっとここはなかなか大変だと言われていたんですが、この事業で、全てとは言いませんが、一定程度改善されるということでしょうか。

次に、10款です。新中学校基本構想策定業務委託についてお尋ねします。

施政方針で、日向地区を中学校の校地の候補地とする、修善寺中学校も校地として検討する。どちらにするかも第三者に委託するということでしょうか。

最後に、もう一つの10款です。文学のふるさと事業についてお尋ねします。

2年前は、旧営林署跡地の利用は商工観光課、去年はそれ、それというのは旧営林署跡地です、それを含めて去年は教育委員会が担当し、今年度は2つの課が事業を進める提案です

が、経過がこのようにどうしてなったのかということが納得できる説明を求めます。

以上であります。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 2点について、私から申し上げます。

まず予算についてですが、御指摘のとおり傾向となっております。私が自分で予算編成を最初に行ったのは平成21年なんです、そのときはたしか当初予算の規模が135億円ぐらいだったと思います。その後、地方交付税の合併特例が解消されて一本算定になるころには、正確な数字は覚えていませんけれども、これは後で総務部長から説明させますが、20億円近い地方交付税の減額が見込まれるということで、結局120億円程度には持っていかなければいけないだろうという考えでおりました。

その後、幾つかの状況の変化があったのですが、1つは、地方交付税の一本算定の見直しが行われたということ、それからもう一つは、伊豆市ができて、当初、4年間の大城市長の行政の中で合併特例債を活用したものは、伊豆聖苑、ほかにあったかもしれませんが、10億円単位のもの多分伊豆聖苑ぐらいだったろうと思います。その後、私になって、修善寺駅とかし尿処理施設とか、今はごみ焼却場ですとか、規模の大きなものが出てまいりました。これは私は後で承知したのですが、当初は合併特例債の活用がかなり厳しかったんだそうです。

したがって、伊豆市だからとか私だからということではなくて、全国で、新市建設、新しいまちの建設のための合併特例債の活用が、かなりその後、柔軟になったようです。だからといって無駄なものをつくっているわけではなく、御承知のとおり、避けられないもの、つくらないではおけないものについて有利な財源を充てるということで、今、新市建設事業が時期的にも重なっているということがあります。そこで、今、数字の上では数十億円の差が出てまいります。

ただ、これは何度もタウンミーティングでも申し上げてきたんですが、約230億円の起債残高の中で、基金が80億円、それから国の補助裏づけが150億円以上ございますので、こういう施設の建設は慎重にやっておりますし、最も有利な財源を充てるということに徹していますので、長くても15年で償還ができるわけです。今、そこはやっぱりむしろ心配なのは、恒常的な、例えばたくさんまだ持っている市有施設の維持管理ですとか、市民の皆さんへのサービスの整理とか、そういったことのほうが非常に対応が難しいです。市民の皆さんの生活に直結する可能性がありますので。したがって、数字の規模だけではなしに、その予算の質についてこれから慎重に対応してまいりたいと思っております。

もう一つの経済政策ですが、県が各市町の経済指標をとっていて、3年ぐらい時差ができるんじゃないでしょうか、直近で新しいのは平成26年度か平成27年度の経済指標があつて、伊豆市は

大体横ばい、伊豆市の総経済活動1,000億円ぐらいで、おおむね横ばいぐらいで続いています。その中で基盤産業となっている観光が、かつては、観光ニアリーイコール宿泊、旅館とホテルの事業のような感じだった、市民の皆さんからもよくそういう指摘をされました。観光、観光と言って旅館の支援だけかと。そうではなくて、観光交流客数が市民の人口の約100倍、300万以上、宿泊客数が市民の人口の約30倍、90万程度ですから、ここをいかにマーケットとして活用していくか。西海岸や南に行かれる通過交通も含めて、この観光交流客数をいかにマーケットに活用していくかということに尽きます。そのためにつくったのが産業振興協議会でございます。これはまだ体制の確立の途上でございますが。

その大きな範疇の中で、ひとり親移住定住促進もその中の一つにはなります。やはり旅館を初め観光の皆さんは、30代、40代の女性に働いていただきたいという事業の特性がございます。そこが一番難しいところで、一つには、その方々に、30代、40代だけではないんですが、そういった働く世代の女性が、働かなければいけない人たちがまずどういう方々かということ、それからもう一つは、もちろんひとり親というのは男性のひとり親もあり得るわけですが、やっぱり首都圏の状況をいろいろなところから伺いますと、かなり厳しい。例えば夜の仕事をされていれば、託児所に夜中の12時、中には夜中の2時ごろ迎えに行くような方々にいるやに聞いておる中で、伊豆市ではもっとそういった方々により有利な生活を提案できるのではないかと。働く場所はある。部屋も何とか確保する支援をさせていただきたい。それだけでは当然足りないのであって、その方々の食事、教育、それから地域で受け入れていただく体制、そういったことを考えると、伊豆市であれば、ひとり親の方々、シングルマザーの方々によりよい生活を提供させていただき、かつ、伊豆市の観光業のニーズにも適用できる可能性があるのではないかとということでこの施策を始めたわけでございます。

その他の点、それから申し上げたことの詳細について、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから新中学校関係の御質問に対してお答えをします。

平成31年度に策定を目指す新中学校の基本構想の概要につきましては、1月28日の議会全員協議会で御報告したとおりでございます。また、過日の教育委員会において、校地につきましては、日向地区及び現修善寺中学校校地の2カ所を候補地とすることを決定し、総合教育会議の席上、市長に報告したところでございます。

予算の内容につきましては、教育部長より答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

まず、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、市長のほうがおぼ言っていたいたんですが、ちよっ

と細かい話として補足をさせていただきますと、まず1点目の予算規模でございます。議員おっしゃるとおり、合併特例期間の最終年度となる平成31年度、この予算規模につきましては、平成24年度当時はおおむね120億円程度と想定しておりました。今回提示をしています金額が179億円ですので、およそ60億円程度の乖離が生じております。

一つには、先ほど市長が申しましたとおり、普通交付税の制度の見直しで、当初、合併特例期間が終了すると19億円から20億円程度の交付税が減ると、それに合わせて予算規模も縮小せざるを得ないという想定でありました。しかし、一本算定の見直し、支所の経費や消防の経費など、これが、当初は見込まれていなかった基準財政需要額に反映するという事で、平成26年度から基準財政需要額に反映されております。その結果、当初19億円から20億円減額を見込んでおりましたが、実質的には8億円程度まで軽減されたということで、予算規模への影響もあわせて軽減されております。

また、もう一つの要素として、現在やっていますふるさと納税があります。こちらは予算規模としましては、ふるさと納税関連だけで約5.6億円程度は伸びております。そのほかにも、平成24年当時事業化されていなかった子供医療費の助成金の増額や生活保護の扶助費等の増額もございます。特に平成31年度には大型の事業が集中しております。新こども園の建設や道の駅の整備、東京2020大会の経費など、当初見込んでいなかった大型新規の事業がありますので、予算規模的には当時の想定よりも大きくなったということでございます。

続いて、第3次行政改革大綱で掲げております「新たな財源の創出へ」の予算措置ということでございますけれども、第3次の行革大綱を受けて、第3次の集中改革プランも策定しております。その集中改革プランの中で、新たな財源としての具体的な取り組み事項として5項目を掲げております。

まず1つとしまして、健全な国保財政の運営がでございます。これは、国民健康保険税率を平成27年度に引き上げてございます。これによって、一般会計からの法定外繰り出し、これは年々減少しております。

そのほかにも、ふるさと納税制度の拡充と活用という項目がでございます。これは、寄附者の利便性の向上や返礼品の拡充などを行った結果、歳入から歳出を引いた実質的な収入増につきましては2億4,014万円程度となっております。

そのほかの項目としてネーミングライツとかございますが、まだ実現できていないのもあります。引き続き取り組んでまいります。

また、今回お願いします地域振興基金の造成のこちらの運用益なども、新たな財源として活用できるものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、木村議員の市税と景気回復等の判断という部分についてお答えをさせていただきますが、まず市税の積算に当たりましては、税目ごと前年度予算

における税収の見込み額の検証を行います。税制改正等、また、過去3年間の増減率等を踏まえて算出して、見込みの徴収率を乗じて積算をしております。

市民税におけます個人及び法人の積算根拠となります過去3年間の増減を検証しておりますが、あくまでも、ここ数年の1人当たりの所得割額の増加、法人における法人税割額の増加をもとにしたものでございまして、平成28年から平成30年までの継続的な上昇が、税収の面におきまして、国の報告等と同様に景気回復の兆しという判断ということにつながっております。

②という部分について、伊豆市の景気の判断という部分でございしますが、この部分については、税収の面から申し上げますと、業績回復の事業所が増加傾向にあると。先ほど、過去3年間の部分から、業績回復の事業所が増加傾向にあるということで、税収の動向の一面から、景気という部分を一つの面で判断はさせていただいております。

③の部分についてでございますが、市民税額を積算する上で根拠といたしました個人所得の増加、法人税の増加見込みだけでは、市民の皆さんや事業所の経営者の皆さんの感覚的な部分もございします。現段階におきまして、直接的に市民の皆さんの暮らしへの反映や事業所への経営の状況の改善を確実なものという部分に断定することは至っていないと考えております。そういった部分で、伊豆縦貫道の天城北道路等の開通で、交通網の整備、商業圏の拡大、観光面における個人・団体客の増という部分、また、オリンピックの開催に向けて市民の皆さんの機運の醸成などから、市内の事業所経営によい影響を及ぼすのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、私のほうからは、10款、新中学校基本構想策定業務委託料につきまして、この点について、日向地区、さらには修善寺中学校の校地も検討する、どちらにするかを第三者に委託するということですかという御質問について御回答いたします。

今回の委託料につきましては、先ほどの教育委員会のほうで絞り込みました2つの候補地につきまして、校地の決定の検討に必要な全体計画案、これも先般1月28日に御説明申し上げましたが、さらには校地の配置計画案、それから建設及び造成工事費の概算事業費等、事業の全体、総枠スキームを中心といたしまして、さらには通学対策、こういったものの整備のための調査及び資料作成の委託を予定しております。総事業費につきましても、それぞれ、日向地区の場合、また修善寺地区中学校校地、概算ではございますけれども、お示しをする予定でございます。したがって、2つの候補地からこの委託業者のほうにどちらかを定めることまでお願いするものではございません。

続きまして、文学のふるさと事業について御回答を申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成29年度は観光商工課で旧営林署の跡地の活用についての予算化

をいたしました。この後、平成29年10月に湯ヶ島地区地域づくり協議会・グランドデザイン推進会議のほうから、湯ヶ島地区地域振興に関する要望書の提出をいただいたところでございます。このため、平成29年度に予定しておりました旧営林署跡地の活用も含め、改めて平成30年度におきまして、文学の郷構想という、湯ヶ島地区の地域資源でございます文学を一つのキーワードといたしまして、社会教育課が市側の窓口となりまして、現在、構想策定に取り組んでいるところでございます。

社会教育課が窓口になった経緯につきましては、いろんな議論もございました。ただ、やはり地域の方が主体となった交流の場でありたいというようなことは、昨年行ったアンケート、さらには地域の方々のグランドデザインの会議等でも共有認識をしたところでございますので、まず、地域の方が交流できる活性化した公園、さらに、そこに今、観光客の交流を深めていくというような考えでございます。当然のことながら、関係する観光商工課、総合戦略課、天城支所、建設課、都市計画課にも、昨年4月以降、それぞれの地区の会議におきまして、会議等でそれぞれの意見を聞きながら構想策定にかかっているところでございます。

今後、これから構想案の策定に準備を進めてまいりますけれども、本年度、構想案の基本的な策定を受けまして、平成31年度は具体的な事業が始まるわけでございます。旧営林署の跡地の活用につきましては、これまでの経過やら、場合によっては観光施設整備事業、こういったものの活用等もございますので、観光商工課が所管して、関連する予算、今回、予算的には1,300万円事業でございますけれども、計上させていただきました。

ただ、これまでもかかわっております市長のにぎわいづくり、これは地域づくり協議会のほうでも活動もありますし、景観まちづくり計画、さらには社会教育課のほうでも、文学のふるさと事業という事業の中で、今回実施しております文学まつりやらソフト事業、こういったものを踏まえて、構想を具体的に推進する活動主体となる人材育成、普及啓発、推進体制、こういったことについて、多くの方々、特に地区の方にも関心を持っていただきまして、楽しく活動していただけるように取り組むということで、平成31年度は4課が中心になりますが、関係課と連携をとりながら進めてまいるといって進めるという状況でございます。

○議長（三田忠男君） ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

木村議員、再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 予算規模と、それから行政改革大綱の中における新たな財源、2つまとめてお尋ねをいたします。

これだけ、平成24年の状況を振り返ったときに、いろんな変化があったよということにはわかったというか、あ、そうかなというふうに理解させていただいたんですけども、いろんな、細かいと言ったら失礼ですね、ふるさと納税の5億円の問題とか幾つかあるんですよ。あるんですけども、何を歳入として見るのかといったときに、いわゆる補助金等と、それから国のいろんな財源措置というか、何とか交付金とかいろいろあるんですけども、それはその時々によって若干の違いがあるし、そんな大きな変化はないと私は見えています。

今度、比べたかったのは、主な財源である地方交付税、それから市債、それから、それだけでは賄えないから市債という、この3つがどのように変動してきて、今後どうするのかということで見たとの平成31年度と平成24年度、120億円になるだろうということと比べてみたんですが、考えをちょっと聞かせてください。一つ一つやっていきます。平成24年度は、いわゆる決算で見ました。今回は平成31年度予算で見ているんですけども、総体的に違いがあるという条件のもとでお尋ねします。

交付税についてであります。

今回交付税が提案されているのは41億6,900万円です。平成24年度の交付税は55億6,300万円、ここに13億9,000万円減であります。地方税に見ると、平成31年度は、きょう要りませんけれども、地方税というのはそんなに変わっていないですね、それほど。あと、大きな変化というのが市債であります。平成31年度、今度、予算は市債が21億7,500万円、平成24年度の市債は13億7,900万円と、こういう出入りがあるわけですね、それぞれの収入の中において。

それで、ちょっと確認したいんですけども、この差額というのは、交付税の見直しがありました、それから一本算定がどうのこうのという話が部長のほうからもあったんですけども、確かに途中から一本算定の見直しをやって、部長が言われるように、消防費等と、それから支所費等々のプラスアルファと、余りにも一本算定するに当たって減額がひど過ぎるからということで、やっぱり合併した自治体は国に要求していった。その大きな流れの中で交付税は、若干の想定するよりもプラスになったんですけども、振り返って見たときに、余り振り返らないようにしましょう、予算ですから。失礼しました。何が違ってきたのかということですね。では、その交付税の見直しをやったから、いわゆるプラスアルファが来たから、交付税は平成24年度想定したときよりもふえましたという根拠がちょっとわからないもので、アバウトで結構ですからお願いいたします。

それから、新たな財源のほうに移ります。いわゆる行政改革大綱のその実施計画として第3次集中改革プランがありますよということでやられて、同じように平成27年度から平成31年度の期間に区切って計画をなされた中の、本年度はその最終年度と言ったらひどいんですけども、さらに改革というか行革をやられるでしょうけれども、新たな財源の創出ということで部長が5つほど言われたんですけども、そうしますと、いわゆる今年度予算にどのようにこの新たな財源の創出が見込まれていますかということで、わからなかったものでお

尋ねたんですが、ふるさと納税がありますよということはわかりました。この中で、幾つかの見込まれる財政的効果というの、平成27年度ですかね、平成28年度から立てられた中であるんですけども、今年度、新たな財源の創出というのは、この当初の計画、第3次集中改革プランで掲げた新たな財源の創出以外にはない、この範囲の中で今年度もありますよということですか。具体的なものが、新たなものがありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の交付税の考え方でございます。先ほども、当初の19億円から20億円ぐらひは減るだろうと、それが実績としまして8億円程度で済んだということでございます。国が平成26年度当時言っていたのが、一本算定と特例期間での延びている分の7割程度は保証しましょうということだったんですが、その間、人口減少という要素も含まれまして、最終的には8億円程度は減ってきたということでございます。また、8億円程度で済んだという考えでございます。

今年度、先ほどの5項目以外に新たな財源は何があるかということでございますが、今、この財源がということではないんですが、やっぱり財政規模全体を見て大きいのは、平成24年度の途中で合併特例債の期間の延長が決まったと。平成24年度当初予算のときには、まだ伊豆市は合併特例債が平成26年度までの活用期間、それが平成24年度中にさらに5年間の延長で平成31年度までの活用期間に延びたということもございます。先ほど議員おっしゃられたように、市債の関係というのは、やはりそのあたりで、特例債の期間が延びたことによる、その活用によって予算規模もふえているというのも1点ございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○16番（木村建一君） 次へいきます。

○議長（三田忠男君） それでは、1款ですね、市税です。再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つ目の景気回復の兆しが見られるということについてお尋ねします。

平成30年度の予算のこう概要をやられたとき、どういう文書が今残っているかと。平成30年度は、景気回復感がいま一つと言っているんですね。景気の動向も考慮し、いわゆる個人住民税は、法人税も、考慮して減収するものと見込んでいます。ただし、今回もあるんですけども、収納率の向上というところが一つのテーマでした。1年前はそうだった。

今年度は、景気回復の兆しが見られます。その根拠が、部長が言われたように、いわゆる個人の所得が少し上がったと。今、国会のほうで統計問題で大騒動しているんです。それは国政にやられるとして、ちょっとわからないのは、賃金が上がったら景気回復の兆しということですか。そうすると、景気って何を見て景気回復なのかということ、いろんな判断材

料があるんですけども、伊豆市にとって見るならば、市民の生活がよくなったよねと、景気回復の兆しということは、よくなったよねと、こう見ちゃうわけですよ。賃金が上がったから、では、よくなったか。私は、よく国会でもいろんなデータの言うんだけど、賃金は上がるけれども、物価がそれ以上に上がってきました。いわゆる名目賃金ではなくて実質賃金の上でどうなったのかということは、残念、国政ではわかるんだけど、市政でわからない。

したがって、今回、景気回復の兆しイコール市民の暮らしがよくなったというんですかという質問をしたいんですけども、そうすると、今からスタートするんですから、1年間を過ごしたときに、市民の暮らしとか事業所の経営はよくなるという、伊豆市ではということに、そういう判断での予算立てをしているんですか。私は、それだったら別に構わないんですけども。

ちょっとすみません、繰り返しになります。景気がよくなるかならないかイコール市民の暮らしと見ているのか、それから、景気がよくなるということが、実質ではなくて名目賃金が上がったことによって景気が回復という、そういう判断でありますか。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 昨年の当初予算の部分での文言とことしの文言の変更の部分、こういった部分については、先ほど、税収の面から見て過去3年間の増減率と、そういった部分を考慮して検討してきたわけですが、平成26年度、平成27年度、平成28年度については若干の増減がありました。ただ、今回の平成31年度については、平成28年度から平成29年度、平成30年度の見込み、その3カ年を見ていきますと、その算定の基準が上がってきていると。基礎となる所得割とかそういった部分が上がってきているということで、3カ年の部分を踏まえて、国の報告とかを含めて景気回復という言葉を使っています。

ただ、実質、伊豆市においてそこら辺の市民の皆さんの景気回復感、事業者の景気回復感という部分については、私どもの正確なデータという部分については、税収の面から言っている部分でふえているということで、市民の皆さんの感覚的な部分については、私どもは、どのように判断されているのか見きわめてはございません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 景気回復している兆しが見られるということの判断材料がよくわからないものでお尋ねしているんです。先ほど、平成30年度はそうではなかったよと、平成31年度で、それは一つは、過去3年間の個人の収納の予定とか結果だとか法人の結果を見てからですよということを言われたんですけども、もう一度言いますね。

どうということかという、この市民の暮らし、懐ぐあいがどうなったかによって、今回の私は予算というのは立てられていると思うんです。なぜかという、地方自治体の責務はそ

ここにあるから。市民の暮らし、営業所というか地域経済をよくするということの本来の目的があるんだから。そうすると、実質ではなくて、私はもう一回お尋ねします。ごめんなさい、名目ではない、実質的に全体としてこちらは所得がふえているから、景気が、市民の暮らしがよくなるという、景気回復の兆しという表現が、ごめん、これ以上言いませんけれども、正しいのか正しくないのか、もう一度お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員の御質問の部分において、私どもの判断といたしますと、税収の自主財源の確保という部分から、過去3年間の課税の部分で、この個人市民税でございますが、均等割、所得割で算出してございますが、人口減少が進んではおりますけれども、課税者数については横ばいでございます。この部分については、国が申しているとおおり、雇用の改善、所得環境の改善という言葉が当てはまるのかなど。所得の増加が消費や投資に拡大していると国はしておりますけれども、伊豆市におきましても、課税者は横ばい、所得割は過去3年間増加の傾向にあるという部分、これは個人市民税の部分でございます。同様に法人税についても均等割の部分は横ばいでございますが、法人税割、この部分については、やはり国が言っている企業収益の増という部分、その部分が伊豆市の部分にも、平成28年度から地方にも影響が及んできていると国は言っております。そういった部分と、伊豆市についてはある程度合致しているのかなど。その部分で、平成28年度から法人の部分、法人税割についても良好な状態が続いているということで、税収の面において、市民税の部分で、個人、法人、その部分で景気回復の兆しという部分で判断をさせていただいて、あくまでも、暮らしという部分と税収という部分、そのことの意識の感覚、景気という感覚という部分で、私どもは税収という部分の一面から予算をつくらせていただいております。

○議長（三田忠男君） 次に、2款に入ります。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） また後ほど議論していきたいと思っております。

観光とひとり親のことについてお尋ねします。

市長が言われていましたけれども、ちょっとわからないのが、ひとり親が旅館業に携わってくると、そうすると子供が当然そこに一緒になって伊豆市に生活するわけですから、そうすると、土日祝祭日、状況次第では夜働くという環境になるんですね、その方にとってみるならば。そうすると、そここのところをきちっと受け入れてあげるような体制をとっていかないと、行政としてやっていかないと、旅館業というか、そういうところの労働力は確保できませんでしたと、でも、ひとり親のいわゆる子供の政策というのを、ちゃんと安心してその方々が、ひとり親の方々、特に、市長も女性と言う、女性のほうが多いですね、旅館業なんかは。政策を掲げて、今回やろうとしているのかどうかちょっと見えないものですから、ひとり親が来る、就職する、そのプラス分として、家賃補助等々については今回提案されているから、

なるほどなと受け取ったんですが、子供に対する政策、対策というのはどのようにこの予算の中にありますか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 予算という観点でいきますと、この予算は、今、議員の申し上げましたとおり、移住定住に対する家賃や住宅に対する補助ということでございますので、予算上は、そういった子育ての、要するに子供の子育ての環境の分についての予算というものはこの中には入っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） だから、ひとり親が来ましたと、伊豆市の政策として旅館業、あ、よかったねと、働く人がふえたねというのはわかるんですよ。では、片方の子供をどうするのかという政策はないんですか、では。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 平成30年度に、今、基本計画というものでやっていく中で、やはり今、議員の御指摘のような部分、そういった子育てに対する環境についてどうするかというのも課題として考えております。この予算上は、あくまでもひとり親の移住定住という目的でございますので、要するに子育ての環境というのは、必ずしもひとり親だけの問題ではございませんので、そういった点ではやはり総括的に考えていかなければならないと思っております。

○議長（三田忠男君） 次に、10款に入ります。

再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 言うのをよそう。ちょっとがっかり。平成31年度が、来たはいいけれども、子育てはまだですということですね。

文学のふるさと事業の中の、ごめん、その前に、いいです、同じだから。ちょっとよくわからない。文学のふるさと、先ほど言ったように、2年前は観光商工課がやって、去年は教育委員会が担当して、今度是一緒にやりましょうということなんですけれども、なぜそんなに変え……。では、ここで1つ聞きます。旧営林署跡地の測量設計業務委託というのが入っていますね、今回は、2年前と何が違うのか説明していただきたい。

それから、もう一回関連して。観光商工課の予算になっているんだけど、全体としては教育委員会がこれを担当しますよと。なぜ観光商工なのかがよくわからない。なぜかというと、いろんなところでかかわりながらやりますよというのはわかったんですが、主たるリード役というのは教育委員会なんですよ。教育委員会が観光客を呼ぶというから、何だか

よくわかりませんが、私も。メインは、湯ヶ島の地区、文学の郷構想をどう実現していくのかということですね。その中に、業務委託というのも仕様書を読ませていただきました。まさにこの仕様書が、伊豆市が考えている文学の郷の考え方。この中に、いわゆる活動の支援の拠点をつくる、にぎわいをつくるということは、部長が言われたように、するんですけども、プラスして総合戦略もここに加わると。3つの部がかかわるんですね、これに対して。

そうすると、この中に、仕様書の中にありますけれども、ソフト面の要望事項に対して、それには実施主体について検討するという項目がある。ごめんね、これはもう既に、まだですね、この委託がランドブレインですか、ブレインというのかな、ちょっと小さくて、すみません、見えない。静岡事務所で、これの委託の最終の期間が3月29日ですから、もうちょっとあるんですね。すみません、さらにわからない。このときには、去年の予算の中には約750万円の委託契約だった。今度またさらに、同じ名目なんだけれども、中身がわからないから教えてください。また委託費が、100万円があるんです。そうするとこれは継続なのか、何か足りないからこれに100万円足すのかがよくわからない。

最後に、文学の郷の関係で、去年の説明のときに、教育委員会が、この事業をやることによってKPIをやりますと。いわゆる、僕もよくわからなかった、日本語に訳すと重要業績評価指標ということ掲げているんですね。これがイコールかどうかわからないけれども、よくみると、新規顧客獲得数、それから顧客のリピート率、再利用度があるかどうかとか、顧客の回転率どうなのというところまでこれは教育委員会が担当するんですか。よくわからない、今回は。観光商工課だったらよくわかるんだけれども、連携してというんでしょうけれども。

そうすると、何か新たな、これに向かって大きな事業をやろうとしているんだから、それなりの組織があるのかなと。そうではなくて、それぞれ連携してということでもいいんですね。連携して、では、誰が音頭をとるのかというと、やっぱり教育委員会ですか。

それからもう一つ、ちょっともう一度お尋ねします。詳細は結構ですけれども、小中学校の整備事業の中で、そうすると、今の説明、私の聞き間違いだったら失礼、たくさん聞いたものだから。現修善寺中学校も検討しますよと。新しい日向地区の学校、新中学校建設も見ますよと。そうすると、今回の主要事業参考資料の中に、こういうことをやりたいよということであるんですけども、基本方針から基本理念から全てにわたって、ちょっとわからない、考え方が。両方にまたがって、両方を挙げて、それぞれが検討するということなんですか。そのあたりがよくわからないんですよ。何をやろうとしているのか。校地の問題について、ちょっと理解できるように説明してください。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず御質問の1点目、ふるさと事業につきましては、まず1点目

の設計書、額の違いということで、平成29年度は観光商工のほうで700万円弱だったと思いますが、予算計上していました。実はこの後、我々は昨年3月から地元の、議員さんはもちろんでございますけれども、関係の方々いろいろな御意見を伺いました。これから10年後の湯ヶ島地区は本当にどうあるべきかというところを、そもそも議論を始めたところでございます。今回は、当然のことながら営林署が中心となる基本設計ではございますけれども、それに関連して、例えば旧湯ヶ島小学校の2階に図書館ができましたり、井上靖の資料館等も整備されます。また、上の家等も文学まつり等で活用していただいているということもございますので、今回は、先ほどの平成29年度の700万円をさらに、今現在ではかなり、地元の意見とか業者の考えとか、後々の維持管理とかそういうことを含めた計画の見直しを行っているということで、改めてこれに係る金額の増ということで考えております。

それから、今年度、教育委員会のほうが中心となって行うというわけでは決してなくて、あくまでも実施主体の地元の地域づくり協議会、ランドデザイン推進協議会、あるいは新たに立ち上がろうとしているファンクラブ、こういった方々と業者が一緒になってこの事業に取り組みましようというのが基本的な考え方でございます。

ですから、この100万円については、教育委員会のほうで所管していますのは、文学のふるさとに関する、あすなろ忌でございますとかさまざまな支援事業、特に今回の構想でも、構想をつくった後にいかにその事業を持続させるかということについては、やはり地元の方も、高齢化だったり、いろんな仲間づくりをしたいという非常に声が強かったという点。それからもう一点は、まだまだ地元の方に浸透していないという課題がございました。もう10年来いろんな議論をしているということも聞いておりますけれども、まだまだ地元の方の関心度、そういったものも、これから先々進めるさまざまな情報発信をうまくしながら、地元の方に集まっていただいて関心を持っていただいて、地元の方が文学の郷として誇れるような、そういうような構想にするという意味の100万円で、情報発信と人材育成の支援については教育委員会のほうが所管するというものでございます。

それからK P Iにつきましては、先ほど、当然のことながら、今回、ランドブレインさん、観光商工のほうとももちろん連携をさせていただいております。これは教育委員会の所管事項ではなかなかできないところもございますので、住民の満足度とか観光交流客数等については、当然のことながら、観光商工課のほうからデータをいただいたものをベースに検討しているという状況でございます。

それから新中学校につきましては、前回28日のときに御説明しましたけれども、基本理念、それから基本的な目標、コンセプトはまずぶれません。ただし、校地の計画でありますとか事業費、それから基本コンセプトに示しました8つの方針、これらについて、それぞれどういう方法があるかということを検討するところでございますので、それらを総体的に勘案して検討しているというところでございますので、基本理念をそれぞれの校地で行うというものではございません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） まだよくきちっと受けとめていなくて申しわけないんですけども、営林署跡地の実施計画の業務委託は観光商工課がやりますよという提案であります、この当初予算の補足説明資料によりますと、文学の郷構想により策定された計画に基づいた実施計画です、こういう文言です。そうすると、文学の郷構想を策定した計画をどこでやるのといったら、教育委員会なんですよ。違うんですか。そうすると、教育委員会がつくったものを、では、実施だけは観光商工課がやると。すみませんね。いろんなものを連動してやっているのがある。今度のこども園も建設が建設課がかかわったりと、わかるんですけども、今回は、では、お金は全部教育委員会が出すのではないですよ、これは観光商工課ですもんね。だから総合的に何かをやらうとしているときに、市の基本的なその役割分担というのが、その同じ目標、同じ事業計画の中で、伊豆市はこことこことここがこうコラボして入るよという、そういう提案の中の一つですか、今回は。ちょっとわからない。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） すみません、説明が下手で申しわけございません。

まず、今回は基本構想ができます。これに基づいて、具体的に例えば営林署をどうしましょうかという個別の計画づくりをいたします。その計画ができた後にどういう維持管理をして、それが地域のためにどういう形で役立つかということについてのアクションプランということになるかと思いますが、それも当然練ってまいります。その総体的な調整を、当然のことながら総合戦略、それから我々教育委員会、さらには観光商工、ましてや、これからつくります都市計画のまちづくり景観計画と、あとは、そういう関係部局にまたがる事業ではございますけれども、これまでの経過を踏まえて、我々はあくまでもいわゆるコーディネーター役と申しましょうか、そういった形で事業を進めるのが現時点ではベストではないかという状況で考えております。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

それでは次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

大変立派な議論が進んだんですけども、皆さん、結構、チコちゃんに怒られないような議論をしてもらいたいんですけども。

伊豆市の現在の財政というのは、膨張する一方なんです。私は、オリンピックが終わったらリーマンショックの本震が来るんじゃないかなと思っているんですけども、何をやっても、人口一つとっても、もう既に3万1,000人を割っている、2020年には3万人を割る可

能性が大きい。そういうときに個々の事業を見ると、いや、一体幾らかけるんだらうなどと非常に心配です。

平成31年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

まず、来年10月から消費税アップと言われておりますが、その対応はどうするのか。必要な事業は全部10月前に発注しちゃうのか。いろいろあると思うので、もし予定ができていたら教えていただきたい。

次、使用料及び手数料で、夕鶴記念館使用料というのが1万9,000円のとておりますが、これは何なのか。例えば、私が理解できるのは、夕鶴記念館に天城の観光協会の皆さんがそこで仕事をしているので、その使用料なのかなと思っているんですけども、そうなのか、そうではないのか、それとも何なのか。

それから、伊豆市のいろんな施設に商工会や観光協会が入っておりますが、こういうところの使用料はどこに記載されているのか教えてください。

次、地域づくり推進事業、地域づくり交付金4,376万円、これは目的は何なのか、どこへ、どういう、幾つの団体があって、どういうふうに支給されるのか。それから、そういう地域づくり協議会を持っていないところは、これはもうこういう恩恵にあずかれないのかどうなのかもあわせてお答えいただきたい。

次に、地域振興拠点づくり活動支援業務委託料、これは上の地域づくりとどういう関係があるのか、どこで何をしようとしているのか説明していただきたい。

次、旧土肥小学校跡地活用推進業務委託料803万円、こういうのは地元の人でなきゃわからないんじゃないかと思うんですけどもね。財政がこうやって膨張していくときに、少しでも減らそうとする努力は全く見えないんだよね。自分らでできるんだったら、これは自分らでやるべきではないかと思えますけれどもね。

次の電子計算事務事業1億7,176万7,000円、これもそうですね。この半分は、三島市、伊豆市、伊豆の国市、3市で構成している電算センターに入っていますけれども、では、この2款1項10目で使う事業の中で、恐らく相当数はこれはSBSでやっているのではないんですか、伊豆市が利用している業者は。そうしたら、以前、担当の議員からお話がありましたけれども、三島のほうもSBSがやっているんですね。そうすると、こちらに、3市に事業をお願いするということは簡単にできるのではないかな。簡単ではないと思いますが、今、例えばソフトの互換性というのはどこも問題にしませんよね。このAIの時代ですよ、自動的にもう互換してくれるという時代へ入っているんですね。ですから、幹部の皆さんの考え次第でこの電算センターに移行することはできるのではないかと。ということは、なぜかという、圧倒的に電算センターをお願いしたほうがコストがかからないわけですよ。三島市の方が1人当たり負担する電算センターは700円なんですよ。伊豆市は2,000円近いんですよ。そういうことを考えたら、できるのなら、できるだけ、向こうでやっている事業が限度がありますから全部とはいかなくても、向こうでやっている事業は電

算センターへ移管するべきではないかと僕は考えるんですけれども、市長さん、どう思いますか。

次、生活困窮者自立支援事業25万円、これは何人分ですか。どういう人を雇おうとしているのか、どこで何をする人なのか。今までいろいろ、市長が東京からひとり親を呼んでくるというけれども、25万円、当然これ時間の問題もあるんだらうと、いろいろあるんでしょうけれども、やはりどこで何をしてもらうのか。しかし、年間、1人でもって25万円しかもらえないのでは、人なんか集まるわけがない。これは3款だから教育委員会ではないですけれども、例えば、名前からいったら学習支援員でしょう。もう教育部の所管ではないですか。一体何のためにこの教育支援員というのを置くかと。ただ遊ばせて面倒を見ていればいいという時代ではないはずですよ、学習支援員というのは。学童保育なんていうのは、こども園に通っているにしても、もうどういう人間を育てるかということが求められているんだと思うんです。学童保育、勉強しろというのはもう主流になっているんじゃないかと思うんです。どこで何をするのか、どういう部類の支援員を置くのか、その辺を伺いたい。

次、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金3,920万円、これもぜひ早急な施設をつくって、やはり利用するべきだと思うんです。どこへどんな施設をつくるつもりなのかも含めて。また、人手の問題もありますけれども、これも、土肥の人には悪いけれども、例えば土肥へこういう施設をつくる、土肥につくるつもりはないらしいですからいいですけれども、例えばいのしし村へつくといいって人は集まらないですよ。そういうことも考える。例えば熊坂へつくれば人は多少集まる可能性はありますね。向こうだったら伊豆の国から人を探すことだってできるんです。それを含めてぜひお答えいただきたい。

次、新こども園建設事業8,180万円ですか、これは道路建設だけで8,180万円ですね。既に補正予算等で議員の皆さんはおわかりだと思いますけれども、これは道路をつくるためのお金だと思うんですが、この道路を建設するのに幾らかかったのか。当然、設計価格イコール予定価格ですからね、設計価格をオーバーしたものができているんですけれども、総額幾らになっているか教えてください。

それから、進入道路なんて書いてあるけれども、これは進入道路といたら、皆さんね、知っている方もいらっしゃるんですね、この中にはね、どこへ進入する道路なのか。しかし、知らない人は、これ、当然、子供が入る道路だと思いますよ。そう思いませんか、議員の皆さん。僕はそう思いますよ。どこへ進入する道路、目的は何なんだと。大体ね、いつも言うんですけども、この予算書全部、目的は何だということを全然考えていない。私の前に質問した方の質問内容を聞いたって、当局はもう目的を全くつかんでいないですね。

次、予防接種委託料3,562万3,000円、いろいろ、インフルエンザの予防接種をやってくれないとか、よく私、時々言いますね。それから、風しんワクチン接種助成金7万5,000円。今、風しん、風しんて騒いでいますよね。日本じゅう大騒ぎしているわけです。しかし、たった7万5,000円の予算しかついていない。これはしょうがないね。伊豆市がやる義務はな

いと思いますからね。しかし、これだけ騒いでいるのに、国から金が出ないから7万5,000円しかやりませんよでは、例えば伊豆市にはまだ抗体のできていない人が何人ぐらいいますよなんて、例えば私なんか風しんのワクチンをやったかどうかなんてもう全然記憶にないんですけれども、そういうのを市でやってくれるとかね。伊豆市はもう風しんは心配ありませんというまちにでもしない限り、観光だ定住だなんて言っていられないと思いますけれども、ぜひ答えてください。

次、火葬場費、4,000万円近い金額で、焼却灰はお金になるんだそうですね。いわゆる火葬した後、残った灰ですね。これはどうしているのか。どういう取り扱いをしているのかどうか聞きたい。

次、広域処理施設整備事業1億1,385万5,000円、私、全然知らないんですよ、これ。どうも各戸に資料を配布されているようですけれども、私のところへ届かないですよ。この間、ある団体が隣の生きプラで集会を開いていたんですけれども、もう150人以上、大入り満員、座り切れない。通路にまで人が余っているくらい集まったですね。市民の関心は非常に高い。ぜひわかるように教えてください。

次、地域おこし協力隊推進事業1,491万1,000円、森林資源の活用だ、加工肉のブランド化だとか加工商品の開発販売、書いてあるとおり、事業の内容が曖昧です。これでは隊員がかわいそうなんですね。彼らも、やはり中には地域おこし協力隊そのものに参加したいという人もいますようですけれども、やはりいろいろ自分の定住先を求めて活動している人もいらっしゃるわけですね。例えば加工商品の開発販売なんて、相当支援してやらないとうまくいくわけが僕はないと思います。ブランド化もそうですね。ぜひ、どういうふうにやろうとしているのか教えてください。

次、市道整備事業、たかだか5,000万円しかここにのっていないんですけれども、この事業そのものは相当の金額になりますね。整備するのは結構なんですけれども、先ほどのお話もあったように、総予算がどんどん膨張しているんですね。そういうわけで、この新規の事業、新しい道をつくりますなんて、これだけではないですよ、その下もそうなんですけれども、いいんですかね。2キロメートルの測量だけで5,000万円かかるというと、ここの道路は2キロメートルぐらいのものなんですか。例えば全体で5キロメートルあるとか、この後、これは測量費だけ書いてありますからね、総予算はどれぐらいを考えているとか、そういうところも含めて教えてください。

牧之郷駅周辺整備事業、これも4,000万円。整備計画だけで4,000万円ですよ。私は、伊豆市は新規事業をやる余裕あるのかなと思ってこういう質問をします。人口はどんどん減少していきんですよ。とめようがないでしょう、市長。お金を使って新しく人を集めますって。先ほどちょっと言いましたけれども、今の若い人たちというのは一体幾らで生活しているんですか。市役所へ勤められた人はいいいんですよ。入ったときから年収300万円ぐらいもらえるんでしょう。しかし、今の若い人というのは、いわゆる正規の職業につけないんですよ。

ぜひ市役所でどんどん職員を雇って、いい給料を払ってやってください。だからみんな生活費を求めて伊豆市から出ていっちゃうのではないですか。そういう現実を見ていただきたい。事業費の総額は幾らぐらいになるのか、どのぐらいの計画なのか、その辺、当局側にもとの計画がなければ、この計画を立てる人はどうやっていいかわからないもんね。5年計画でやるのか、10年計画でやるのかわからないですよ。

次、教育費のエアコン。多くの市町が、ことし何台入れる、ことしは入れられないけれども来年は入れるようにしますとか計画を立てているんですよ。要は、予算書にのっていないということは、やる気ないということでしょう。やる気ないんだか、できないということでしょう。例えば、先にキュービクルをつくるんだ。何もキュービクル業者に頼まなくたって、キュービクルなんかつくろうと思えばできますよ。私がやれば、イナバの物置を持ってきて、それでキュービクルだってできるんです。そういうこともできますよと。エアコン、どういう導入計画を持っているのか。査定はゼロ円ですけども、計画があるのどうなのか伺いたい。計画を立てていませんなら、立てていないでもいいです。

次、中学校一般事務事業1,000万円。これもそうですね。もう場所はほぼ決まっているんですか。どういう中学校をつくるのかは決まっているんですか。その辺を教えてください。義務教育学校一般事務事業、これは土肥の小中一貫校が2本立てになっているので、それぞれのあれを伺いたい。

次、最後、美術館建設推進事業、これも事業計画を聞きたいです。どういう美術館をつくらうとしているのか。美術館なんていうと、それぞれのいわゆる博物館や美術館というのは、今現在はみんなテーマを持っているわけですね。テーマは何か決めたのかどうなのか。決めないで事業計画を立てようといったって、それは委託された人が困っちゃいますよ。どういう美術館をつくっていいかわからない。

はっきり言って、全体的に見ると、この予算はわからないことばかりですね。

以上、質問させていただきます。終わります。

○議長（三田忠男君） 議事日程の都合によりまして、昼の休憩にしたいと思います。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時56分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、午前中に引き続き会議を再開いたします。

森議員の質問に対する当局の答弁から行いたいと思います。

それでは、市長、答弁願います。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、まず初めに総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、10月からの消費税の関係でございますが、今回の予算編成の歳出におきましては、消費税率の引き上げによる影響を加味した予算立てとなっております。

それと、2款1項10目の電子計算事務事業でございますが、伊豆市では52の業務について3市の電算センターで共同運用管理を行っています。ただし、水道料金のシステムなど市独自の開発によるものにつきましては、電算センターでの共同運用はできませんので、引き続き単独での運用管理となります。また、主にSBSの受託という話もございましたが、市独自のシステムにつきましては、全てがSBSではなく、それぞれのシステムの構築等に携わった業者がおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは次に、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私の方から14の1の5の使用料及び手数料について説明させていただきます。

夕鶴記念館の使用料でございますが、これは商工観光施設使用料の夕鶴記念館使用料1万9,000円でございますが、こちらは、記念館に、戯曲「夕鶴」の舞台で使用された衣装や小道具などが展示されております。その記念館へ入場する方、一般の方、あるいはグループの方がいますけれども、その方たちの入場料として計上しているものでございます。

なお、そのほかの商工会や観光協会の使用料はどこに入っていますかということでございますが、予算書の40ページになります。予算書の40ページ、21款の諸収入、5の施設運営収入というのがありまして、40ページにある3に天城会館収入金というのがあると思います。これが、天城地区の観光協会と旅館組合の負担金が入っているところでございます。

そのほかの修善寺地区、中伊豆地区、土肥地区につきましては44ページになります。中伊豆地区につきましては、上から3つ目の37、中伊豆活性化施設負担金という形で観光協会から負担金をいただいております。土肥地区につきましては、49、土肥支所使用負担金という形で観光協会等から負担金をいただいております。修善寺地区につきましては、59番、修善寺総合会館使用負担金という形で使用料をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私は、2款の3項目について回答させていただきます。

まず、地域づくり推進事業、地域づくり交付金の目的等でございますが、これにつきましては、地域づくり協議会が地域でみずから計画して実施する事業の支援を目的として、現在設立しております7つの地域づくり協議会に対して、年度につき500万円を限度として交付しているものでございます。

次に、地域振興拠点づくり活動支援業務委託料でございます。地域振興拠点づくり活動支援事業は、旧4町の各地域におきまして、多様な世代とともにまちづくりを考えながら、担い手の発掘や拠点づくり等を目的に事業を進めているものです。平成31年度は、主に修善寺地区と中伊豆地区の拠点づくりについて予算を計上しております。

最後に、旧土肥小学校跡地活用推進業務委託料でございますが、先ほど森議員のほうから、発言はなかったんですが、どこへ委託しますかというものもございましたので、あわせて回答させていただきます。委託先につきましては、現時点では、当然のことながら未定でございます。自分たちでできないのかという御質問ですが、旧土肥小学校の活用については、地元使い、それから民間事業者の誘致、防災面の3つの観点から検討を進めており、地域の持続的な活用につながる支援や民間事業者とのマッチングの模索など多面的な検討が求められますので、業務委託が必要と判断しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは4点説明をさせていただきます。

まず最初に、予算書の118ページの3款1項1目の生活困窮者自立支援事業の学習支援員報酬25万円でございますが、これにつきましては、生活保護受給世帯の中学生に高校受験へ向けた支援を個別指導で実施したいと考えております。場所は、その児童の家庭環境を考慮して、当事者、家族との話し合いで決めていく予定でございます。支援員につきましては、教員OBや塾の講師を中心に、実績等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

そして次に、予算書の134ページの3款1項8目、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金3,920万円でございますが、これにつきましては、今回整備を予定しております小規模多機能型居宅介護事業所は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成31年度に整備して、平成32年度に開設する計画をしております。伊豆市では、平成18年度に1施設整備して、平成30年度の募集に当たりましては、空き家を活用した整備も含めて公募いたしました。応募する事業所はございませんでした。来年度に向けては、既存施設との併設等も加えるなど募集要項の見直しを行って、空き家活用とともに進めてまいりたいと考えております。また、空き家については、市としても介護事業所として適切な物件があれば紹介する方策など、あわせて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の154ページの3款1項4目新こども園進入道路建設工事8,180万円でございますが、これにつきましては、前回の臨時議会で説明をさせていただきましたけれども、平成30年度と平成31年度におけるの継続費として設定しておりますが、2年間で総額1億2,000万円の予算で考えております。この進入道路は、新こども園と児童発達支援センター駐車場にそれぞれ進入する道路でございます。

それから、予算書の164ページ、4款1項1目、予防接種委託料3,562万3,000円についてですけれども、それから、風しんワクチンの接種助成金の7万5,000円、その両方について

ですけれども、こども園のインフルエンザ予防接種の金額は、ここには含まれておりません。風しんワクチン接種助成金は、風しん抗体検査の結果、予防接種が必要と判断された方で、妊娠している女性と同一世帯の方、妊娠を予定または希望する女性を対象とした助成金でございます。奨励するための工夫は、伊豆市のホームページに掲載しているほか、伊豆の国市、函南町と2市1町で共同してチラシを作成し、参加病院等に置かせていただいております。今後も広報等で周知していく予定でございます。

以上4点です。

○議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、伊豆聖苑運営事業と広域処理施設整備事業につきましてお答えをいたします。

火葬場の火葬後の焼却灰についてでございますが、集じん灰、残骨灰、金属類に分けまして、伊豆聖苑のほうで一時保管をいたしまして、処理業者に運搬処理委託をしております。予算書については、174ページ、下段5行目でございますが、残灰処理委託料5万4,000円を計上しております。処理業者におきましては、骨以外の灰等については、中間処理いたしまして建築資材等にリサイクルをしております。また、お骨に対しましては、使用権利を有するお寺の供養塔に合葬されております。

続きまして、広域処理施設整備事業の事業内容と事業の状況でございますが、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の負担金が1億1,385万5,000円でございます。その内訳といたしますと、組合の予算書から抜粋いたしますと、新施設整備事業の部分で建設工事費1億7,787万6,000円、新ごみ処理施設の設計・施工監理委託料1,728万円、配水管布設工事に伴います設計業務で367万3,000円、そのほかに技術支援業務330万円などがございます。

事業の状況でございますが、昨年、組合議会におきまして債務負担等が議決されたことを受けまして、11月に入札公告及び入札説明書等を公表しております。12月に入りまして、入札参加資格審査書類の受け付けと質問・回答を行っております。本年になりまして1月に応募者の現地見学会、また、2月には応募者との対面による概要説明会を実施しております。今後、2回目の入札説明書等に関する質問・回答を行います。4月4日までに応募者から事業提案書を提出していただくことになっております。事業者につきましては、総合評価方式によりまして最優秀提案者の選定を行い、6月下旬に落札者を決定する予定でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から市道整備事業と牧之郷駅周辺整備事業についてお答えいたします。

まず、市道整備事業、市道矢熊筏場線の測量設計業務委託料5,000万円についてですけれども、内容につきましては、2キロメートルの測量と道路予備設計及び道路詳細設計を行います。全線の工事費になりますけれども、この委託業務が完了しないと道路の線形及び重要

構造物等が決まらないため、総額の事業費はこの業務完了後に決まってくると思いますので、現段階では具体的な金額は申し上げることはできません。なお、現在、合併特例債を活用し測量設計等を行っていますので、早期に工事費の総額を出していきたいと考えております。

続きまして、牧之郷駅の整備事業4,000万円についてですけれども、この内容につきましては、測量業務としまして、現地の測量、路線測量、用地測量を行います。また、設計業務として、道路詳細設計、駅広場設計を行います。そのほか地質調査等も行うと考えております。事業費の総額につきましては、これにつきましても来年度の調査設計業務により工事費等も決まってくるので、現段階では具体的な金額は申し上げることはできません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは私のほうからは、10款につきまして4点ほど御質問をいただいておりますので、御回答を申し上げます。

まずエアコン設置の計画につきましては、これは昨年12月議会等で繰越明許ということで予算措置をさせていただいております。平成30年度予算で計上させていただいております、平成31年度に1年繰り越して事業を執行いたしますので、本年度予算には含まれておりません。

続きまして、新中学校の構想策定業務、場所はというような御指摘でございましたが、今回は、先ほど教育長が申し述べたとおり、新たな校地としての日向地区、さらには現修善寺中学校校地、この2つの場所を予定しております。策定業務の内容につきましては、先ほど木村議員に御回答したとおり、校地決定のための全体計画案、校地の配置計画案、建設及び造成工事等の概算事業費等の整備事業の大枠、さらには通学対策整備のための調査、こういったものを予定しております、総事業費についても、概算ではございますが、お示しする予定でございます。

それから、土肥小中一貫校の関係で、こちらについては、緑色の冊子の説明資料のほうの112ページ、113ページにそれぞれ費用の概要等が書いてございます。今回、小学校と中学校と新たな学校区分として義務教育学校という、そういう項ができました関係上、この項目を新たに10款4項ということでつけ加えたものでございます。資料の112ページのほうには主な執行内容が書いてございますが、主には、学校運営に必要な電気料、それからコンピューター等の借り上げ料、さらには学校の支援員の配置、それから健康診断、こういったものでありますとか、あとは改修工事、備品購入、こういったものを予定しております。それから教育振興、113ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうでは、総合学習等で使うバスの借り上げ料でありますとか備品購入、図書関係の購入、こういったものの予算が主なものでございます。それから、教育振興事業でございますが、こちらについては、通学補助、さらには要支援の方々への就学援助費、こういったものを予算計上して、総額4,900万円という事業になっております。

最後に、美術館につきまして御回答を申し上げます。

今の計画ということで御質問でございますが、実はまだ計画には至っておりません。前回の御質問でもいただきましたけれども、美術館建設推進委員会のほうでは、現在、慎重に候補地の場所、それから、これから決めます基本構想の策定から基本計画、こういったことについては、やはり地域の特性の把握でありますとか観光客の動き、それから民間活力の導入等、維持管理等について、ある程度しっかりしたデータの入手のもとに検討すべきだろうというのが現在の推進委員会の共通認識でございます。当然のことながら、平成31年度については、建設推進委員会のほうで検討を続けますけれども、もちろん、市民にとっても来訪者にとっても喜ばれる美術館につきまして、維持管理の試算でありますとか採算性、それから市民文化の醸成等、さまざまな課題についての検討資料、場合によっては専門家の御意見なんかもいただくことになるかもしれませんが、こういったことを踏まえて構想の検討をするということで、予算の計上をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 申し上げますが、先ほどちょっと説明し忘れてました。6ページの一番下にあります地域おこし協力隊推進事業でございます。

地域おこし協力隊推進事業につきましては、それぞれの業務ごとに募集内容がありまして、任務が与えられまして、面接する際や雇用する際に業務内容について確認しておりますことによりまして、事業内容が誤りということはございません。

例えば、来年度採用を予定しておりますイズシカ問屋では、シカ、イノシシの搬入や解体、精肉加工を行っていただくとか、あるいは市内の各隊員に同行し有害鳥獣捕獲についての参加してスキルを身につけていただくとか、そういう形で決めております。また、隊員の活動内容を反映させるために、月1回の定期報告会を実施し、隊員同士の情報の共有や市としてどのような支援が必要か、意見交換を行っております。

議員の書いてあります森林資源の活用であるとか加工肉のブランド化、加工商品の開発販売ということはありませんけれども、これにつきましては、今、伊豆市としての目指す方向でありまして、隊員一人一人にやっていただくということではございません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに質疑を行います。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） お話を聞いて、今後ますます、これらの人員は幾らかかるのか、さっぱりわからないんですね。10款、美術館なんかは最後にお聞きしますけれどもね。まず、どういう美術館をつくるのか、コンセプトがさっぱりわからない。横山大観の絵を集めて、横山大観専門の……

○議長（三田忠男君） 款ごとですから、10款から始めるんですか。

○15番（森 良雄君） いや、初めからね。

消費税はアップを見込んでいるということですから、使用料及び手数料、夕鶴記念館、この伊豆市が貸している、伊豆市の施設を使ってもらっている団体ね、何でこんなことを細かいことで聞いたかといったら、これらのあれがどういう事業をやっているのかさっぱり見当たらないんです。わからないんですよ。お金を払っている。家賃を取っているんだったら、しっかり管理してもらいたいね。

14款は、答えはどうせ出てこないからいいですけども。

それから、2款に移っていいですか。

○議長（三田忠男君） はい、2款ですね。

○15番（森 良雄君） 地域づくり交付金、ようやくわかったんですけども、これは500万円ずつ2年間で終わりと、その後はもう出ないんですか。それから、500万円はいつまで出るのかということを知りたいです。

それから、2款ですから、地域振興拠点づくり、これはさっぱりわからないですね、何をやろうとしているのか。もう一回、同じことでもいいですから、にぎわいづくりだというようなことをお話ししているようだけれども、誰がどういうのをつくろうとしているのか伺いたいです。

土肥小学校ね、多面的に検討したいとおっしゃっているようだけれども、多面的ってさっぱりわからないですね。まだ地元の方の意見は聞いていないということですか。

以上、お聞きしたい。

○議長（三田忠男君） 3点、2款についてお答え願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、地域づくり交付金、これは2年ということではなく、こういった協議会の継続をするために2年というような事業を持ったものではございません。

それから、地域振興拠点づくりの活動の内容ということですので、先ほど来年度の話として、修善寺、それから中伊豆地区を中心にとということですが、ちなみに今年度もやっておるんですが、修善寺地区につきましては、修善寺駅前のにぎわいづくりをテーマに、伊豆総合高校と連携して取り組んできて、高校生と連携したまちづくりといったものを進めているところでございます。中伊豆につきましても、子育て世代との連携の視点から、旧さくらこども園を子育てママの居場所づくりですとか子供の自習スペースとしての活用の検討を進めているところでございます。それから、土肥小学校で地元の人たちということで、当然、地元の人たちの御意見も聞きながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） わかったような、わからないような。地域づくり交付金だけに絞って、3回目だからお聞きしたいですけれども、毎年幾らかずつでもこの交付金が出るんですか、地域づくり交付金というのは、今後。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○総合政策部長（田村英樹君） こちらにつきましても、先ほどの回答と同じでございますけれども、年度につき500万円を限度として交付をしております。

○15番（森 良雄君） 毎年500万円をもらおうと思ったらもらえるの。

○議長（三田忠男君） そういう答弁でしたね。

3款、お願いします。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そういうことね。これはいい交付金ですね。

では、今度、2款……

○議長（三田忠男君） 3款をお願いします。

○15番（森 良雄君） 2款、電子計算機を質問したかったんだけど。

では、3款、この生活困窮者自立支援事業というのは、これはいわゆる支援要員と言っていいのかな、支援員が、必要とする人が手を挙げれば、来て教えてくれるということなんですかね。1カ月どのぐらい教えてもらえるのか伺いたい。

次、介護基盤緊急整備というんですか、小規模多機能型の、要はあそこにあるような施設をつくりたいということですね、昔の狩野川か。ですよね、牧之郷のね。いわゆる全国的に人手不足、ここでも言われているところなんですけれども、いろいろ、例えば中伊豆とか天城につくりたいと思っているんだと思うけれども、やっぱりできるだけ人手不足の世の中だから人手が集めやすいところへ呼ばないと、例えば中伊豆だったら厚生連の新しいところへ一緒につけてくれとか、そういうふうにしないと集まらないんじゃないかと思うんだけど、その辺、具体的にどういうところを考えてつくってもらおうとしているのか聞きたい。

それから、こども園の進入道路なんだけれども、確かに作り方によっては、障害者の施設のところに入り口が必要なんだろうと思うけれども、うまく答えたらと思うんだけどね。1億2,000万円もかけて新しい道路をつくって、あそこはこども園と障害者のための施設、両方あって、こども園は既存の市道のほうから入れるように聞いていますけれども、こちらはそうではなくて、この進入道路から入れるようにするということですね。ところが、この進入道路はU字形にできるでしょう。そうすると非常に無駄な考えだなと、1億2,000万円もかけて。僕が一番最初に言ったのは、せっかくつくるんだから、このこども園のための道路にしちやいなさいと言ったんですけれども、どうも考え方が違うんじゃないかと思うんだけど、その辺は、こども園のためのこれは進入道路なんですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず最初に、学習支援員の関係ですけれども、支援員が必要としている人に誰でもいいのかという話ですけれども、あくまでもこれは生活困窮者の自立支援のための事業ですので、やはりその中でも、平成31年度は生活保護受給世帯の児童ということで考えております。そしてまた、1カ月どのくらいというお話でしたけれども、受験に向けてということで、この予算の中では、後半の7月ぐらいから6カ月ぐらいのところの支援ということで予算を考えております。

それから、小規模多機能型居宅介護事業の関係ですけれども、やはり議員がおっしゃるとおりに、どこの社会福祉法人も人手不足というところを課題としておるところですが、どういう場所にといいところは、第7期の介護保険事業計画の中では、ある程度、旧町の4地区にそれぞれできればというように考えておりますが、今現在が、修善寺地区には、もう1地区はございますので、ほかの地区でやってくれる事業所があるとよいと考えております。

それから、新こども園の進入道路の建設の関係ですけれども、あくまでも、先ほど申し上げたとおりに、新こども園、それから児童発達支援センターの駐車場に、安全に児童の送迎ができるようにということで進入道路を考えているものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 生活困窮者自立支援事業ね、25万円だから、まあ、どんな支援策があるのかなと思って質問したんですけれども、やっぱり後半だけだなんて言っていないで、恐らくこういう人たちは塾なんて行きたくても行けないというようなこともあるだろうし、住んでいる場所によってはそれこそ交通費も考えなきゃならないだろうし、できるだけ、私、最初、これは教育委員会でやるべきではないかと言ったんですけども、やっぱり子供はもう、教育委員会には悪いけれども、学校だけの教育ではもう済まない時代になっていると思うんです。極端なことを言う人は、学校は面倒を見るところ、学習は塾だというような人だっているわけですね。ぜひ教育委員会も真剣に、こういう学習支援員報償、これは報償費だけですけれども、健康福祉部長、もうちょっとこれは、僕はいっぱい持つべきだと。高校へ行きたくたって、多分、本当に困っていたら行けないはずだから、考えてやってもらいたいと思います。

それから、介護基盤等整備事業、例えば既存の業者、業者と言ったら悪いのかもしれないけれども、運営者等を頼んだら、下手したら、いのしし村に併設しろなんていうことになったら、今度、僕らみたいにもうじき利用する可能性のある人間から言ったら、たまったものではないですよ。私は毎度言うんですけども、伊豆市の方は、勤め先は、多くの人は市外なんです。帰り際にやっぱり親の顔を見てから自宅へ帰りたいという人が結構いるんですよ。ぜひ、そういうこともあるというようなことを考えてもらいたい。

それから、進入道路、僕は、これは道路をせっかくつくるので、もう発注しちゃって工事

にかかっているんでしょう。それだったら、市道といったら誰でも使えるんだから、やっぱりこども園だけの専用道路みたいにするような考えはございませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。道路関係ですね。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） こども園の進入道路につきましては、最終的には、この進入ということで、安全に保護者の方が子供さんを送迎できるということで、今ある小川遠藤橋線の市道から入ってということで、駐車場に入ってから、そしてということで、進入道路になっているわけですが、あくまでも市道となりましたら、そこは保護者だけではなくて一般の方も利用ができるという道路になると考えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、4款について再質疑ありますか。私見は結構ですので、すみません、質疑に徹してください。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） だから質疑でも、学習支援員なんていうのは……

○議長（三田忠男君） それは私見です。

○15番（森 良雄君） 増額してもらいたいです。

予防接種委託料、お話を聞いていると、本当に決まりどおりのあれなんですね。私は、少なくとも、福祉になるか医療になるかわからないけれども、伊豆市の場合、田方の3市町で同一歩調をとるとということで、そんなことをしていると、伊豆市は、それより一步先へ行かないといいまちとは言えないですよ。インフルエンザの予防接種はやる気はない、風しんワクチンは妊婦さんだけあれだと言っているのではなくて、今国が言っているのは、とにかく免疫を持っていない人を調べて、みんなに予防接種してもらおうとしているわけですが、そういう考えは変えられないですか。

続いて、火葬場。これは、灰はお金になるというような認識はないかどうか伺いたい。

それから、広域処理施設。これはどうなんですか、応募者は何者もあつたんですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） それぞれ答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 風しんのワクチンの接種助成なんですけれども、この7万5,000円は、今までずっと継続している事業でございます。そして、今、報道等で騒がれております、抗体が低いと見られる39歳以上56歳以下ですかね、その方たちの予防接種につきましては、伊豆の国市、函南町と一緒に検討を今重ねているところでございますが、はっきりした方針等を田方医師会等と検討の上、6月議会等での補正対応となるかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 業者において処理をお願いしているという部分で、私どもといたしますと、灰について適正に処理をお願いしていると。その先については、業者においてリサイクル事業を展開しているというふうに御理解いただきたいと思います。

広域新ごみ処理施設の応募者という部分については、今後の事業の展開等もございまして、何者という部分についてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 予防接種は、できるだけ、答えはいいですから、やっぱり市民のことを考えて、インフルエンザね、これは予防接種をすとかからないんだよね。おかげさんで僕はここ数年かかっていないですよ、予防接種を受けるとね。風しんなんていうのは、もうこれはかかったら死ぬ人も出るんだってね。—————

——ぜひ、3市町でやるんだったら、田方からはもうなくすぐらいの気持ちでやってくださいね。

次、伊豆聖苑、これも答えはいいけれども、何でこんな、要は、灰をその辺に捨てられたら困るという意味で質問しているのではないからね。あの灰がお金になるということだから質問しているので、業者がもうけてもそれはいいんだけど、ぜひ有効利用するように。

広域処理施設整備事業ね、6月に決めるのに、今応募者があったかどうかわからない。いいですよ、その応募者があったかないかは。では、何者あったかぐらいは答えられないんですか。

○議長（三田忠男君） 最後の質問で、答弁できる範囲でお願いします。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、応募者、業者、その部分については、組合が今後の事業を展開する上でどの程度あったのかという部分については、回答を差し控えさせていただきたいと。先ほどと同じ答弁を繰り返させていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、第6款ですか。再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 広域処理施設整備事業ね、お金は出すけれども、答えは……

○議長（三田忠男君） 森議員、もう6款に入っています。

○15番（森 良雄君） 6款へ入りますよ。だけれども、答えは、伊豆市は、お金は出すけれども答えはわからないと。私なんか何も知らないんだからね、市長、総務部長、市民部長。議員の皆さんもそうだよ。

○議長（三田忠男君） 6款の質問ですか。

○15番（森 良雄君） お金を出しても、何も情報が入ってこないと、そんなんでいいんですかと。

では、何か議長さんが6款、6款と言っているから6款にいきますけれども、6款は1つ

ただだね。

現実問題として、協力隊員、これはやっぱり相当支援してやらないと伊豆市に根づかないと思いますよ。いろいろお話を聞いていると、鉄砲撃ちについて歩けとか、そうなんでしょう。それから、解体処理を学ばせるとかね。何かなめし作業を覚えるようなこともさせるわけでしょう。あんなのは得手不得手もあるし、その辺でできるようなものではないと思うんですけれどもね。6款についてはもう少し充実した支援を希望したいんですけれども、その辺は考えていませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 充実した支援ということでございますが、先ほど申しましたとおり、月1回の定期報告会があります。その中でいろんな方の意見を聞きながら、どういう形で市のほうで支援したらいいとか、協力隊員の情報交換をやっていますので、その中でいろんな支援方法については考えていきたいということです。

また、支援は、3年間の地域協力隊の勤めが終わりますと、その後、市内で起業する場合などは支援金というのも用意しておりますので、そんな形でこれから支援方法についても、何もやっていないということではなくて、いろんな形で支援している状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 8款ね。

○議長（三田忠男君） 次ですか。はい、8款お願いします。

○15番（森 良雄君） 6款はいいんだけど、これは本当に人づくりだと思いますから、しっかり支援してやっていただきたい。

次に、市道整備事業、それから牧之郷周辺整備事業を一緒に質問します。

いずれも、どれぐらいの事業費がかかる事業を計画しているのかわからないんですか。これから伊豆市の財政が先どうなるかわからないときに、やろうとしていることがわからないでは困るんですよ。我々はいつも説明を受けるときは、既存のインフラ整備にお金がかかると言われているときに、伊豆市は新しいインフラを一生懸命つくっているんですね。本当は市長にどういう考えでやっているんだと聞きたいんですけども、市長は答えはできないですか。

それから、どのぐらいの、例えばオリンピックをやるから1兆円かかりますと、そうしていろいろ計画しているんでしょう。ところが、我がまちのあれは、市道整備に幾らかかるかわかりません、まちづくりは幾らでできるわかりません。私がよく言うのは、沖の原1号線を何とかしてくれと。あれは本当に市長、見てくださいよ。それから、議員の皆さんも沖の原1号線をぜひ見ていただきたい。当然、建設部長はもう見ていると思うけれどもね。あれ

はもうはっきり言って、僕から言わせれば道路ではないと。何でといたら、路肩を人にくれちゃっているんだから。そんな道路あるか。

○議長（三田忠男君） 森議員、今のはどこに書かれていますか。

○15番（森 良雄君） 書いてある書いていないではない。

○議長（三田忠男君） 質問内で議論してください。

○15番（森 良雄君） 市道整備事業に聞いているんだよ。

○議長（三田忠男君） 矢熊筏場線しか書いてありませんので、そこを質問してください。

○15番（森 良雄君） では、矢熊筏場線は幾らぐらいの道路を考えているのか。例えば、これ、僕は、峠道なんかつくるなという考えなんです。つくるんだったらトンネルを掘れと。トンネルを掘ることを考えているんですか、牧之郷駅の周辺整備道路。僕はいつも言っているのは、牧之郷は盲腸みたいな場所だと。出口をつくってやらなきゃだめだということを考えて言っているんですよ。そういう考えはあるのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 矢熊筏場線と牧之郷駅周辺につきましても、先ほど言いましたように、そのために測量しまして、その設計をして総額をつかんでいきたいというのが基本線になっていると思います。今言われたように、矢熊はトンネルはどうだかという話は今、議員からおっしゃられましたけれども、その辺も含めまして、やっぱりしっかりした線形、地形を見ながら、現状の道路を使用しているのか、例えばどうなのかというところも見据えていかなければ、やっぱりしっかりした道路はできませんので、それを含めた中での委託になっております。

牧之郷につきましては、基本的には、この業務の中には、牧之郷駅と県道の間のところを、今、駅へ行く道路がありますけれども、その道路の整備と、あと駅の周辺の車が行くロータリー広場をつくったり、そこに通じるというか、その周辺の公園の整備、そういう全体的な形の委託を考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これ、市道整備の矢熊筏場線の設計業務委託料というのは、具体的に、僕は説明だけ聞いている範囲では、測量だけで5,000万円かかるのかなと思ったけれども、そうではないんですか。どういう道路をつくるかも考えて要求している5,000万円ですか。

牧之郷の駅についても、具体的な計画図みたいのはないんですか。そうしないと、これ、委託だったら受ける人も大変だと思うんですけども、具体的なものはあるかどうか、絵だけでもあるのかどうなのか。委員会でも聞くから、答えられるようにしておいてくださいね。

答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。2点ですね。

○建設部長（山田博治君） 矢熊筏場線につきましては、先ほど申しましたように、測量と道路の予備設計と詳細設計、全て設計を行うということであります。予備設計と詳細設計と2つありますけれども、基本的に詳細設計でいいではないかという話もありますけれども、矢熊筏場線はどうしても地形的に急峻なところと谷があるというところで、やっぱり重要構造物をつくらなければいけませんので、その中でやっぱり予備設計をして、どういうのがいいかというまず検討をしていかなければ次に進まない。先ほど、牧之郷は詳細設計のみという話をしましたけれども、牧之郷につきましては、地形もそんなに急峻ではなくて、農地なものですから、通常の小型の構造物でできるものですから詳細設計でいけると、そういうところの違いがあると思います。

あと、牧之郷の計画といいますのは、牧之郷の地区計画の中で、地域といろいろ、どういうやり方があるかという内容を練って、その中で、そこについては、先ほど申したような案がいいねというところで、ポンチ絵的な絵は出ていますので、それを来年度に向けてしっかりした設計を組んでいきたいということになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、10款に入ります。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） いずれにしろ、委員会でも同じような質問をしますから、答えられるようにしてください。

既存のインフラの維持管理だけでもこれからどんどん金かかるという時代に、伊豆市はどんどん新しいインフラをつくろうとしているんですよ。ね、市長。大丈夫ですか、伊豆市は。それで、どういう計画で、どういうまちをつくるのか。現在の状況図ぐらいだって、議会に提示したっていいと思いますよ。それさえないんだね。

続いて、10款に移ります。

新中学校建設地は、日向と、それから現在の修中を考えると。僕から言わせれば、何だ、日向に決まっているではないかというふうにとりますよ。それは結果を見ますけれどもね。やっぱり日向だったかということになります。

そうすると、この策定業務を委託するところには、日向と既存の市有地でもって考えてくれと。これはどちらにしても、この新しい中学校は、さっき部長もおっしゃっていただけれども、いわゆる通学問題が一番大きなウエートを占めるのではないかと思いますけれどもね。すると、これは日向か修中かによって、修中だったら既存のバスも使えるけれども、日向だったら全く新しいことを考えなきゃならないわけですよ。これはまた委託を受ける人は大

変だなと思うんですけれどもね。その辺、そのとおりにかどうかお答え願いたい。

それから、土肥の問題をなぜ質問したかという、何か土肥だけ特別お金がかかるのかなというふうに感じたものでね。それと、何か新しい学校なのに300万円ぐらいお金をつぎ込んでいるところがあったもので、なぜかなということ。

美術館については、考える人は大変だなと。こちらから何も提示しないわけでしょう、こういう美術館をつくってくれというようなのはね。僕は、伊豆市は、さっきから言っているように、これから既存のインフラにお金を投じなきゃならないときに、新しいものをつくっていいのかと。みんなそれぞれ、恐らく10億円以上の金がかかるのを考えているようだけでもね。本当は市長に答えてもらいたければ、まず、どんな美術館をつくりたいということを出してやらないと、答えるほうも答えられないんじゃないかと思うんですけれどもね。美術館なんて格好いいことを言わないで、資料展示室でいいではないですか。そういう考えはないですか。答えられるようだったら教えてください。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、最後の美術館についてでございます。

実は、前回の一般質問でも御回答を申し上げましたが、いろいろ委員会の中でも議論百出でございます。基本的には、旧修善寺町が寄贈を受けた沐芳コレクションと言われる近代日本画、こちらの作品を大切に次世代に受け継ぐと、それを文化発信拠点の活動にすることをもとに、修善寺の温泉場のエリアの中に、適正な美術品の管理、さらには新たな地域文化創造、さらには観光客にも立ち寄っていただけるようなというようなことが、これまで答申書で示された基本方針でございます。委員の中には、当然のことながら、全国のいろんな事例を見ながら課題がまだまだ多いというようなこともございまして、今回は、後々の維持管理をどうするかとか、そういったことも踏まえてこれから慎重審議をしてみたいと思います。お金がかかって、市のお荷物になるんだったらつくらなければいいというような御意見なんかも、実際、委員の中にもございますけれども、そういうことにならないようにはどうするかということ平成31年度に真剣に推進委員会で検討してみたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 新中学校の問題は、3つ質問があったと思いますけれども。

○教育部長（金刺重哉君） 新中学校について、先ほど、候補地については、新校地とすれば、日向か修善寺中学校の校地でございます。御指摘のとおり、通学が最優先課題だというふうに我々も認識しておりますので、今回の基本構想の中でも、それぞれ、新校地とした場合、さらには修善寺中学校とした場合については、早急に、どのような課題があると、交通事業者と協議も含めて検討する必要がある。こういったものも今回の構想の中で課題の整理をしたいというふうに考えております。

それから、土肥の小中一貫校については、これも御指摘のとおり、学校区分、小学校とい

う区分、中学校という区分、それから、新たに9カ年を一つの課程とした義務教育学校という3つの学校の区分ができたということで、予算の執行する財務課とも協議した上で、この項目を新たに設けたというものでございまして、他意はございません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） もう一度、最後の質問がありますけれども、よろしいですか。

○15番（森 良雄君） 答えが出てこないからいいです。終わりにします。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時04分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。私は、議案第8号 平成31年度一般会計予算につきまして、通告書のとおり質疑を行いたいと思います。

まず最初に、第2表、債務負担行為の中に、リサイクルセンター整備基本構想策定業務委託料、これは債務負担でございますが、平成32年度で250万円というのがあるわけですが、この内容を説明いただきたいと思いますので、どういう内容かといいますと、まず、なぜリサイクルセンターをつくろうとするのかというのが1点目。それから、これにつきましては、一昨年あたりからそういうお話があるわけですが、今までどういう検討がなされていたのかをあわせて、内容的に説明をお願いいたします。

次に、第6款、196ページでございます。県営土地改良事業内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備負担金と、非常に長い題名でございますが、まず最初に、これは、まず①清算金と書いてありますが、換地清算ということがこれは出ておりますが、どういうことなのか説明をお願いいたします。

それから2番目、使用目的ということで、これは林業で、静岡県森林組合が、中間土場ですね、材木の置き場として使うというようなことですが、もうちょっと具体的に、例えば建物なんか建てるのかとか、そういうものをもう少し具体的にお願いをいたしたいと思います。

それからその次、7款、218ページ、IT企業等誘致促進業務委託料ということでございます。これは内容説明ということがありますが、大体、このIT企業等誘致促進業務委託料というのはどういうことをやるのか。字からとれば、IT企業を誘致しようという、そういう委託料だと思うんですが、これ、1番目の内容説明、何かすっきりしないん

ですよね。それから2番目、それでは、これも二、三年前からあるわけですけども、今までどのような成果があったのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それからその次、7款、240ページ、道の駅整備事業ということで、道の駅はまだつくられておりません。この前の1月26日ですか、天城北道路が開通したということで、そして、道の駅は月ヶ瀬につくるということで今やっているというわけですけども、この右側にいろいろ書いてあります。何が書いてあるかといいますと、道の駅整備事業で、これの全体的なお金としましては、建設費とか施工監理委託料なども含めて3億9,654万円ではありますが、この中に建設費等ではなく維持管理費だと思われるものがあるわけですね。その横に書いてありますが、消耗品費が500万円、清掃業務委託料が197万3,000円、指定管理料350万円、これは前から350万円、指定管理をやっておりました。それから、管理運営支援業務委託料が458万円、オープン記念イベント支援業務委託料が220万円、汚泥引き抜き委託料が196万2,000円、維持管理業務委託が80万円となっておるんですけども、指定管理料は前からそういうお話があったわけですけども、今言ったほかの清掃とか管理運営支援とか、こういうことについて、どういう内容なのか説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは企業誘致のみについて答弁申し上げます。そのほかについては、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

企業誘致をする場合に2つ判断基準があって、1つは、伊豆市にとってふさわしい、好ましいもの、もう一つは、伊豆市にとって成功する、実現する可能性の高いものという視点があるんだろうと思います。例えばベアードビールですとか東京ラスクのような事業体は、通過交通をお客様として使うことで、伊豆市にとっては望ましい。

このITに、このように伊豆市以外でも特出されるのは、これは情報通信によって距離がなくなったんですね。物流とか製造業ですと、やはり距離、立地がかなり影響してきます。このITは、時間もそうなんですが、深夜に働く方もいらっしゃるようですけども、首都圏、大都市部との距離感がなくなった。これはとても大きな技術革新による働き方の大きな変革であって、したがって、伊豆市のような首都圏から2時間あるところ、あるいは新東名から離れたところであっても、こういう業態、新しい形態であれば来ていただける可能性が高いということで、このような政策にさせていただいているわけです。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

まず初めに、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、債務負担行為におけますリサイクルセンター整備基本構想策定業務の業務内容についてお答えをさせていただきます。

平成29年度におきまして、伊豆市におけます資源ごみの収集・処理のあり方、リサイクルセンターの今後の整備方針並びに適地選定等につきまして、センター整備に係ります基礎資料となる検討業務を行っております。債務負担行為のこの部分の今回の業務の内容につきましては、さきに検討いたしました整備方針をもとにいたしまして、処理の対象物、処理能力、センター機能の中で必要となる機械設備等、施設整備の基本構想を策定するものでございます。

先ほど議員のほうから、なぜリサイクルセンターをとという部分もございましたけれども、この部分については、伊豆市として環境整備を行う部分で、リサイクル事業を進めると。そうした中で、現在、伊豆市におけますリサイクル事業を担っております清掃センターの部分、それと土肥のリサイクルセンターの部分、これはともに老朽化して、現在の環境整備、リサイクル事業等に支障を来す部分もございますので、新たな整備を行いたいということで、リサイクルセンターの基本方針を立てさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから6款、7款について説明させていただきます。

まず、清算金につきましては、県営土地改良事業内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業により創設されます、非農用地約1.9ヘクタールを市が取得するためのものでございます。用地取得につきましては、通常は市有財産購入費として市が直接購入する形をとりますが、この事業は、県が実施します土地改良事業の中での手続のために、この事業の中で非農用地の取得については、清算金という形で市が実施主体の県へお金を払い込むという形になっております。

続きまして、使用目的でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、静岡県森林組合連合会による伊豆市内部等からの集積されます木材の中間土場としての利用を予定しております。森林が有する、国土保全、災害防止などの公益的機能を維持保全していくために、適正な森林管理は喫緊の課題であり、この中間土場が、森林整備を加速する重要なツールになることを期待しているところでございます。

なお、現在予定されています建物等でございますが、管理棟、あるいは機械倉庫、あとストックヤード、駐車場、調整池等を整備するということで聞いております。

続きまして、IT企業等誘致促進業務委託料についてでございます。

若年層の人口流出が顕著な当市におきまして、若年層の市外流出を抑制することと、若年層等のニーズに合った、都市部からの人の流れを生み出すような新たな産業の誘致、雇用の場の創出を目的に、旧狩野幼稚園をIT企業等のサテライトオフィスとして改修していくための委託料となります。

業務内容としましては、施設を運営していくための全体マネジメントとなりまして、進出意向のある企業との入居に向けた協議、調整、企業や他自治体からの視察対応、業界団体へ

のPR、進出に向けたアプローチ等を実施することを予定しております。また、施設の共有部分の清掃といった日常業務もあり、施設をよりよいものにしていくための入居企業への意見聴取や要望に対するための対応策の検討、入居企業間のコミュニティ醸成に向けた意見交換会等の実施を予定しているところでございます。

目標につきましては、改修しました旧狩野幼稚園の全ての事務室、これは4カ所になりますけれども、そこに企業が進出する、入室していただくことが目標となります。当市の魅力をPRするとともに、企業の進出、定着に取り組み、最終的には、進出企業による地元雇用、さらには当施設が企業誘致の核となって、市内の空き家等を活用するなどのIT企業等の集積が進めばと考えているところでございます。

続きまして、道の駅整備事業でございます。

まず、消耗品につきましては、建設中の地域振興施設は、大規模災害発生の場合の防災拠点としての性能を確保しておりますので、災害時の帰宅困難者等への対応としまして、1日300人を想定し、3日分の備蓄品等を用意するためのものと、あとは、その他施設の維持管理に係る消耗品等について予算を500万円計上させていただいております。

続きまして、清掃業務委託料でございますが、これは、国が整備しましたトイレがあります。トイレの清掃維持管理費として197万3,000円を計上するものでございます。ただ、現在、道の駅の維持管理につきましては、国との協議中ということがあります。現実的には、当該自治体が行うというのが国の考えということで聞いておりますので、調整している段階でございます。

続きまして、指定管理料でございます。これにつきましては、先ほどから出ておりますけれども、道の駅施設のうちに市が整備する道の駅施設、地域振興施設、交流広場、テラス、水際公園等々の管理費、平成31年度分の350万円を計上するものでございます。

続きまして、管理運営支援業務委託料でございますが、これは、平成30年度から継続費を設定しまして進めております。市と指定管理者、村の駅との施設の開業に向けた管理運営計画に関する協議や調整をすることに当たりまして、商業コンサルティングやまちづくり等の専門的な見地から意見をいただくためのものでございます。委託料として458万円を計上しているものでございます。

続きまして、オープン記念等イベント支援業務委託料でございますが、オープン記念イベント支援業務委託料につきましては、道の駅伊豆月ヶ瀬のオープン当日に、道の駅を新たな地域振興施設、観光拠点施設として広く周知し、魅力を伝え、認知度の向上を図るために、オープニングイベントの計画、開催、運営などの業務を実施するために220万円計上しているものでございます。

続きまして、維持管理業務委託料でございますが、これにつきましては、国が駐車場のほうを整備します。そちらのほうへの植栽等の許可を得ておりますので、その維持管理のために80万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず最初に、リサイクルセンターの債務負担行為ということですが、その理由ですね、なぜ、これは聞くのはちょっと遅かったかもしれませんが、老朽化ということですけどもね。リサイクル施設で老朽化といっても、そんなに余り老朽化という感じはしないんですけども、大体、施設整備そのものが、施設そのものが、大した施設はないわけですからね。大変無駄ではないかなと私は思うんですけどもね。

そこでちょっとお伺いをいたしますが、要するに、ことしというか、1つお伺いしたいのは、平成32年度に250万円ですよ。実を言いますと、この基本構想の業務ですね、委託料、平成29年度に840万円、平成30年度に231万5,000円、これは予算ですけども、予算で計上してあるということで、平成31年度はないんですよ。平成31年度はなしということで、何で飛んで平成32年度にいくのかなという気もするんですけども、それはなぜかということで1つお伺いいたします。

それで、何を処理するのかというと、今の処理する分野といいますか、リサイクルセンターは何を処理するのか。今までの缶とか瓶とかその他とか粗大ごみ、いわゆる金属製の粗大ごみとか、そういうものを処理するのかどうなのかということが1つ。

それから、お伺いしたいのは、能力はさっきおっしゃいましたけれども、大体どれくらいの能力が、何トンともう決まっていると思うんですけども、そういうのももう考えているのか。それから、設備等もさっきおっしゃいましたけれども、設備はどのようなものを考えているのかをお伺いしたいと思います。

それで、場所についても、今度建てられるところの佐野のごみ焼却場の近くとか何とかということもちょっと聞いたような気がするんですけども、そこはどういうふうに考えているんでしょうか、お伺いします。

それで、それに関連するんですけども、平成31年度の予算で、リサイクルセンター候補地選定支援業務委託ということで50万円がとってあるんですよ。これはどういうことなのか。選定50万円というのはどうも中途半端なお金だと思うんですけども、ただ決めるのに、あそこがいい、では、佐野の近くだよということで50万円なのかどうなのかお伺いいたします。

以上、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 平成30年度におきまして、リサイクルセンターのこの本業務を予定はしておりました。この部分については、現在、伊豆市と伊豆の国市で進めております新

ごみ処理施設の進捗状況、そこら辺で未確定な部分がありましたので、本年の部分は執行できませんでした。平成31年度、平成32年度という部分については、やはりこれも、新ごみ処理施設の進捗状況によってということ踏まえて、平成32年度の債務負担ということにさせていただきます。

リサイクルセンターで処理する部分の種類、能力、設備の部分について、種類のには、現在、伊豆市の清掃センター、土肥のリサイクルセンター等で行っております資源ごみ等の部分で、19種類ぐらいを予定しております。能力については、さきの業務で資料をつくっておりますけれども、その部分で、日量9トン程度ということでございます。また、設備等でございますけれども、施設の整備という部分で、受け入れの供給設備、破碎設備、選別設備、再生設備等が必要ではないかという基礎資料になっております。

場所等につきましても、前回の業務委託におきまして、選定候補地、第1次選定で10カ所を選んでおります。10カ所から第2次選定で4カ所に絞っております。ただ、この部分については、建設地としてメリット、デメリット等をまた検討させていただくという部分で、支援業務等も平成31年度で50万円をつけさせて、計上させていただいております。場所等についても、4カ所という候補地に絞ってはございますけれども、この部分については民有地もあるということで、公表は控えさせていただきたい。現在のところ4カ所に絞られていると。平成31年度中に建設地を決定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、最後ですね。これは市長にお伺いしたいんですけども、こうやって新しい施設というか、これはリメイクというか、どこか違うところへ建てるんでしょけれども、今の柏久保以外のところへ建てるんでしょけれども、市長が前から、市有施設の削減とか、これをうんと声を大にして言っているんですよ、市有施設の削減。市有施設はいろいろ多いから減らそうというようなことで、管理も大変な。

そうなりますと、今やっている、今のところは柏久保ね、清掃、焼却炉もあるわけですけども、そのリサイクルをやっているところもあるんですけども、あそこはどうするおつもりなんですか。市長が、いわゆるリサイクルセンターをつくらうと思って、こうやってやっているわけですよ。ですから、その跡地となるところはどういうふうにしよう。ふえちゃうんではないですか、もしも何もしなきゃ。削減どころか市有施設の増大になっちゃいますよね。その辺はどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これはリサイクルセンターを2カ所にするわけではなくて、施設の更新です。このリサイクルセンターは、市民の皆さんの生活に直結する、非常に使う頻度の高

い施設でございまして、私が市長になってから数年間、正直なところ、一番苦情の多かった、市民の皆さんから御批判の多かった施設でございました。その後、職員の皆さんが本当に努力をされて、今はそういった声はなくなってきたんですが、残念ながら、使い勝手は必ずしもよくないだろうと思います。それは施設の形態という意味ですね。

場所は、今、部長からありましたように、どこかこれから検討いたしますけれども、市民の皆さんにとって、より使いやすいリサイクルセンターに更新をしていくということでございます。これはやり方を間違えますと、本当にそんなところだったらもう山の中に捨てるなんていうことがないように、やはりしっかりしていかなければいけないだろうと思います。これは市民の皆さんにとって非常に公益性の高い事業だろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、6款に入ります。

再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今の答弁についてちょっと言いますと、それは2カ所でやるわけではないですよ。だけれども、現実的に柏久保という、そういう土地が残っちゃうではないですか。だからそれをどうするかと聞いているんですよ。それをお答えしていないからあれなんですけれども、また後からお答えするあれがあったら教えてくださいね。どんどんふえちゃいますよ、市長のやり方ではね、そういう市有施設が。

次に、6款、196ページの県営土地改良事業内陸フロンティアですけれども、これは静岡県森林組合を使うんだということなんですけれども、では、ちょっとお伺いしますが、これは、要するに約1.9ヘクタールの土地ですね。これを、森林組合へ貸すんだと。それについて、森林組合というのは、大体、ここに企業誘致と書いてあるから、企業だと思うんです。企業の一種だと思うんです、いかに静岡県がついていようとね。そこへ何でこうやって決めちゃって貸し出すんですかね。私はそれがよくわからない。何で入札とか何かで、そういうのでやらないんでしょうかね。私は、それが1つ不思議だと思います。

それで、仮に、どこでもいいですけれども、貸し出すとしたら、借地料というのは取るんですか、取らないんですか。何もそんな、今までそんなこと一言も言っていないですよ、借地料を取るなんていうことはね。どうも明らかでないね。それをまずお伺いします。

それから、さっき換地清算というお話がありましたけれども、だけれども、これは財産の取得で、さっき市有財産の取得とありましたけれども、まさにこれは財産の取得なんです。それは向こうからすれば、県からすれば清算かもしれないけれども、これは市の財産を取得するということなんです。だから、当然、19節の負担金ではなくて17節の公有財産購入費で、それはもしやるんだったらせなきゃならないと思うんです。これから条例でも出てきますけれども、議案第29号に、こっちは財産の取得と書いてあるではないですか。整合性がないですよ、これを負担金としたらね。あくまでも伊豆市が取得しようとしているわけでしょう。だからそこは、私はおかしいではないかなと思うけれども、もう一回説明していた

だけですか。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず、1点目のなぜ森林組合に貸し出すかということでございますが、もともとここにつきましては、天城北道路の大平インターができるという形で、やはりそこに有効的なものをつくっていこうという形で、非農用地を造成して企業等の誘致を図りたいということで考えておりました。

そこで、いろいろな形で企業誘致について検討しましたが、検討している段階で静岡県の森林組合から、やはり中南部の森林の荒廃とかそういうのが目立つもので、事業的にどうだという提案がありました。そこで伊豆市のほうの考えとそこが合致したわけでございますので、森林組合をそこに誘致するという形で決定しております。これにつきましては、非農用地を造成するときに事前協議というのがありますので、平成26年当時にその辺の事前協議がされております。

また、借地料につきましては、当然、市有地でございますので、森林組合のほうに、適正な価格になるかどうかわかりませんが、借地料を支払っていただいて借りていただくような形になると考えております。

あと財産の取得で清算金等取得ということでございますが、あくまでも、当然、土地を取得するということには変わりはないと思いますが、県の事業に対しての、土地改良事業に対しての事業が終了したことに伴いますお金を支払うという形で、清算金という形をとってございまして、財産の取得には変わりないと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、御説明があったわけですが、その今の財産の取得については、これはちょっと私はおかしいなと思うんですけども、まず一番の問題は、企業誘致で最初からここに決めてやるということ自体が、これは公平性に欠けるわけなんです。幾らそういうことが相談があったとしてもね、県の森林組合と相談があったとしてもね。これは本当に問題だと思いますよ。あそこだったら非常にいいところかもしれないから、それだったらちょっとぐらい借地料が高くて、借地料が不動産価格の100分の1ではなくても俺は出してやるよというところがあるかもしれないではないですか。別段、中間土場にするからといったって、中間土場にすることが、そんなことは市の事務かというわけですよ。事務ではないと思いますよ、私は。すみませんね、意見を言わせて。市の事務ではないと。私は、おかしいなと思いますけれども、これは言っても水掛け論になるかもしれませんから、もういいですけども、では、次へいきます。

○議長（三田忠男君） では、7款。

○13番（西島信也君） 7款ですね。IT企業進出ですけれども、今、このIT企業等誘致促進業務委託料ということであったわけですが、市長が答弁したりしましたよね、一番最初に。そのときに、内容の説明、ITだから近くなったという、そういうお話をしましたよね。それから、今までの成果ということをお聞きしたんですよね。それに対して何もないからおかしいわけですが、改めて聞きますけれども、今まで何件来たんですか。

平成29年にIT企業進出支援委託料ということで1,760万円、これは予算ですが、計上してあるわけです。それで平成30年度には、ICT企業進出支援策定業務委託料、これは910万円。どういう成果があったんですか。それでですよ、ことしは861万6,000円。三千何百万円、4,000万円近い金が出ているわけですよ、IT企業進出ということですね。

それで、何をやろうとしているんですか。去年、夏ごろですかね、狩野幼稚園へ、工事してあそこへ何か入れるようにしましたよね。これが2,400万円。それで、もうすぐさま入るかと思ったら、今は空っぽですよ。何のためにこれはやっているんですか。IT企業、IT企業といっても、こんな大金をかけて、全部で五、六千万円もの金をかけて、今まで何もありませんか、企業誘致なんて言ったって。これはおかしくありませんか。

市長はどう考えていますか、こちら辺は。要するに、金をかけているのに、市長さん、金をこんな5,000万円も6,000万円もかけているのに、何も成果が上がってないと。今度のIT企業誘致促進、4件の、狩野幼稚園の4区画のあれを埋ませるために860万円の金も出そうと、そういうことなんですか、これは。市長、どうですか。ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 成果がないということですが、実際、土肥地区の空き家を利用して、そこを整備しまして、現在、アースリンクという会社がサテライトオフィスとして使っております。現地で地域の住民を1人雇用していただきまして、地域の活性化にも役立っているということは聞いております。

今回新たに整備しました狩野幼稚園でございますが、既にいろんな形でIT企業に対する意向調査等を行っております。その中で、やはり進出してみたいという企業も何社か聞いております。そういう形で、これから4月になりましたらばIT企業等の募集を行っていきましても、ある程度そういう形で入ることは期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、産業部長さんからお話がありましたけれども、市長さんはこれに対して答えてくれないからね。

とにかく金を使い過ぎですよ、こういうことについてはね。本当に使い過ぎ。それで、では、1つ、1件お伺いしますが、狩野幼稚園に入るについて、貸し付け料とか何か取るんですか。どうするんですか。それをお伺いします。取るんだったら条例で設定しなきゃなりませんよね。どうかわかりませんけれどもね。それを1つお伺いします。

それから、もう一つ7款があつて、これについてちょっと今言い忘れたけれども、まとめて言いますけれども、先ほど、350万円は指定管理料で、これも高過ぎるのではないかと。大体、家賃を取る、そういうのはありませんよね、何とかという企業が来るのについて、家賃を取らないのに、350万円も指定管理料を出すというのはおかしいではないのという声があるもう市民の間には満ち満ちているわけなんですよ。それなのに、今言ったお金、ずらずらずらっと何とか委託料と言いましたけれども、全部合わせるとこれは2,000万円ですよ。2,000万円もの金を出して、350万円ですえ出す必要はないと言っているのに、何で2,000万円も知らないうちにひよつとのせて出してくるんですか。何もこんな、前に全協でも何でも言ったことないですよ。350万円が何で2,000万円になるんですか。

市長が前に、前といたって半年くらい前ですか、指定管理者にはしっかりもうけてもらうと言いましたよね。こんな至れり尽くせりでは、左団扇で、あんた、もうけちゃいますよ、どんどんて。どういうことですか、これは。ほかの指定管理をやっているところで、こんなに出しているところはありませんよ。350万円だって、これだって多いなと思うんですけれども、そんな2,000万円、どこで出していますか。どこで出していますって、あれですよ、いいですか、清掃業務委託料、消耗品、管理運営支援業務委託料、オープン記念イベント支援、維持管理業務委託、こんなの出しているところはありませんよ、あなた。これについて市長さんに、どういうこと出しているのか答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、御存じのように、道の駅はまだまだ完成していませんよね。それで、この前のお話ですと、8月くらいに完成する予定だったけれども、何か部品ですか、ボルトだか何だか入らなくて延びたよと、10月だかになったよというお話を聞きましたよね。そうすると、これは半年分ということですか、こののっている2,000万円というのは。指定管理は別にして。どういう計算をしているんですか。

まず、それで、さっき市長さんに1個質問しましたけれども、もう一つ。いつあれは完成するんですか、月ヶ瀬道の駅は。

それを1つ、だから2つですね。これは、市長さん答えてくださいね。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私からは政策的な観点から申し上げます。

この伊豆縦貫自動車道の整備が進捗したことで、やっぱり伊豆半島、そして伊豆市の形が今変わりつつあるわけですね。御承知のとおり、大きな災害でも壊れない道路が今延びつつあるわけです。そうすると伊豆市内においては、熊坂、それから修善寺温泉の入り口、そし

て今まであった大平、そして今度、月ヶ瀬というところが、伊豆縦貫道との接続点になっていくわけですね。したがって、そういった観点の中で、月ヶ瀬インターの利用価値というものを位置づけているわけです。大平においては、将来、下田につながったときに物すごく一等地になるので、平地で置いていくような、そして、国の政策と合っている中間土場というものを今検討しているわけですね。月ヶ瀬の場合には違うわけです、条件が。ここは当分の間、道路のターミナルになりますから、当然、通過交通があそこを通って行って、商業施設が望ましい。ただ、むやみやたらに伊豆市にそぐわないもの、伊豆市の風情に合わないものを開発されても困るので、国と県と一緒にあって、市が道の駅という形で公的に一旦入れているわけです。そこに市民が使う公園機能もあるということで、一定の管理料は発生いたします。

それから、もう一つの特性が、この先の道の駅は昭和の森になるんですが、昭和の森は、さすがに防災拠点としては非常に使いにくい。そこまで行けないおそれもあります、災害のときに。月ヶ瀬インターですと、船原峠の手前に1つ防災拠点として持てるわけであって、ここは将来にわたって防災機能は強化しようと思っているんですが、まずは発足時に必要な防災機能というものをつけているわけです。

そういった長期的な視野と、それから、伊豆縦貫道の延伸を含む伊豆半島の新しい形にのった形での土地利用というものを考えておりますので、そういった、まず政策目的については御理解をいただきたいと思います。詳細については、再度、産業部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず最初に、使用料を徴収するかということでございましたけれども、今回の施設につきましては、地方自治法上で言いますと、今回、行政財産の目的外使用であったり公の施設の使用のときには、当然、使用料というのは条例で制定しなきゃならないということで考えておりますが、今回の場合は行政財産の目的使用ということになります。この場合につきましては、維持管理に対する費用の対価として入居料的なものを支払わせる義務があるということがありますので、条例ではなくて規則等で定めて、当然、不動産鑑定評価をしておりますので、その鑑定評価と同等の金額をある程度使用料として納めていただくような形で考えているところでございます。

あと、350万円が高いかどうかというのは、やはりいろんな形で、地域振興施設以外の交流広場であるとかテラス、水際公園等の管理がありますので、その辺で試算をしている状況でございます。

例えば、あとオープン記念のイベント支援業務委託料220万円等につきましては、当然、函南のゲートウェイなんかでも、国の方を呼んだり県の方を呼んだりという形でそれなりの費用を使っていると聞いています。同等程度の金額を設定しながらオープン記念をやったということで聞いておりますので、そういった形で、これにつきましては、指定管理者に払う

お金ではございませんので、350万円とは別物であると考えております。

また、国が整備した駐車場等につきましても、もともと国のほうでは、駐車場を整備するというだけであって、植栽等については考えておりませんでした。ただ、伊豆市としまして、やはりおもてなしの玄関口になりますので、そういったいろんなものについては市のほうとしても整備していく必要があるだろうという形で提案をさせていただきました、国の了解を得ているところでございます。そういったことから、植栽等につきましては、指定管理者に払うものではなくて、伊豆市としての維持管理として80万円と掲載しているところでございます。

今回の質問にありました項目につきましては、指定管理料以外は、それぞれ必要のある経費であるということで考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 完成時期はわかりませんか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 完成時期につきましては、前の議会で説明しましたとおり、まだ高力ボルトの納期が非常におくれているということなものですから、その辺をしっかりと確認した中で、いつ納期になったときというところで、しっかりとした工期を発表したいと思えます。今現在、やっぱり業者に確認しましても、高力ボルトにつきましては4月ごろという話を受けていますけれども、やっぱりメーカーからはっきりした返事が来ないというところなものですから、そこを確認次第、しっかりとした工期を発表したいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。通告に従い、質疑をさせていただきます。2件についてお伺いいたします。

まず初めに、予算書3ページ、1款市税の1項市民税、1目の個人市民税と2目の法人市民税、両方についてお伺いいたします。

個人市民税については、前年比880万円増、納税者数の減少が見込まれるが、1人当たりの平均所得額の増加は見込んでいるということですが、根拠となる客観的なデータによる説明をお願いします。

2目の法人市民税については、前年比2,999万5,000円の増、個人市民税と同様に、景気の回復を見込んでの前年比増額の計上ではありますが、同様に、根拠となる客観的なデータによる説明をお願いします。

2件目です。予算書の56ページ、58ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3節、職員研修福利厚生事業について、産業医報酬、職員健康診査委託料が予算

計上されておるんですが、2つお伺いいたします。

まず1つ目、今回の予算計上において、これまでの指導、診療結果に基づいて新たに取り組む内容はありますか。また、職員の労務管理において改善していくことは何かありますか。

2つ目、職員の勤務実態（時間外労働も含む）調査にて、勤務状況、負荷等の実態は把握されているでしょうか。調査結果があれば、部署ごとのデータを示していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうからは、2つ目の職員の研修福利厚生事業等において、教員の分についてのみお答えをさせていただきます。

まず1つ目ですが、教員につきましては、平成31年度から新たに市内小学校、中学校、義務教育学校の教職員に対してストレスチェックを実施します。本年度までは実施しておりませんでした。

それから2つ目ですが、教員の勤務時間の把握ですが、市内で勤務時間把握のため、中学校及び土肥小中一貫校は既にタイムレコーダーを本年度導入しました。勤務時間の実態を調査しております。市内3中学校と土肥小中一貫校の県費負担教職員の1月の勤務時間、時間外勤務の平均ですが、修善寺中学校で時間外勤務の職員の平均が50時間27分、天城中学校で37時間10分、中伊豆中学校で32時間24分、土肥小中一貫校の後期課程の教員で34時間50分というふうになっております。

なお、勤務時間管理について、平成31年度は新たに小学校にもタイムレコーダーを導入し、勤務時間の実態把握と対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、個人市民税の増額となった、客観的データに基づいた積算根拠という部分で、積算に係る根拠を数字を入れながら説明させていただきますので、若干細くなるのかなとは思いますが。

木村議員の御質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、過去3年間の納税義務者の変動率、この部分は99.7%でございます。平成31年度の納税義務者を算出してございます。均等割額3,500円を乗じまして、均等割額の総額を積算してございます。所得割額に

つきましても、過去3年間の納税義務者数の変動率、これは99.5%を掛けまして、平均が800円ということで、平均所得割額に加算いたしまして、その所得割額が8万5,800円、これを掛けて総額を算出しております。若干の、均等割額、所得割額、99.7、99.5という数字で、減少しているようには見えますけれども、ほぼ横ばいという形でございます。所得割額が800円増加したということで、したがって、それに、総額に見込まれる収納率、これを今までの実績に基づいて見込んでおります。その部分を予算として積算しております、結果といたしまして880万円の増額となっております。

続いて、法人市民税でございますが、やはり個人市民税と同様の算出方法、ほぼ同じような算出方法でございますが、均等割額と所得割額、これに基づいて算出しております。均等割額の変動率、この部分についても99%、法人税割額の所得割額の変動率が112%という形で伸びております。これを前年度の調定額におのおの乗じて、法人市民税の総額を算出しております。先ほど申したとおり、法人事業者の決算額の経費を除いた収益に賦課する所得割額、これが伸びているということで、それに見合った部分、また、先ほどの実績に基づいた収納率を乗じて、平成31年度の法人市民税を積算いたしました結果、2,999万5,000円の増額というふうになっております。

数字的に出してしまいましたけれども、このように、さっき木村議員の際にも申したとおり、過去の部分の変動率等を勘案した上で算出しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、職員の研修福利厚生事業についてお答えいたします。

まず、平成31年度の福利厚生事業でございますが、特に新たな取り組みということは設定しておりません。今年度同様に職員の健康管理に努めていくと、そういう事業立てでございます。

その中で具体的な事業内容としまして、まず産業医でございます。予算上、産業医報酬60万円を計上しておりますが、伊豆市では2人の産業医をお願いしています。この報酬を支払っている医師と、あと委託料の中で産業医の委託料39万6,000円、こちらは中伊豆温泉病院のほうに委託しておりますので、産業医は2人ということでございます。主な業務の内容としましては、職員に対する個人面談やメンタルヘルスの研修の講師、また、こども園などの各事業の職場の巡回、これなどの実施を予定しております。先ほど申しました予算としては、報酬と委託料とでございます。

また、職員の健康診査の委託料でございます。こちら、毎年行っております職員の健診断と、平成29年度から新たに実施しましたストレスチェック、この2つが主なものとなります。特に健康診断や職員が個人的に受ける人間ドック、こちらの結果におきまして、一定基準を超えて事後指導が必要である、また、個別に相談を希望する職員、これらの職員に対しまして、産業医と市の保健師であります衛生管理者、これによります健康相談を実施し、継

続した健康支援を行っております。同様にストレスチェック検査におきましても、高ストレス者に対する産業医の面談、これらを実施し、ケアをしております。

なお、産業医2人と申しました。1人は健康管理をやっている部門の先生と、あとはメンタル的な部門のお医者さんをお願いしております。

これらの事業により、労務管理のうち特に注意しているのが、心身の健康増進とよりよい職場環境の整備、これに努めているところでございます。

もう一点、次に入りました。

②ですね。2番目の職員の勤務事態調査に関するところでございます。

特に実態調査というのは行っておりませんが、毎月の職員の時間外勤務状況、こちらは把握しております。特に月60時間以上の時間外勤務を実施した職員については、まずは所属長に通知をし、業務量などの環境改善を促したりしております。また、月80時間以上の時間外勤務をした職員につきましては、今年度も実施をしておりますが、本人の承諾のもと、健康管理部門の産業医と衛生管理者による個人面談を実施し、体調等の確認をしております。

また、部署とごとのデータということですが、こちらは部単位となりますが、若干、中身を精査しておりますので、少しお時間をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、簡潔に再質疑させていただきます。

市民税の部分については、木村議員のところでも御説明がありましたし、今、数字で細かく3年間の税収実績からはじき出したということで、ある意味、実態に近い形の数字の把握になるのではないかと、トレンドとして見るにはということで理解をしました。

そこでお尋ねしますけれども、景気回復ということの中で、ことしの10月に消費税増税というものが予定されておりますけれども、それによって景気の原因であるとかということが懸念されているんですが、そのあたりの影響というのは見込んだ数字になっているんでしょうか。いや、それはそうではなくて見込んでいないよということなんでしょうか、お伺いいたします。

それとあと、客観的データというふうに私は通告に出させていただいたので、例えば総合政策部でも県の法定受託事務で基幹統計調査の事務なんかもやっているんですけども、いわゆるそういう基幹統計、そういったものを分析した上で歳入の見込みを見ているというふうなことはあるんでしょうか。

その2点、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ことしの10月以降の消費税の改定という部分、この部分について

は、消費税の部分に特化した積算はしておりません。先ほど申したとおり、過去3年間の調定額と、あと納税者等のデータに基づいてやっております。ですので、それ以前の部分でいろいろなデータの増減がございましたが、今現在、過去3年の部分は上昇傾向にあるという、その部分を見込んでおまして、予算を、市民税を算出しております。ですので、消費税については勘案してございません。

○議長（三田忠男君） 基幹統計部分は。

○市民部長（梅原敏男君） いろんな統計調査がございますが、その部分についてのデータは、積算の中にも入れてはございません。あくまでも税務当局において過去の実績等を見きわめながら算出はさせていただいているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 最後になりますけれども、景気の回復動向、法人税の収入見込みの中で、これは予算資料の中に、前年度については、予算積算時に比べた以上に製造業と建設業等が伸びたということで書かれておりますけれども、実際、市内はサービス業の中の観光業も主の事業であるわけなんですけれども、観光業については、2020のオリンピックであったりとか静岡のDCであったりとか、そういう追い風がある中で業績の回復が見込めるということなんでしょうけれども、そのあたりを、この今回の市民税を見込んだ中にはそのようなことは入れてあるのか。いや、そうではなくて、それはプラスアルファで考えているよということなのか、お伺いいたします。

それとあと、客観的データのうちの一つなんですけれども、平成29年の毎月の統計調査年報というのが、静岡県で経営管理部のICT推進局の統計調査課というので出しているものがありまして、それを見ますと、平成29年度、平成28年度比について、先ほど部長のほうも、平成28年から平成30年までの3年間という話がありましたけれども、県のこの勤労統計についても、事業所規模5人以上、事業所規模30人以上につきましては、賃金のほうは上昇しているという状況であります。ただし、雇用状況については、常用労働者、いわゆるフルタイムの労働者に比べてパートタイムの労働者の比率というのが、いずれも前年に比べて上がっている傾向であるということです。

それとあともう一つ、毎月勤労統計の調査の特別調査結果というのがありまして、この特別調査というのは、先ほど申し上げた事業所数、事業所規模5人以上、30人以上ではなく、1人から4人、もっと小さい事業所なんですけれども、その事業所を対象とした調査であります。こちらについては、前年比、平成29年度は平成28年度に比べて、賃金は前年比1.7%減、あとは賞与関係の特別給与ですね、これも前年比0.6%減、労働時間については前年差0.1時間減というような形。あとは雇用については、前年比21.7%減という大幅減少です。

結局、その事業所の規模によってかなり極端に傾向が分かれている状況があるんですけれども、伊豆市内の事業所を見たときに、これは県の統計なので、全県の総計の数字ですから

あれなんですけれども、伊豆市内を見たときにその辺は、雇用環境、賃金環境をどのように感じているかお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員おっしゃるように、県の統計の部分でかなり詳しい数字をおっしゃいましたけれども、伊豆市としてその部分の調査という部分で税務当局は、判断、データ分析はしてございませんので、ただ、法人関係の部分については、事業所数、そこら辺の部分については、年度的には平成29年度から平成30年度はふえたという部分もございしますが、やはり年度年度によって若干の事業所数の変動はございます。

ただし、平成28年度から平成29年度、平成29年度から平成30年度の見込みについて、これについては、法人税割については調定額が確実にふえているという部分、先ほど申したとおり、平均すると112%になるという部分において法人税を算出してございます。

また、景気の部分についてのお話になりますけれども、景気の部分については、あくまでも国等の報告と合致しているかなど、税務当局は合致しているのかなというふうな判断はしておりますけれども、景気回復という部分の、先ほどのプラスアルファとかそういった部分、係数的な算出はしておりませんので、あくまでも3カ年の実績データに基づいて積算をさせていただいて、予算額を導いているということでございます。

○議長（三田忠男君） 次に、2款の質疑に入ります。再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、2款の職員の研修福利厚生事業についてお伺いいたします。

今、教育長、総務部長のほうから実態の御説明がありました。①、②、連動してお尋ねしますけれども、いわゆるメンタルヘルスとか、そういった健康の不調を訴える、そういった原因が労働時間も一つ要因としてあるのかなということで、このような形で通告をさせていただいたわけなんですけれども、まず、教育長、教育部長でもいいんですけれども、お伺いしたいんですが、ことしから中学校についてはタイムレコーダーを導入してということで、私もせんだって天城中のほうにちょっとお邪魔した中で、タイムレコーダーはどこですかということで聞いて、効果はどうですかと、意識改革で、見てのとおりもう帰っていますよという、そういうようなお話もあつたぐらいなんですけれども、そういった形で効果が出ていると思うんですが、その中で健康管理に関する相談というのが以前に比べて減ったのか、逆にふえたのか、その辺の状況把握というのができているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

あと、総務部長のほうなんですけれども、実態調査は、教職員のように具体的にはしていないんですが、具体的に超過勤務を管理していく上で、時間ごとに、60時間以上、80時間以上、それぞれのステップで適切に処置をしているという話なんですけど、今後また調査を継続していただいて精査していく中で、例えば勤務時間と健康への影響と、その辺の関連づけ

についても、今後どういうふうに取り組んでいきたいかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 学校の教職員の健康管理の相談ということによろしいですか。

基本的には、職員の健康管理の相談は、学校の中で校長を中心として受けて、いろいろ相談をしているところで、教育委員会のほうまで、私がやっている間、重大な健康管理に問題があって、校長のほうから私のほうにこういうことがあるんだけどもという話は来たことはありません。ただ、言えることは、どの校長も言っているのは、タイムカードを入れたことによつて、やはり先生方が意識してくれたり、それから、校長先生方も毎月、先月の様子を見たりして、職員と話をしたりしているものですから、統計的にというわけではないが、早く帰るようにはなってきたという話は聞いております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、労働時間、特に時間外勤務等、職員の健康、特に体の健康とメンタルの健康、これは非常に関係が深いものと考えています。先ほど、60時間、80時間ということでメンタルのほうの実施を言ったんですが、伊豆市が合併して最初のころ、時間外を減らすために、夜の会議がある職員は午後に出てこいとかやった時期がありました。それでなるべく、もう会議というのは決まっていますので、そういう職員は、例えば10時から午後から出てこいというのを何年かやったことはあったんですが、そうすると、一つの課の中で、午後から出てくる職員、その職員が夜までいるとかって、なかなか運用が難しかった面もございます。ただ、今、市民課とか税務課の窓口延長の場合は、そういう夜7時過ぎまで窓口に出る職員は朝ゆっくり出てくるとかということもやっておりますので、ただ単に業務量が非常に多くて時間外がふえている職員については、それはやはり課の中での業務分担を見直すとかやっていくべきだと思います。単純に夜の会議とか業務を延長するというものについては、今言ったようなやり方も、一つ、勤務の時差出勤ですね、そういうものもあるのかなというような気もしますので、ちょっとそのあたりはまた検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） では、最後です。

今回、これをちょっと聞いてみたかったのが、今月の頭に臨時会でこども園の建設費の増額補正があって、新聞紙上では積算ミスなんて大きく出ちゃったんですけども、やはりそのところで私も質疑で確認した中で、現場の担当職員が複数の業務を抱えている中で、なかなか注意が行き渡らなかったというのが原因だという話がありました。その方がそういう

オーバーワークの状態だったのかどうかというのはちょっとわからないんですが、そういったことで、まずはやはり職員の皆さんの勤務管理と福利厚生、そのところをやはりちゃんとやっていかないと、組織自体もうまく回っていかないとあると思います。市長、最後、その辺で、職員の福利厚生について何かお話があればお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、職員の勤務環境は、大変厳しい状況にあります。この規模の自治体で、オリンピック・パラリンピックの準備に相当人的パワーも割いておりますし、それから観光事業の職員と、それから公的機関である観光協会等との整理統合にも割いておりますし、また、数十年に一回のごみ焼却場ですとか必要な社会インフラ、あるいは伊豆縦貫道整備に伴う、これは本当に100年に一回ぐらいの事業なんでしょうか、こういった特殊な事業が時期的に重なって、職員は相当負担が大きくなっています。職員をふやすわけにもいきませんし。その中で、いかに個々人の負担をなるべく平らにしていくかということと、それから、過度な残業が続かないようにということは、各課長はしっかり管理はしてもらっているんですが、メンタルにおいて諸所に問題が見られる現実がございます。それから、ほかの職場でもあるように、やはり市役所にとっての顧客である市民の皆さんの中には、やはり数時間にわたっていろんな苦情を述べられる方もいらして、職員にとっては極めて大きなストレスになっている現状もまたあります。

そういったものを総合的にどのようにして職員の勤務環境を改善していくかというのは、これはとても大きな課題でして、短期的に解決できるわけではありませんが、いろんな手だてをあわせて、少しでも職員の心身ともに健康管理をしていくことに尽きるのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号～議案第23号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計

予算から日程第22、議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号～議案第26号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第23、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についてから日程第25、議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について。

初めに、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁です。

時間も相当押していますし、この内容につきましては相当やりとり、質疑をしていますので、執行部の皆さんには、答えなかったことだけを答えていただくということで、ただ余りやらないようにしましょう。ということで、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についての質疑について、通告のとおり発言をさせていただきます。

1、この条例の制定の目的であると思いますが、第1条に、基金について、市民の連帯の強化または地域振興等に要する経費の財源に充てるとありますが、どのような事業の財源に充てることを想定していますか。これは繰り返し聞いていますので、結構ですとは言いませんけれども、何かコメントがあったらいただきたいと思います。

2番、同様の趣旨と思われませんが、既に地域づくり協議会が設置され、多額の財源が投入されています。協議会をスタートさせるときに、こうした基金を設置して活用するという議論はなかったのですか。

3番、基金ですので、これの運用から生まれる収益をもって、目的達成のための財源に充てるというのが正当な手法だろうと思いますが、現下の金融資産運用環境では、24億円の原資では、満足する財源規模は確保できないと思います。これをどのように考えますか。

4番、また、第6条に規定する処分のところ、目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができると思います。これは、基金そのものを食いつぶしていくこと、食いつぶすというのは余り穏当な表現ではありませんで、全て取り崩すことも可能というふうに書いたほうがいいかもしれません、と読み取れますが、

そのように理解してよろしいですか。また、場合に限りと限定していますが、その理由は。

5番、第7条の委任では、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定めるとありますが、具体的にどのようなことを定めることになりますか。

以上、質疑といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、新市建設についての市長としての考え方を申し上げます。

新市建設の中で、市の形、これはコンパクト&ネットワークというのは、見えやすく、それから合併特例債を充てる事業もわかりやすいと思うんです。中心市街地を形成し、そして道路網等のネットワークを形成し、地域にそれぞれ拠点をつくっていく。その市の形をつくりかえるだけでは新市建設にならないということでございまして、もう一つ大きな柱は、やはり地域コミュニティの再生というものがあります。

きのう、国土交通省からお呼びいただいて、津波防災シンポジウム、名古屋であったんですが、大変お世話になった加藤先生が、別の伊豆市ではない例で、ある村では、人口100人、赤ちゃんからお年寄りまで100人、そこではもう物すごい素晴らしいまちづくりができていて、先生がそのシンポジウムでおっしゃったのが、100人でできることが、どうして規模が大きくなるとできていなくなるんだらうと。そのときにまさに、あと懇親会の席で話をしたんですが、やはり顔と名前が一致する範囲でのコミュニティ、昭和30年前後の町村合併が行われる前の村役場まで歩いていた時代のコミュニティというのが、やっぱりある意味、地域づくりにとっては適切な規模なんだらうという感じが改めていたしました。

それがやっぱり伊豆市に適用されるわけではないんですが、そういった意味での人のつながりの中での地域づくりというもの、コミュニティの再生というもの、これも相当しっかりやらないとやはり新市建設にはなっていない、形だけではできない、そんな観点で、市長としては事業を考えているところでございます。

詳細について、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず1点目のどのような事業の財源ということでございますが、先ほど来、答弁させていただいております。

まず、市民の連携の強化というところにつきましては、今、市長が申したとおり、基本的には、まずは地域コミュニティ、現在、伊豆市で、自治会と申しますか区を対象にした補助金が12項目ぐらいございます。それらはやはり原則自治会への補助金ということは、イコールコミュニティにつながるのではないかと。それにあわせて地域づくり協議会への交付金等がメインとなります。

また、もう一つ目の地域振興等に要する経費でございますが、これは、やはり合併する前

の旧4町それぞれ、どんどん衰退していくのではなく、現在もやっています地域の拠点づくり事業等がありますので、それらの事業に充てる。また、当然、市民の公共交通にも市の補助金等出ておりますので、それは当然、地域のための事業として活用できるのではないかとこのように考えております。

2点目の地域づくり協議会の設立するときの議論でございますが、この基金の創設が何でこの時期になったかという理由と合ってくるんですけれども、当初、なかなかこの基金の活用方法ということが、余り情報がありませんでした。その中で、いろんな他市や状況を見たり、どんな事業に使われているかというのを検討しておりました。当時、地域づくり協議会を検討していたときには、この基金についてどういう方向でいくのかというのは全く未定の状況でございましたので、正直なところ、この地域づくり協議会の交付金の財源としてこれを充てるというところまでの議論には至っておりませんでした。

4点目になります。この取り崩しについてですが、議員が考えているとおり、この基金につきましても、運用益に限らず、基金本体と言いましたが、積みである基金自体も、この目的の達成のための取り崩しは可能となっております。あわせて、この場合に限ると規定しておりますのは、当然、設置目的のための取り崩しを可能とするものですが、他の目的のためには取り崩しはできませんという趣旨でございます。

5点目の第7条の委任規定でございます。これは、他の基金条例も同様の規定を置いてあります。具体的には、現時点では伊豆市公金管理及び運用方針を定めております。内容としましては、公金管理の基本方針や保管及び運用についての具体策を定めております。この内規的なものが委任規定に当たるものだというふうに御理解いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、会計管理者。

○会計管理者（城所章正君） それでは、私のほうから3番のことについて回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、現在の金利状況におきましては、預金をしても財源の確保は非常に難しいと。本条例では、第3条第2項にあるとおり、有価証券としての保管を可能としているという文面がございます。地方自治法施行令第168条の6におきまして、会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないという規定がございまして、ここでも、確実かつ有利ということを原則としております。

現在の利回りにつきましては、銀行等の定期預金の場合、御存じのとおり、おおむね年0.01%という状況でございますけれども、国債ですとか、県、政令市の発行する地方債などの場合ですと、満期になる年数によって異なるんですが、現在は年0.5から0.6程度で、十分とは言えないんですが、財源確保が可能な有価証券というふうに考えております。

また、伊豆市におきましても、平成27年度からこういった財政調整基金等を使いましてこ

ういった運用をしております、本年1月現在では6億円の地方債等の有価証券を運用いたしまして、買かえの運用益も含めまして、昨年度、平成29年度では910万円、また、本年度は2,100万円ほどの歳入となっております。

今後も当基金につきましては、財政と調整をしながら有価証券への運用ということを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 再質問をさせていただきます。

再質問をする前にですが、市長から改めて新市建設についてということではいろいろな話を聞いて、お話をいただきました。人口減少が進んで、このまちはどうなるかなと思ったんだけど、100人に比べて減るのは平気みたいですから、というのは冗談なんですけれども、減ってもやっぱり活力のあるまちをつくることができるんだなというような例のことを言ったのかなというふうに思っていますので、減ることを期待しているわけではありませんけれども、どこかで食いとめなきやいけないとは思いますが、市長の発言を聞いて、そんなことをちょっと思いました。

再質問に入りますが、まず、この条例でやっぱりどういうものに使うのかということが明らかでないのに、ファンドだけ先につくるということに関しての違和感があったということがございまして、その辺が、この基金設置を先行するというのはいかかなものかなという思いがあって質問を組み立てたんですけれども、いろいろ話を聞いていますと、これに関しては従来からいろいろ検討してきたと。それから、先行している市町のいろいろな事例も見ながらその研究もしてきたということなんです、まず1つは、かなり前からあまたの自治体が先発しているんですけれども、この基金を実施して、いろいろな仕掛けをつくっていると思うんですけれども、よい点とか悪い点とか何かいろいろな評価があるんだろうと思うんです。それから、よい点であったとしても、伊豆市にそれが見事に合致するかどうかというのは、この伊豆市の民度とか人口規模であるとか地形の関係であるとか、何かいろいろなことがあって、必ずしもほかの自治体でオーケーだったものが伊豆市にオーケーになるというようなことはないと思うんです。それらについてどんな検討がされたのかというようなことが1つあります。

それから、どういうふうにこの財源を活用していくかということに関しては、既存の事業、主なのは、先ほど来からずっと話がありますように、地域づくり協議会なんていうのがわかりやすい事例だと思いますし、バスの自主運行というの、これも何かわかりやすい。それから、コミュニティの施設の関係であるとか、コミュニティの活動への補助とかというようなことで、既存の事業に対して、まず最優先でそれに充てていくと。新規の事業についてはどうかということに関して、これまでの質疑の中では、特にこんなものを考えているという

のではないんですけども、今の時点では全くのアイデアなのかどうなのか。いやいや、ざっくりとこんなことを考えているというようなものがあるのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、市にとってやはり相当財源が厳しくなっているという状況がありますから、いろんな形でその財源を確保していくということはとても重要なことなんだろうと思うんです。この合併特例債を使って、24億円のファンドができますと。そのうちの実質の市の負担というのはこれぐらいで済んで、合併特例債ですからかなり有利だというふうに思うわけですけども、この24億円の基金で生み出す、基金というのは、僕は、この質問にも入れたとおり、そこから生み出したやつで運用していくというのが正当な使い方だろうと思うんですけども、先ほどの説明のとおり、運用環境は極めて厳しい状況ですから、その利息で何かをしていくなんでいうのはとても無理なんだろうと思うんです。ということは、これを取り崩ししていく。取り崩しも償還の範囲だということですから、1年おくれで、例えば2億2,800万円がある、その次の年度で使える。もし使わなければ基金として残っていて、その次の年が4億5,600万円になりますとかね、そうやってふえていくということなんだろうと思うんです。それに対して何かいろんなことを使っていくということなんだけれども、結果的には、十何年かの中にこのファンドが全て消失してしまうというようなことに多分なってくるんだろうなど。こういう使い方がいかなものかなという思いがあるんですけども、やはり財源を確保するという意味では非常に重要なことなんだろうと思います。

合併特例債というのが有利な起債だということは十分承知しているんですが、今までこの起債のバックで地方交付税措置をされるということなんですけれども、今まで国がその約束をたがえたことはないというようなことをしきりに、この文教ガーデンのときからずっとそういう議論になっているんですけども、しかし、それが本当に、たがえたことはないけれども、将来にわたって必ず約束されたものかというのは、国の財政が相当厳しくなっているときに本当にあり得るのかどうかというところが、ちょっと不安なところがあるわけであります。

それからもう一つは、最後の公金管理云々と言いましたけれども、基金の管理は市長が別に定めるとあるけれども、別にこれは、この条例のために別に何かを定めるということではないということなのかどうなのか。この条例のために何かやるということだと、例えば2億円とか3億円とかという金をどこかで使うというときに、予算措置で、我々が議論するのは、予算案にその財源を充てますということで議論されたときに、予算の議論ででしか何もできないのか、その予算を提案する手前で何か我々が議論をするというような機会があるのかなのか、その辺をちょっとお聞きしたかったなと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ちよつといっばいで、すみません。

1点目は、いろいろ他市を調べた結果、他の市で使い勝手がいいから、それがそのまま伊豆市に当てはまるかということかと思えます。当然、どういう事業に充てられるかというのがはっきりわからなかったのが現状です。この基金ができた当時、国のほうは、この基金は運用益だけを使いなさいと、それもソフト事業にだけ使いなさいということで、当時、我々が合併した平成16年はそういう使い方ではできない。それだと、なかなか運用益だけで、なおかつソフト事業だけとなりますとなかなか難しいというのが、まず一番最初のスタート、合併当時。それから、なかなか国の情報とかいろんな情報が入ってこなかったのが現状なんです。その後、国のほうも、やはり使い勝手が悪いということで、取り崩しもいいですよ。なおかつ、それは、先ほど申したとおり、議員おっしゃったとおり、償還の翌年度に、その償還の範囲内は取り崩していいよというような運用になってきたものですから、では、市としてどういう使い方ができるかということで、今回提案させていただいているんですけども、いろいろ他市町の事業を見ますと、現に市がやっている既存の事業で当てはまるものが多いんです。ソフト事業での新規の事業というのはなかなか難しいとは思いますが、今、仮に運用益で毎年2,000万円程度出るのであれば、十分、既存のコミュニティ関係や地域振興の財源には使えと。

あと、新規事業の目論見なんですけれども、今後、今、コンパクトタウン&ネットワークのときに、地域の小さな拠点づくりというのは、やはり新たな事業として動いております。その小さな拠点づくり事業には、当然ソフトもハードも出てきますので、そういう事業にも活用できるのではないかというふうには考えております。

取り崩しをやれば10年で終わってしまうのは当然なことなんですけれども、原則、やはり会計管理者が先ほど運用のことも言っていましたが、ある程度は運用しながらということですので、原資としては当然残しながら、取り崩しも併用しながら運用はしていきたいと。10年で全部なくすというような考えは毛頭ございません。

また、特例債につきましては保証されるのかと申しますと、これは一応法律で国のほうが定めて、基準財政需要額に70%を加算するという法律でのことですので、我々としては、その国の制度、法律を信じてといいますか、現行制度にのっとった中での起債ということを考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 最後になりますから、既存の事業にという、使う、財源を充てるということで、既存の事業は、象徴的なのは地域づくり協議会というところだと思うんですけども、この事業に対して、ただ単に今の500万円を1,000万円にするとかというようなことでは、何か余り筋がよくないなという思いがあるんです。これまで地域づくり協議会のあり方とい

うことに関しては、旧の小学校区単位で今認めているんですが、この間のいろんな議論の中で、それでは大き過ぎて、うまく本当の意味の地域づくりができないよねという、もうちょっと縮小分割をしてというようなこともあったと思うんですけども、そういうような既存の、それに限定して言うのはおかしな話ですが、地域づくり協議会を見直すという契機に、このことは見直しながら、それをうまく活用していくというような考えはあるのかどうかということをお聞きしたいことと、最後に、合併特例債を使っているいろんなことをするということは、市にとって非常に大事なことなんだろうと思うんです。それで、市長も先ほどお話をいただきましたように、合併してから伊豆聖苑をつくった。それから、し尿処理の施設であるとか、今度はごみ処理をいこうという、非常に市民にとって大事な、必要不可欠なものについて使っていくと。これはもうよく目に見えてわかるやつですから、有利な起債を使ってやるということが十分よく理解できるんですけども、市長はその後にお話として、予算の質について慎重に対応していきたいと、こういうような、合併特例債ということに関しての使用ということに関してはそういう言い方をされたと思うんです。それはもうまさにこの基金のこれからどういう財源に充てるかということに関して、それこそ、その質を慎重に見きわめて、やはり市民から妙なことをやらないような形でやっていくという使い方をされることを期待したいなというふうに思っています。今のは期待ですから、その前のだけ、1つ質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、すみません、質問で1つ、第7条の委任規定のことのお答えを忘れました。これは特にこの条例のためということではなくて、ほかの基金条例にも、運用のための内規ということで委任規定を置いてございます。

それと、地域づくり協議会の、今後、この基金を原資とした場合、もっと小さくして数をふやすという、そういう御指摘だと思うんですが、まずは現状のその制度の中での財源としての活用は可能であると。それはそれで置いておきまして、もっとその範囲をどうするかというのは、恐らく財源というよりも地域づくり協議会自体のあり方ですので、それはまた別の議論としてしっかり、担当が今、総合政策部ですので、そちらのほうと議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について質疑をいたします。

地方自治法は、特定の目的のために基金を設けることができます。目的が漠然と

してよくわかりませんと言ったのが、すみません、いろんな、今、議論を聞いている中で、少しは、なるほどなというところが出てきたんですが、問題は、議員にわかるとか、ここでわかるのではなくて、当初の提案している市民の連帯の強化または地域振興等にこの基金を使うことができますよということが、この文章を読み、また聞いたときに、市民がわかりますかと、その判断をお願いします。市民は本当にわかるでしょうか。あ、そうか、こういうことでこの基金を使うんだなということが、提案者としておわかりになるかどうかお尋ねします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 制度については総務部長に説明させますが、まさに地域コミュニティのあり方が、対象の何カ所になるかわかりませんが、同じ制度、同じ事業ってやっぱりないだろうと思うんです。確かにそこがわかりにくくなっている一つなんです、実際に地域づくり協議会の活動を見ますと、やはり予期していたとおり、土肥と湯ヶ島では違いますし、湯ヶ島と中伊豆でも違いますし、それを一つの型にはめてこうなさいというものはやっぱり無理なんだろうと思いますし、そこはやっぱりそれぞれの特性に応じた地域コミュニティのあり方、もちろん予算ですから、しかるべき基準があって、そこでその基準をもとに支出しなければいけないんですが、地域コミュニティの作り方については、やはり画一的にこういうものをつくりなさいということはないのではないかと気がします。それがこの事業のある意味わかりにくさにもなるんですが、そこはやはり我々と住民の皆さんとの話し合いというプロセスが必要なんではないかと思えます。

制度については、総務部長からさらに詳細に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の今回の条例案、この内容を見て市民がわかるか、いわゆる読み取れるかということだと思います。これにつきましては、森議員のときに、鈴木議員のときですか、この基金の根拠についてどうなんだという御質問があったときに、旧の合併特例法の規定に基づく基金です。当然、条例も、条例といえば市の法律と一緒にするので、今回のこの目的につきましては、上位法であります旧の合併特例法の法律の規定の文言を引用したということが事実です。当然、他市の条例の状況も調べさせていただきまして、やはりこの基金の取り崩し等の運用自体が、法律またはこれに基づく条例に当たる場合に限り取り崩しができるということですので、市としましても、まずその範囲で、法律と同じ文言の規定を置いたということで、これよりはすぐわかるかというのは、正直、ちょっと中身までわからない、わかりづらい条文だとは認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 法律論からちょっとお尋ねします。

私は、冒頭、市長が言われたように、地域づくり協議会がこの画一的云々ということは一言も聞いていないです。それぞれの運用面があると。そうではなくて、今回提案されているこの文言に対してどう見ているのかということをお尋ねしています。

それで、地方財政法とありまして、ごめんなさい、これはちょっと後でいきます。

地方自治法の、部長御存じのように、法律に詳しいですから、241条に、いわゆる特定の目的のためにこれを使いなさいよと。特定の目的のために財産を維持し、基金を積み立て云々というのはありますね。それから、さらに、当該目的のためでなければこれを処分することはできないと、こうなっているんですね。ちゃんと目的をはっきりしなさいよというのが基金の特徴です。

それで、比較検討していくために少し、今の条例についてどうだったのかと。全部言いませんけれども、主目的に外れますから。例えば福祉基金条例というのは伊豆市にありますが、幾つかの伊豆市の条例、これはどういうふうな目的でやっているかという、地域福祉対策として実施する快適な生活環境の形成、健康増進等の事業そのもの云々と書かれている。もう一つ、ふるさと水と土保全基金と、これだけではさっぱりわかりません。けれども、ここには、土地改良施設等の地域資源の利用及び活用の促進を通して農村地域の活性化を図ると。ここにも活性化とあるんですけれども、ふるさと水とその基金というのはここに使うのかと。ほかにいろいろ基金があるんですけれども、基金の名称と目的を読むと、ほぼ推測できるんですよ。

それで、今回、部長が言われたように、この文言というのは、地方交付税の額の算定の特例の中にその文言があるからそのまま入れているんですけれども、別にここが違反しているとかと私は思わないので、法律的にちゃんとのっとっているんですけれども、ほかの基金と見たときに、これはどう見ますかということで最初にお尋ねします。わかりづらいという話はわかったんですが。

それから、もう一つです。いわゆる今回提案されたのは、合併特例債をもって設置を認めた基金の目的というのは、合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のため、地域住民の連帯強化、ここにまたあるんですけども、連帯強化、地域振興のためだけにこれを使いましょうよということだったんですね。

もう一つ、地方財政法第5条には、取り崩しに関しては、地方債を財源とする場合の制限があります、御存じのように。制限しているんですよ。そんなに何でも使っていいということでは言っていないわけではないの。ただし、この合併特例債というのは特別ですよということでは使っているんだから、私は、ほかの基金と同じような扱いでいいのかなということ、質問です。

それで、今お話ししたように、基金を積んでいいですよと言っているんですけども、旧法と言ったね、平成17年までに合併した自治体のその法律を読みますと、この中に、市町村建

設計画を達成するための事業に要する経費に充当するんですよと書かれてある。そうすると、市町村建設計画が、今回の基金条例を提案するんだって、ちょっとわからない。考え方を聞かせてください。何に使うのか、市町村建設計画がまだ示されていないんだけど、基金条例はつくっていいですよという理解でよろしいんですか。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 他の目的基金の目的、当然、特別な目的のための基金ですので、それぞれ、今ちょっと手元にないものですからわからないんですが、今回のこの1条の目的、今の合併特例債を事業に充てる場合の合併特例債の活用もそうなんですが、この基金も、当然、新市建設計画に基づく事業、新市建設計画で定められている事業に充てるというのがまず大原則。それと、なおかつ、この条例の目的のための事業に使うという形です。

目的が恐らくもやっとしてしているというイメージだとは思いますが、市としましては、法律が、ある一定の幅を認めている規定になっておりますので、条例としても、やはり余り絞った形ではなく、法律にのっとった同じ規定で、法が認めている事業には使っていきたいという趣旨で、法律と同じ規定を設けております。

それと、新市建設計画との関係ですが、現在あります新市建設計画、今まで、コミュニティとかバスとか地域づくりとかいろいろ、こういう事業に充てられるのではないかということも申したんですが、これは現在の新市建設計画でも、コミュニティの推進とか、そういう公共交通とかという計画はありますので、現在の計画でも当然使っていきます。ただ、それには、この地域振興基金だけではなくて、期間も延長になりましたので、平成31年度中にその計画の変更はさせていただきたいという趣旨でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 聞いていると、そうしますと、そのとおりなんです。今回の今提案する前というか、今までいわゆる特例債を使っていた、それは新市建設計画に使いなさいと言っていた。その中に、今、部長が言われるように、今もコミュニティ建設等々があるわけですよ。そうすると、もうその合併特例債、当初、平成16年に合併したときのもう上限ぎりぎりに、特例債のもういっぱいいっぱいだというんだっただらば、なるほどなど、プラスされたからこれを使いましょうねとなるんだけど、まだそちらにはゆとりがあるわけですよ、ゆとりが。ゆとりがあるんだけど、この基金条例をつくりましょうと。大もとは何って、合併特例債。そこの意味合いがちょっとわからないんです。あるのにわざわざそちらから持ってくる必要があるのかと。もう既に新市建設計画はあるわけだから、それに入り込んでいけばいいのかなと私は思っているもので、その点の提案理由についてお尋ねします。

もう一点だけ。いわゆる地方財政法には地方債の制限というのがあって、地方債以外の財源をもって、その財源としなければならないと、最初はと。こうなっているんですよ、御

存じのように。だからこれとは違うんですよって、例外規定ですよとって、合併特例債は地方債に充てていいんだと、こういう法律になっているんです。そうすると、中心となるべきところは、法律があるから、国がつくったから何とも言えないから、僕は、精神的に見るならば、その特例措置で今やろうとしているのであるならば、もっと市民にわかりやすいような条例にしないんですかと。するとは言えません。しないんですかということです。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず最初の、既に伊豆市は170億円ちょっとの上限枠があります。その特例債も使っていないのに、あえてここで基金をつくるのかということだと思っておりますが、旧合併特例法の合併特例債が使える事業、これは当然、新市建設計画にのった公共的施設の整備、いわゆるハードものの整備が主なものです。今回は、当然、ハードも含めてなんですが、主にはコミュニティとかそういうソフトとか補助金とかそういうもので、使い方が違う種類の財源となりますので、今の170億円の上限とはまた同じ使い方もできるし違う使い方も当然できると。ただし、今、ちょっとわかりづらいと言われているこの連携強化や地域振興に使うという限定はあります。

ただ、議員おっしゃるとおり、この1条、目的、わかりづらいということですので、市としては、当然、何らかの形で、もう少しかみ砕いた、こういう意味ですよというものは何かしら広報させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第24号 地域振興基金条例の制定について質疑を行いたいと思えます。

ずっときょうは朝から、この地域振興基金につきましてはいろいろ質疑が何人もの方からありまして、それで私も大体わかったんですけども、何がわかったかということ、特定の目的ということが何のことかさっぱりわからないということがわかったということでございます。何人もの方から、特定の目的は何だ何だと聞かれたわけですけども、結局のところ何もわからないということなんですけれども、私が言ってもお答えがないと思うんですけども。

まず、それではお伺いするんですけども、この地域振興基金に積み立てる額は24億円と、この予算でここに書いてありますよね、24億円。では、この24億円というのは、どういう積算の根拠のもとに24億円としたのか、まずこれをお伺いしたいと思います。どういう根拠で24億円としたのか。2億円、3億円ではなくて、24億円は非常に大きい金額ですからね。何で24億円としたかということですね。その根拠をお伺いします。

それから、これは合併特例債を活用してその原資の一部にするという、合併特例債が22億8,000万円借りるよということですが、そこで少しお伺いしたいんですけども、先ほど来から取り崩しがというお話が出てきたんですけども、この合併特例債の活用期限というのは5年延びまして、平成で言いますと平成36年3月までに事業を終わらなければならないと、こういうふうになっているわけですが、この基金についてもそれが適用されるのかどうなのかをお伺いいたします。

それから、3番目、合併特例債は、その70%ですか、地方交付税として算入されるよというお話があるわけですが、先ほど来から、本当に算入されているのかどうなのかということがあるわけですが、平成30年度のこれは予算ベースですが、当初予算ですと、地方交付税は48億4,000万円、来年度、平成31年度は47億5,500万円、8,500万円減っているわけですね。私の記憶によりますと、数年前までは50億円を超えていたと思います。要するにだんだん減ってきていると。あれだけ合併特例債を借りまくって……

○議長（三田忠男君） 西島議員、設置目的で、いずれも通告外だということだと思います。

○13番（西島信也君） いずれもって、どれが。

○議長（三田忠男君） 設置目的という質問が外れていますので、戻していただければと思います。

○13番（西島信也君） では、まあいいや。

では、その何で24億円にしたかということね。積算の根拠。

〔発言する人あり〕

○13番（西島信也君） 違くはないよ、一緒ですよ。だって、1行で書いてあるんだから、あんた。違くはないよ。

では、それを答えてください。

だって、皆さん、目的がわからない、わからないと言うから。目的がわからないと、私もわからないから聞いているんだよ。

○議長（三田忠男君） ですから、設置目的がわからない、これはいいですよ。だけれども、では、24億円の積算根拠はというと、違うんではないか。

○13番（西島信也君） だから設置目的がわからないというのは、その内容がわからないということなんだから……

○議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時17分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

いろいろ議論がありましたですが、議長としては、議案第24号、西島議員の質問について

は、具体的設置目的等についての質疑ではないと判断し、設置目的について答えていただければと思います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますが、総務部長から答弁をさせます。
- 議長（三田忠男君） 総務部長、設置目的のところで差し支えない範囲で、西島議員の要求に答えられるところは応えてください。
- 総務部長（伊郷伸之君） 通告にあります具体的設置目的につきましては、条例案の第1条で、市民の連帯の強化と地域振興等の経費のために充てる基金でございます。市民の連帯の強化につきましては、先ほど来、答弁させていただいております、いわゆる市民の一体感の醸成、地域コミュニティですね、こちらの醸成が主なものとなります。また、地域振興につきましては、やはり旧合併する前の町の範囲における地域振興拠点とか、そういう地域の振興のために使う、そのような財源とするための今回基金を設置するものでございます。
- 議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。
西島信也議員。
- 13番（西島信也君） 今のお話で、結局、何の積算の根拠もないということがわかったわけですね、言えないんだから。つかみで、これぐらいでよかろうというようなものでやったのではないの。市長、そうでしょう、あなた。
とにか、では、お伺いしますが、借金をしてまで基金を設ける意図が私にはわからない。22億8,000万円も借金をして、合併特例債、地方債を借りて、そんな合併特例債は打ち出の小槌ではないんですからね、後から必ず負担が来ますから。何で借金をしてまで基金を設けるのかお伺いします、市長。
- 議長（三田忠男君） 答弁願います。
市長。
- 市長（菊地 豊君） 先ほど山口議員にもお答えしましたけれども、新市建設というのは、やはり社会インフラ、市の形だけではないんだろうと。やはり主役は市民の皆さんですから、市民の皆さんの住民力、地域力をしっかり形成していただくというのも、新市建設の大切な柱だろと思うっております。これは以前の議会でも申し上げましたけれども、我々の行動範囲が徒歩のころは、12だったと思うんですが、村があり、それが4つの町になり、そしてそれが今、伊豆市一つになっているわけですね。その市だけの立場で行政制度をつくっていったら、やはり相当地域の皆さんの活動等の実態と乖離してしまう。そこで改めて地域コミュニティというものを考えたときに、やはりこの地域力の形成事業というのは、大切な新市建設事業なんだろうと私は思っております。そのことを重ねて答弁させていただきます。
- 議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。
- 13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についてから議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正についてまでの3議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 次に、日程第26、議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第27号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第27、議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しにつきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第29号及び議案第30号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 次に、日程第28、議案第29号 財産の取得について及び日程第29、議案第30号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第29号 財産の取得について。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

議案第29号 財産の取得についてを質疑させていただきます。

これは、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤事業の一環として、土地を1.9ヘクタールですか、取得するというところで、ここに前にもらったやつが目的としてあるわけですが、これを教えていただきたいということなんですけれども、これは、林業素材生産サービス業（中間土場）の誘致を行うと、こう書いてあるわけですが、中間土場というのはどういうものか。議案説明で出てきましたけれども、中間土場とはどういうものか、これを1つお伺いします。これはいいですね、中間土場。

それから、企業誘致ということなんですけれども、ここに人間は要るのかどうなのか、雇用されるのかどうなのかということをお伺いいたします。

では、その2つをお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から基本的な考え方を申し上げて、その上で産業部長に詳細について説明をさせます。

この場所は、御承知のとおり、極めて立地がいいところで、インターの横、そして、今、国策で、御存じのとおり、森林整備、林業振興が非常に具体的になってまいりました。来年度から森林環境譲与税が前倒しで配分され、それから、森林環境税が本格導入になった場合には、伊豆市は6,000万円の森林整備の新たな財源が入るわけです。これは伊豆市だけではありませんので、うちから南側の伊豆半島の市町は、同じように新たな森林整備の財源が入るわけです。極めて林業は振興されます。

そして、これまでは間伐で、山で木を選んでトラックに乗せるケースが多かったんですが、今、国も県もこれから皆伐の時代に入ります。そうすると、やはり中間土場で材を分けて、そして、そこで改めて積み直して消費地まで持っていくということが必ず必要になってまいります。そのような背景の中で、伊豆市としても非常に望ましい新たな事業、新たなといいますか、森林の新たな時代ということになってまいります。

それからもう一つは、それが10年、20年は、私はそのまま続くと思っているんですが、しかし将来的には、伊豆縦貫道が完成した後、それから、森林整備がある一定の次のステップに入ったときに、その事業が続くかどうかというものは、見通しが必ずしも十分にできると思っておりません。

したがって、更地になっているところに舗装して事務所が1つ入るとは思いますけれども、そういった形で土地を確保することは、やはり市の将来にとっても望ましいというような総合的な判断で、この事業を今形成してきたところです。

その詳細については、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いいたします。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

中間土場につきましては、今、市長からも説明がありました、木材需要の拡大を図り、林業の振興を図るために設置するものでございます。市内の木材集積の拠点としまして、輸送コストの低減と大ロットによる輸送、低規格品の安定供給が可能になりまして、森林所有者への負担軽減と森林整備の推進により、伊豆市の美しい森林の保全を目的に中間土場を設置していくということでございます。

雇用につきましては、まだ静岡県森林組合連合会から雇用計画については出されておられませんので、それについては未定でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○13番（西島信也君） 雇用。

○議長（三田忠男君） 雇用については答えました。特に計画はないと答えています。

○13番（西島信也君） 未定なの。しょうがないな、では、いいよ。

○議長（三田忠男君） 終わりですか。

○13番（西島信也君） 終わり。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号 財産の取得について及び議案第30号 字の区域の変更については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月7日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時28分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成31年3月7日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
日程第 2 議案第 4号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第 5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)
日程第 4 議案第 6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
日程第 5 議案第 7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 浅田茂治 次 長 稲村栄一
主 査 鈴木恵美子

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第3号～議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第4、議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第3号及び議案第4号について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められましたので、議案第3号及び議案第4号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）総務経済委員会所管科目については、建設部関係は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主なものとしまして、急傾斜地崩壊対策費の予算が減額となっていて、その分来年度にある程度の予算措置となっているが、工事の優先順位により時期ずれが生じたのかとの確認を求める質疑に対し、県の内示額が減額になったこと、内示額がゼロの工事があったこと、内示額がゼロになったものは来年度当初予算に計上してあります。また、県工事の進捗にあわせ次年度分も含め要望します。さらに、急傾斜地崩壊対策の予算の基本的な考えは、地元からの要望により事業の採択基準に基づき作業を進め、県への要望件数は減らさないよう努力していきますとの回答がありました。

次に、市道整備事業の繰越明許費について、繰り越しに至った経緯の質疑に対し、市道矢熊筏場線は、29年度に予備設計、本年度に詳細設計を行いました。地形条件の厳しさから、

本年度の詳細設計業務に適切な工期がとれなかったため、繰り越しとしました。さらに、市道駅前柏久保線の擁壁工の基礎部分に想定以上の転石が出たため、作業に時間を要し、繰越明許としたとの回答がありました。

次に、産業部関係は、補足説明はなく、主なものとして、修善寺自然公園管理事業を繰越明許にした理由の質疑に対し、建物の老朽化による雨漏れと機関車の車輪の摩耗に対する安全確保のためのものです。昨年指定管理者の継続辞退を受け、執行をしていませんでしたが、虹の郷の命である鉄道機関車の存続に向けた市としての方向性を確認し、繰越明許としたとの回答がありました。

次に、総務部関係では、補足説明はなく、主なものとして、議案書23ページ、地域振興基金積立金24億円の積み立て予算の補正をするためには条例の制定が不可欠なのか、また、補正予算は採択されても、条例が否決となった場合の取り扱いはどうなるのかとの質疑に対し、条例の制定ができないと予算の執行はありませんとの回答がありました。

次に、総合政策部関係では、補足説明はなく、主なものとして、債務負担行為のバス路線維持事業補助金は、広く捉えると住民の移動の自由の確保となるが、そうではなく現在の公共交通機関の維持のためのものなのかとの質疑に対し、このバス路線維持事業は、交通機関事業者が撤退した市内17路線を維持する自主運行バスについて、4月1日から交通機関事業者と覚書を取り交わすためのものですとの回答がありました。

以上、各部ごと、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第4号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第3号及び議案第4号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第3号、議案第5号及び議案第6号の3議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第3号、議案第5号及び議案第6号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）所管科目については、当局の補足説明はなく、第3表、債務負担行為補正の中伊豆室内温水プール指定管理委託の、5年間で9,000万円、毎年1,800万円です。前回の2,050万円より減額となるがとの質疑に対し、指定管理料は利用料金や自主事業で賄えない分を委託料として支払っています。今回は、指定管理者の自助努力により減額となっていますとの答弁がありました。

また、民生費の老人保護措置費を減額したのは対象者が減となったとのことだが、その人

数はどの質疑に対し、当初13名で計上していましたが、現在は10名になりましたとの答弁がありました。

障害児通所給付費の増額は対象者の増によるものとのことだが、その人数はどの質疑に対し、放課後等デイサービスは当初の16人から21人に、児童発達支援が4人から5人に増加しましたとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、議案第3号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第3号、議案第5号及び議案第6号の3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時40分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより、議案第3号から議案第6号までの4議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号から議案第6号までの4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第3号について討論を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

まず初めに、反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出とも23億7,600万円余りの増額であります。その主なものは、地域振興基金積立金24億円であります。

それでは、地域振興基金とは何かということですが、これは合併後の市町村が地域住民の連携の強化または地域振興のために設ける基金で、この基金に対する積み立てのうち特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができるとされております。

今回の場合、22億8,000万円が合併特例債であり、要するに国からの借金であります。これは交付税措置が講じられますが、借金ですので返済をしなければなりません。そして、基金は償還が終わったものから、基金設立目的に応じた事業で、市町村建設計画に位置づけられた事業に使うことができるとされております。

このように、地域振興基金は、地域振興のためさまざまな活用が考えられるものにもかかわらず、本会議、委員会の審議でも、その具体的な使途が明らかにされていなかったのは、まことに遺憾であります。基金の活用に関しての議員の質疑に対し、当局側の答弁の幾つかを挙げますと、新たな支出をもくろんでいるものではありません。あるいは、基金総額24億円の使途を明確にはできません。特別な経費に使うわけではなく、あくまでも経常的な支出であります。こんなことを言っておりましたが、本当にそんなことしか考えていないのなら、地域振興とは名ばかりの基金であり、結果として借金をふやすだけではないかと考えるわけでありませぬ。

皆さんは、千葉県銚子市が財政再建団体、今は財政再生団体というんですか、に転落する危機に陥っているとの報道があるということをお聞きでしょうか。その財政再建団体に転落するかもしれないという理由ですけれども、その原因は、新設の大学と市立病院の経営にあると言われております。銚子市の人口は6万4,000人、一般会計予算は約230億円であり、地方債残高は約272億円であります。伊豆市はどうかといいますと、人口3万1,000人、一般会計予算は179億円、これは31年度です、地方債残高は31年度末で187億円であります。銚子市の住民1人当たりの借金は42万5,000円、それに引きかえ伊豆市は何と1人当たり60万円の借金であります。伊豆市は財政再建団体の危機にあると言われていた銚子市より、はるかに危険水域に達していることがおわかりになると思います。

要するに、伊豆市では、使途が不明確な地域振興資金、これを借金でつくろうとすることは、非常に危険かつ無謀であるということをお知らせを御座りませぬ。こんなことをやっていると、伊豆市の財政破綻は目に見えております。伊豆市に未来はありません。

よって、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正については、年度末の調整、それから市道整備を含めた来年度への重要な繰越明許、それから来年度以降への契約に向けた債務負担行為等を含む、必要欠かさざる補正であると認められます。

また、今回の補正の一番の中心的事項については、地域振興基金の積み立て24億円、その財源たる合併特例債を活用した地方債補正22億8,000万円であります。

地域振興基金をつくり、ここで新たな条例を制定しようとしているわけですが、今回の条例の制定の目的は、市民の連帯の強化、地域振興などに要する経費の財源に充てるとするものであります。この基金をつくることによって、今現在あります地域づくり協議会を軸に、さらに地域づくりが加速、強化されていくものと期待されます。事実上、伊豆市全域に地域づくり協議会をつくるのが可能になったと言っていいと思います。これから地域づくり協議会を立ち上げる地域についても、この財源を活用して地域づくりができることを期待します。

私の住んでいる地域にもまだ地域づくり協議会がありませんので、この財源を利用して、ぜひ地域づくり協議会を立ち上げて、何でもかんでも市役所の言うとおりにやるのではなくて、今住んでいる人たちがより暮らしやすい、より快適な地域を自分たちの手でつくっていく、そういったことに自分もかかわっていきたく感じたところであります。住みよい地域にして次世代につなぐような地域づくりを、この基金をつかって、ぜひするべきであろうと思います。

借入れを使って基金をつくるわけですから、負担の平準化ということもあります。次世代に引き継いでいく地域づくり、次世代の人が維持し続けたいと思うような地域にして次の世代に渡す、そういった地域づくりをぜひしようじゃありませんか。私たちの地域を私たちの手でつくるということは、今こそ求められていることであって、ですから、ある程度地域で好きなようにやらせてもらって自分たちの住みやすい地域をつくると、そういったことにぜひこの基金を使って、次世代に引き継ぐ地域をつくっていけるような、そういった事業にしていきたいと思っております。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第3号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより、議案第4号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより、議案第5号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより、議案第6号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予

算（第4回）につきましては、総務経済委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月11日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番、波多野靖明議員から発言順序5番、森良雄議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時53分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成31年3月11日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、平成31年第1回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日は、平成23年の東日本大震災が発生した日となる3月11日となります。犠牲となられました方々への追悼のため、午後2時46分のサイレン吹鳴に合わせ、1分間の黙禱を行いたいと思います。そのため、その前後を休憩といたします。御了承願います。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、日程に基づき一般質問を行います。

今回は、11名の議員より通告されております。質問の順序は、お手元に配付のとおりです。本日は、発言順序1番の波多野靖明議員から発言順序5番の森良雄議員まで行います。それでは、これより順次質問を許します。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 最初に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。

始める前に、訂正のお願いがございます。

1ページ目の下から9行目、「司令塔としての大きな役割と準備、」になっていますが、「大きな役割と準備があります」というふうに訂正をお願いいたします。「があります」と入れてください。

それでは、始めさせていただきます。

通告書に基づき、市長または関係部長に質問いたします。

1、伊豆市の災害対応について。

近年、毎年のように日本のどこかで大規模な災害が発生していることは、皆様も御存じかと思えます。北から南、山から海まで、さまざまな災害がさまざまな自然の脅威によって引き起こされています。

その結果、多くの方々が命を落とされ、また命を取りとめた方々は、その災害の爪跡の中

で生活を余儀なくされています。孤立した地域には支援が行き届きにくく、地域の立地によってはライフラインの復旧に大きな時間差が出てしまうこともあるでしょう。

そんな中、救援に来てくれる自衛隊やボランティアの駐留場所、各地から届く支援物資の保管場所とその配給等、大きな組織や多くの物資の受け入れは、効率よく動けてこそその存在意義を大きく発揮することができ、被災者へのいち早い救援につながると考えます。

伊豆市緊急対策本部と各地域の連携も重要ですし、本部は司令塔としての大きな役割と準備があります。また、孤立しても救援が届くまで自力で命をつなぐ地域防災のあり方の指導も、今後起こり得る伊豆市での災害に対する備えとして大変重要な課題だと考えております。そこで、質問いたします。

①災害時における自衛隊などの協力組織が駐留する場所、仮設住宅を建設する場所として活用できる公園は、以前の文教ガーデンシティ構想にはありましたが、否決に終わった現在、災害時に活用できる場所が伊豆市にはどこにあるのかお聞きいたします。

②番、食べることと同じように大切な排せつ。災害時にそれらを解決するためにマンホールトイレの存在を知人の衛生関係者に相談したところ、マンホールの中に排せつ物を落とすていく場合、今度は復旧する過程で排せつ物を取り出さなければ下水道に水を流せなくなることがあると理解をいたしました。

汚いものは水に流せでは、マナーによりごみなども際限なくマンホールに流れることも考えられ、そうした場合、復旧に相当なおくれが出る可能性もあります。災害時も、排せつ物はあくまでも排せつ物としての処理ができるように、一案として、段ボールトイレ等を各自自主防災会、家庭での備えが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2番、ごみ置き場と景観。

伊豆市内の家庭ごみは、各地域の指定場所に決まった曜日に出し、収集車が回収していきます。その地区の指定場所の多くは道路沿いで、ごみを出すときなど、歩道をふさぐような形の場所も少なくありません。車社会の現代では、ごみ出しの際もごみを収集する際も、いつ事故が起きてもおかしくない場所にあります。

また、観光地となっている温泉街等も、観光客の通り道に網をかける形で家庭ごみが積まれて置かれている場所があるため、観光客がその網の中にごみを投げ捨て、収集車が違反ごみとして回収していかないという事態も発生していると市民から聞いております。

景観整備の一環としても大きな問題だと思われまます。伊豆市では、このような事態をどのようにお考えでしょうか。

3番目、市民の市外転出について。

伊豆市から市外への転出はとまることなく進んでおります。伊豆市では、なぜ市外への転出が相次ぐのか、原因や理由は把握していますでしょうか。

その反対に、伊豆市へ転入する方はどの程度いて、その理由は御存じでしょうか。

4番目、自転車のまちとしての取り組み。

最近は、市内道路の矢羽根表示が進んできたこと、また公共施設、飲食店、土産物店等でも自転車ラックの設置がふえてきたことは、自転車のまちとしての取り組み、一定の評価ができると思います。

しかし、修善寺駅周辺、観光地の駐輪場が整備されているとは考えにくいと思います。自転車をとめて観光地の散策をしたり、周辺で食事やお土産物を購入することもあるでしょう。または、トイレに駆け込むこともあるやもしれません。

しかし、ロードバイクに持参してあるチェーンロックをしたからといって、その場を離れるような行為は、自転車へのいたずら、または盗難がとても心配されます。何十万円もする高価なロードバイクへの心配は、例えるならば、標高1,000メートル近い達磨山を自転車で一気に駆け上がることよりもつらい数分間である、多分それ以上に多分つらいこともあると思います。事故が起こってしまったら、楽しいはずの観光が悪夢に変わってしまうと私は考えます。

今後は、自転車ラックから一步も二歩も進め、安心してとめられる駐輪場の整備をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、災害対応について御質問いただきました。

まず、現在の伊豆市の地域防災計画や、それから静岡県の広域受援計画に示されております自衛隊の受け入れ場所には7カ所が指定されておりますけれども、これまでも申しあげてきたとおり、適所と思われる場所は残念ながらございません。

支援物資の受け入れや配給などの基地となる、いわゆる防災拠点となる施設は現在ございませんので、避難所に指定していない公共施設を分散して使用せざるを得ないのが現状です。

仮設住宅の建設候補地としても、各地区のグラウンドや公園を使用することとなりますが、特に修善寺橋から下流域においては適地がないということが大変大きな課題となっております。

それから、トイレについては議員御指摘のとおりで、各家庭において、それから市としてもプラスチック製の簡易トイレの備蓄を進めておりますし、また自主防災会、各家庭においても同様のもの、あるいは携帯トイレの備蓄等をお願いしているところでございます。

なお、参考までに、これは議長の許可を得てこの機関紙、「修親」という機関紙があるんですが、これは陸上自衛隊の幹部自衛官の機関紙で、OBでもとっているんですが、たまたまこの2月号に、北海道の胆振地震の被災地として札幌市の危機管理をしていたOBの手記が載っていました。その抜粋を皆さんの今、お手元に配らせていただいたんですが、一つには、食料のほうは、備蓄もしていたし、協定先から入ってきた。ただし、配布するときに、

もう完全にブラックアウトの状態でしたから、結局最初の配布は自衛隊に依存せざるを得なかった。特に、これはどうしても全てのインフラが壊れたときに動けるのは自衛隊しかありませんので、それはそうなんだろうと思います。ただし、そのときには、あの大型車両が入って集積をして再配布をして送られるという、やっぱりそういった施設が必要なんだろうと思います。

それから、私も大きく認識していなかったのが電源。ここにありますように、中継基地が壊れると、中継地を、中継局を探すのにスマホが電波を発し続けるんだそうです。見つかるまで。それで、いわゆる我々が今、使っている速度よりも3倍ぐらいの速度で電源が、電池が消耗されていく。そこに観光客が、札幌ですから。そうすると、うちで同じようなことが起こったときに、もう市民の皆さんと観光客の皆さんが電源があるところに殺到する、そういったことを考えると、災害時でも電源をみずから供給できるというのは極めて大きなものなんだろうと思います。

そして、その抜粋の最後のところにございますけれども、やっぱりここでも、まさかうちで起こるとは思っていなかったということが準備の不十分さにつながってしまったと。

私どもは、既に駿河湾地震の問題提起から30年以上、静岡県も伊豆市も、旧町もそうでしたし、やってきたんですが、認識も皆さんあるんですが、残念ながらまだ準備の体制が万全だとは言いきれません。これはすぐにできませんので、一歩ずつ一歩ずつこれからも進めてまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね、市長自体がやはり自衛隊出身者ということで、災害に対しては大きな役割を果たす立場だと私は思っておりますし、またそういうような備えというのが必要ということで、高い関心を持っておられるということに少し安心はしておりますが、備えというものは必ず必要になってくると思います。

現在活用できそうな場所以外に、また今後新たにそういった場所を設定するということがお考えがあるのか。また、同じく支援物資に関してもどのように対策をしていくのかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人口重心から少し離れると、サイクルスポーツセンターですとか、あるいは天城ふるさと広場ですとか、あるいは虹の郷ですとか、一定の面積、地積を使える場所がございます。

ただ、心配なのは、やはり道路が一本道ですから、大野にしても船原にしても、そこが使えるという前提条件だけで準備するのはやはり危険がある。そこで、人口重心から近いところに、かつ地質、地形的に安全なところに一定の地積の防災機能を備えた施設は必要だろう

と思っております。

今、静岡県の都市計画マスタープランの中には、いまだに防災機能を有する公園という表現が載っておりますので、これの扱いについて、近いうちに議員の皆さんと意見交換ができればと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、先日、新聞にも載ってまして、少し大きく拡大をしましてコピーをしてきました。これ議長にお断りをしてこちらに提出させてもらっているんですけども、こちらに静岡県防災的公園ガイド「CONPA」というのがございます。こういうような冊子も発行されているということで、静岡県の防災公園に対する意識というのはすごく高くなっているんだなと思っております。

こういうような防災的な機能を備えた公園というのも、今後は必要になってくると思いますので、これなかなか場所の選定についても予算的にも慎重に進めていかなければならないと思いますけれども、今後、しっかりと検討していただきたいと思います。

次の排せつのほうにお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁終わっています。質問してください。

○1番（波多野靖明君） すみません。では、防災公園についての回答と、あと、そして次の質問の回答をよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次のというのはトイレのことですね。

○1番（波多野靖明君） トイレのほうです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） では、セットで。

トイレの基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりですが、改めてその防災機能を有する公園ということですが、今、数々の大きな災害を経て一つの、教訓の中の一つの大きな課題となっているのが、防災だけのものをつくらない。生活の中で防災を取り扱う、あるいは防災によるまちづくりを進める。今、土肥なんかはまさにその方向で進んでいるんですが、防災だけにしてしまうと、そこだけ特別な事業、特別な施設になってしまって市民の普段使いもできませんし、それからコストも余計にかかるということで、一般的には総合公園とか運動公園が防災拠点になっている例が多いんですけども、それにもさらに加えて、伊豆市であれば大きな総合公園、運動公園的なものを今から整備することはできないにせよ、これから整備すべき市民向けの公園にはそういった機能をつけていく。

あるいは、前からお願いしているとおおり、地区の集会所なんか安全なところはあけていただく。あるいは、今、土肥に提案させていただいているんですが、第1次避難所は、普段は市民がバーベキューか何かで集まれるような、その普段使いというものは一つの大きな課

題になっておりますので、新たに公園整備するときにはそういった視点で整備をさせていただきたい。その点については、先ほど申し上げたとおり、議員の皆さんとしっかり意見交換をさせていただきたいと思います。

その中で、トイレのあり方については、大規模災害で広域避難所に集まっていたとき、もちろん市が備蓄してある簡易トイレでいいと思うんですが、伊豆市の場合には、小さな土砂災害から大きな地震までいろいろ考えられるものですから、やはり地区の自主防災会にはそれなり、御家庭にはそれなりの準備と備蓄が必要になるんだろうと思います。

これは、むしろ行政が責任を避けるというよりは、市民の皆さんにとって必要な生活のツールとなりますので、そこはうまく役割分担する必要があるんだろうと思います。

広域避難所における簡易トイレについては、市のほうでこれからも必要数を検討させていただきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね、確かにごみ、排せつ物というのがかなり災害のときに、衛生的にも問題になることがあるようです。

そこで、私もこういう災害用の簡易トイレについていろいろ勉強しましたところ、先ほど質問に出させてもらったように、段ボールトイレというものがあるということを知ったわけです。

そして、きょうは議長のほうに許可を得て、こちらに持ち込みをさせてもらっているんですけども、これ私が購入した段ボールトイレに附属していたポリエチレン袋、それと凝固剤になります。

袋に排せつをして、その上からこの凝固剤のほうを振りかけると、その排せつ物を固めてしまうという使い方になりまして、とてもシンプルで、またごみ処理場での処理ができるということになっております。

そこで、質問いたしますが、災害ごみ、またはこのような排せつ物というものが、これから出た場合、伊豆市のごみ処理場で処理ができるのか、また、今後、今、伊豆市と伊豆の国市で建設を検討していますが、そちらの新しいごみ処理場のほうではそのような処理が可能なのかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 災害時、有事の際でございますが、そういった際には、議員お示しされております簡易トイレ等の部分、それについては凝固剤等で一般廃棄物として焼却処分をさせていただきます。

瓦れきについては、分別をさせていただいた上で、新しい焼却施設では災害瓦れきの部分についても焼却をするということは見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 災害時に、相当量のごみが発生するということが考えられます。例えば、県で想定しているトン数だったり伊豆市で想定しているトン数というのは、数字としておありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員御質問の部分で、県の部分でお示しをされている部分で行きますと、2つ想定がございます。レベル1とレベル2という部分でございます。

伊豆市においては、レベル1で災害廃棄物が4万4,000トン、レベル2で行きますと12万2,000トンというふうに災害廃棄物については示されております。

伊豆市の災害廃棄物の処理計画、この部分においては、先ほどの一般廃棄物としての量、またし尿としての量、その部分についてはある程度積算はされております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） しっかりと対応できるようなものをこれからつくっていかなくてはいけないなど、私も一部事務組合の組合議員としてしっかりと検討していきたいなど思っております。

そして、このような簡易トイレが市のほうで幾つか用意してあるということなんですけれども、やはり災害時には、どの程度の災害を想定するかにもよりますが、道路が使えなかったり、車がもう使えない状態になったりすることもございます。そうしたときに、地域の例えば自主防災会だとか各家庭で備えてもらうことが第一なんですけれども、このような簡易トイレといいますか、こういう段ボールトイレというか、こういうような凝固剤で固める簡単な使用できるトイレというものが必要になってくると思うんですけれども、こういうものが自主防災会では余り備えられていないような話を聞いていますが、自主防災会の実態、そういう備えというのはどこまでできているのか御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防災、災害時の簡易トイレ等の自主防災会での備蓄の状況につきましては、全数字は把握しておりません。

ただ、自主防災会への資機材の補助金がありますので、その中に簡易トイレも品物として入っておりますので、その補助金を使って各自主防災会で備えていただけるようなことは推進しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

ぜひ、自主防災会のほうにも呼びかけていただいて、このような備蓄トイレというものを備えていただければと思っております。

そして、最近では市内の小中学校、トイレの洋式化が進んでおります。市内の小中学校というものは、いざというときには避難地にもなり得ます。そうしたときに、トイレが洋式化をされていれば、そこにこのようなビニール袋をかけて排せつをすることが可能となります。

そのトイレの洋式化ということも、洋式化が避難場所となるということも想定して備える、洋式化を備えるというか、洋式化にしていくことが必要だと思っております。その辺の考えというのは、どのように考えていますか。

○議長（三田忠男君） 通告がないですね。

答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 学校施設につきましては教育委員会のほうの所管になるんですが、特に災害時の避難所だから洋式化というところまでは、防災担当としてもお示しはしておりません。

ただ、和式の便器も、その和式の便器の上にプラスチック製の簡易トイレを置くと、便座ですね、置くとそのまま洋式的に使えるというものもございます。ですので、無理に防災用にというところまではお願いはしていないのが現状です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 本日で、先ほどもお話ありましたけれども、東日本大震災から8年になります。どのような災害が起きるかということをしかりと把握、想定をしまして、これからの伊豆市の防災の備えとして準備をしかりとしていていただきたいと思います。

次の質問、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番目ですね、ごみ置き場と景観です。

市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） このごみ置き場についても、非常に気にしている、気になっている課題の一つでございます。

場所によってある程度のごみ置き場ができていところもあるし、旧中伊豆町のように工夫したところもあります。他方、網をかけるだけで心配なところ、それはいろいろな意味で心配なところもございます。

もう少ししっかりした土地の確保がもしできれば、もう少し安定的な、周辺環境にも配慮

できる施設があるのかと思いますが、この日本のまちのできようの中でどういったことができるか、一つの課題となっております。

現状において、その詳細について市民部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありましたので、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、地域のごみの集積所という部分について説明をさせていただきますけれども、集積所につきましては、過去から自治会で場所を決めていただいているという部分、その部分の管理についても、ごみを出される方、そのエリアでごみを出しておられる方のルールとマナーによって皆さんの生活環境、衛生環境が守られているというような状況でございます。ですので、今後も地域の方々が検討していただきながら、集積所を新たにつくる場合については補助金等も利用していただくこともあろうかと思っております。

議員御指摘の野積みというか集積所がない、ネットでやられているという部分については、収集業者のほうにも、伊豆市の特性として観光地という部分もございますので、そういった部分については早く収集をさせていただくと。また、車の安全を確保するためにも、収集業者がみずから注意をして収集に当たっているという部分。幅員が狭いところについては、また歩道をふさぐような形になろうかと思っておりますが、そういった部分についても、収集業者が確実に安全を確保して丁寧に収集をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、私の住んでいる修善寺のニュータウン地区というところは、ごみの集積所がしっかりとした箱がつくられております。そして、24時間いつでもごみを出していいよということになっていまして、そこは地域によっていろいろごみの出し方というのは違うとは思いますが、やはり温泉管理組合の方たちが小まめに見ていただいているおかげで、そういうような環境が整備されております。

以前は、そういう便利なところだからということで、ほかの地区からわざわざニュータウンのごみ集積所に捨てに来る方などもいて、それはニュータウン側としてはやめていただきたいということで張り紙を張ったり注意喚起をしたり、あとは防犯カメラをつけることによってそれを防止をしているわけなんですけれども、そのようないつでも出せるごみ箱というのが、やはり市民にとってとても住みやすいまちというか、住環境としても衛生面もかなり保たれるのではないかなと思っております。

ですので、例えば先ほど補助金を利用してということもありましたけれども、例えば地域づくり協議会などのそういう補助金なども利用して、例えば地域に空き家、空き地があれば、そこにある程度のごみ集積所を設けていただきまして、そこに資源ごみなんかもある程度ストックできるような場所をつくってもらおうということで、ごみが例えば家の中にためておくこともなく小まめに出すことができると、やはり市民としてはごみはとてもしやすくなって、伊豆市はいいよと、そういうような市への感情というんですか、愛着心という、そうい

うものも生まれるのではないかなと思っております。

ある程度のやはりごみボックスとあって、何でもかんでもプレハブというものではなく、伊豆市の恵まれた自然環境がありますので、そういう環境、風情に合ったような、例えば木造建築をするようなことで、やはり地域と調和した景観ということで、ごみ置き場のあり方というのにも考える必要があるのかなと思っております。

そのような、例えば僕の一方的なアイデアですけれども、そのようなことについて市長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光地としての伊豆市、伊豆半島のごみの出し方として貴重な御意見だと思います。

去年、ジオパークの会議でイタリアに行ったときも、ドイツと同じように大きな、本当に大きなごみ容器が幾つかあって、議員も多分御存じだと思いますが、何曜日に、何時だろうと、ちゃんと分別さえすればそこに入れられる。

これは、ヨーロッパでは一つのアイデアで普及されているんですが、日本の場合には2つ問題点がありまして、道路沿いにそれだけの敷地がとれるかどうかという問題と、収集車を多分変えなきゃいけないんです。そうすると、かなり大きな投資が必要なんだろうと思います。

そこで考えますと、今と同じように曜日指定、前の日から受けられるかどうかはともかくとして、曜日指定はさせていただいて、同じ何月何日の収集するごみを多少早めにでも集積していただけるような一定の規模の、旧天城湯ヶ島町でいえば木で囲ったような周辺から見えない、風情にも合ってカラスも入らない、これをまずは当面、現実的なのかなと思います。

そこで、まだ道路の上にネット等で出されている地域の皆さんには、地域づくり協議会なり、あるいは現行でも区に対する補助制度をうまく活用させていただいて、まずは課題のあるところから解決策を相談させていただくような、そういったことに取り組みさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、この件も、私がまちを歩いていて市民の方から声をかけられたときに、通告にもありましたように、観光客が例えばソフトクリームを食べた食べ残りをそのままごみ集積所に捨てていってしまっ、ごみのパッカー車が持っていってくれなかった、そういうこともあったそうです。

また、今、資源ごみと言いましたけれども、最近は民間でも資源ごみの回収やっていますので、多分、伊豆市のほうもそういうところと競るといえるか、資源ごみの回収というのがなかなか思うように行っていないのではないかなというのと、あとは段ボールだとか古新聞が、

資源ごみの日に出そうと思っても、雨が降っていると出せないときがあるということなんです。

ですので、やはりそういう、日本の住居環境というのは海外に比べるとなかなか手狭ですので、いつまでもごみをストックしておくというのがなかなか大変なんだろうなと。そうしたときには、やはり一定の大きさのごみ集積所というものは必要になりますし、今、空き家だとか空き地なんかも多いと聞きますので、そういうところを利用して、車でごみ集積所にごみを持って行って捨てられる、そういうような環境が必要なのかなと。

また、パッカー車も頑張って収集をされていますけれども、やはり何かのときに、車がすれ違ったり車が追い越したりするときに、事故が起きないかとちょっと心配になったりしますので、例えばそういう空き家、空き地を使って1台、2台車がとめられるような環境というのにも必要なのかとも思いましたので、このような質問をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めますか。

○1番（波多野靖明君） 例えばここへ、先ほど言いましたように、例えば地域づくり協議会だとかそういうようなきっかけになるといいと思っているんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 各地区、細かい地区に収集に行くものについては、基本的には多分、今のように分別をしていただく、その日に出していただく。網のところは少し改善を相談させていってということになるかと思いますが、これから新しいごみ焼却場ができた後は、リサイクルセンターの再整備に入っていくんですが、そのときに、やっぱり市長として考えますが、新しいリサイクルセンターをつくったから1カ所でいいかとなると、さあそこはどうかと思っています。やはり、土肥なり湯ヶ島なり中伊豆なりのいわゆる我々がこれから地方創生で小さな拠点と呼んできたところには、そのリサイクルセンターのランチのようなものがないとちょっと遠過ぎるのではないかと思っています。

そのときに、地域づくり協議会の枠組みがもし使えるようであれば御相談させていただきますし、もうちょっと広域であれば、また別の枠組みでも御相談をさせていただきたい。地域のありようによって柔軟に地域の皆さんとお話をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり今、不法投棄だとか不分別なんかもいろいろ問題になることがございますので、そういうごみに対しての意識を高めるということと、あとは、ごみを出すときも時間が限られていなければ余裕が持てますので、そういうときに分別なんかもしっかりしていただくこともできるのかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

次の質問、よろしく願いたします。

○議長（三田忠男君） 3番目ですね。市民の市外転出ですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、状況について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） おはようございます。

それでは、私から状況について御説明いたします。

初めに、転入転出の理由ですが、こちらにつきましては市民課の窓口や支所におきましてアンケートを実施して、その集計や分析を総合戦略課が行っております。

まず、転出者のアンケートについてですが、第2次総合計画策定や地方創生総合戦略策定のために、こちらにつきましては平成26年5月から実施しております。その中で、転出の理由で最も多いのは、就職・転職となっております。

また、平成28年2月からは転入者へのアンケートも実施しております。転入理由で最も多いのは、転出と同じく就職・転職となっております。

転入される方がどの程度かにつきましては、平成26年度が946人、それから平成27年度が1,017人、平成28年度は1,083人、平成29年度は少し下がりました1,022人でございますが、平成29年度を除いている状況ですが、少しずつですが転入者は増加傾向にあるかと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、市民へのアンケート、以前から結構とってくださっているということで、小まめな対応ありがとうございます。

例えばこれ、市の職員さんも市外に住んでいる方もおられると思うんですけども、そういう方たちにも、他市町に住んでいる方たちには、例えばアンケートというのはとったことがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市外に住んでいる職員に対するアンケートというのは、申しわけありません、実施しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、これは市民の方からの声で、市の職員さんが市外に住んでいることに疑問を抱いているとの声がありましたので、このような質問をしましたが、これについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長としてはとても悩ましい問題です。人口減少対策を市の重要課題として掲げている中で、市の職員があるタイミングで外に出るのはいかなものかと、やっぱり市民感情としてよく、十分理解できますし、その市民感情はもちろん私も共有しているものです。

ただ、他方、非常に難しいのが、個々のケースを見ていると、結婚して向こうに嫁いだ人、それからお嫁さんが向こうで本人がこちらで、子育て環境とか、あるいは女性の社会進出の中で、昔のように嫁に行くとか、嫁に行つて専業主婦になるという社会と違っているものですから、それを無理やりこちらに来させる、市長からすればそうしたいところなんです、しかしその御家庭の立場から考えるとどうかというケースもあります。

他方、何らかの理由で一定期間を過ぎたらすぐに転出される職員もいて、そのあたりはやっぱり意識の問題で、しっかり市も市役所の中で啓発するしかないのかなと。一定の規制も考えてみたんですが、住居の自由があるということで、でも法的な規制を加えるというのはかなり難しいようで、職員に対する対応としては、特殊な状況を除いては、やはり市職員に対する教育、啓発しかないのかなと、現時点での感想でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはりこのことについて、私もよく、深く考えました。

やはり、伊豆市の職員が他市町から通うのと同様に、伊豆市の市民の中でも他市町の市役所に勤めている方もいらっしゃるということは、私も承知をいたしました。

そして、住居に関しては、皆さんいろいろな家族形態により強制はできないと思っておりますし、実家が他市町だったから、例えばあと家族の職場に近いからなど、理由は本当にさまざまございます。それは、市役所の職員さんもほかの市民と同様だと私は思っております。

そして、給料というものは、例えば仕事をしたことに対する対価でありますので、市民の税金で給与を得ることで、例えばまた窓口サービスの接客のグレードアップだったり各課のスキルアップ、また専門的な分野にも強い人材育成など、市役所全体の仕事効率の向上に一層の尽力をしていただいて、伊豆市役所が利用者にとってとても便利で頼りがいのある場所になってくれたらいいなと私は考えております。

そこで、単年度で移動の多い市役所の業務形態でございますが、余り短期間では、専門的な知識が育成されないままになってしまうのではないかと私は思います。そこで、各課でエキスパートがいれば、窓口でも何度も、これ窓口を批判しているわけではないんですけども、窓口というのは伊豆市のやっぱり顔になりますので、窓口なんかで何度も待たされることもなくなりますし、働く意識としても、しっかりと知識を習得しようと、そのような気持ちも高まると私は思っております。

そして、居住する場所が伊豆市内であることは理想的ではありますが、市民の皆様の利便性のよさを考え、そういうことで市役所の所内、市役所内の例えば働き方の進化というものが必要なのではないかと考えております。例えば事業をやっていれば……

○議長（三田忠男君） 波多野議員、今のは通告とどういう関係があるのでしょうか。

○1番（波多野靖明君） 関係がありますので。

○議長（三田忠男君） ありますか。

○1番（波多野靖明君） はい、ありますので。

例えば、そういうエキスパートをつくることというのは、私も事務やっているからわかるんですけども、例えば自分のファンをつくることで、その人が頼りがいがあるからいつもこの人に頼もうと、例えば商店なんかでも、その人が好きだからその人のお店で買うというように、例えば市役所の職員さんが市民にファンをつくっていただければ、この伊豆市の市役所はとても頼りがいがある、ここにいつも頼もうとか、その人を頼って市民の方も市役所に訪れてくれるのではないかと思うんです。

そういうことで、市役所の職員さんの例えば働き方だとかそういうところも今後、検討してってもらいたいなという、そういうような考えですけども、市長としてどのように捉えますか。

○議長（三田忠男君） 答えられますか。

市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 行政サービスと社会的流出入という観点からお答え申し上げます。

行政サービスは、市民にとっての住みやすさ、住みにくさということは私も感じたことが多々ございまして、今、法務局が昔は大仁にあったものが今は沼津ですし、いつもいつもこの時期、三島の近くの方は税務署に行けるのに、伊豆市ではわざわざ伊豆市が開かなければいけませんし、再三税務署長とかには市民を代表して強い御意見を申し上げているんですが、行政サービスのありようというのは、一つの住みやすさの要素になり得るとおもっています。

ただ、伊豆市役所が全て完結しなければいけないということではございませんので、コンビニでのサービスも拡充しておりますし、それから他市町との連携もしておりますし、その文脈の中で、伊豆市職員の行政サービスを提供するスキルアップというのも一つの大切な要素だと、こう考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私も、伊豆市で完結しろということではないけれども、やはり伊豆市の市役所の職員さんのそういう、例えば専門的な知識の向上ということで、市民の利便性に必ずつながると思いますし、市民もこの市役所が大好きだ、このまちが大好きだと、そう思ってくれるようなまず市役所づくりが必要ではないかなと思うところでこの質問をさせていただきました。

それでは、次に移ってください。

○議長（三田忠男君） 自転車のまち。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、駐輪場の高価なロードバイクの盗難や破損は、所持者には大きなショックを与えるものと考えております。

市では、サイクルラックや空気入れを飲食店を初め各事業者へ貸し出しており、バイシクルピットとして登録しております。その箇所は徐々に増加しており、現在、市内では60カ所の観光施設や飲食店、コンビニエンスストアを登録しておる状況でございます。

しかしながら、各施設におけるサイクルラックの設置場所は、事業者それぞれが設置可能なスペースに設置しているため、施設によりさまざまでございます。サイクリストは、それぞれに鍵をかけるなど防犯対策をしておりますが、やはり自身の目の届く範囲に自転車を置くことを望んでおりますので、バイシクルピットの登録事業者へ施設の正面にサイクルラックを置いていただくなど、可能な限り所有者や衆目に触れる範囲での設置を依頼するなどの対策をとっていきたいと考えております。

議員のおっしゃるとおり、自転車ラックから一步も二歩も進めた駐輪場整備についてでございますが、サイクリストにとっては、駐輪している時間は確かにリスクのあるものであり、対策を講じる必要があると思っておりますが、新たに囲いがあり安全に自転車の保管や駐輪ができる駐輪場の整備となると、多大な費用と場所が必要となります。他のまちで固定式のサイクルラックを設置した例では、設置後に自転車のモデルチェンジ等があり使用されなくなった例もあると聞いております。

このことから、伊豆市では、まず、先ほど申しましたとおり、バイシクルピットの最大限の活用を図り、駐輪場の整備につきましては、サイクリストや伊豆市自転車まちづくり協議会など関係者の意見を聞きながら対応について検討していきたいと考えているところでございます。

また、道の駅伊豆月ヶ瀬にはサイクルステーションが併設されることから、バイシクルピットの機能を持った施設を整備し、安全に駐輪できるような仕組みを指定管理者と協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） こちらのほうも、知り合いのサイクリストに聞いたところ、やはり

友人と一緒に伊豆半島を回ったりいろいろなところを周遊、観光に来るそうです。そうしたときに、やはりこの駐輪場というものが全くなくて、例えば温泉、修善寺の温泉場に行ったとしても、食事をしている間、どこに自転車をとめたらいいのかわからない。また、二輪だったりするとオートバイなんかもありますけれども、そういうところも全く駐車場がないと。車に対してはとても駐車場は整備されているのだと思いますけれども、やはり二輪に対しての考え方というのが甘いのではないかなと。

また、そういう方は、車に対して見れば確かに少ないかもしれませんが、やはりニッチであってもそこを重要視して、自転車のまちとして取り組むということを市長みずから言っているわけですから、そういう駐輪場の整備というのは最低限だと思います。

伊豆市の例えば駅というと、牧之郷駅であったり修善寺駅なんですけれども、その駅の近辺にさえ完備が余りされていないという実態がありますので、そこをぜひ進めていただきたいんですけれども、なかなか伊豆市も予算がとりにくいということもありますけれども、やはりその辺は県だとか国と協力してつくっていただきたいと思いますけれども、市長、やはりみずから自転車に乗る立場としてどう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） サイクリングコース用のサイクルステーションは、割と問題がないですね。台湾なんかでもそうだったんですが、サイクルステーションから見える、目の前に自転車を立てかけるところがありますから、みんなが見ているわけですし、すぐにサービスも受けられる。

問題は、今のまちの、既にまちづくりがある中でどこに置くかという課題については、まさに御指摘のとおりだと思います。修善寺駅の西口広場の横を見るたびに、私ももうちょっと何とかならないかなと思いますし、特に修善寺温泉ですと、まちの中心地がもうでき上がった古いまちの中で、どこに新たに二輪車、バイクの駐輪場を設けるかというのは大きな課題だと思います。それによってまちの風情も変わってまいりますので、そこは地域特性に応じた協議というものを地元の皆さんと、市も責任を回避するわけではありませんから、ぜひ行政と一緒に進めさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私も、なかなか高価なものをつくれというのは言いにくいと。けれども、例えば近隣地域にいるような、例えば大工さんみたいなそういうような方たちに、簡単にまず木の箱でつくってもらって、本当に大きなボックスをつくっていただいて、それをとりあえず利用できるような形にさせていただければ、やはり地域の方たちも見る目も違うでしょうし、サイクリストも少しは安心してとめられるのではないかなということなんですけれども、先ほどのごみ集積所の件もそうなんですけれども、やはり地域の方たちが一緒に

なってそういうことに取り組むということで、伊豆市がもっとよくなったりサイクリストに優しい、そういうまちになるのではないかなと思っているんですけども、そういうような取り組みというのは、今後どのようにしていったらいいのか、なかなか自分だけでは案が出ませんけれども、そのサイクリスト、市内にいるサイクリストにもアンケートをとって、そのような政策を進めていってもらいたいと思うんですけども、部長、どうですか。そういうような話というのは部長のところには上がってきているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 伊豆市では、自転車まちづくりのまちづくり計画というのを策定しております。その関係で、協議会もつくっております。その中に、伊豆市内のサイクリストであるとかその関係者が入っておりますので、そういう方から意見を聞くということも大事かなと思います。

最近、修善寺駅前にサイクリストの旗手オープンという形で、もとの、今のスルガ銀行の横ですか、あそこに店ができたと思います。あの方はもともとサイクリストの夢という形で、それを実現させるために伊豆市のほうに越してきたということで聞いております。その方なんか、そういう形でサイクリストなんかの意見を聞いて、そこに多くのサイクリストが集まるということを知っておりますので、集まり始めたと聞いておりますので、そういう方から意見を聞くのも大事かなと思いますので、その辺につきましては今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、部長から話が出たので私も話しやすいんですけども、やはり駅の周辺にそういうようなショップができたということで、サイクリストがかなり集まっております。私も以前から注目してしまして、どのようなサービス形態になるのかも心配していましたが、やはり自転車のまちとして取り組む中でそういうまちがふえるというのは、とてもうれしい、いい気分になるというか、とてもうれしい結果だなと思っております。

ぜひ、今後、サイクリストのためにというか自転車のまちづくりとして、今まで何回もいろんな質問をしていますが、もう考えられるようなものというのは本当にいろいろ出尽くしているとは思いますが、やはりそういう場所を利用して、サイクリストの意見を利用して、このまちを自転車の走りやすい、またサイクリストに優しいような、そういうまちにしていきたいなと思っております。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） 次に、2番目、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある3件について質問をいたします。答弁を、市長、教育長に求めます。

1件目、ゲーム障害。

厚生労働省は、オンラインゲームなどのやりすぎで日常生活が困難になるゲーム依存症、ゲーム障害について、初の実態調査に乗り出すことを示しました。

ゲーム障害は、WHO世界保健機関が昨年6月、新たな疾病として認定し、ことし5月の世界保健総会で加盟国採択、発効が予定されております。

ゲームが日常生活での最優先事項となった結果、社会生活に深刻な問題を抱えた状況が長時間にわたり継続する症状と定義されており、ゲーム依存症になると、アルコール依存や薬物依存、ギャンブル依存などの症状と似た特徴が見られ、脳内に生じる反応パターンと経過がこれらの依存症とよく似ているということです。

こうした症状が存在することを公的に警鐘し、この病気の予防や適切な援助対策をとる必要があると考えておりますので、以下の質問をさせていただきます。

- 1、ゲーム障害やインターネット依存の現状。
- 2、児童生徒のスマートフォン等の所有と利用状況。
- 3、ネットゲームやスマートフォン使用の制限対策。
- 4、ゲーム障害の相談状況と相談体制。

5、朝起きられない、遅刻や欠席、昼夜の逆転など、四六時中ゲームのことが気になり、学業や社会生活に大きな影響を及ぼす危険性のあるゲーム障害の予防策を、子供だけでなく大人も学習する必要があると考えています。

2件目、空き家対策の進捗状況。

総務省は、ことし1月、自治体を実施している空き家対策の現状について、その取り組みを後押しする観点から、空き家対策に関する自治体の各種取り組みの実施状況を調査し、その結果を取りまとめました。

平成27年5月に全面施行となった空き家等対策の推進に関する特別措置法の法施行後2年間の自治体の空き家対策の現場では、数名程度の職員体制で空き家所有者の特定や代執行の実施などに多大な業務負担が生じ、苦慮している状況も明らかになりましたので、当市の空

き家対策の進捗状況について質問をいたします。

- 1、市が把握している危険空き家の件数と今後の推移。
 - 2、危険空き家の所有者の確認状況。
 - 3、地域住民の苦情に対する対応。
 - 4、危険空き家化の予防に関する施策。
 - 5、空き家状態になっている公共施設の現状と公売状況。
- 3件目、市長ミニ集会。

昨年8月20日から今年2月3日まで、市内各所で計35回のミニ集会を開催しました。

今回のミニ集会は、例年行っていたタウンミーティングとは違う形で行われましたが、より多くの方が参加しやすいように、また数多くの意見を聞けるように工夫したものだと思っております。

各地区には、その地域特有のさまざまな課題があります。また、少子高齢化、産業振興、教育、防災、環境など市全体の課題も数多くあります。

ミニ集会の目的は、市長が市の方針や取り組みを地域住民に伝えること、各地域の意見を聞き、地域の課題解決のために努めることですので、今年度開催したミニ集会の感想や成果、そして地域から持ち帰った課題や意見を今後の市政運営にどのように反映していくのか伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、ゲーム障害についてお答え申し上げます。

確かに、私たちの若いころには、週末、マージャンをやると徹夜とか二晩とかあったことを思い出すと、半ば中毒のようだった感じもするんですが、ただ、ゲーム障害の問題は、より深刻な問題は、1人でもできる、そして子供でもできる、こういう新しい現象となると、もうやはり大きな社会的問題だろうと強い危機感を認識して持っているところでございます。

現状の詳細については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） インターネット等のオンラインゲームに夢中に熱中している子供たちは、学校現場より数名いるという報告を受けています。そのため、宿題をしないとか、昼夜逆転のため遅刻も見られるという状況があるようです。

また、大変に心配しているのは、ほとんど登校できていない不登校の子供たちです。現実的に、その子供たちがどういう生活を過ごしているのかを見ているわけではありませんが、今、議員おっしゃるようにゲーム障害になっているのではないかと非常に心配しております。

次に、携帯、スマートフォンの所有状況ですが、小学校5年生以上で、昨年の6月に調査

をいたしました。

5年生で所持率は33.3%、6年生で52.8%、中学校1年生で57.9%、中学校2年生で59.2%、中学校3年生で67.0%。学年が上がるにつれ高くなっているという現状でございます。

それから、使用の制限ですが、現状では特段の制限を設けてはおりません。家庭学習についての指導や点検は各学校で行っておりますが、ゲーム使用の制限といった部分は保護者の管理・監督に任せているのが現状で、学校のほうでこういうふうにはいけないとかいうことはしておりません。

それから、相談状況ですが、相談体制としては、常勤ではありませんけれども、各校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、相談員がおります。また、中学校には心の相談員が配置されており、さまざまな相談業務に応じております。

現時点では、ゲーム障害に関する相談実績はありません。

それから、予防策ですが、予防策としましては、各学校においてネットトラブル防止や正しいSNSの活用方法など、子供向け、保護者向けの啓発講話を実施しております。

今後は、それらの中にゲーム依存症未然防止の内容も盛り込むようにしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、市長の補足説明をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、①、④、⑤についてお答えさせていただきますが、国・県等の動きが主になります。

まず、①ですけれども、ゲーム障害やインターネット依存の現状ですが、2017年厚生労働省研究班では、青少年におけるインターネット依存症の大規模全国調査を実施いたしました。

全国から無作為に抽出した約6万4,000人の中高生を対象に、インターネット依存を評価するために用いた8項目のインターネット依存に関する質問を行い、3から4項目に当てはまった不適応使用が疑われる者が、中学生においては21.8%、高校生においては27.1%でした。5項目以上に当てはまった病的使用が疑われる者は、中学生で12.4%、高校生において16%という結果が報告されております。

2012年の調査結果と比べた場合、中高生別、男女別で見ても約2倍の増加ということで、顕著な増加をしていることが認められる結果となっております。

④のゲーム障害の相談状況と相談体制についてでございますが、ゲーム障害を含む依存症の相談は、県の精神保健福祉センターや保健所で相談を受け付けております。市におきましては、社会福祉課の障害福祉スタッフが窓口となります。

現時点では、社会福祉課、修善寺保健所において、相談実績はございません。

次に、⑤の学業や社会生活に大きな影響を及ぼす危険性のあるゲーム障害の予防策について

て、県の動きですけれども、県では、平成31年度からゲーム障害・ネット依存対策事業の相談・回復プログラムを実施する計画となっているそうです。

また、県は、ゲーム障害に関する情報はまだ少なく、依存症だとの認識を持ちにくいために、チェックリストを掲載したネット依存等に関するリーフレットを21万部作成して、中学、高校、大学に配布して、当事者はもとより親や家族にも障害の特徴や治療法を周知する計画となっているということでございます。

市といたしましても、その県のリーフレットの活用と、県の動きを見ながら連携して予防策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

ゲームのやり過ぎが原因で、脳の発育障害とか脳の機能に影響を及ぼすことについては、ゲーム脳という言葉で認識をしていました。

今から15年ほど前、土肥小学校の6年生の授業参観のときに、担任の先生がゲーム脳についての授業を行い、そのとき自分の子供たちに、やり過ぎというのは体に悪いし脳にダメージが起こる可能性があつては大変だということで、1日のゲーム時間を制限したことを覚えていています。

今回、ゲーム依存症が疾病認定されたことから、この質問をさせていただきます。

まず、依存の状況なんですけれども、ゲーム障害というのは、障害になってしまうと生活や学業に及ぼす影響というのは非常に強く、特に問題となっているのは、答弁にもありましたように、子供たちがゲーム依存症になってしまうと、例えば不登校の問題があります。そうなってしまうと、その子本来の能力が発揮できないケースというのも出てくるのではないかと思います。そして、結果、進路が変わってしまうということにもなりかねません。

日本でも、ネットゲーム廃人という呼び方がありますが、中国や韓国ではさらに深刻ということで、寝食を忘れてゲームに没頭し、死亡してしまうケースもあり、親が強制的に施設に送り込むというようなことにもなっているという現状もあります。

一方、対戦ゲームでその腕を競うeスポーツ、こちらが今、世界中で全盛期を迎えようとしており、大きな大会ではプロ選手が数億円の優勝賞金を目指して戦い、数万人の観客が集まる、将来の五輪種目になるとも言われ、国家プロジェクトとしてトップゲーマーの養成をし始めた国もあるという現状があります。トップ選手の年収というのは億超えと言われていて、日本でもゲーム好きの子供たちが将来の夢に描く時代になってきていると。しかし、そこにたどり着くまでに健康を害しては、元も子もありません。

なかなかまだ実際の話として問題化されていないとは思いますが、県の指導であるとか市独自で、非常に影響が強いということはもうわかっていますので、実態調査という

ものを行ったらと考えますが、それに似た調査みたいなものを市独自が考えるとしたらどのようなことがあるのか、現時点でもしわかれば教えていただきたいですし、県の方針に従ってやるということであればそうなんですけれども、まだ顕在化していないと思うんですけれども、潜伏している可能性はすごくあると思いますので、その辺の調査についての考え方というのを、市としての、お聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 先ほども話ししましたが、1年に1回、子供たちの携帯を持っているかというだけではなくて、何のために携帯を使っているかとか、そういう意味で携帯だとかスマホの調査等は1年に1度実施している状況です。

ただ、それを使う場所が、学校にいる間ほどの学校でも使用は禁止しているものですから、家庭での状況だものですから、子供たちのそのアンケートに対して答えているというので今、学校自身は把握しているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長、ありますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど申し上げた予防策の中でも、県の作成するリーフレットというものが、そのチェックリストというところでどれだけ依存しているかということが現れるということですので、その作成されたものをこちらも見ながら、それをどのように活用していったら有効な予防策になるかというところを考えていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先日、つい最近の話ですけれども、柴山文部科学大臣は、先月、携帯電話のスマートフォンの小中学校の持ち込み原則禁止の通知を見直す方向で検討をしているということで話題になっています。

2009年の文科省の通知では、小中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止、高校では授業中、校内での使用は禁止するなどの実情に合わせて制限をしていましたが、これらを緩和する検討に入るということでございます。

スマホの持ち込みについては、災害時の緊急連絡や保護者への連絡手段等のメリットもありますが、他方、ゲームやネットの依存、あるいは動画の拡散のトラブルというデメリットがあると思います。

所有等については、所有、利用時間等については調べているということですが、その中には具体的に何時間ぐらい行うとか、例えば夜中にやるとかというような細かいものまでも入っているのでしょうか。ちょっとそれは見たことがないものですから、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） やっている時間帯はちょっと調査のほうには入っていませんが、どのくらいやっているかというような時間、何時間、1日平均的にやっているかというようなものは調査しております。

ただ、それが、例えばで言うと、3時間以上やっているかというのに対しては、5年生から中学校3年生まで14.9%、約15%の子供たちが3時間以上やっている。ただ、それが夜中なのかどうかということまでは調べておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、純粋にインターネットで検索をしているのか、友達とメールをしているのか、あるいは本当にゲームをやっているのか、この辺がわからないので、答えるほうもなかなかわからないと思いますので、難しい問題なのかなとは思っております。

以前のちょっとはやっていたファミコンであるとかプレイステーションのようなゲームというのは、親の目が届くところに、親が目が届けば隠してしまったりだとか処分をするということも可能ですけれども、通信機器としての利用がメインであるスマホというのはなかなか昔のようなわけにはいかないということで、特に子供の場合は、大人がしっかりと管理をしていかなければならないです。

今の機能では、例えばフィルタリングを使用するとか、ガラケーに変えてしまうということも、なかなか現実的ではないと思うんですけれども、できると思います。

あと、一番大事なのは、子供自身にルールを考えさせて書面化して、ルールを破った場合の処置についても明確にするなどの対策というのがとれるのではないかと考えております。

今、ゲーム障害になっている方は、潜伏の人数はすごくあると思うんですけれども、というよりよくわからないのが現状だと思いますけれども、ただし、頻度であるとか時間制限を減らすということは、依存が悪化してくると焼け石に水になってしまうこともありますし、また一方的に物理制限を設けるということは、心理的な依存を含め家庭内暴力やひきこもりにつながる場合があるので、慎重な対応が必要だというふうに考えております。

依存症になってからでは遅いので、予防をしっかりと家庭や学校の教育に取り入れていただきたいと思いますが、先行事例では、教育委員会などが研修会を開催して、子供たちが学校単位でルールを考えているような取り組みをしているところも実はあるようですけれども、答えられるかどうかかわからないですけれども、この辺についても参考にしてみても。要するに、学校独自のルールをつくっているというところもあるらしいんですけれども、その辺についての情報みたいなものはお持ちでしょうかということの質問をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今おっしゃられたような、学校の中で学校自身がルールをつくっているということはちょっと聞いてはいないんですが、ただ、NTTだとかLINEだとかそういう講師を呼んで、子供たちに話をする。そして、その後、みんなどう思うというような話し合いをするというようなことは聞いております。

でも、さらに今、議員がおっしゃるように、何回かやって、自分たちで考えさせる、学校が強制するのではなくて、自分たちで考えていくという、させるということはとても大事だとは思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今のスマホの場合、アプリをインストールすることによって時間制限やロックをかけるということもありますし、新たに加わったスクリーンタイムというのは時間制限を設定できるアプリで、子供向けの設定のほか、大人も実は使い過ぎが非常に問題になっていますので、有効だという、そういう機能もどんどん進んでいるということを伺っております。

では、4番の相談体制なんですけれども、スクールカウンセリングさんであるとか心の相談員さんがいるという中で、その方々がどのぐらいゲームのことについて詳しいかどうかというのはちょっとわからないんですけれども、ちょっと八戸市で取り組みをしている例を挙げさせていただきます。

八戸市では、国内で唯一のネット治療研究部門を開設し、治療を行っている神奈川県横須賀市の久里浜医療センターから講師を招き、市民教育公開講座を開催しているということです。さらに、教職員を対象にした研修において、ゲーム障害であるとかネット依存の理解と予防を学ぶ機会を確保し、児童生徒の指導をして充実を図っているということです。

伊豆市でも、今まだ顕著化していないものですから、まだ心の相談員さんとかというレベルなのかと、一般的にはそういうことなんでしょうけれども、久里浜医療センターのホームページによりますと、インターネット依存に関しては、現時点で世界的に認めた診断基準というのは実はまだないということでございます。依存の程度を評価する目的で、スクリーニングテストというのをやっていて、ホームページにも質問事項があつてというのが出ていますので、ぜひその辺も参考にして見ていただければというふうに思っております。

最後の、子供だけでなく大人も学習するということですが、各小中学校で開催している家庭教育学級、あるいはPTAの研修会、乳幼児健診や育児相談等で、保護者に対してネット、ゲーム、スマホの長時間の使用が子供たちの脳であるとか心身の発達に及ぼす影響があるのでということで、今わかっている範囲のことを説明をしていただきまして、小学校、こども園等における保護者を対象にネット、ゲーム、スマホの利用時間とか睡眠などについてもお話をしていただきまして、その結果を踏まえて、保護者だけでなくこれは社会問題とし

て考えていかなければならないと思っております。

先ほどちょっと議員で話をした中で、ゲームをクリアすると、24時間の間にクリアをする
と、次の日の9時にはまた新たなゲームが入ってきて、ついついやってしまうと、そういう
システムがあるということで、子供とか保護者だけの問題でなく、社会人もそのような可能
性があると思いますので、市民の啓発について市長はどのように考えているのか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員からの御意見の中で、このゲームが将来オリンピック種目
にものような時代というのは、もうちょっと私には想像できないんですが、そうすると、そ
ういう社会になりつつあるのだとすると、まさに今、中体連や高校生の部活なんかで課題に
なっていることと同種の対策を講ずる必要性が出てくるのかなと今、伺っていて感じました。

例えば中体連なんかで、中学校の部活だと、例えば土日を制限するとか朝練をやめさせると
かいう動きもあるし、今、議論になっています高校野球のピッチャー100球制限とか。ゲ
ームがそういう社会的な位置づけに動いていくのであれば、毎日の時間は1時間以内とか、
土日は何時間とか、あるいは例えば野球の練習をするときに、ピッチャー、ガードのフェン
ス立てるし、試合中だってヘルメットかぶりますよね。そうすると、特定の場所で特定の姿
勢で特定の目の防具とか、ひょっとしたらそういうことが問題になってくるのかもしれない
。もしそういったところまで社会スポーツのような方向にゲームが行くとすれば、そうい
うルールづくり、規制づくりというのをさらに考えなければいけないのかも知れません。今、
伺っていてそういったことを感じました。それを我々、保護すべき大人とどうやって現状認
識していくか、現状認識を共有するかということがスタートのような気がいたしました。

私も改めてこの件については、伊豆市も社会的な問題として避けられないと今、感じまし
たので、新たな問題提起として取り組みさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ゲーム障害、もうこれは現在、既に起こっている問題だと私は思
っています。ですので、何度も言っていますけれども、伊豆市独自の実態調査みたいなもの
を行っていただきたいと思います。そして、早目早目に処置をとっていただきたいです。

スマートフォンゲームというのは、私はやらないんですけども、やっている人にとっ
ては、何か課金システムもあってなかなか中毒性があるそうです。これは子供もそうですし、
大人もそうだということです。ですので、児童生徒、そして大人に及ぼす影響というのはは
かり知れなくなってくるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ専門家とも相
談をしながら、その対策を講じていただきたいと思っております。

それでは、次の質問をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2問目の空き家対策ですね。

答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 空き家については、私が市長になりました11年前から課題として認識しておりましたところですが、なかなか対策のほうが進まずに、せっかく東京2020大会開催地という特異な状況もありますので、中期目標としては、それまでに少し改善策も考えてきたところですが、進んだものもあれば非常に難しい問題もあるというのが現状でございます。

本当は、まず所有者の御本人が第一当事者として真剣に取り組んでいただくべきところですが、既に社会問題になっておりますので、引き続き行政としても効果的な対応策について検討させていただきたいと思っております。

まず、御質問の詳細について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私のほうから御質問の5点について答弁させていただきます。

まず、1点目、危険空き家の件数と今後の推移でございます。

危険空き家の件数につきましては、平成27年度に各地区区長様を通じて調査を実施しました。それと、地域から直接市のほうへ苦情がある件数を加味しまして、当初136件ありました。その後、解体・撤去されたのが9件、現在把握しているのは127件となります。

ただ、これは近隣の周辺住民に影響を与えるということで調査しておりますので、実際には別荘地とか余り人がいないところ等の空き家は含まれておりません。実際の空き家としては、多分その何十倍もあろうかと思っております。

よりまして、今後、対策が必要と思われる危険な空き家として把握しているのは10件でございます。

また、今後の推移でございますが、人口減少の推計から考えましても、今後、相当ふえていくものではないかと考えております。

2点目の所有者の確認状況です。

先ほど危険な空き家として10件把握しておりますと申しましたが、そのうち所有者の確認ができておるのが8件、現在調査中が1件、残りの1件は、登記簿上の住所地の役所等へ確認をしてもなかなか追うことができませんで、所在不明の状況となっております。

3点目の苦情に対する対応ですが、空き家のもともと管理責任は所有者の方にありますので、まず苦情があった場合は、登記簿等により所有者の確認を行った後、苦情に対する措置を直接所有者の方をお願いしております。

ただ、所有者の確認を行う中で、既に所有者の方が死亡している場合は、相続人調査等に時間を相当費やしております。その所有者の確認作業に苦勞しているのが実情です。

4点目、危険空き家の予防に関する施策ですが、市の計画では、空き家のうち状態がよくて活用できるものを活用可能空き家として位置づけておりますが、市の空き家バンクへ登録

をお願いはしているんですが、現状としましては登録件数が非常に少ないというか、ほぼない状態が現状でございます。

また、そのまま放置すれば苦情のある空き家になるおそれがあるものにつきましては、所有者に対して適切な管理や所有者責任を周知し、危険な空き家への抑制に努めております。

5点目の市の施設の状況ですが、一般でいう空き家と同じような状態になっている公共施設と土地も含めてですが、平成30年度現在、用途を廃止して普通財産となった公共施設は、土地を含みまして14件ございます。このうち、将来的にも利用活用の見込みがないものが1件あります。これは全く利用の見込みがないという意味でございます。

また、残りの13件につきましても、施設の老朽化が進むことを考えますと、その存続について、やはり検討していかなければならないと考えております。

もう1点、公売の状況ですが、平成17年度から平成28年度までで、土地建物の売却が2件、土地のみの売却が同じく2件、土地建物の賃貸借が1件ございます。

ただ、公売を実際に実施しまして、課題としてやはり見えてくるのが、市が売却する予定価格と購入を希望される方の希望価格、ここにやはり大きな差があるのではないかとということで、不調になった案件もございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 平成27年5月、空き家対策特別措置法が完全施行されてから、伊豆市では特定空き家の認定を行っていないというふうに担当から伺ったんですけども、その特定空き家の認定の条件というのをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 法律上でございますが、特定空き家の条件としましては、倒壊等、著しく保安上危険となる恐れがある、また景観を損なっている等あるんですが、この保安上危険というのは、国の方でも一応ガイドラインとして基準を定めております。

そもそも建物自体が傾いている、これが高さに対して20分の1を超えているということで、例えば高さ2メートルのところでは10センチ以上傾きが、傾いているとか、あと基礎の部分についても、基礎が要は上の上部のものを支え切れない、要はもう鉄筋むき出しとか基礎と上の部分が乖離しているとか、それぞれ認定するには国のほうで基準を示しておりますので、相当空き家状態で、例えば少し壁が落ちているとか屋根が剥がれている程度では、実際のところ特定空き家には認定できないのが現状です。

また、市の場合、特定空き家になりそうな物件も正直ございます。ただ、先ほど言いましたように所有者等がわからない場合は、なかなか特定空き家にしてもその後の手続がとりづらい。

特定空き家になると、まず対策、管理について助言、指導をして、従わない場合は勧告をして、次に命令をして最終的に代執行という流れがありますので、最終的な代執行まで見据えた中で、その特定空き家に認定しなければならないということもございますので、若干特定空き家への認定をしていないという現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。

平成27年に、先ほど答弁のとおり区長さんを通じて自治会調査を行っているということで、危険空き家として認定しているのは10件ということですよ。

今、空き家の条件を聞いたんですけれども、伊豆市では空き家対策等対策協議会というのがありますよね。たしかこの協議会ができたときには、議員も代表で出ていたと思うんですけれども、今はその法定審議会以外はそういう議員さんはそういうのに入らないというようなこともちょっと聞いたんですけれども、そういう、だからその中の様子がよくわからないんですけれども、認定をしなければ解決できない空き家というのは、今現在、伊豆市はないということよろしいですね。特定空き家に近づく方向性のあるものはあるとしても、現在、認定を決断するまでのものはないという解釈でよろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、特定空き家になれそうというか該当するような物件はございます。ただ、先ほど言いましたように、代執行、最終的な代執行を見据えた上での認定がいいのか、ほかの自治体でも、例えば所有者がわからない場合は不在者財産管理人を立てて、その管理人の方に処分してもらう方法とかいろいろございますので、今、どの方法が一番いいのか、所有者不明で最終的に略式代執行をして、その壊すのも市費、公費で壊すのがいいのか、恐らく所有者不明ですとその解体費は回収できないという見込みも在りますので、特定空き家に認定して代執行して壊すのがいいのか、財産管理人を立てて、その方に任意売却の中での解体をお願いするのがいいのか、そういう今、いろいろ検討をしている最中でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） いろいろ難しい問題が、伊豆だけではなく全国であるということなんですけれども、ちょっと違う質問をさせていただくんですけれども、今までの答弁を聞いてみると、危険空き家というのはこれからふえていく傾向は確かだと思っています。

空き家化の実態調査については、国が5年ごとに調査・公表を行う住宅土地統計調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに当市においても自治会と協力して危険空き家の実態調査を

行うんでしょうかということですが、新たな調査、平成27年以降ということですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然、平成27年度、区長様と、あと職員も各地域、自分で職員も情報を出してくださいというお願いをしました。あれからまた年数たっておりますので、やはり調査の方法も含めて、国と同じように5年を目途に、来年5年目になりますので、どうい調査の方法がいいかも含めて実態調査のほうはしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） これはちょっと提案になるのか、あるいはもう行っているのかちょっとわからないんですけども、その調査結果を踏まえて、危険空き家カルテ、カルテのようなものを策定して、行政と地区に1冊ずつ保管をし、このカルテを区長会が定期的に開かれていますので、そういうところで新たな更新みたいなことを区長さんにもお願いし、その中には空き家に対する苦情、相談の内容、その対応経過等を入力したシート、これを市でデータベース化して地区との情報共有を図ってはと考えていますが、この辺の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） その空き家調査の結果の情報の共有ということですが、当然、市役所内の庁内では情報共有をしております。また、空き家対策協議会の中でも情報共有はしておりますが、やはり市全体の空き家のカルテにして、それぞれ外に出すというのはなかなか難しい面もありますので、やはり調査結果、それぞれの区にお願いした調査結果の内容については、その歴代の区長さんといいますか、区のほうで情報共有をしていただく方法がいいのかなというふうには考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 私的財産だとか情報の漏えいなんかもあるので、難しい問題だとは思っております。

所有者の状況についてはわかりました。

あとは、市の指導の方法についてちょっと伺いたいんですけども、所有者もこの空き家対策特別措置法については存じていると思いますが、その改善に向けて指導方法、電話で指導するとか文書、文書で行う場合には写真を添付して、おたくの住宅がこんな形になっているので、何とかお願いしますというようなことをやっているのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと現実に起こった一例について御紹介したいんですが、その橋の近くに10年間かかった案件がありまして、私が市長になったころは、まず所有者の方に接触をさせ、なかなか会えなかったものですから、もう泊りがけでとにかく近くに職員を出張で宿泊させて、とにかく1回会ってきなさいと。それから、台風で一度落ちたものですから、そういった写真も全てつけて、それでもだめでした。

結果として、これはわからないんですが、結果として動き始めたのが、特定空き家対策措置法ができてから。ですから、ひょっとしたらやっぱりそういった法的制度ができることが効果があったのかもしれませんが。これは推測に過ぎませんけれども。

そして、それまでも、ほかの案件もそうですけれども、市としてできることは最大限やってきたつもりですし、これからも同じ手法はとってまいります、やはり法的な制度がもっと充実すると、より効果的なのだろうなという感じは持っております。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 所有者の方への文書の、どういう状況かということですが、やはり写真を添付させると同時に、この空き家対策の所有者責任、あと制度の概要等も一緒にお知らせしております。

また、実際に9件、これは実際市が代執行をしたりとか、市が撤去をしたものではなく、最終的には民間の方、所有者の方や民間の方が解体していただいたんですが、そのときの相談の間には市の職員も入って、所有者の方と新たに買われる方の間に入って、仲介役とかそういうことも実際にやっております。

ですので、文書を送るのも当然なんですが、やはりどこどこにいらっしゃるといのがわかった場合は、直接お会いしたりしてその対策について話し合いをしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 委員会的时候にも質問をさせていただきましたけれども、平成31年の予算にも旅費の計上がされているということで、直接会うのも大変だと思いますけれども、効果があるのではないかなというふうに思っております。

そうですね、あとは苦情の件数というのはどのぐらい把握しているのか、もしわかったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1番、1点目の御質問のときに、区長様の調査の結果と、あと市への直接の情報ということで、市へ直接情報をいただいて追加した件数が14件ございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 苦情者に対する行政としての立ち位置なんですけれども、うちにも、近所にもいるんですけれども、会うたびに何とかならないと言われるそういうのがあ
るんですけれども、行政としては、危険空き家の所有者に電話だとか文書だとかということ
をいろいろ策を講じるわけではないですか。その状況を、その苦情で電話をくれる方なんか
に伝えて、今こういう状態になっていますというようなことを苦情者に伝えているのか。

要するに、何年か前に市の職員が見に来たつきり、それつきりどうにも進んでいないとい
うことをよく言われるものですから、その辺の、相手の情報もあるでしょうけれども、取り
組み状況について教えていただければと思いますが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 情報提供をされて、当然市のほうでもその状態を調べたり所有者
を調べたりをするんですが、現実的に、実際には今、その情報をいただいた方へのお知らせ
はしておりません。再度聞かれた場合の状況だけお伝えしているだけなんです。1回目いた
だいて、2回目にどうなっていると、実は今こうしていますという回答をしている程度です
ので、やはりケース・バイ・ケースで対応させていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 毎朝自分の網戸を開けると、隣のうちが様子を見る人にとっては、
やはりずっと気になることだと思いますので、不安を少しでも解消できるように行政と地域
が一体となって取り組んでいただければと思っております。

伊豆市では、現在、若者定住の住宅補助であるとかリフォーム補助というのを行っていま
す。それで、ちょっとホームページで見たんなんですけれども、空き家の補助金、助成金の都道
府県別リストというのがあって、伊豆市のように有効活用のための改修に対する補助制度と
いうのは、どの市町でも結構充実をしているんですが、空き家の除去に対する補助制度を活
用している自治体というのは非常に少ない、ネットで見ると10自治体あるかないかぐらいな
んですけれども、このあたりの制度等にも影響がある、関係があるのかなと思っておりますけ
れども、その制度についてもしわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、空き家の対策としての除去、取り壊しに対する市の補助はご
ざいませぬ。

ただ、土肥地区大藪で1件、国の補助金を使って解体していただいた件数が1つあります。
それは、国と市の補助金を使って更地にした後、その土地を公共的なものに使う場合に限り、

国・市の補助金を使いました。そこは、大藪地区の津波避難の避難の最終地として、そこにちょっとした防災用品を備えて、地域の方で活用してもらおうということで、そこは所有者の方に国と市の補助金を使って解体をしていただいた件数はあります。

ですので、国の補助金を使う場合は、そういう更地になった後の土地の使い方が公共的であれば補助金が使えるというものですが、やはり更地にした後また個人の財産になるような場合は、現在、国のほうも市のほうも補助金はございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、個人の財産ということですよ。そういう制度があれば、TOUKAI-0のように解体も進めやすくなるのではないかなと思ったんですけども、いろいろ制度の問題があるということですね。

田舎の空き家がふえ続けて問題になっている背景の一つに、土地に対する固定資産税の特例による税負担の軽減というのがあるとされています。

老朽化した家屋は、少なからず周囲に悪影響を与え、所有者としても取り壊したい気持ちはあるとは思いますが、解体費はもとより、解体することで3倍から4倍に膨れ上がってしまう固定資産税を考えると、どうしても踏み切れない事情というものもあるように思っています。だからといって、いつまでも空き家を放置しても認めていけば、これは経済全体においてもマイナス要因というのが大きいために、対策が急がれます。

ちょっと提案になるんですけども、現在、総合戦略課で行っている空き家の有効活用の伊豆市空き家バンクと同様に、解体された更地についても同じような対応がとれるのではないかと考えています。取り壊して更地になった土地を、所有者との協議のもとにバンクに登録をして購入を促すことは可能なんではないかなと考えているんですけども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 移住定住のための空き家バンク、先ほど非常に物件が少ないということで苦慮をしているところなんです。今、議員おっしゃられたように、本当に更地になって土地だけで、この土地を貸すのか、売りたいよという、一種の不動産情報と同じになるんですけども、そういう不動産業界などと協力しながら、空き家バンクの土地版といいますか、それは可能かと思えます。

やはり、新たに伊豆市に来て家を建てるにも、農地がほとんどの場合が多いものですから、その適地、家を建てるに適した土地というのが正直少ないものですから、それは所有者の方の申し出によって、そういう空き家バンクと同じように土地バンクも可能かと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

- 11番（小長谷順二君） ぜひその解体した後、更地も行政のほうでも応援しますよということになっていけば、更地化も少しは進むのではないかなということで質問をさせていただきました。

続いて、空き家予防に関する施策なんですけれども、空き家化の予防、住まいの適正管理に向けた意識啓発活動が必要かと思います。

ちょっと議長の許可を得て皆さんに紹介させていただきますけれども、このリーフレットは、国土交通省主管の先駆的空き家対策モデル事業に採択されて、空き家の発生予防に重点を置いた事業を実施した神奈川県松田町の松田町が作成したリーフレットです。ずっとページ続くんですけども、表だけ持ってきました。

松田町では、空き家の発生の大きな要因として所有者の死亡が挙げられているそうです。今後、高齢化が進む、一層進むことによって、所有者死亡を要因とする空き家の発生が増加が予測されるということで、この町では高齢者に対して空き家発生の予防の意識づけを図ることで空き家の抑制、発生の抑制を目指しているということです。

多分、恐らくコンサルが入ってこういうものをつくっていると思うんですけども、コンサルに頼らず、このような先進事例を参考に予防に関するパンフレットの作成であるとか、専門家を講師に招いて空き家セミナーを開催するなどして、行うことによって市民の意識も高まるとは思っていますが、この辺についても何か御意見があれば伺いたいと思います。

- 議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

- 総務部長（伊郷伸之君） 今、議員のほうから紹介していただいた事例をちょっと調べさせていただいて、伊豆市でどのようなことができるか、しっかり検討させていただきたいと思えます。

- 議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

- 11番（小長谷順二君） よろしくお願ひしますということですね。

滋賀県野洲市の老朽化した空き家マンションの壁が、今年の秋の台風で崩れ、有害なアスベストが露出するなど危険な状態になっているということで、情報番組なんかでも取り上げております。

この野洲市は、3月1日に空き家対策特別措置法に基づく解体命令の事前通知書をマンション所有者に郵送したそうですが、残り1人の所有者が特定できずに、解体許可であるとか解体費用の回収において苦労しているということをニュースでやっておりました。

伊豆市でも今後、老朽化したマンション等でこのような問題が起こる可能性、あるいは土地と建物の所有者が違い解体できない物件、建物の所有者が経済的理由で除去できないケースなどあります。これらの課題に対して、今後、市としてはどのように取り組んでいくのか、

その方針について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員の御指摘のところはとても大きな課題でして、土地基本法には、その第1条のところで、土地は公共の福祉に活用することを優先するともう明記されているんです。憲法の中でも、所有権はもちろん極めて強い権限ですけれども、憲法においても公共の福祉ということが書いてある。

土地基本法の中では土地についてはそう明記してあるんですが、ところが不動産は、やっぱりそのそれぞれが住宅として、あるいは事業用の施設として使うという前提になっているので、最初から施設、不動産の上物のほうが公共の福祉を優先する、当然あり得ない。そこで今、空き家が激増している中で、不動産の中の土地と施設のほうが少し乖離しているんです。所有者不明不動産、土地と施設がセットになっているものについては、そこも法的な条件の違うところが非常にやりにくくなっています。

先ほど総務部長からも一例でありましたけれども、明らかにその地域において不利益な土地建物があるんですが、その建物のほうが今、所有者を追いかけるのに非常に苦勞していて、土地だけであればやりようもあるんですが、その法的制度というものについては、まず国のほうに現状について全国市長会等を通じてさらに課題提起をしていきたいと思っております。

当面の伊豆市の対策としては、今の法制度、大分改善はされてきましたので、その枠組みの中でどのような選択肢が市民の公益性にとって最もかなうかということを見据えながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） あと、この部分でもう一つ確認しておきたいことがあります、伊豆市においても、廃墟となった住宅であるとか旅館、古い旅館とかホテルがあると思うんですけども、アスベスト対策を講じる必要がある建物というのはあるんでしょうか、把握しているんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在、アスベストが含まれているかどうかというデータは持っていません。個人の方でも、そのアスベストが、まず壊すに当たって、あるのかないのかという調査をして、調査をした結果アスベストがある場合は、建設部のほうで補助金がございます。ただ、調査については全部自費でやっていただかなければなりませんので、除去については上限120万円を上限に補助はあります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

では、次の5番目なんですけれども、空き家状態となっている公共施設ということですが、土地に関して有効利用するためにどんどん使ったほうがいいよという地域の意見を、声を聞きます。

ですので、まずはその公売金額や公共施設の貸し付け金額の設定条件、この建物を幾らで売却しますよとかというその設定条件について教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 土地建物いずれも、不動産鑑定をした後、売却をします。また、貸し付けにつきましては、前から市の内規として売却希望価格のいわゆる3%を基準に貸し付けを考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 答えにくいかもしれませんが、そういう建物の有効利用のために、柔軟な売却の価格というのを検討しているのか。なかなか公の施設をというわけには難しいんですけれども、そのままにしておいても借りてもないし、いずれは壊すというところを借りたいという人がいた場合、あるいは売ってほしいという人がいた場合に、そういう柔軟な対応というのをどの程度できるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 柔軟な対応ということでございますが、やはり市の財産ですので、毎回問題によくなる適正な価格で売却しなければならないという大原則があります。

ただ、建物がある場合、その建物が本当に再利用できるのかどうかという問題がありますので、それはしっかり不動産鑑定士の方に建付減価でその壊し賃相当分を引くのか、そのあたりは鑑定士としっかり相談していきます。

仮に今、当然、議員おっしゃるとおりなかなか市の公売も進んでいない状況もありますので、使い方によっては公募して、使い方と値段の希望を聞いて、それが市の財産の売却にふさわしいのであれば、それも議会にお諮りして適正な価格でなくても可能であるというふうには考えますが、今は鑑定価格をそのまま予定価格として公売をかけている状況です。

正直なところ、今、担当課には全国的に例があるはずなので、いろいろ調べろということで調べている最中でございます。なかなか進まないものもありますので、そのあたりは少し柔軟に考えて、また議会に相談させていただく場合はしっかり議会のほうにも相談させていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 空き家に対しては、今後も施策の研究であるとか問題解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

すみません、時間がないので次お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 市長ミニ集会ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今年度実施いたしましたミニ集会については、七百数十人の方々に、728人ですね、35回で728人、ミニ集会については御参集を賜りました。

私のほうからは、3中学校の将来像と、それから新しいごみ焼却施設の2つについて、財政の観点からまず御説明をして、その上でいろんな御意見を拝聴した次第です。

中学校の将来像、これは教育委員会の基本方針を御説明し、それから新しいごみ焼却場は事業構想を御説明し、財源の観点から私から説明をしということで、集まった皆さんの中からは、2つの事業についてよく御理解を賜ったと感じております。

その中で、1つ気になったのが、合併特例債について御説明申し上げたんですが、やっぱり数人、全部ではありませんけれども、数人の方から合併特例債といっても返すのだから市の将来負担だという御指摘があって、この認識の差がどこから出るのかなとずっと考えていたんですが、これ推測なんですけれども、伊豆市の事業会社のある小さな中小企業ですと、なかなか銀行から融資を受けられない状況もあるんだろうと思うんです。そうすると、融資額のように捉えられていて、例えば170億円、約170億円という枠であれば、伊豆市は借り入れ枠があって、だけどそれは返すんだというようにどうも誤解されているような気がして仕方がなかったんです。

ですから、借り入れして償還する、そこで約7割が国から補填されるというところが、もう少ししっかり説明しないと、全額返すような御意見が数回ございました。そこは引き続きこれから御説明していく必要があるんだろうと思います。

そのほか、もろもろケース・バイ・ケースで御意見あったんですが、各地区で共通して多かったのは、やはり防災です。これは大体どの地区からも御意見がございました。そのほかは地域特性に応じたいろんな特別な御意見ですので、それぞれ大事な御意見だと思っておりますから、担当課を通じてしっかり前に進めさせていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今回、各地、市内35カ所、728名ですか、伺った意見、課題を持ち帰ったと思います。私も幾つかの会場に参加させていただきました。市長が市の全事業を把握をしているわけではないので、持ち帰って対応させていただきたいという答弁もありました。これらの答弁に対しては、担当課を通じて返事を返していただくということですので、それはぜひお願いしたいと思います。

あと、1つ、来年度の提案になるんですが、どのような形でタウンミーティングを行うかわかりませんが、平成31年の市長のタウンミーティング、情報収集のほうについての提案です。

地域づくり協議会枠みたいな形で、従来の形で戻して行う場合、まず市長のほうから市民に対して市政報告であるとか政策提案を行った後に質問の時間をとると思うんです。この議会のように、執行部と市民がいて向き合って、司会の方が何か御質問ありますかと言っても、なかなか手を挙げて勇気を出して質問される方というのは少ないのかなと。そうすると地域の意見は聞けないのかなと思いますので、これは提案です。我々議会報告会でも行っているんですけれども、ワークショップ形式みたい、例えば市長のコーナーとか教育長のコーナー、防災、産業みたいなコーナーで、ワークショップ形式なんかで市民の意見をたくさん聞くということも検討して見たらという御提案なんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長としての広聴の仕方については、あくまでことしは一例でやってみましたが、よりよいものを求めてどんどん柔軟に変えていきたいと思っています。

実際には、今年度もこれ以外にも、私が出向いたところ、商工会でありますとか保育園、こども園でありますとか自分の集会でありますとか、おおむね1,000人程度の方々には直接話をしてまいりました。その都度、タウンミーティングと同様に皆さんの感触も伺いましたが、それで十分に補足できているわけではありませんので、今、議員から御指摘のあったワークショップ形式でありますとか、そのほかやっぱり特定のグループによって御意見変わってきますから、そういったところには今まで同様、あるいは今まで以上に私が一緒に出向くとか。

それから、地域開催型の市長のタウンミーティングは、私はやはり議会と一緒にのほうがいい場合があると感じました。私が議会の動向とか議員さんの御意見を代弁することはできませんし、議会報告会の中でも、当然市長の立場で答弁することもできないでしょうし、毎回とは申し上げませんが、市長と議会が同席する広聴の場もあってよいのではないかと、いろんなやり方というものを工夫させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで、小長谷順二議員の質問を終わります。

ここで議事の都合によりまして昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、虹の郷の今後についてということでございます。

修善寺虹の郷は、平成2年4月1日に開園以来、29年間にわたり伊豆観光のトップランナーとしてその役目を果たしてきました。

しかし、昨年11月に、伊豆市振興公社は突然虹の郷の指定管理の返上を申し出たとのことであります。我々も大変驚いたわけですが、そのてんまつについて次のとおりお尋ねをいたします。

まず最初に、市の振興公社が虹の郷の指定管理の返上を申し出た理由を伺います。

次に、市の振興公社ですけれども、この振興公社はほかに事業はやっているとも思いませんので、ここで解散をするのかどうなのかお伺いします。

3番目、新たな指定管理者を募集するとのことですが、決定したのかということなんですけれども、指定管理者の決定は議会の議決が必要ですので、これはあくまでも執行部内で決定をしているのかどうなのか、お伺いいたします。

次に、4番目、この3月31日まで勤務していた職員、パート及びテナント、工房等の扱いはどのようになるのか。この虹の郷で働いている人は、造園等の出入り業者も含めれば恐らく100人近くになるのではないかなと思うわけですが、この従業員等の扱いはどのように市は考えているのかお伺いします。

次に、5番目、伊豆市振興公社の指定管理による虹の郷は、3月31日までということなんですけれども、営業再開の期日と、それから運営方法はどのように見込んでいるのでしょうか。

次、大きな2番目、老人憩の家にレジオネラ菌の検出ということであります。

去る2月8日の新聞報道によると、修善寺老人憩の家の浴槽などから基準値を超えるレジオネラ菌が検出されたとのことでありますが、次のとおりお尋ねをいたします。

これは全協でも話が一部あったわけですが、事のてんまつをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2番目、憩の家は現在、休館となっているようです。これは全面休館ということのようですけれども、いつ再開するのかお伺いをいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 虹の郷についてお答え申し上げます。

まず、指定管理を辞退した理由については、現状では公社が修善寺自然公園を安定的に管理するための体制や経営基盤の確保が困難であるためと承知をしております。

また、公社が解散するかどうかについては、今月29日に開催される公社の理事会において、その方針を正式決定する予定であると聞いております。

現にたくさんの方が従事されておりますので、どういう形でこれを維持、継続するにせよ、現在、勤務している方々の知見とかノウハウは活用させていただかなければ最スタートが難しいのではないかと市長としては考えております。

その他、今後の予定等について、詳細について産業部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明を願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

まず、公社が指定管理を辞退した理由でございますが、平成30年11月22日付で公社が当市に提出した辞退届に、先ほど市長が答弁したとおり、現状では公社が自然公園を安定的に管理するための体制や経営基盤の確保が困難であると記載されております。

公社がこの判断に及んだ主たる要因は、入園者数の減少による財政状況の悪化及び異常気象による花卉の生育不良や施設の老朽化による管理コスト等の増加であったものと考えられます。

次に、②番、公社が解散するかどうかについては、市長の答弁のとおりでございます。

次に、③新たな指定管理者の募集は、平成30年12月12日から平成31年2月12日まで実施いたしました。募集の結果、3社から応募をいただき、2月26日に伊豆市指定管理者審査会での審査を経て、市がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を候補者として選定しました。明日3月12日に本議会へ上程を予定しております。

次に、④既存従業員及び店舗運営者、工房の扱いでございますが、指定管理者募集要項において、既存従業員等、雇用を希望する者に対して優先的に交渉を行うよう配慮をお願いしております。特に、工房の入居者につきましては、修善寺町時代にこちらからお願いした経緯もございますので、継続契約をお願いするよう特記しております。

最後に、⑤営業再開の期日及び運営方法でございますが、市が選定した候補者の提案では、4月1日から1カ月程度の開園準備期間を設け、その後、営業を再開する予定となっております。

運営方法につきましては、現在と同じ指定管理による管理運営となります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、1番目の質問で、指定管理の返上という件ですけれども、理由についてです。要は入園者減による財務状況の悪化と、こういうふうに私も理解しているところですが、しからば、何で入園者が減になったのか、なっているのか。

当初は90万人、年間90万人からの入園者があったわけですが、2017年度におきましては19万7,000人ということです。それで、ことしというか2018年度においては十七、八万人なるのではないかというふうに言われておりますが、何で入園者がこういうふうになんて減ってきたんでしょうか。それは市として分析をしているんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 西島議員おっしゃるとおり、開園当初につきましては約100万人を切るぐらいの入園者があったと記憶しております。それにつきましては、やはり施設が新しかったということと、やはり時代に合ったものであったということを感じております。

その後、やはり平成22年ぐらいから平成27年ぐらいまでにつきましては、24万から5万人ぐらいという形で推移しております。やはり施設の老朽化というのがありまして、当然市としては2,000万円ぐらいから3,000万円ぐらいの修理補修というのは毎年毎年計上してはおりますが、やはり新たなリニューアル的なオープンというのはありませんでしたので、そういう形で減ってきたのかなという形で考えています。

その後、昨年度とその前、平成28年、平成29年につきましては、やはり大きな天候の影響というんですか、やはりそういうものが大きな要因であったかと思えます。長雨であるとか、イベント開催時期にそういった形の気象状況によって入園者がちょっと減ってしまったというのが原因であると考えております。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） ですから、入園者が減っていることはわかるわけですが、それに歯どめをかける何か手を打たなかったのかどうなのかということです。

市長は、新聞の記者会見によりますと、多くの観光客が、虹の郷は多くの観光客が訪れる大切な施設であると、こう言っているわけです。ですから、その大切な施設を守るために、何でそんな指をくわえて入園者が減るのを眺めていたんですか。もっと積極的に、大切な施設だったら、もうこれやめてもいいよというんだったらまた話は別ですよ、大切な施設だったら、何でそういう手を打ってこなかったんですか。そこら辺、市長さんはどうお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 虹の郷に対して特段の何らかの新しい企画というよりも、やっぱり時

代の変化に対応してこなかったんだろうと思います。

サイクルスポーツセンターも大分減ってまいりましたし、それから、私はいなかったの
知らなかったんですけども、修善寺の総合会館もかつては1,000人の会議というのはた
くさんあったんだそうです。それがそれぞれの宿に分宿していた時代があって、そういう時代
の要求には総合会館も応えていた。しかし今は、御承知のとおり、年間十数件ほとんど行政
が使っている状況で、天城の温泉プールも、かつて日本国民が海水浴をしていたころは、雨
の日なんかは物すごいお客さんがいらっしやっただけなんです。虹の郷も同じように、やは
り社会の変化、時代の変化に対応してこなかったということなんだろうと考えております。

その上で、この施設が、自然公園は市民公園的機能があるんですが、虹の郷の部分が、あ
れが市民の憩いの場であるか観光施設かという議論が、議員御承知のとおり10年近く前にご
ざいまして、やっぱりデータを見ると市民の利用が10%ぐらいなんです。ですから、利用状
況と中の施設の状況を考えると、ここで西島議員書かれたように、やっぱり伊豆観光の施設
なんだろうと、こう思っているわけです。

そうすると、その目的を達成するための手段として、今のままがいいのか、ほかの手段が
あるのか、目的は同じですから、そのための目的をより、もう一度進行させて活性化させる
ための手段としてどのような手段がよいのかを、今まさに検討する時点に入ったんだろうな
と、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、市長さんそうおっしゃったんですけども、それにしては何の
手も打ってこなかったではないですか。みんなあなた任せで振興公社任せ、今度は新しい指
定管理者任せと、それではあれではないですか。もっと市が主体的になって、これはあくま
で指定管理をやらせているところなんだから、大本は市がやっている施設ですから、そこら
辺考えなきゃならないんじゃないですか。

ところで、1つお伺いしますが、この振興公社は一般財団法人だと思うんですけども、
設立者は誰ですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 今現在、理事長さんは鈴木健範様がやっています。鈴木様がやっ
ております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） その理事長は鈴木さんですけども、設立者です。一般財団法人伊
豆市振興公社の設立者。理事長はそれは鈴木さんです、鈴木健範さんですけども。

私は、私、知らないから聞いているんですけども、恐らく伊豆市ではないかと思うんで

す。伊豆市あるいは伊豆市長ではないかと思うんですけれども、伊豆市の振興公社なんですから、そんな民間の人がつくれるわけではないではないですかと私は思うんですけれども、そういうふうに、とにかくこれは市がもっと主体的になってどうするかということを考えて、あなた任せではだめなんですよ、指定管理者任せでは。

平成31年度の予算、これまだこんな問題が起きる前につくったのかもしれませんが、これを見てもみますと、自然公園、修善寺自然公園の管理事業ということで4,291万8,000円出ているわけですが、これは平成31年度の予算です、出ているんですけれども、この半分は何か測量をやると。それであとの、二千何百万円は測量をやって、あと残りが二千万円幾らは測量以外なんだけれども、修善寺梅園の業務委託料であるとか危険木の伐採とか。私が思うに、自然公園純粹に使えるのは、恐らく三、四百万円か500万円ぐらいではないかと思うんですけれども、小修繕ぐらいですか。これでは全然あれはできません。虹の郷の再生なんかは。今までやってこなかったから無理ではないかと。

ちゃんとこれをやっていて、入園者がそこそこ、20万人台をやっていけば、維持していれば、そんな振興公社が返上するなんてことにはならなかったんです。そこら辺の反省は、市長、ありませんか。市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 虹の郷を振興公社に委ねた経緯は、すみません、私は当時市長ではございませんので、その経緯はちょっとお答えすることはできません。

ただ、現時点で、この目的を達成するためにどのような手段をとるべきかについては、今まさに検討するところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） とにかく、もっと虹の郷、観光施設といいますかそんな道の駅ばかりに熱を上げるのではなくて、もっと既存のものについて心を、目を配っていただきたいと思うわけです。

それで、次に行きますけれども、2番目の、2番目といいますか②の振興公社は解散するのかどうかということですが、これは当然、解散しなきゃいけないかと思いません。なぜいけないかという、要するに定款で定められております振興公社の目的、何をやるべきかということ、虹の郷の運営管理だと思わなければならないんですけれども、これを取り上げられちゃったではもう存在意義はないということになると思うんですけれども。

これはあれですか、さっき理事会というお話がありましたけれども、私は評議委員会ではないかなと思うんですけれども、一般財団法人の場合は。そこら辺はどうなんですか。要するに、解散するか、清算するかどうするかということは。そこをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 解散については理事会のほうで決定します。評議委員会のほうにつきましては、その基本財産の処分であるとか除外の承認、そういうものは評議委員会が行うことになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、では次に行きますけれども、新たな指定管理者の募集ということですが、さっきシダックスという話ございました。3社応募があつてシダックスにしたということなんですけれども、何かシダックスの後、何かちょっとよくわからなかったんですけれども、もう1回言ってくれますか、その会社の名前、シダックス何とかというのは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社ですか。

シダックスはわかるんですけれども、大新東ヒューマンサービス、合体しているわけですか、その大新東と何とか会社というのと。そこはどういうあれですか。これは議案で出てくるかもしれませんが、ちょっとお伺いします。

○議長（三田忠男君） では、関連ですので産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） これはまた議案のほうで説明させていただきますけれども、とりあえずシダックスの同じ系列会社という形で、主にやっぱり公共施設の指定管理を行っている会社だと聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） わかりました。

次に、今まで勤務していた職員、パート等、あるいはテナント等の話ですが、今、優先的に採用するというお話ですが、結局内訳を見ますと、職員が20名いるわけです。正規職員が20名、パートが15人、シルバー人材センターから派遣されている人が30人、合計65人がいるわけです。そこで勤務しているわけです。それから、テナントです、お店が9社、工房が3つあるわけなんですけれども、この優先的に採用してくれるというのは、それはありがたいということですが、ぜひそれはやっていただきたいと思っております。

5月からですか、再開は。3月31日に要するに伊豆市公社の管理運営はなくなして、5月1日からということですか。そこら辺どういうことなのか、1カ月間では休んで準備期間に

充てると、そういうことになるわけですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど申しましたとおり、2月26日に審査会をやっております。

その時点で提案された申請書の中に、1カ月ぐらいの準備期間を設けたいということで記載されておりました。提案を受けました。

今後、3月22日に最終日議会にお諮りして結論いただくわけですが、それが決定次第、詳細については詰めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、では管理は4月1日からやるのではないかなとは思えるわけですが、かなり振興公社のほうが解散するかどうかまだわからなくて、解散するといっただってやっぱり財産の清算とかいろいろあるわけですね。だから、そんなのはどういうことになるのか。要するに、清算というのは債権債務がなくなったとき、あるいは虹の郷、振興公社の持ちものだってあるわけですね、振興公社自体の財産だってあるわけですね。全部市の財産ではないわけですから、振興公社の財産だってあるから。だからそこら辺は非常に、もしも振興公社が解散するというんだったら早期に解散しないとダブっちゃうことになってしまいますよね。だから、そこら辺は非常に難しいところだと思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

それで、最後の5番目ということになるわけですが、どのようなコンセプトで管理を委託するのか。振興公社に頼んだのと同じようなスタイルでやるのかどうか、お伺いします。

1つお伺いしたいのは、1つは、その指定管理料は今まで払っていないですよね。ですから、今後それは堅持していくおつもりなのか、それから、それが1つ。

それから、もう一つは、要するに修善寺虹の郷のいわゆる売りといいますか、1つはSLです、SL、ロムニー鉄道の運行と、それから花を主体にした自然鑑賞といいますか、このSLと花だと私は思っているんですけど、ここら辺ずっとそういう、ずっといいですかこういう方針でいくのかどうか、それも新しい指定管理者にお任せなのかどうか、そこら辺はどういうことになるのでしょうか。

それと、もう一つは、入園料です。入園料が今、幾らですか。今1,500円ですか、ちょっと私わからないんですけど、そういう値上げとか、あるいは値下げとか、そんなことなんかは話題に上っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず最初の1点目でございますが、管理料につきましては、今ま

でどおり市のほうからお支払いするつもりはございません。ただ、やっぱり大きな修繕等につきましても、今までどおり虹の郷と相談しながら予算要望をしましてやっていきたいと考えているところでございます。

虹の郷の命につきましても、やはりSLと花卉ということだと思います。これにつきましては、やはり企画提案のときに、伊豆市としましては、そのSLと花卉については絶対やっていただくようにという形でお願いしているところでございますので、それにつきまして提案をいただいておりますので、それにつきましては間違いなくやっていただけると考えております。

入園料につきましては、提案書の中にいろんな形で提案を受けているところでございます。これにつきましては、最終的に決定した以後に提案者、決定した業者と協議していきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ぜひ新しい指定管理者になってもやってもらいたいと思うんですけども、それで、見通しですけども、見通しですけども、今までと同じようなことをやっていたのではどこがやろうと、振興公社がやろうとそのシダックスですか、がやろうと、指定管理というあれでやるならば、これは似たようなものになっちゃうんです。これがふえるとか何かないわけです。

これが、例えばシダックスに、わかりませんよ、売り飛ばしちゃうとかすればまた話は別です、それはシダックスのほうから資本が入ってやるんでしょけれども、今のままでどこがやろうと大体似たようなものだと思うんですけども、そこら辺は市長さんはどうお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1つ質問の御趣旨を確認させていただきたいんですが、大事な意見でございますので、1つは指定管理料とか借地料に今、我々は問題視しておりましたので、土地を今、測量しているところです。

それから、将来その売却も選択肢としてはあろうかと思えます。当然今、決めているわけではありませんが、直営する場合、指定管理を続ける場合、売却する場合等々あると思えます。

そういった観点から、現在の借地料、それから借地料は指定管理料にも影響する可能性がございますので、それから将来のいろんな他の選択肢を見きわめる上で測量をお願いしてきたんですけども、すみません、私の記憶では西島議員、反対されたと思うんですが、測量に反対する、私はこれからちょっとこれいろいろな大事な案件に行くときに、この土地の境界の確定、それから道路の分筆等は、これはいろんな選択肢を求める上で、そういったこと

は進めるべきだという認識の上での将来に関する御質問ということによろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 質問権だと思いますので、答えてください。その上で答弁を求めますので。

〔「だって関係ないじゃないですか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 我々もすごく、すごく契約とか支出については議員から再三指摘されており公正さとか適正なとか、適正な支出とか法的な公正な支出とか、職員物すごく気にしているわけです。そこで、今、面積とか境界とかわからないあれだけの大きな施設で、これ将来どういう対策をとるにせよ、我々は大事だと思っているわけです。その認識は共有させた上で、新しい虹の郷の将来像について議論しなさいという御意見だと私は理解しているんですが、それで。違ふとまた後で困るものですから、その確認をさせていただいているわけです。

○議長（三田忠男君） 答えられる範囲で。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんなの私、答える必要ないよ、そんなのは。

○議長（三田忠男君） 論点をはっきりさせる意味で、答えられる範囲で答えてください。

○13番（西島信也君） 言っていることがわからないの。私が言っていることだけに……

○議長（三田忠男君） それを改めて答えてください。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が今言ったのは、先ほど言ったのは、今後どういうコンセプトで、コンセプトでこれ経営、指定管理を任せていくのかという。今のまま、指定管理のままで、指定管理のままで同じではないですかということを言っているの。

さっき売るとか何とかいう話がありましたけれども、それは私もちょっと言ったんですけども、だから、さっきの話で言えば、ではそういうことも視野にして、では聞きますけれども、そういうことの視野にして測量をやったんですか、その話何もなかったんでしょう、あのときは。それもでは答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 直営を続けるのであれば、当然借地料の適正支出というのが影響してくるわけです。それから、指定管理を続けるのであれば、借地料は当然これから指定管理にも影響する可能性がありますよね。もちろん売買なんて今決めているわけではないんですが、売買すれば当然分筆とか、道路が走っているわけですから。したがって、9月も申しあげたし、今申しあげていることは、いろんな選択肢の幅がある中で、どの方向に進むにせよ当然、土地の扱いというのは一番大事な大前提になりますから、私が今、確認させていただいているのは、そういった選択肢がたくさんある中で、これから我々のほうでしっかり検討させてい

たきます。

議員は、今伺っていると同じ方向の中で、虹の郷を廃止するのではなくて、観光のトップランナーとしてしっかりやりなさいという御意見だと私は理解、そう理解しましたので、土地の扱いについてもしっかり適正に管理するという方向で認識は共有されたんですねということ今、申し上げたわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私はそうさっき言いましたよね、トップランナーとしてこれからの虹の郷をしっかりやってくださいよということを頼んでいるわけです。何もやめろなんて1回も言ったことないですよ。

それで、土地の借地料のことについてだって、そういう今、借地料があって、全部で1,000万円近くのお金払っているわけですよ。虹の郷は幾らかわからないですけども、とにかく自然公園全体で1,000万円、1,100万円ぐらいの借地料を払っているわけです。

ですから、それについては当然、今後といたって指定管理している間は市が払わなきゃならないでしょう。だから、それはそのとおりです、市が払うでしょう。

だけれども、この前の9月の議会のときは、9月の議会のときは、何で測量やるのかさっぱりわからなかったんです。今の、今の話を聞いて、今の話を聞いてようやくわかった。では売り飛ばそうという、そういうことなんですか。

○議長（三田忠男君） 森議員、静かにしてください。静かにしてください。

○13番（西島信也君） それで、では売っちゃうよということで測量しているんですか。これは私の今の一般質問とは関係ないけれども、そういうふうに私は理解せざるを得ないんですけれども。

では、だから借地料のことだけではないんです、私が言ったのは借地料のことを聞いたわけではないんです、さっき聞いたのは借地料のことではないんです。どうやってこれから運営していくのかと、どうやって。運営するのはシダックスなんだろうけれども、どういうふうに指導していくのかということを知っているわけなんです。振興公社と同じ指導をしていくのか、それとも違ったあれにしていくのかということ。振興公社と同じだったら、ずっと同じで行っちゃうんではないですかということを知っているんです。だから、それをお答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しますけれども、私が今の、今日の時点で売却を決めているなんていうことは申し上げているわけではなくて、現に借地料も発生して何十年も払ってきているわけです。そこの面積が確定していなくて、境界も確定していないというのは、当然、今までの議員の御発言からしても大問題ですよ。市がこのまま所有し、市が仮に直営する

ような状況があっても、そこが不明確だということは極めて不適切だということは、そこは御理解いただいていると思うんです。

ですから、将来の形がどうであれ、直営、市の所有を続けるんであれ、そこは大前提で大事な問題ではないですかと、その認識は共有されているんですよということを今、確認させていただいたわけです。

その上で、これからの指定管理の3年間というのは、事業会社さんが提案いただいて、御承知のように私は審査に入っておりませんので、副市長以下で審査された内容について、今度はそこが議会で承認いただければ、実際の運営の仕方についてはシダックスさんと行政のほうで相談をさせていただいて、お互いどのような改善策が、それから向上策があるかについては議論をさせていただくことになろうかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私は普通にしゃべっているのに、何か市長が突っかかってくるから、どういうことですか、それは。ちょっとおかしいと思いますよ。私は普通に話しているんだから、普通に教えてください。そんな前の話まで持ち出して突っかかってくるなんておかしいと思いますよ。

それでは、次に、レジオネラ菌につきましてお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 老人憩の家のレジオネラ属菌につきましては、毎年行っている定期検査により検出されたものと報告を受けております。

施設は直ちに休館といたしました。保健所の指導を受けながら、浴槽等の清掃を行ったところです。

3月1日に再検査をした結果、レジオネラ菌は検出されなかったということです。それを保健所に報告をして、3月12日の再開を予定しております。

詳細について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いいたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 老人憩の家の利用者の皆様には、大変御不便をおかけしまして申しわけございません。

修善寺老人憩の家では、例年1月に貯水槽の清掃と検査を行っておりまして、今回のレジオネラ属菌検出のてんまつについて、時系列で説明をさせていただきます。

ことし1月21日に、清掃委託業者により貯水槽の清掃を行い、翌日22日に正常運転できることを確認いたしました。

23日には、施設を通常営業し、終了後の午後7時から施設管理委託職員により薬剤を使用

した浴室清掃を行い、翌日24日午前9時に、検査委託業者により男子浴槽、女子浴槽及び貯水槽から温泉を採取して検査を実施いたしました。

その結果について、1週間後の31日に検査委託業者から電話にて、基準値は10CFU/100ミリリットル未満に対しまして、貯水槽からは90CFU/100ミリリットル、男子浴槽からは530CFU/100ミリリットル、女子浴槽からは460CFU/100ミリリットルのレジオネラ属菌が検出されたとの報告がありました。これを受けまして、直後から温泉施設を休館するとともに、東部保健所修善寺支所へ報告をいたしました。

東部保健所からは、市が定期清掃や定期検査を行っていることと、利用者への健康被害が及んでいないことから、行政的な指導はございませんでしたが、その後は保健所同行により温泉施設の確認や助言をいただいております。保健所の指導を受けながら、あらゆる可能性を考え、浴槽等の清掃を行いました。

その後、3月1日に再検査を行い、その結果が3月8日に出ましたが、レジオネラ菌は検出されませんでした。その結果を保健所に報告いたしまして、再開に向けて準備しており、3月12日、明日になりますけれども、再開予定でございます。

今後も、保健所の指導に従いながら適切に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、部長さんから詳しいあれがあったんですけども、説明があったんですけども、この憩の家は、憩の家のお風呂は循環式ではないですよ、かけ流し式ですよ。まずそれを、どういう方式でやっているのか、循環式なのかかけ流し式なのかと、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この温泉につきましては、源泉を百笑いの湯さんのほうからいただいているんですけども、それを貯水槽のほうにためまして、そこをボイラーで熱して、それを浴槽等に流しているというような状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに循環式でないと、かけ流し式だよということですよ。

循環式というのは、1回お風呂の水をもう1回ぐるっと回して、もう1回でも何回でもぐるぐると回して循環させているのを循環式と言うわけですけども、この循環式ではないかけ流し式のお風呂、温泉でレジオネラ菌が出るとことは非常にまれなことなんです。非常にまれなんです。

循環式のやつとかかけ流し式では検査の回数も違いますし、かけ流し式は1年に1回でいい

と、ほかのところは何回もやれということになっているわけですがけれども、まだほかにもいろいろあるわけですがけれども、まだほかには例えば薬品を循環式は入れなきゃならない、塩素を入れなきゃだめだとか、しかしかけ流し式は塩素を入れなくていいとか、そういうことになっているわけなんですけれども、この検出された、レジオネラ属菌が検出されたわけです。

先ほどお話ありましたけれども、幾ら検出されたかという、基準値が100ミリリットルで10コロニーです、要はCFUと申しますけれども、単位はコロニー、日本語では株ですがけれども、株と申しますけれども、コロニー、固まり集団です。基準値が100ミリリットルで10以下が基準値、それで、貯湯タンクからは、さっき貯水槽とおっしゃいましたけれども、そこからは90出ている、男子浴槽からは530出ている、100ミリリットル中、基準値が10なのに530出ている。女子浴槽は460、これ非常に高いんです。非常に菌の数が多いということ。

検出された、普通ではこんなに出ないんです。何で出たかという原因はわかりましたか、どうですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 原因につきましては、いろいろあらゆることが考えられたと思いますけれども、この段階では、やはり貯水槽のところのボイラーというところの温度のところが、ボイラーと貯水槽、そういう老朽化というところも考えられるのではないかと、あとまた清掃のところにも問題があったのかということ、清掃のほうはかなり職員も入って一緒にやりましたけれども、実際にはその清掃が悪かったのか、それともその貯水槽、ボイラーのほうの老朽化というところが影響しているのかというところは、確実にはわかっておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 原因がわからないということなんですけれども、一つはその貯水槽という、要するに温泉をためていくタンク、そこへ何日間かためていると思うんですけれども、そこで幾つですか、90コロニー、100ミリリットル中90コロニー検出されたということは、そこで発生しているわけです。

要するに、それにも、貯湯タンクにも基準値があって、60度以上でなければだめだということになっているんです。貯湯タンクの水温は、お湯の温度は60度以上、摂氏60度以上でなきゃだめだよと。60度以上ではもう菌が死んじゃいますから、だから、それがそうならないということ、これはどう、それが原因としたら、その原因が大きいのと思うんですけれども、それははかって、それは業者任せではなくて、業者は1年に1回しか来ないからあれですけれども、それは年がら年中はかっていなきゃならないのではないと思うんですが、例えば1週間に一遍とか10日に一遍とか、60度以上にしなきゃいけない。

ボイラーで炊いているから、ボイラーで炊いているから、もしや燃料代を節約して努力しているのではないかなど、そんなことはないと思いますけれども、そこら辺の検査というのは今後、考える必要はありませんか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この施設につきましては、今までもいろいろと温泉がとまってしまったり貯水槽にお湯がたまらないというような状況がいろいろあったりして、職員のほうが頻繁に行っております。

今、西島議員のおっしゃるとおりに、レジオネラ菌は60度以上であれば死滅するということですので、そのボイラーのところの温度も、そのお湯がたまらなかつたりしたときには確認はしてきております。

また、そこについても、今後のところでも、そのところを、ボイラーと貯水槽のところの温度については、これからも頻繁に検査していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ぜひ頻繁にやっていただきたいと思うんです。

伊豆市のそういうお風呂の施設では、何年か、数年、五、六年前ですか、天城の湯の国会館でレジオネラ菌が検出されて、そのときにはたしか日赤へ被害者、被害者というか病気になった人が担ぎ込まれたという、そういう例もありますから、ぜひやっていただきたいと思います。

このレジオネラ菌というのは、菌が、レジオネラ菌が肺に入ると死亡率は30%と言われていんです。非常に危ない危険な菌でありますので、ぜひこれから気をつけてやっていただきたいと思います。

それから、浴槽から、男女浴槽から極めて高濃度の、500コロニー、100ミリリットル当たり500コロニーの大変大きな、たくさんの菌が出たということは、これは毎日清掃、毎日かん水、かん水というのは要するに水を取りかえて、お湯を取りかえて掃除しているのはしているはずなんですけれども、それがうまく行っていないということになるわけです。ですから、これはもっと、あそこの掃除をしているのは、もう70にもなろうというようなおばあさんたちですから、シルバーのおばあさんたちですから、強くぎゅうぎゅう掃除なんてできないかもしれないから、やっぱりそれは職員が行くなり業者が行くなりやっていただきたいと思うんです。

それから、最後といいますか、お伺いしますが、この熊坂老人憩の家は、修善寺町時代、たしか昭和46年ごろに建設、つくった施設だと思うんですけれども、もう50年近くたっているわけです。もう建ててから50年、いわゆる老朽化している、さっきもお話がありましたけれども、老朽化するという話もあるんですけれども、これ今後どういうふうにしていくのか。

どういうふうに、今、再開は再開したんですけれども、これをこのままあと10年も20年も30年もずっとそのままというわけにはいかないでしょうから、これをどういうふうにやっていく構想があるのかなのか、その辺は市長さん、どうですか。そういう構想はお持ちではないですか、高齢者福祉に対しての。

これは、非常に高齢者福祉の原点たる施設だと私は思っているんですけれども、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも何度も申しあげておりますとおり、伊豆市は市有施設が極めて多いこと、それから極めて老朽化しているという問題を抱えておりまして、まさにそれがゆえに、市有施設全体の見直しを進めているところです。その枠組みの中で今、検討しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 何か今の市長さんのお話を聞くと、高齢者福祉は大事だから、これからは建てかえするなり何なりして充実した設備をやって、高齢者の皆様が安心して暮らせる伊豆市にしたいなんていうお話ではなかったですね。市有施設が多過ぎるから、事によったら取りやめにしてしまうなんて、そんなふうにも聞こえたんですけれども、そういうことなんですか、市長さん。もう1回お伺いします、そのことについて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どの事業においてもそうですが、市長が全部独断で決めるわけではありませぬので、今、担当部局のほうで市有施設全般について検討しているところですから、その事実を申し上げたわけでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長さんそうおっしゃったんですが、それだったら余りにも指導力がないのではないですか。指導力が。言っちゃ失礼ですけども。そういう住民の福祉とかその他の問題に関して、そういう消極的なお話をするのは、これはもう本当につくります。

さっきから何遍も言ったんですけども、道の駅なんか、あんなのさっとできちゃったではないですか。ああいうふうにもっとさっと、さっさとやれるあれはないんですか。そんな考える、道の駅だってそんな何年もかかって、道の駅は今回の質問に関係ないんですけども、何年もかかって検討してやったわけではないでしょう。あつという間にできちゃったですよ。それはやっぱり市長の指導力のたまものと思うわけですけども、こういう福祉とかそ

ういう面については、指導力というのは余り發揮していないんですか、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員が職員のころ、そういう意思決定をなされたのかどうかは私にはわからないんですが、市長が何かを決めてすぐに動けるような行政ではございません。

一例で今、道の駅の話もありましたけれども、4代、5代前の国土交通省の沼津の所長さんから歴代の所長さんと御助言をいただきながら何年もかけてやってきたわけであって、そういう行政の手続をやっぱり経ているわけです。

今、御指摘の老人憩の家についても、繰り返しですけれども、全体の施設計画の中で検討しておりますので、引き続き検討作業をしっかり管理をしております。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この老人憩の家につきましては、今現在、検討もなんですけれども、熊坂区等からいろいろと御提案というか要望を市長にいただきまして、市長のほうからも、40歳以上の方が利用できるようなそういうお試しをどうかということで検討をしまして、31年度にはその試行をしたいというように考えておりますので、そういうところも含めまして、地元であったり高齢者の方の御意見を聞きながら、今後のところで施設を考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） これでもう時間もありませんから、最後にしたいと思っておりますけれども、とにかく福祉、児童からも、それからお年寄りまでの、赤ちゃんからお年寄りまでの福祉というのは、これはぜひ考えていただいて、そんな壊れたからやめちまうとか、どうもそういう傾向が市長はどうも多いように見受けられるけれども、修善寺体育館もそうだし、中伊豆の交流センターもそうだし、どうもよくわからない。

ですから、希望ですけれども、ぜひそういう福祉の面でも心を配っていただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

なお、本日は東日本大震災が発生した日となりますので、犠牲となられた方の追悼のため、あらかじめ午後2時43分ごろ暫時休憩いたしますので、サイレンの吹鳴に合わせ1分間の黙

禱を行いたいと思います。あらかじめ御了承ください。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 引き続きまして、16番、木村建一議員の質疑を行います。

木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

休憩の再開のときに議長が述べられましたけれども、きょうは東日本大震災から8年目を迎える年になります。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

復興したとか、していないとか、いろんなことが言われていますけれども、福島県では今も原発事故により4万人を超える人が避難生活を余儀なくされています。避難指示が解除された地域での居住者は、住民登録数の23%、小中学生の児童生徒数は原発事故前の10%だと、こういう状態であります。まさに本当に復興だと、日本が復興しているというのであれば、この方たちの身に寄せて、私は300キロ離れた伊豆市からも本当に同じ気持ちで被災者支援をしていきたいなというふうに思っています。

本題にはいります。

3つの質問をいたします。

1つ目、国民健康保険にかかわる子供の均等割の負担軽減を求めます。

全国市長会は、2018年6月6日付で関係府省に対し、国民健康保険制度に関する重点提言を行っています。その中で、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担の割合の引き上げや子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設することを求めています。これに対して市長の所見を伺います。

2つ目です。夫の収入350万円、妻の収入90万円、夫婦ともに40歳、子供2人いると、こういう家庭の中で、国保加入世帯と同じ条件で協会けんぽに加入している家族では、年間の保険料、保険税ではそれぞれ幾らですか。

3つ目です。国民健康保険税の均等割は他の医療保険制度にはなく、加入者一人一人に均等にかかり、家庭に子供がふえると保険税の賦課がされます。子育て世帯の負担軽減を、伊豆市で率先して取り組みませんか。

2つ目、大きな2つ目、公文書管理条例の制定を求めます。

去年の3月議会で、杉山武司議員が公文書管理について質問してから1年がたちました。市長は、このとき、将来の公文書のあり方について検討の時間を頂戴したいと答弁されました。どのように検討されましたか。

2つ目。平成20年度第2回定例議会で、市長は、私の信条であります市民の皆さんと一緒に考え、一緒に行動し、そして一緒に元気なまちづくりを実現すると述べました。伊豆市の

情報公開条例は、この政治信条に十分に定める内容になっていますか。

3つ目です。行政機関の政策形成能力の向上のために、さらに、文書は住民のもの、住民との共有財産との立場に立って、いつ、どこで、何人が、何を、どこに、どのようにしてが明らかになるよう、公文書管理の改善を含んだ条例の制定を強く求めます。

最後です。市民が参加する3中学校の基本方針に対するスケジュールはいつでしょうか。

1つ目、平成30年11月付の伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針について、市民に説明し、意見を聞く場はいつ持ちますか。

2つ目、最後であります。よりよい中学校教育環境に向けて示された7項目の一つである、適切な教員数を保障するとはどういう労働条件を指していますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 国民健康保険についてお答え申し上げます。

国民健康保険制度は、国の制度の中で実施しているものであり、その制度のもとで今、県の広域化が進んだところでございます。

子育て世代の負担軽減という課題は、当然認識しておりますので、県内の市長の皆さん、あるいは全国市長会やそのほかの国保制度の改善を求める組織と連携をしながら、引き続き国に対して要望してまいります。

詳細については、市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、②、③の部分でお答えをさせていただきますが、議員御質問の国保税の部分で試算を行ったところ、国保の場合が年額26万4,000円、同様の家族の場合の協会けんぽの算定では、20万6,640円という試算が出ております。

③でございますが、国民健康保険につきましては、保険給付等に要する費用を保険税と国庫支出金等によって賄うことが基本とされております。市町においては、広域化によりまして国民健康保険法や地方税法に基づきまして、収入によって賦課額を決める所得割、被保険者1人当たりの均等割、1世帯当たりの平等割などで合算して算出することとされております。

このうち、被保険者一人一人にかかる均等割につきましては、国保の制度上、他の被用者保険の不要という概念がございませんので、受益に応じた負担の観点から課税がされております。

議員御提案の国保加入の子育て世帯の負担軽減につきましては、先ほど市長が申したとおり、国による制度でございます。軽減した部分については、新たに財源を求める必要が出て

まいります。そうなりますと、他の保険者や国保以外の納税者の方々に負担していただく可能性も出てまいります。このようなことにつきましては、他の納税者の方々の理解、また負担の公平性の観点から、現状では伊豆市単独の均等割の減免は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 全国市長会が、国に対してきょう、今、主題として質問している子供に係る均等割保険料、これは税は軽減するよというを求めたんだけど、それは国がやることだから、そこのところについては市長は賛成するけれども、これは国がやるから私たちは見守っているという立場でいいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国保制度自体が国の制度でございます。その制度で運用されていると。広域化も進んできた、それは国の指示に基づいて動いているわけでございます。

ですので、全国市長会、全国知事会、その団体の方々も同様の意見は述べておりますが、国の制度であるということで、国に対して要望をしているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） だから、国が変えない限りは伊豆市はやりませんということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国の制度という言い方をしておりますけれども、今の現状では、伊豆市として難しいというふうにお答えはさせていただいております。要望はさせていただきながら、今の伊豆市の国保の運営状況を見ますと、財政状況等も鑑みますと、今の状況の中で減免すると、伊豆市単独で減免をするというのは困難であるというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 残念です。極めて消極的な政治姿勢、市長も答えないと。

ちょっと振り返ります。この関係で、子育て支援をどうするのかという視点から私、聞いているから、国保税全体を下げろとか何か、今回何も求めていない。

子供がいる世帯、国保に入っている、のゼロから18歳まで、担当のほうで調べていただきましたが、540人いらっしゃるんです。その方は、全体は市内全域ゼロ歳から18歳まで1,680人、国保に入っている子供たちは540人、この540人だけに対して特別に、前も言った、ここで、議会で質問した、菊地市長かその前かちょっと記憶にないんですけども、赤ちゃんが

生まれたらおめでとうねといって税金を払いなさいという制度ですよ、これは。だから今、全国の中でやっところさ進み始めたのは、せめて均等割、全額削除しているところもある。第1子だけに子の均等割を外しましょうという自治体もある。全部でどの子も半分に減額しましょうという自治体が幾つか、今25の自治体が、まだまだ端緒のだけれども出てきているんです。

伊豆市の最大の課題、市長、何ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員がお答えを望んでいるとおり、人口減少対策でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 人口減少の中において、人口減少というのは社会的流出とかいろいろあるけれども、とにかく重視しているのは市長も言っていますよね、子供の数が少ない、いわゆる青年がここに住みづらいような伊豆市だよと。だから、少子化のために何とかやりましょうということではないですか。だから、私はその視点で立っている。国保制度をどうのこうの、ではこれを均等割にしたら法律違反になりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

法律違反になるかならないか。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国保、国民健康保険法と地方税法に基づいて運用しておりますが、減免制度については、条例、伊豆市の条例において定めることは可能ではございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） だから、だから聞いているの。法律違反ではないではないですか。では、これは条例に基づいて、どのように資産割しましょうとか、資産割はここはない、均等割どうしましょうか云々ということは自治体の自治権のもとでやっているから、なぜできないんですかと私、聞いているんです。答えてください。法律云々、国の制度云々ではないではないですか、そうすると。違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国保制度については、安定的な財政運営を図るため、各都道府県、昨年の4月より都道府県の広域化が進んでおります。この部分については、国保財政の安定化と県と市町が一体となって国保事業を推進するという事で、現在、県の、広域化を司っております県では、静岡県国民健康保険運営方針の中で、平成32年度までに保険税率統一に向けた目標時期を定めるということとなっております。県内の国保の被保険者が、どの市町

に住んでも同様の税率で国保制度に加入できるということでございます。

減免の部分については、先ほど議員おっしゃったように、18歳未満の子供、540人おります。その部分を均等割を減免、全部減免した場合、およそ1,200万円から1,300万円ほどの新たな財源が必要になるということで、その部分を他の保険者の皆さん、その方々に負担を求める形になってまいります。その部分を御理解いただけるのか、また負担の公平性という部分の観点から、今の時点では減免は困難であるという回答をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 国保税の会計をどうするのかというところから1つ質問します。

伊豆市は、何年か前から法定外繰り入れやっていますよね。国保税をこのまま上げるんだったら大変だと、国保加入者が。今、自営業ではなくて年金暮らしの方々がどんどんふえているんです。だから、ちょっと国保全体に広げるけれども、この資料をいただいています、市のほうから。

平成23年度、1世帯の平均所得額、国保に入っている人です、約20万4,000円でした。それから、24、25、26、27、28、29年度、ずっとデータもらったんだけど、200万円ちょっとあったのが、平成29年度、130万円ですよ、平均所得が。どうしてこんなに下がったんでしょうかと言ったら、そこまでは分析し切れないということが市の担当の方のお答えでした。なかなかそれ以上云々といったって、現実にはこういうふうに関保加入者の平均所得はどんどん全体的に下がっているんだから。

それで、伊豆市はどうしたかと言ったら、法定外繰り入れやったではないですか。法定外繰り入れに対して、何か国はおかしいぞと言いましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 現在の地方の財政上、財政の健全化を目指すために、国保の運営について法定外の繰り入れはなるべくよすようにという指示がされております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、いつそういう指示が国からありましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） いつという部分ではないですが、国保の情報誌、そういった部分から言われている部分でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 事実に基づいて言いますと、国はそんな考えかたを持っていないです。

2015年4月15日、2015年4月16日、参議院本会議でこの法定外繰り入れについてどういうふうに答えているか。これを続けるかどうかは自治体の御判断をいただくというのが公式な正答弁であります。まさに自治権の問題をここで言っている。だから、だから均等割についても、国の制度だから何とか云々ではなくて、そこはきちんと受けとめてください。

そして、今、財政の問題を言いました。確かに1,200万円と、計算したら1,500万円、600万円になるのかなと思うんだけど、これは全額ゼロにしたとき。だから、私は、いろいろな財政状況があるから負担軽減を求めて、ゼロにしろという要求もしていない。財政状況がいろいろあるだろうから。

国保からまたやろうとする、国保会計からやろうとすると、いわゆるお子さんのいないところに全部これが降りかかってくる。だから提案します、きょうは。

基金がありますよね、財政調整基金。これも調べたんですけども、平成18年度が18億円ぐらいあったんです、約です。平成29年度、50億円です。ずっとふえているんです。今回も、前年度も大きな事業計画たくさんあるからということで、今年度8億円取り崩すとか、計画のためには財政調整基金を取り崩す。

だから、私は提案します。桁が違うから、せめて子供たちのために、一千何百万円とは言いません。半分にすとか3割にすとか、本当に子育てを一生懸命をやっている子育てに対して、軽減対策を検討しますということぐらい言えませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員御提案の部分でございますけれども、議員御承知かと思いますが、今の伊豆市の国保の運営状況を見ますと、非常につらい部分もございます。まして、県の広域化が進んでいる部分がございます。そうした中で、県へ納める納付金等を県から示されております。そういった部分で、現在の税率、伊豆市の場合は県内で下から3番目と、かかっている医療費は上から3番目ぐらいですか、そういった部分。

これから、平成31も示されておりますが、国保の納付金について、その部分を国保の減免以外の方々に求める可能性も出てまいります。また今後、国保の運営協議会において税率等の改正等、また御審議をいただきたいというふうに考えております。

ですので、今現時点で申し上げておりますけれども、子供の均等割については、伊豆市の国保の運営状況、財政状況を見ますと、非常に困難であるというお答えしかできません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 市長はこれについて、政治的な問題を言っているんです、私は。一部長がやるとかやらないということを行っているのではないんです。市長が黙っているということは、やりたくない。少子化対策で大変だと、若者住みなさいと言っているんだけど、だからほかの自治体に先んじてやりませんか。

国保の広域化の問題でいろんな課題はあるでしょう、あるんだけど、今僕が言っているじゃないの、今までだって法定外繰り入れして一般会計から国保税に補填しているではないですか。だから、今回だって、国保税何かいじくれとか僕は1つも提案していない。具体的には、ごめん、ちゃんと正確にわかった。平成19年、失礼しました、平成19年度の財政調整基金が18億円あったんです。平成29年度決算です、この基金が同じ、54億円ですよ。この中の一部でもいいから取り崩して、540人いる子供たち、一生懸命子育てをしているその世帯に対して、均等割をよみましょうということも言えないと、本当に情けないです。

均等割についてどう考えているのかな、よくわからない。制度だからと言っているけれども、今、子供の数多いほど国保税は引き上がる、均等割にはまるで人頭税であるという声が今、全国に上がっているんです。この国保の広域化の中でも。子育て支援に本当に逆行していると思いませんか。一生懸命子育てしているのに、さきに御答弁のあった、協会けんぽは子供がいても20万6,000円で済みます。同じ家庭構造だったら、国保に入っていたら26万4,000円払いなさいと。

子供に税金をかけるという制度は、そもそも古代につくられた税制ですよ、これは。人頭税というのは、所得がなくてもそこに住んでいるだけで課税されるという。それが今の21世紀のこの進んだ日本の公的医療制度に残っているから時代錯誤だと、だからこれは全部よせとは言わないです、平等割もあるんだから。だから、せめて子育て世帯にもっとやりませんか。

前やったんですよね、子供の医療費500円どうしようかと。いわゆる完全無料化にしませんかということがやられました。これも同じような質疑がずっとあった。ちょっと振り返るけれども、この件、同じですね、子育て支援をどうするかという意味では。

平成23年の9月議会、ここで市長は、当時の議員に対して何と答えているかと。基本的に、ここから行きましょう。やはり、もちろん不幸な病気、けがもあり得ますが、基本的に子供さんが風邪をひく、けがをするというのは親の過失もあるわけであって、通院というのは義務ではございませんから、ここはやっぱり一定の負担を残すべきであろうというのが平成23年の9月議会です。

それから、平成28年6月にはどうなったかと。これは青木議員が積極的に聞いていただきましたけれども、子供の医療費は中学まで無料にしませんかとここで言ってもやっぱり、一番伊豆市として印象悪いのは、この一番人数が少ない世代を、やっぱり何らかの形で応援してあげようではないですかと言いました。青木議員が言いました。市長も、出生数が、子供の数が少ないことが最大の課題ですということは何度も繰り返しているとおりで言っているではないですか。

そして、その結果として、平成30年10月診療分から、高校生3年生相当年齢まで、この医療費の完全無料化を拡大していったんです。そのときは多分3,000万円か何かいったはずですよ。というのを今、現実的にやっているでしょう。県もやり始めたけれども。でもやっ

ぱりこの人頭割のようなものは、国保加入者にはやらないということですね。今のところ変わらないですか、どうですかもうちょっと。最後にこの点質問します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 子供の医療費については、そのときは私は通学費と比較の中で答弁申し上げたと思います。普通教育は無償であると憲法に書いてある。ところが、通学費だけは違うんです。学校の隣の子はただだし、離れている子は3万円だし、それは義務、義務教育で行くことが義務で、学校は行政が決める、そこの不公平があるではないかと比べたときに、不幸な事故、不幸な病気もあるけれども、いわゆる憲法に定められた義務という観点で行けば、病院に行くことは義務ではないのでということを申し上げたわけです。

そこで、その後、子供の医療費については、今、県のほうで高校までということ、これは知事の公約で今、そうなりつつございます。

また、教育費、幼児教育です、こども園の中での幼稚園の教育費と保育園の保育料については大きな差がありました。ところが、伊豆市の市民の皆さんの中では、実態は中伊豆では幼稚園がないから保育園に行く、それから教育のほうも幼稚園と保育園は同じ教育をしているという中で、時間による差をなくすようにしたわけです。そして今、今度は国が幼児教育の無償化で、伊豆市の負担がほとんどなくなりつつあるわけです。

そういった状況の中でこの国民健康保険について考えると、やはり全国一律で国が見たほうが私は適正だと思っておるんですが、というのは、一つには、多少時間差がありましたけれども、医療費とか幼児教育費はやっぱり国とか県がしっかり、多少の時間差はありましたけれども、しっかりそれが国民の利益だということでしたっきりやってきたということ。

それから、この類いの政策については、もう県の市長会、全国市長会でももう疲れ切っているんです。こういった特別な政策は別、伊豆市のような中山間地にかかわる特別な政策は別でしょうけれども、医療費とかこういったものでもう競争するのは、可能な限りもうやめましょうという声のほうで市長会の中では多いんです。

というのは、リーダーさんは大変なんです。これから、これをどこかがやると、また後が追いついていかなきゃいけない。それから、ひょっとしたら給食費とかも出てくるかもしれない。そういったことに対して、今までの傾向から見ると、やっぱり裕福なところから始めて、周りがふらふらしながらついていくというが多くて、今、私が聞いている範囲内では全国市長会は、やっぱりこういったものは足並みをそろえていこうという傾向にございます。これが不適切だと言っているわけではなくて、やはり全国で足並みをそろえて一律の制度にすることのほうが、今は、現時点ではです、適正ではないかと、このように判断をしております。

これをやめる、議員の主張に反対だということではなくて、進め方としてです。進め方として、一部の市町から競争のように始めるよりは、やっぱり制度として足並みをそろえるほ

うが今の全国に趨勢としては合っているのではないかと、このように判断をしているわけ
でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 自治体間の競争ということ自体の考え方がおかしいんです。それぞ
れの自治体は誰のためにやっているんですか。競争するためにやるんですか、それぞれのこ
とを、ほかのところが例えば均等割を伊豆市で、やらないと言っているんだから、まだ、よ
しましよと、やりませんと。それで伊豆の国でやりました、いいなと言ってやるのか。
そんな問題ではないでしょう。我々もそうだけれども、市長も、いわゆる市長がよく言っ
ている主権者は市民ですよ、赤ちゃんが生まれたらもう主権者です。だから言っているの。

主権者がこの伊豆市に生まれたら、均等割出さないよということがそもそもおかしいん
だから、率先して伊豆市は取り組みませんかということで主張して終わります。やる気がな
いというわかったから。

次へ行ってください。

○議長（三田忠男君） 公文書ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公文書の管理についてお答えします。

ちょっとよく、正直言って御質問がよくわからないところもあるんですが、公文書の管理
については、現状について総務部長から答弁をさせます。

それから、市民と一緒に考え、行動し、まちづくりを進めるということと、伊豆市の情報
公開条例の現状との乖離がありやなしやということですが、伊豆市の公開情報条例が、市の
まちづくりというか私の政策推進と、すみません、どこが課題になっているかがちょっとわ
からないので、具体的なことがありましたらぜひ御指摘をいただきたいと思います。問題が
あればぜひ改善させていただきたいと思います。

それから、公文書管理を市長、つまり伊豆市役所の管理者という立場で考えますと、紙べ
ースの書類が多過ぎて、この管理と保管庫でもう物すごい状況で、何とか職場環境を改善す
る上でも、書庫とか保管庫とかいう要望もあるんですが、そもそも今、各職員の周りにある
文書が、全部公文書なのか、全部保管すべき公文書なのか、いろいろ残っているのか、紙べ
ースでの保管義務が多過ぎるのか、正直言ってわからないところがあります。

かつて防衛相では、全部マイクロフィルムに移したときに膨大な作業だったんですが、も
う紙で残すことのほうが大変なんです、検索もできませんし。何か文書、データの扱いにつ
いては、ちょっとそこに構造的な問題があるような気がしていて、政策推進とか情報公開と
の関連で課題があるようには、ちょっと率直に感じておりません。

一番、相変わらず気になるのがやっぱり個人情報関連であって、大分改善はされてきまし

たけれども、まだこれで個人情報ゆえの、市役所内ですよ、市民の皆さんではなくて市役所内の情報のやりとりに相当制約がかかっている、そこが大変気になるところでございます。

公文書管理について、市民との関係でネガティブな現象が起こっていれば、ぜひ具体的に御指摘を頂戴したいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、まず1点目の、以前、杉山武司議員からの御質問であった、市長からも時間を頂戴したいというお話が、答弁をさせていただいております。

そこでの質疑の中で、公文書の作成、管理と伊豆市の情報公開制度、これはまさに市民との情報共有という点では車の両輪であるというお話を受けました。この情報公開制度をしっかりと運用するためには、公文書管理が重要であるということは認識しており、その後、具体的に、現時点では、まず情報公開条例で規定している公文書の定義、いわゆる公文書とはという範囲の問題、これは現在、文書管理規程で条例では、職員が職務上作成・取得した文書等々で、組織的に用いるものとして職員が保有しているものという定義がございます。

いわゆるこの組織的に用いるというのは、そもそもちょっと範囲が明確とはいえないのかなど、そういうようなことも考えておまして、その範囲の運用について、まずそこから検討しようということでもいろいろ調べたんですが、国の法律も同様の規定となっていて、当然県の条例もそうになっています。では、もう少し具体的に、情報公開条例は規定は規定として、その運用といいますか、文書管理規程とか下のレベルでももう少し具体的に書くことはできないかというようなことを今、検討しているところでございます。

また、先ほど市長からあったマイクロフィルム化、これももう文書庫もいっぱいできて、検討しなきゃいけないというところと、もう一つ、マイクロフィルム化した市にちょっと確認したりしますと、あくまでも紙媒体の補完だと、マイクロフィルムは。そうすると、結果的に紙の文書量がそれほど減少もしていなかったというようなこともお伺いしております。いわゆる証拠能力の問題であったりしますので、そのあたりはまだまだ検討の余地がありますので、引き続き検討しております。

最終的にまだちょっと、まだ現時点で結論には至っていないんですが、現在、そのような検討状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） ここで、さきの東日本大震災が発生した時刻となりますので、犠牲となれました方のための追悼のためのサイレン吹鳴による合わせて黙禱を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長（三田忠男君） それでは、先ほどは黙禱どうもありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 2つ目の質問で、公文書管理条例制定についてお尋ねします。

これは、直ちにやりましょうといったって、僕は無理だと思っているんです。今、お話ししたように、紙媒体の管理をどうするのか云々といろんな、総務部長が言ったように組織的にというところの範囲というのは一体全体何なんだと、いろんな課題があるから、それを半年でできるとは思っていないんです。だから、そういう前提条件のもとでお尋ねします。

市長が言われた、市民と一緒に考えるということについて、この情報公開条例といまいちよくわからないということですから、私はこういうふうに考えますよということでお話ししていきたいと思いますが、一緒に考える、一緒に考えるには、きちんとした材料が提供されていなくちゃ一緒に考えられないんです。そうすると、今の情報公開制度で対象となるのは、あくまでも文書が存在しているという前提条件ですよ。当然のことだと思うんです、文書はあるんだと。そうすると、往々にして作成されるべき文書が作成されていないと。

私は、この間、公文書の開示請求を幾つかにわたって求めてきましたけれども、これは個別の問題については繰り返しませんけれども、この情報公開の開示請求をした文書を見たときに、何がわかって何がわからないか、結論はわかるんです、結論は。こういうふうにしたとか、こういうふうにしたけれどもいかがというお伺いは文書あるんだけど、どうしてそういう結論にいたったんですかということが、情報公開条例、今までもらった中でプロセスがわからないんです。市が考えた結果だけ文章として残って、あとどうしてそうなったんですかといったら、この議会でのやりとりで、全部とは言いませんが、そういう考え方だったのかなということが初めてわかるんです。

だから、行政機関が現に利用している現文書のみで保存期間が到来したもののうち、永久に保存しておく価値があると思われる文書については、なかなか前に進んでいかないという状況がありますよね。

それから、もう一つ、市民が主体的に政策に、地域づくりに参画する条件はどうしたら出てくるのかと。今、地域づくり協議会どうしましょうかといろんな問題があるんです、今年度予算の中で出ているんだけど、当然自治体というのは実施した政策に関して、市民に対する責任、説明責任というのは当然負っているんですけども、市民もただ説明を受けるだけではなくて、自治体の実施した、またやろうとしている政策を主体的に市民のほうから検証しないと、市民とともにまちづくりをやるということではできないと思うんです。

そうすると、ごめんさい、しかも、市民が自治体の政策を判断するだけではなくて、判断するのも大事なんだけど、問題がいろんな課題でやっぱりありますよねと、市の出した

方針に対して。課題が見つかったりしたときには、建設的な意見は当然市民としても出さなくちゃならない、批判するばかりではなく建設的に。批判することはけしからんとは言いません、批判しつついろんな建設的な意見を述べようとしたときに、では行政を何を考えてこういう結論になったんですかというところが、今の情報公開では、何を公開とするのかということについては、そのプロセスはないですよ、残念ながら。

だから、今回、国がつくった情報公開の法律においては、そういう市民の財産として、情報も市民の財産として国民の財産ですよということで、この公文書管理条例は努力義務として、法律の第34条だと思うんですけども、実際に定義しているんです。それはやっぱり自治権があるから、自主的に自治体は考えましようということ、法律でつくれとは一言も言っていない。つくらなければならない、ならないということをつくらなくてもいいということです、法律的には。

そういうことで、市長はどう、私が質問した市民と一緒に考えるというのは、私はそのように捉えたんですけども、今回の、前の、1年前の公文書管理条例をどうですかということで杉山武司議員がやった中で、あくまでも情報公開条例と、それからもう一つ、部長も言っているんだけど、この公文書管理条例というのは車の両輪だと、これが成功すれば初めて情報が国民のもの、市民のものになるんだよと、これをつくらないということを提起しているんですけども、いかがですか。そのきっかけづくりやりませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、まだよくわからないところがあるので、我々は事業をつくるときに、事業構想をつくるときに、事業の目的と工程表をつくりますよね、まず。もちろんその事業の内容によっては違うんですが、ある程度市民の意見を聞く必要があるときにはその事業の目的、それから工程表をつくって、議員の皆さんに説明して、そして地域の話聞く。最終的には議案になります。そのときは当然、決裁文書とっていますから、決裁の手続にのっとって決裁文書できているわけです。

今、私がわかりにくいと申し上げたのは、その間の過程というのは、事業構想をつくって、事業計画をつくってから議案にするまでの間は当然私の説明責任であり、議員の皆さんは議案になる前の段階でも事業計画、事業構想を説明した後は市民の皆さんと意見交換されるだろうと思うんです。そこを全部行政文書として残すというのは、相当手間もかかるし、そこは、そこをどういった公文書として収集して整理するかについて、すみません、どうしても具体的なイメージが湧かないんですが、どういうことを求められているかわからないんですけども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 先ほど言いました、私が公文書の開示請求をしたら結論はよくわか

りましたと。でも、どうしてというのがないんです。だから、つくれと、早くつくりなさいと言っていない。今言ったように、ではどこからどこまでどういうふうにすればわかるのかということ、当然市長を初め担当の部署というのは当然考えると思うんですけども、いわゆる市民と一緒に何か物事をつくろうとしたときに、市民のほうから提案された中身についてではなくて結論だけ、こういうことだからこういう提案をしてきたのか、それは賛成だとか、それはいったって反対だということが、情報がきちっと提供されるような、そういう公文書管理しませんかという提案ですけども。

今の情報公開条例だったら、そのところがそんなに詳しくないんです。情報公開条例は、公文書の開示を請求する権利を明らかにする、それから公文書の開示に関し必要な事項を定めると、何が必要なのかと、この情報公開、必要ですよ、これは。開示してあげましょうね、てわかるんだけど、何を開示しましょうというところまでないんです。

だから、国だっていろんな、何というのか、よく文書が改ざんされたとかいうことがさんざん話題になったんだけど、今でも話題になっている。だから、伊豆市でもそういうプロセスを大事にできるような、どこまでの範囲かということはずいぶん調査研究していただきたいと思っているんです、私は。そのところがわからないと市民が納得しないとか、腑に落ちた、よし頑張ろうとならないのではないかということなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、伊豆市の情報公開条例、この条例での情報公開制度というのは、比較的全国自治体同じで、この公開制度自体がどうのこうのという問題はないと思います。

ただ、議員おっしゃるのは、開示請求の対象があくまでも公文書ですので、その欲しいと思った公文書がある、ない、要はつくられているかつくられていないかという、そこが問題だということを私は今、思いました。

国におきましても、公文書管理法のほうで、いわゆる行政の文書主義、行政運営は文書主義だよというその文書の作成のところが、議員おっしゃるのは多分、意思決定の過程が抜けている部分があるのではないかということだと思いますので、当然、国のほうの法律でも、政策決定の過程における公文書の作成も規定しておりますので、その自治体の組織の大きさにもよるかと思います。

比較的、我々はいろんなことを決定したりするときに、担当が課長、課長が部長、部長が副市長、市長とポンポンと相談に行ったりとか意見を求めたりできますので、比較的その合意できたものについては省いた起案文書になることもあります。ですので、伊豆市のこの組織の大きさと国でいう文書主義の規定、これらをもう少し検討させていただきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 今度、私もこれ勉強してきますけれども、要はいわゆる行政機関の保有する情報の公開に関する法律があるわけ、公文書等の管理法律と結構似通っているんですけども、この中で、この中でというのは行政機関の保有する情報の公開に関する法律の中に、目的の第1条の途中からですけども、いわゆる政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と判断のもとにある公正で云々と、こういう書き方しているんです。

ということは、今言ったように、その的確な理解と判断をするためには、今プロセスが大事なんだから、どこまでプロセスをやるのかということは、文書作成の関係が当然出てきますから、何でもかんでも話し合ったことを一字一句全部載せるべきだとは私思っていないです。その点はぜひ研究していただきたいというように思いますので、まずは第一歩。

前のお話ですと、市長のお話というか答弁ですと、優先順位を高くして公文書の管理を議論しなさい、検討しなさいという指示を出しておりませんでした。だから改めてこの文章の、公文書のことで検討する時間を頂戴したいというのが1年前だ。だから、そういう意味で、ぜひ検討を一步、とりあえず一步前に進みませんかということでもありますから、見解を求めます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど具体的な検討状況というところでお話させていただきました。全く検討していないことではなくて、まず条例化がいいのかどうか、必要なのかどうかという以前に、その文書の作成というものについてももう少し具体的に書くべきものであったり、必要な文書の作成について考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○16番（木村建一君） では、次お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、3番目の中学校の問題ですね。

それでは、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、3中学校の基本方針について御説明いたします。

中学校の基本方針の市民説明ですが、基本方針の市民説明は重要であるとの考えは、以前答弁したとおりでございます。

御指摘の、基本方針の市民の皆様への周知については、広報12月号やFMISなどを通じてお知らせしたところですが、今後も、基本方針の各戸配布や学校を通じて保護者への周知とともに、意見や要望もあわせて伺いたいと考えております。

基本方針についての説明ですが、現時点ではまだ候補地も決定しておらず、保護者の方々が特に関心の高い通学方法とその負担軽減のための対策等についての御質問がありましても、

教育委員会として具体的なお答えをすることができません。

今後、基本方針をもとに新中学校基本構想を策定する中で、御意見やお話を伺っていくことになると考えております。

2つ目の適切な教員数を保障する、そのための労働条件についてですが、これは教育振興審議会で述べられた答申の中に入っているものですが、教育振興審議会では、労働条件ではなくて教員数の確保ということであります。

5教科においては、その教科のよりよい指導方法の研修や情報共有が日常的に可能となるよう、1教科3名程度の教員が必要と話し合いをしておりました。複数の教師が常に教科指導の本質を研さんし、専門性を伝授し、欠点を補い合いながら日々の教育に当たってこそ、質の高い教科指導が可能となります。

また、その他の技能強化におきましても、1名ないし2名の教員が常勤として配置されることが必要だと話をしておりました。定められた授業時間数が比較的少ない技能強化では、教員の数も限られてしまいますが、中規模の学校であれば全ての教科の担当教員をそろえることができ、教員にとっても働きがいのある教育環境になると話し合いをしておりました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 5分しかないな。

今、教育長お話をされていまして、基本方針については議会もそんなに論議していないんです、率直に言って。それで、今回、新中学校整備事業の予算が提案されております。別に頭から批判するつもりはさらさらないんですけども、順番がちゃんと、やっぱり私は丁寧にしてほしいなど、やるべきだと、みんなの学校ですから。保護者だけの学校ではないし。

というのが、今お話出ましたので、広報やFMISで流しましたと。確かにそれはそうです、それはそれ。ただ、一番大事なところは、きちっと出向いて行って、意見が出るか出ないかは別にして、やっぱり候補地が決まっている、決まっていないということで話も、前の多分経験があるんでしょうけれども、やっぱり意見を聞くと、要望を聞くという場をきちっと設けていかないと、その土台の上に私は今年度予算もあるのかなと思ったら、どういう訳だか先に予算ありきの私はとったもので、だから市民に説明する、意見を聞く場、一体全体いつやるんでしょうと。では、この予算がとおってから初めて保護者とか市民に説明するということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今回出した基本方針につきましては、議会の皆さんには御説明をさせていただきますけれども、説明といっても、今回のこの基本方針は、本当に読んでいた

いただいた大きな概要をここは言っているものですから、細かなことではないもので。

ただ、これについて賛成かどうかはありますので、市民の皆さんについても再度この全文を配布して、御意見、御要望がありましたらお聞かせくださいというような形で出したいとは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そうすると、一番大事なのは、その整備事業の予算を今回、提案して、どういう中身ですと、その中身はあらまし、議会にも投げかけられました。委員会のほうでも話を聞いたんですけども、そうすると、この大もとになるのはやっぱり整備事業の予算を提案した、そのもっと奥底にあるのがこの基本方針ではありませんか。違う。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今おっしゃられたように、これが本当に大もとです。ただし、細かいことを具体的にはこれ述べていないんです。大枠でこういう方向でやっていきたいよということを述べている。

ですので、今度はこれに基づいて、今回の予算は、主に校地、それから通学対策等についてどういうふうにしていくかということをご構想してもらいます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、だからちょっと順番が違いませんかということをご主張しているんです。先に行って、後でこの基本方針は大枠でだからと。大枠にあるから基本方針が出るんですよね。これがなくて、これがなくて整備事業の今年度の予算ないんですよね。ということではありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 要するに、昨年11月にこの基本方針がなされているわけで、これに基づいて教育委員会としても動いているわけだから、この11月以降にこれを進める上で今回の予算をお願いしているところであるし、これは別に市民の皆さんにももうごらんいただいているものですので、その上で。そして、意見があるならば教育委員会なりでファクスなり電話なりが僕は来るものだと思っているので、さらに改めてもう1回今回、市民の皆さんに提供して、今度は基本的には意見・御要望がありましたらお願いしますということをご大きなテーマとして配布したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） もう時間がないもので、やっぱり順序がどう聞いたってやっぱり違

うんです。スタートが。

もう一つあるから2分で片づけよう。

そうか、教員数の確保なんです、これも大事なんですけれども、これも大事です。だからちょっとお尋ねします。

よりよい教育環境といったら、適切な教員数をきちっと確保する時間もちゃんととって、中学校での授業の負担が全部、ほとんどが、部活も含めて時間の中で、勤務時間の中で準備する時間をどう確保してあげるかということが、教員が本当に子供たちのために頑張ろうと、そのいわゆる専門職のノウハウを最大限発揮していくためには、時間外ではなくてこの時間の中で、時間の中でやっぱり空き時間というんですか、自分が授業で出ないときの時間はちゃんとその、次の準備にするとか、今授業終わったけれども、ここで今度もう少しこの点はこう考えましょうということで、そういう時間的ゆとりをやっていかないと、先生方はもう物すごく忙しくてやっていて、よりよい教育環境というのは僕はできないと思う。

いわゆる教員のブラック化ということ、学校のブラック化とか云々というようになっているんだけれども、月80時間の残業時間等々あると。そうすると、残業時間をどれだけやっぱりこの新しい中学校で少なくしていくのかという目標を持ちませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員がおっしゃったことは、全く僕もそのとおりだと思っています。一番大事なことは、先生の数がいて、そして時間割りの中で、時間割りの中でいろんな仕事ができる時間をとれる、そのためには教員の数がふえなければできないと思っていますので。

そのために市がお金を出して教員を雇っていくかということについては、ある程度は今現在でもやっていますが、そうそうたくさん的人数というのは雇い切れないし、それは今現在は国が、県と国のお金でもって教員はやっていますので、ぜひまた国のほうに働きかけては行きたいとは思っていますけれども、標準校という定数を決めている法律を改正していただくことが一番重要だと思います。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで、25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時25分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を開きます。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

たくさん質問させていただきます。

防犯カメラについて。

防犯カメラについては、毎回質問させていただいています。それは、防犯カメラの性能は日進月歩だからです。防犯カメラは、日々進歩しています。12月の質問からでも一層の進歩がうかがえます。

昨年の10月28日の深夜、いわゆる渋谷騒動で数万人の群衆の中で数人の若者が軽トラックを横倒しにし損壊させた犯人を、数万人の防犯カメラの映像の中から割り出し逮捕しました。まさにAIとコンピューター技術を最大限に活用した成果です。成田での出国手続でも、人手を介しないで顔認証装置の利用が進んでいます。

ことしに入ってから、東京の薬科大学学生が茨城県の神栖で殺された事件では、常磐線の綾瀬駅からの足取りが防犯カメラで捉えられていました。このように、防犯カメラなくしては犯罪捜査も成り立たなくなっています。

防犯カメラの防犯効果は、犯罪捜査の上でも犯罪防止効果でも大きな効果を発揮しています。市長は防犯カメラの導入に消極的なようですが、伊豆市の地域力とはどんなものですか。

来年はオリンピックの年です。ことしから準備をする必要はありませんか。警備上も、犯罪防止の上からも、速やかな防犯カメラの設置、整備が必要ではありませんか。

伊豆市は全く、これ安全上でも後進市となり得るんです。

続いて、ふるさと創生の1億円はどこへ行ったかです。

西島議員が虹の郷のお話しておりましたが、その続きと教えてください。

ふるさと創生事業の1億円はどこへ行きましたか。

1988年から1989年に、政府は各市町に1億円を配布しました。合併前の旧町は、それを使ってまちおこしのためいろいろな政策を実施しました。合併前の中伊豆の庁舎建設は、その一環と聞いています。

旧修善寺町では、何も使わずに合併を迎えました。その後、1億円は虹の郷に預けられたと聞いています。この1億円はその後どうなりましたか、伺いたい。

虹の郷の指定管理者を募集しているようですが、よい指定管理者があらわれることを期待します。

さて、旧修善寺町のふるさと創生資金は、新しい指定管理者に引き継がれるのでしょうか、伺いたい。

この場合、失われた資金も引き継ぎますか。すなわち、利益を出して損失分を補填し、1億円にするということです。

現状では、1億円は大きく目減りしています。目減り分の損失は誰か補填しますか、誰が責任をとりますか。

次、河川管理。

伊豆市の北端を流れる野尻川が、河川敷の雑草を取り除かれ、きれいになりました。土砂も取り除かれました。

昨年の豪雨以来、国土交通省は、河川の流れを妨げる樹木などの妨害物の撤去を進めております。修善寺橋の上流の小規模の支川の管理は伊豆市でしょうか。県がするのか、伊豆市が管理しているのか確認をしたい。

伊豆市が管理する場合、伺います。流れを妨げるような土砂やアシ、ヨシなどの妨害物についての伊豆市の考え方を伺いたい。

次、働き方改革。

今、ここでも大分議論されましたけれども、ここでは2つの質問があるんです。いわゆる改善をしたらどうですかということと、もう一つは職員の待遇問題です。

この4月から、働き方関連法案が施行されます。伊豆市でも少なからず影響があると思いますが、どんな影響があるのか、影響と対策について伺います。

働き方改革には2つの問題があります。1つは、働き方を考えようということです。端的に言えば改善です。現状の働き方を考えようというものです。中には、AIやロボットを導入した改善もあります。業務の効率化や自動化が進められますが、伊豆市の業務の効率化は進行していますか。どのように進めていますか。

働き方改革は、業務の効率化と改善だと思いますが、いかがでしょうか。成果と時間短縮が求められていると思いますがいかがでしょうか。市長と教育長の見解を伺いたい。

もう一つは、待遇問題です。雇用形態の問題です。

伊豆市では、いろいろな職員の雇用形態があるようです。どんな雇用形態がありますか。正規雇用のほかにどんな雇用があるのか教えてください。

正規雇用では、昇給がありボーナスが支給されます。休暇もあります。正規雇用以外にどんな雇用形態がありますか、お聞きしたい。

それぞれの雇用は、休暇や昇給、ボーナスがありますか。非常勤職員には休暇やボーナスはありますか。臨時職員、非正規といわれる職員には昇給や休暇、ボーナスは支給されますか。支給されない場合はその理由を伺いたい。

今後、改善する考えはありますか、伺います。

それぞれの雇用は何人いますか、伺います。

今後、改善する考えはありますか。

それぞれの雇用は何人いますか、伺います。

市長、教育長の見解を伺いたい。

一例ですが、イハラサイエンスは全員正規職員です。今までいたパートを正規職員にした

と、そういうのは今度の働き方改革では幾つか出ていると思います。

例えば図書館なんかは、あれはほとんど非正規の方が働いているんです。二、三年で仲よくなつたと思つたらいなくなっちゃう。この本捨てないでよと頼んでおいたらなくなっちゃうと、こういう例がいっぱいありますので、できるだけああいうところは正規雇用で長く勤めてもらうといい図書館ができるのではないかと思います。

続いて、中学校統廃合、市民の意見を聞きましたか。

今までもいろいろ議論されていましたが、これは根底には修中の父兄から私は、私たちは何も聞かされていないと、こういうことを言われているんです。

中学校の統廃合が進められようとしています。新こども園の建設では、こども園を利用している父兄の意見を聞いたと思いますが、これから統廃合を進めようとしている中学校ではいかがでしょうか。中学校の父兄の意見を聞きましたか、伺いたい。

父兄から、私たちの意見は聞いてくれないのかという話がありました。間違いであればよいのですが、いかがでしょうか。どこの中学校では意見を聞いたという話がありますか。修善寺中学校では、統廃合について父兄の意見を聞きましたか、どんな意見がありましたか。

それぞれの中学校ではそれぞれの伝統がありますが、伝統を残してほしいという声はでませんでしたか。それ以外にも、中学生の意見は聞きましたか、父兄の意見は聞きましたか。どんな意見が出ましたか、伺いたい。

次、新こども園の進入道路です。

これから建設、もう工事始まっていますね、建設しようとしている新こども園につくられようとしている進入道路について伺います。

進入道路とは、どこへ進入する道路ですか、説明してください。このところは、部長から新しい施設に進入するところですよといっていましたけれども、それだけではないと思うんです。文字からすれば、当然こども園への進入道路と理解されます。建設しようとする図面を見る限り、こども園、ここは最初の図面なんです、ごめんなさい、こども園には通じていません。進入先を説明してください。

この進入道路の建設目的を伺います。

こども園の周囲をめぐる進入道路の建設目的を説明してください。周囲に住宅を建設する目的ではありませんか。市道として建設するのに、建設部はタッチしていなかったのですか。

建設費の総額は幾らになったのか。多分1億2,000万円ぐらいになったろうと思いますけれども、詳しく説明してください。

次、児童の虐待です。

児童虐待。

2015年の児童虐待は1万7,800件を超えていると報じられています。虐待死は84人とのことです。

この質問は、報道によると3月8日、各市町は国へ虐待の実情を報告したというふうに関

いておりますので、その辺もあわせてぜひ教えてもらいたい。

昨年は、目黒区の5歳児の悲惨な虐待死が報じられました。「許してください」、これが5歳児の言葉なのでしょうか。彼女は亡くなる前は自力では歩けないほど衰弱していたようです。満足な食事も与えられなかったようです。涙なくして語ることはできません。

そして、ことしは1月24日、千葉県野田市の小学4年生が虐待で亡くなりました。彼女、10歳なんだそうです。彼女は、担任の先生に虐待を告げたアンケートに答えた言葉は、「何とかありませんか」と相談しています。

遠くの話だけではありません。近くでは、2016年12月2日に、沼津市で生後2カ月の女の子が父親から暴行を受け死亡が報じられています。

国も、児童虐待を異常事態と捉えたようです。2000年5月には児童虐待防止法を成立させています。その後の成立では、2004年、通告義務、通告先の拡大、2011年には親権の停止制度を新設などの対策を立てていますが、今回は何ら効果が上がりませんでした。それぞれの組織で子供のことを考えた対応がおくれ、または実施されなかったようです。

1歳半健診時の問題の発見、対応の仕方が検討されていたのでしょうか。不登校をそのままにはいられません。虐待の兆候をどう発見するか、どう対応するか。虐待をなくすことで、子供たちの冥福を祈るばかりです。

虐待について、伊豆市の今後の対応を市長、教育長の考えを伺いたい。

終わります。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、防犯カメラについて、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明を、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、大きな1つ目の防犯カメラについてでございますが、森議員にはこれまでも何回か答弁させていただいており、全く必要がないとは思っておりません。防犯カメラによる犯罪の抑止力という観点では有効と考え、市では、市の施設の管理という観点から何台か、何カ所かまた設置をしております。

また、東京2020大会の開催時には相当な方が訪れるということも予想されますので、ラストマイルの役割を担う大会の組織委員会、こちらにも防犯カメラの必要性などについては伝えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 組織委員会に伝えるだけでいいんですか。ただ修善寺駅から大野へ行くまで何ら対策をとらないんですか。伊豆市には5台しか防犯カメラが設置されていませ

んよと、そういうことを言っていますか。

いわゆる地方自治体間のこういう安全格差だと思うんです、これ。ただ、先ほど言った渋谷の騒動何ていうのは、あれはもう連続して防犯カメラが、恐らく商店街につけたんだろうと思いますけれども、私はなぜ市にいうかといったら、伊豆市ではそんな防犯カメラをつけられるような力のある商店といったら、コンビニぐらいしかないんじゃないでしょうか。多分コンビニにはついていると思いますけれども。そうすると、もう点でしかないです。こういうのを安全格差というんじゃないかと思いますけれども、市長、どうなんですか、あなた。あなた何も答えられないけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまで申し上げてきたとおり、防犯カメラの効用を否定するわけはありませんけれども、伊豆市には伊豆市なりの全体としての防犯施策というものがあるだろうと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） あなた、それについてはもう答えてある、聞いているんですよ、伊豆市の地域力というのはどんなものなんですかと。

そんないずれにしても、その、例えば前にも、何回も同じこと言うけれども、前の瓜生野区長は、感心なことに軽トラに乗って定時間に区内を巡回していたけれども、要は定時の定点でしかやらないんですね、そういうのは。防犯カメラだと24時間それで監視力が働くんです。そういうことについて、それ以外、何か伊豆市の防犯力というのはあるんですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この議員おっしゃる地域力、まさしく例えば子供の下校時間には、地域の方や保護者の方、いろいろ地域の方が見守りもいただいておりますし、あくまでも犯罪捜査のために、では伊豆市にいろんな道路に防犯カメラを設置をするんですかと。

ある地区で、地域づくり協議会の方が防犯カメラを市ではどう考えますかという話があったときに、私は地域づくり協議会のほうでみんなが、住民の方の合意ができれば事業としてできるのではないですかという話をさせていただいたら、やはり住民の方で、ではプライバシーどうするのと、そんな四六時中見張られているのというような声も実際にあったそうです。

ですので、全くつけないということではなくて、近隣ではないんですが県内の自治体では補助制度というのは設けているところはあるそうです。ですので、例えば商店街なり自治会なり、本当に皆さんが合意できれば、そういう補助制度というも当然あるのかなと。

また、先ほど言った地域づくり協議会で、本当にその住民の方たちが、いつもカメラで見られていてもいいよと、安全のためならいいよという合意があれば、交付金の500万円の中でも事業実施できるような制度になっておりますので、そういう意味で、まずは市の公共施設の管理というところで今、市は進めています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） プライバシーだとおっしゃりましたけれども、例えば渋谷へ行ったら連続してあれですよ、カメラで監視されているんです。監視というふうに考えるからいけないのではないんですか。カメラが動いているというふうに考えればいいんです。誰も監視なんかしているとは私は思いません。何か事件事故がなければ、それを見ようとするのはほとんどないのではないかと思います。

特に、市で、なぜここで言うかといったら、市の力で発揮すれば、それこそAIとRPA、これでもって管理することだってできるんです。どういうことかわかりますか。要は、見たくないときは見なくていいんです。プライバシーを管理しているのではないんだから。必要なときに、だから渋谷の事件なんてそうですよね。何万人といたわけでしょう。あれ皆さん承知していますよね。もう身動きできないぐらい人が来ているところで、若い連中が数人、軽トラックを倒しちゃったと。こういう事件や事故があったときに調べるためにあるのではないか、必要だと思えるんですけれども、全く必要性感じませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） その必要性というより、防犯カメラの犯罪の抑止力の効果というのは今、当然、議員おっしゃったようにあると思います、というかあるでしょう。ですので、市としても、市の施設の管理上必要なところには防犯カメラを設置しております。当然、駅の南口、北口、平成31年度には北口の駐車場、料金箱というかありますので、そういう施設管理上は当然効果がありますので設置します。

ただ、市民生活が、市民の皆さんがプライバシーを気にせずに本当に生活できるかどうかというのは、私はちょっと疑問には思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） プライバシーがやらない理由にされているんですけれども、私これ毎回質問するつもりですから、また新しい情報を得てそのつもりでぜひ。

ちょっと先に進みますけれども、オリンピック、伊豆市で開かれると。伊豆市には土肥港があるんですけれども、国は港の防犯活動も強化したいと言っておるんですけれども、その

伊豆市は考えはありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

港湾の防犯でカメラの設置ですって。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 港湾となりますと、管理が県管理になります。漁港施設は市が管理しますので、その辺も県には話はしますけれども、現在は多分、防犯カメラはないと思います。そこら辺ちょっと確認していませんけれども、県に確認しておきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私が、同じこといつも言うかもしれないけれども、今、暗くなったときに女子中学生がもうバスおりるときはもう真っ暗です。何も瓜生野のことばかり言っているわけではない。瓜生野もあるし、それから熊坂だってあるし、牧之郷だってあるし、もっと上のほう、佐野のほうだってあるんです。佐野のほうなんて真っ暗で、歩いていてぶつかることだってあるんだから、気をつけていないと。ぜひ。

次、変わります。ぜひ組織委員会に言ってください。私も言うから。

1億円について、私の質問について答えてください。

○議長（三田忠男君） 2問目に入ります。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ふるさと創生1億円についてでございますが、昭和63年度から平成元年までに交付されたふるさと創生1億円、この用途につきましては、それぞれ旧4町がそれぞれの事業の財源として活用されたようでございます。

ただ、旧修善寺町は、議員が言う何も使わずに合併を迎えたのではなく、平成元年に財団法人修善寺町振興公社設立のための寄附金として使われ、また旧中伊豆町では庁舎建設の一環としてではなく、町営住宅団地の造成事業などに活用されたと聞いております。

したがって、御質問にあります旧修善寺町が寄附した1億円は、財団法人修善寺町振興公社から財団法人伊豆市振興公社を経て、現在の一般財団法人伊豆市振興公社の基本財産として引き継がれております。

また、現指定管理者の振興公社と公募した新たな指定管理者の候補者、これはそれぞれ全く別の法人でございますので、新たな指定管理者として修善寺自然公園の管理をすることになっても、現在の振興公社の基本財産がそちらへ自動的に引き継がれるようなことはないと思われま。

また、現在の財産の状況の御質問でございますが、一般財団法人伊豆市振興公社の財産の

状況につきましては、市が管理している財産ではございません。振興公社が管理しているものでございますので、できましたらそちら、振興公社のほうに直接御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 寄附したとおっしゃっていますけれども、誰が寄附したんですか。

私は寄附したなんていうことは一つも、一言も聞いていないんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当時の財団法人修善寺町振興公社設立のための寄附金として1億円が使われたと聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それは寄附とは違うのではないですか。基本財産として1億円が振興公社に預けられたというふうに理解しておるんですけども。寄附したとは全然理解しておりませんけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在の一般財団法人は、新しい法律に基づく法人でございますが、当時は民法の規定による公益的な財団法人でございます。そちらに修善寺町として1億円を出捐し、それが寄附したということで、今の法人の定款に当たるものが、当時、寄付行為というものに定められております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は、出資したのと寄附とは別だと思うんだ。だから、それでこの1億円がどうなっているかはわからないと。余りにも無責任だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当時出捐した1億円、寄附金という扱いなんですけれども、そのときは財団法人修善寺町振興公社という民法の法人だったわけです。そうすると、当然、地方としては直接関与はできないんですけども、まちの行政とは当然、協力しながらやっているという公益性のある法人という位置づけでした。

現在は、一般財団法人の振興公社ですので、より一般的な法人としての性格が強いものですから、当然、当時の財団法人と今の一般財団法人とは性格が違うというものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 幾ら残っているかがわからない。伊豆市のお金ではないから回収もできない。それでいいんですか、市長。答えてください、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、一般財団法人としての公社が管理している財産ですので、市が直接管理をしておりませんので、そちらで確認いただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 振興公社の運営については、誰も管理していないんですか。そのときはこういう運営の話が入ってきたんですか。伊豆市は全然タッチしていないんですか、市長。伺いたい。答えてください。誰も責任者不在ではないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然、指定管理者として市が法人の運営の状況は把握しているとともに、私と産業部長は理事としてそちらに参加しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） もう時間があったくない、本当に。

理事として参加しているんだったら、1億円が幾ら残っているかわからないんですか。答えてください。それを調べてきてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 理事として参加はしておりますけれども、あくまでも一般財団法人の振興公社の財産ですので、この別の振興公社の財産をこういう議会の場で財産の内訳を私たちが言っているかどうかというのも公社のほうには確認してございませんので、できましたら直接振興公社へお尋ねいただきたいと、そういう意味でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 振興公社へ確認したら答えてくれるんですか。伊豆市の金が商工会へ行ったって観光協会へ行ったって、どこへ行ったって答えられるでしょう、幾らをどうい

うふうにしているんだ、何に使っているんだと。振興公社は答えてくれるんですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市と振興公社は全くの別法人ですので、振興公社が必ず答えられるかどうかというのは、私のほうからは明言できません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次、河川管理に移って。

○議長（三田忠男君） 3番目、河川管理、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 河川管理について、建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 伊豆市は、準用河川95本及び多くの普通河川を管理しています。災害等の緊急時を除き、地区要望等から現地を確認し、流水の阻害等、影響の大きなものにつきましては、予算の範囲内で浚渫等を実施しております。

また、アシ、ヨシ等の刈り払いにつきましては、河川愛護事業の補助金を活用していただき、地域の方々に協力をお願いし、河川美化に努めていただいているところでございます。

今後も、河川愛護事業を活用していただくとともに、地区からの要望等により、予算の範囲内で浚渫等、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 関野川何も答えていない。関野川は誰の管理なの。

○議長（三田忠男君） 修善寺橋の上流の小規模のですか。伊豆市の管理でしょうか。

○15番（森 良雄君） 修善寺橋の上流か。修善寺橋の上流は伊豆市の管理なの。いわゆる支川のことだよ。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 基本的に修善寺橋、赤い橋がありますけれども、そこからまず下流の本線は国土交通省、そこから上流につきましては、一級河川と二級河川につきましては県が管理しています。

一級河川につきましては35本、そして、二級河川は土肥地区なものですから、土肥地区に二級河川100本ありますけれども、それは県が管理しております。それ以外につきましては、先ほど申したとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） では、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 4番目、働き方改革。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 働き方改革について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 働き方改革ですが、中央教育審議会における教員の長時間労働を是正する働き方改革方策の答申を受け、過日、静岡県教育委員会教育長より、各市町の教育長宛てに、公立学校の教員の勤務時間の上限におけるガイドラインについて通知がなされました。

伊豆市としましても、このガイドラインを参考に、市内の学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとなっており、今後、策定したいと考えています。

また、教員の待遇問題ですが、教員は、勤務時間、給与等は県の条例に従い県のほうで対応しているものですから、それに従っていくということだと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長の補足説明。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、働き方改革についてですが、AIの利用や自動化による業務の改善、これは今後、労働人口が減少していく中で、当然職員数も減少していくことが予想されますので、大変重要なことだし、また必要となっていくものと考えます。

行政事務にどのようなAIが活用可能かということは、今、国のほうでもいろんな調査をしていると伺っております。先進事例などを参考に、伊豆市でもどのような行政事務に活用できるかというのは研究してまいりたいと考えております。

次に、職員の雇用形態についてですが、伊豆市には現在、正規のフルタイム職員のほかに、任期付の職員が11人、また任期付の短時間、任期付でも短時間の職員が60人、あと臨時的任用職員が32人、それと非常勤職員が49人です。各委員会の委員は除いた非常勤職員ということです。

休暇の付与日数はそれぞれ違いがありますが、全ての職種の職員には付与しております。

昇給につきましても、それぞれ任用の職員の形態によって制度上の違いがございます。まず、任期付の職員には昇給があります。賞与につきましても、任期付職員には支給をしておりますが、臨時的任用職員には昇給、賞与というものは支払っておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 任期付でフルタイムで昇給、賞与、休暇はあると。そうすると、正規職員と同じような昇給、賞与、休暇が出ると考えてよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 任期付のフルタイムの職員については、我々職員と同じでございます。

ちょっと手元に期末手当の率がちょっとわからない、申しわけないんですが、支払われていることには間違いございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それでは、後でいいですから、いわゆる正規、正職員ではない人で、この任期付では、例えばボーナス、正規の方が40万円出て任期付の方は10万円ではちょっとかわいそうだと思うんです。

だから、いわゆる今度の働き方改革というのは、そういうものではないと思うんです。やはりちゃんと働いているんだったら、ちゃんと雇用しなさいというふうに僕は理解しているんですけども、その辺、伊豆市はどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申したとおり、任期付の職員につきましては、我々職員と同じように年次有給休暇、賞与等もあります。ただ、非常勤職員と臨時的任用職員については、時給制ということもあり昇給は、単年度ですので当然、昇給という概念はないんですが、賞与のほうは支払っておりませんが、2020年度から公務員法のほうも改正になりまして、この臨時的任用職員や非常勤職員について、会計年度職員という新しい形の任用形態になります。そうなりますと、報酬以外にも賞与というものが支給されるようになりますので、来年度、平成31年度中にその辺の任用の形態の整理を、ちょっと近隣市町といろいろちょっと勉強会をやりまして、整理をしていきたいと。

この働き方改革と同じように、任用形態自体が変わっていくということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 近隣市町と同一歩調ならいいんだけど、近隣市町と我々伊豆市民は、同一の恩恵を受けているとは考えられないんです。そういう中で、都合のいい部分だけ近隣市町と同じですと言われても、伊豆市はどんどん人口減っていつちゃうと思います。ぜひ伊豆市はこうするんだと。

例えば、図書館の女子職員なんてほとんどあれでしょう。これはどう、いろいろ複雑過ぎ

てよくわからないんですけれども、正規雇用の職員ではないですよ。1年か2年たったらいなくなっちゃっているというのは僕の認識不足ですか。ちょっとその辺ちょっと確認したいですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘の図書館の職員、御案内のとおり正規職員のほかに任期付の職員がおります。3年を上限といたしまして、現在、先ほど市全体で60人と申しましたけれども、そのうち16名が任期付職員でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） みんな一生懸命仕事やっているんです。改善なんかも提案しているようだし。だから、残念だなと僕は思うんです。

今度の働き方改革というのは、そういうのも何とか是正しようというのが入っていると僕は思っていますので、きょうのところはこれで引き下がりますけれども、ぜひ改善してもらいたい。

待遇についてはそうなんだけれども、例えば市長は三島市、伊豆市、伊豆の国市、3市の電算センターの管理者か何かやっていますよね。ですから、伊豆市、この電算センターが何をしようとしているかは承知しているはずなんです。

私も委員をやっているけれども、委員には何ら権限もないんだ。ただ聞いているだけというのが僕の認識だけれども、しかし、先ほどの木村さんの話だったっけ、公文書の管理。この電算センターは全部電子化すると。いわゆるクラウド化といえばそうだと思うんです。いわゆるあらゆる情報を高速で大容量で処理していくと。だから全部電子化しますというふうに僕は聞いております。僕の聞き間違いだったらあれだけれども、聞き間違いではないと思います。

働き方改革はそういうのもあると思うんですけれども、市長、どうですか。あんな、市長さん、AIだ、ロボットだ、そのほかいろいろコンピューターの操作の仕方を一つとったって改善が至るところにあるはずなんですけれども、その辺、前向きにやるつもりはありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、その3市の電算センターの管理者ではありませんので、会長は三島市長なんですが、それぞれ独自の事業、あるいは連携して行う事業、電算センターの中でそれぞれ分かれておって、それはそれで、それはそれでしっかりやっております。

全体として、その働き方改革におけるAIの活用については、やはり日本の国、日本の社会は本当におくれ過ぎています。恐らく全世界の話題としては、アメリカのシリコンバレー

もあるんですけども、国の施策としてはフィンランドが相当先行して、今、エストニアのほうはかなり注目されていて、そういった小規模で管理しやすい国の中でのAIというのはかなり進んでいることは御承知おきのことと思いますが、やはり欧米諸国と比べて、それから最近物すごい勢いで伸びている中国に比べて、電子社会の形成は本当におくれていると思います。

今、行政LANを使っているんですが、これ非常に使いにくいです。これは、21世紀、もう既にかかなりの期間を過ぎてしまいましたけれども、この新しい社会で日本が生き残るためにも、これは国を挙げて、本当に総力を挙げて取り組んで行かないと、差が開くような気がしてなりません。

この分野においては、働き方にどのような影響が出るかというのは、まさにその今の日本の社会構造あり方そのものが関連してまいりますので、大きな要素としてAIがどのように社会を変えていくかというものは、非常に注目しているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長さんおっしゃっていることは、何が何だかさっぱりわからないんです。けれども、三島市、伊豆市、伊豆の国市3市の市長さんには決定権があるんです。僕なんか委員には決定権ないんです。ただ話伺ってくるだけで。

それで、先ほど公文書のところでお話があったようだけれども、いわゆるこの電算センターがクラウド化、いわゆる平成31年度でクラウド化するというんです。クラウド化、それを1年以内に。もうスケジュールも決まっちゃっているんです。その中の一つに公文書管理。

三島市は、公文書管理は全部電子化すると。今、伊豆市の市長さんの話では電子化なんて夢の夢だと。それで、いつクラウド化するかといったら、これもまた夢の夢でしょう。しかし、電算センターに頼めば、僕は三島の市長さん、反対はしないと思います。僕は毎回お願いしているんです。伊豆市もやりたいといったらぜひ加入。いわゆる部分ですね、11項目ぐらい伊豆市は参加していないのがあるんです。そういうのを一つ一つぜひ加入して。今、いいチャンスなんです。システムが変わるはずなんです。ぜひそう考えはありませんか。ぜひ僕は参加してもらいたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 電算センターは、あくまでも行政の情報機能の本当に一部ですから、それとその働き方改革は直接、直接は関係していないのであって、もちろん間接的にはあるんですけども。

クラウド化も、それによって働き方が変わるわけではなくて、あくまで、昔でしたら物すごい高機能の高額で大きな本体となるコンピューターが必要だったものが、今はいわゆる中程度のパソコンをつなぐことによって脳力アップしたり、それから情報も秘匿化してっか

り保存するような技術であって、これを働き方改革にどうするかについては、やっぱり市民の皆さんがお金は安心して送るのに、例えば投票とか、あるいはそのほかの個人情報はまだ不安だとか、例えば議会においてもまだ電子投票できませんよね。

それから、国によっては、小規模で管理しやすく、国会議員の投票も電子で行うところもありますし、あるいはよく森議員から御指摘いただきますように、全部紙で要求されるわけです。これを、議案なり議案の説明書なりをチップでお渡しして、後ごらんくださいということであれば、職員の働き方は格段に改善するんですけども、どうも皆さん紙で欲しいわけです。

ですから、AIだけではなくて、皆さんの意識と市民の皆さんの利益と、市民の皆さんの価値判断等々を、やはりどこにあるかをしっかり確認していかないと、AIそのものが働き方改革にどう影響するかについては、なかなか日本社会ではまだ課題がある。

ただし、ほかの国に比べてかなりおくらしていると、もろもろのデータを見ると、資料を読むとそのような状況なんだろうと、こう思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 何にも僕は日本がおくられているとは思いません。ただ、働き方改革をするかどうか、その気力があるかどうかです。いわゆる作業の改善をしようとする気力があるかどうかです。

もう既に、高速大容量のコンピューターを使おうと、市長は参加して、いわゆる三島の市長なんかと一緒にやっているセンターでは、もう三島市は情報は全部、何ですか、コンピューターの中に入れますよと。何も紙がいっぱい動きがとれませんという問題ではないんです。

さて、市長と話し合ってもらちが明かないから、また次の機会に移りますけれども、教育委員会で、何かの間タイムカード入れたというお話聞いたんですけども、その前提となる先生の仕事を改善してやろうというようなことはやったかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） タイムカードを入れたのは、要するに学校にはタイムカードがなかった。要するに、その大きな原因は、教員は時間外勤務手当というお金はつきません。何時間やっても出ません。やらなくても4%はもらえます、極端なことを言うと。そんなことから、非常に勤務時間の管理というのは甘かったんです、お金の絡んでこなかったから。けれども、もうそういうことではなくて、長時間労働ということが言われたので、やはりこれは先生方自身にも自覚してもらいたいし、校長、教頭においては先生方の時間を管理してもらいたいということでタイムカードを入れました。

本年度、中学校に入れました。来年度は、全部の小学校に入れます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） なぜこんな質問するかというと、これはやっぱり改善なしでタイムカードを導入すると、先生の仕事量が減らないと思うんです。減ってればいいですけども。先生の仕事量が減らないとどういうことになるかということ、先生方恐らく仕事を自宅へ持ち帰っているという、そういうことは考えられませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） タイムカードのあるなしに関係なく、家へ持ち帰っている先生もいると思います。特に、小さいお子さんを持っている女の先生なんかは学校ではできませんので、多分持ち帰って家でやっているんだということは想像がつかます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 仕事の持ち帰りは、これこそ情報の漏えい、漏出というのが、最近では余り問題になっていないけれども、問題が起きる可能性が十分にあるんです。

ぜひ、4%という本当に微々たる、財源手当で考えると微々たるものですよね。だから、民間でやると、100時間やると大体給料が倍ぐらいになるんじゃないかなと僕は思っているんですけども、先生大変だなと。しかし、皆さん頑張っている。ですからぜひ、市長さんにもお願いしたいけれども、やっぱり補助職員というのが必要なんだと思うんです。

もう時間がないから次へ移ってください。

○議長（三田忠男君） 5問目の中学校の統合ですね。

それでは、答弁願います。

市長。教育長。市長にもありますけれども。

先に教育長。

○教育長（西井伸美君） 中学校の統廃合についてですが、平成29年度から平成30年度にかけ、教育振興審議会におきまして、統廃合を主題をしておりませんが、よりよい中学校環境について意見を聞く会を開催し、将来、当事者となろうであろう市内の各こども園、保育園へは直接出向き、保護者のさまざまな御意見をいただきました。開いたのは、各小学校区単位で意見を聞く会を開きました。

意見を聞く会での市民やこども園の保護者の意見は、今年の6月議会への説明会でも御報告させていただき、答申書の全文とあわせ、9月末の全戸配布でお知らせをしたところです。

昨年11月に、伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針が策定されましたが、その後は中学校の父兄を対象とした意見を聞く会のようなものは開催しておりません。

また、各学校の伝統についてですが、長い歴史を持つ各学校の伝統は非常に大切だと考えております。

○議長（三田忠男君） いいですか。

再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今のお答えでもわかるように、恐らく修中の皆さんは、私も修中の父兄から言われたんだけど、私たちは何も言っていないよというのは事実だと思います。ぜひ、今からでも遅くはありませんから聞いてやってください。

続いて、こども園の進入路をお願いします。

○議長（三田忠男君） 6問目、こども園の進入ですね。

市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 新こども園の進入道路につきましては、2月28日の森議員の議案質疑で進入先、建設目的及び建設費について説明させていただきましたとおりでございます。

また、この進入道路工事の予算はこども課になりますけれども、工事施工は建設課で行い、建設部と連携して進めております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私の聞いているのは、今、今の予算は幾らになるのと。だから、施工業者に支払う予定の金額は幾らですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この工事費につきましては、説明前にしましたが、平成30年度と平成31年度2年間で1億2,000万円が予算でございます。そのうち、平成30年度におきまして工事の関係のところ180万円が減額となり、平成30年度に支払う金額は、前払い金として3,820万円でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 最終的には1億2,000万円払うの、払わないの。それとも1億一千何十万円かになるの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 最終的には、今、発注している工事に対しては、予定どおりでい

ければ変更はありませんけれども、工事変更があればそれに対して増額、減額ありまして、前にも説明しましたように、その後の舗装工事の発注は今後考えていますので、それにつきましても発注して契約進みますので、そこで請負比率等どのぐらいになるかということでありまして、正式な金額はここでは申し上げられません。ただ、上限は先ほど申しましたように1億2,000万円ということになります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） さっぱりわからない。たしか8,600万円ぐらいで契約したんだよね、最初は。その後、増額したんでしょう。だから幾らになるか僕は聞いているんです。これ後で聞きに行きますから教えてね。

次、児童虐待、これ何でこんなことを聞くかということ、野田市の場合、先生に第一報が行っているわけです。わかりますか、言っていること、先生助けてください、何とかありませんかと。ところが先生、その後何も出てこないんです。校長先生は出てきましたけれども、校長先生、父親の味方なのかどうなのかわからないような答弁ばかりしているんです。

それで、私ぜひ、やっぱり最終的にやっぱり小学生、中学生の場合は学校が一番助け船出すところだと思いますので、ぜひ。時間が来ちゃったからあれだけれども、先生お願い、虐待防いでと、これが虐待を受けている人の声だと思いますので、ぜひ教育委員会も頑張ってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁は求めないですか。

○15番（森 良雄君） 答弁はいいや。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目につきましては、明日3月12日の午前9時半から行います。

なお、当日は、発言順序6番、山口繁議員から発言順位10番、杉山誠議員まで行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時23分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成31年3月12日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	浅田 茂治	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子	

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成31年第1回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、3月11日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の山口繁議員から発言順序10番の杉山誠議員です。

これより順次質問を許します。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 最初に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして発言をいたします。2番の山口繁でございます。

広報、広聴に関して。

市民への情報伝達、市民からの意見・要望の聴取については、市政を運営していく上で極めて重要な課題と認識しており、これまでも断片的ではありますが、問題視をしてきました。改めてそのあり方について見解を伺います。

大きな1番として、広報事業について。

（1）広報事業については、行政情報や市の魅力を発信するために多様な情報発信媒体等を活用するということですが、その中でもFMISの占める役割は大きくなっています。FMISは市の業務委託を受けて、本来の業務である電波を媒体としての広報のみならず、紙の媒体である「広報伊豆」の作成全般にわたって関与をしています。

また、平成31年度一般会計予算には設備更新支援のための予算計上がされていますが、この放送局の存在は市にとってどのような位置づけなのか、改めて説明願いたい。

（2）市の広報紙である「広報伊豆」の作成について伺います。

①広報作成で重要なのは、タイムリーな情報提供のためにどのような誌面にするのかという企画、それに基づく取材です。以前伺ったところでは、市としての主体性は保ちながら、特に企画面では市が主導し、それに基づく取材はFMISにお願いしているとのことでした。

全国の市区町村広報広聴活動調査、公益社団法人日本広報協会というところの2016年度ア

ンケート、全国市区町村1,741を対象にした回収率98.3%の調査であります。そこで外注度合いのデータを見ることができますが、企画については全部外注1.1%、一部外注2.5%、取材については全部外注1.6%、一部外注3.7%でした。このように広報誌作成の肝とも言える部分についてはほとんどの自治体が外注に頼ることなく、みずからの力で行っているということになります。

特に取材は市民と職員が同じ目線で向き合うことによって成立します。職員にとって、市民と接するこの貴重な体験は価値があると思います。この業務については広報担当者のみならず、多くの職員が何らかの形で取材や記事のまとめにかかわり、広報づくりを支えていくという手法も検討すべきと思います。

また、広報作成の基本となる肝心な部分のノウハウが庁内に蓄積されないことに危惧を感じます。

この点についてどのように考えるか、改めて伺いたい。

②取材原稿を取りまとめ、編集し、誌面レイアウトをどのようにするかということが広報作成の最終版の仕事となります。このできばえの優劣が読者を引きつけるか否かを決定づけることになり、一般的には印刷業者の付加価値の高い仕事と言えます。

この業務に関しても、現在はFMISが独占的に行っていますが、望ましくは市内の事業者との競争原理を働かせるような仕組みがあってもよいと思います。地場産業の切磋琢磨を促す仕掛けを考えたらと思いますが、この点についての見解を伺います。

(3) このように広報作成に関して、FMISへの依存度がかなり高くなっていますし、放送業務も含めた全体の業務委託費もかなりの金額になっているように思います。そこで、改めて伺います。

業務委託費については毎年二千七、八百万円で推移していますが、この規模はFMISの経営に占める割合としてどのくらいのものになりますか。

現在のこの業務委託方式は今後も継続していくことでよろしいですか。

(4) 「広報伊豆」について、毎月心待ちにしている市民も多くいるように思いますが、その認知度、期待度、評価等々について定期的に調査、分析し、その結果を次の誌面に生かしていくというのが広報を末永く価値ある存在として位置づけるためのあるべき姿だと思います。その点について、これまでどのようにしてきたか、そして今後はどのようにしていくか、伺います。

大きな2番、市長の情報発信並びに意見聴取について。

(1) 市長は、市が今どのような状況にあって、何を目指して進もうとしているのかということあらゆる機会を捉え、媒体を使い、的確に発信していくべきと思いますが、その一つに新年の節目における広報による市長の年頭所感（挨拶）があります。市長就任以来、毎年欠かすことなく継続して新年号の巻頭を飾ってきたのですが、なぜか本年の新年号にはそれがありませんでした。市長3期目の最後の重要な年度を迎えるに当たって、それが無いの

はとても不思議に思いました。

広報新年号の企画段階においてどのような議論があったのか、あるいは市長の意思として何かあったのか、そのあたりの事情を伺います。

(2) 市民への情報伝達や意見聴取の手段として市民のタウンミーティングがあり、昨年の秋には形を変えてミニ集会として小まめに実施されています。最近の重要な案件である中学校問題やごみ処理施設建設問題に関しては、可能な限りの市民説明と民意の確認をしてきたものと確信しているとの市長みずからのコメントが12月定例会で報告されました。その具体的根拠をお示しいただきたい。

大きな3番であります。市民の市政に対するニーズを把握するためということです。

市民の多様なニーズを捉え、市政に対する意見を聴取することは極めて重要なことです。4町合併から15年が経過しようとしています。例えば合併当時の市民の期待として市が重点的に進めてほしい施策は何であったか、それが5年後、10年後、15年後とどのようになってきたかといった時代の移り変わりに伴う市民の期待の変化を捉えること、そしてそれを市政に生かしていくことも重要です。

また、市民の意識がどのようにあるのかといったことの定期的な調査により、その結果を分析、検討した上で、市の最上位計画である総合計画を策定しようとするときなどに生かしていくことも必要だろうと思います。

こうした点に関して、これまでどのようにしてきたのか、そして今後はどのように考えますか。市長に答弁をお願いいたします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、広報事業について申し上げます。

F M I S の位置づけということですが、伊豆市においてF M I S はいわゆるコミュニティFMは同法無線の一部機能を担うとともに、かつて農協が運営していた有線放送のように地域コミュニティの活性化に寄与する期待もございしますので、市民のための放送として防災情報や地域に密着した情報を発信する重要な存在である、このように位置づけております。これは以前の議会でも申し上げましたけれども、被災地の教訓あるいは被災地の視察等々で、災害時にコミュニティ放送が非常に大きな役割を果たしているということを教訓として得たこと、それから私が市長になって一、二年だったと思いますが、こちらの旧3町地区でやっていた農協の有線放送が廃止となって、いろんな方から何とか維持できないのかとか復活できないのかという御意見もございました。そういった機能も合わせ持てるのではないのかということで、このような事業を始めたわけでございます。

そのほかの点については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明を総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、（２）「広報伊豆」の作成につきまして回答させていただきます。

まず、御質問の①ですが、取材や記事の取りまとめには広報担当者のみならず、多くの職員がかかわる必要性があるのではないかと御指摘のとおりであると考えております。これまでも毎年、各部局の職員や委託先のFMIS、それから広報戦略アドバイザーが集まり広報調整会議というものを開催し、誌面の企画や取りまとめ、掲載内容について意見交換を行っております。

取材に関しましてはまだまだ委託によるものが多い状況にございますが、一方で、イベントなどでは市の広報担当者も取材業務を行うなど、これまで同様ノウハウの蓄積に努めているところでございます。

その上で、まずは職員全体の広報に対する意識を変えていく必要があると考えております。

次に、②の編集に関してですが、取材内容に応じた見せ方を工夫し、誌面に反映させる広報の編集は、議員の職員が取材から誌面編集にかかわっていくことが必要であるとの御指摘のように、取材から編集に至る作業は一連の業務として行う必要があると考えております。これには地域密着した情報を収集した上で、これを放送するという一連の業務を実施しておりますFMISの取材能力や放送編集能力を生かすことが的確であると考えております。

印刷のみであれば競争原理を働かせるということもあり得るため、これまでも検討したことはございましたが、広報の作成の一連作業を短時間で実施する必要性もあることから、現在の業務委託方法が望ましいのではないかと考えております。

次に、（３）の市の委託金額のFMISの経営に占める割合についてでございますが、昨年度の実績では売上高の約６割であると伺っておりますが、この2,700万円から2,800万円の業務委託費というものは大きく分けて広報関係とラジオ放送関係業務で、内容はおおむね半々程度ですので、この６割の半分程度が広報の委託分であろうかと思っております。

また、広報作成業務委託は継続していきたいと考えております。

次に（４）「広報伊豆」に関する市民アンケート調査でございますが、これは定期的ではございませんが、これまでも実施したことがございます。その中で読みやすさや取り上げるテーマなどの意見を伺っております。

そして、今年度は伊豆市市政女性モニターを募集いたしました。この中で広報誌に関するアンケート調査を実施いたしました。今後も市民意見を把握するアンケートの調査については検討していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

山口繁議員。

○2番(山口 繁君) FMISは市長冒頭申し上げたとおり、地域の発信ということがもともとはあったんだろうと思うんですけども、防災ということで今、世の中全体ではかなり位置づけが高まっているというふうに思います。

総務省の管轄ということを知っていますが、総務省はそもそも地域情報の伝達が主な目的であって、防災というのは主目的にはならないよというようなことを当初言っていたんですけども、実は大きな震災があった以降、やっぱり防災に機能するということがわかってきたということで大きくかじを切ったという歴史があるというように、方向転換をしたというように聞いております。

その中でやはり防災が大きな役割を占めるということなんですが、質問をしていきますが、防災協定みたいなものを締結されているんだろうと思うんですが、その内容を教えていただけたらありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(伊郷伸之君) FMとの協定の締結とその内容含めて、また後ほど示させていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

山口議員。

○2番(山口 繁君) ちょっと通告していなかったものですから、申しわけありませんが、またもしよければ教えていただきたいなと思います。

FM放送は今、全国でどうでしょう、300を超えるぐらいあるんでしょうか、このコミュニティFMというのは。聞いている話ですと、かなり経営的に厳しいというように聞いておるんですが、FMISも多分それに漏れずに相当厳しい状況があるのではないかなと。特に隣の伊豆の国なんかには比べても伊豆市の地域特性といいますか、地理的な特性といって中継局が今3つあるのか、いわゆる本体が大野にあって、それからあと修善寺、中伊豆、土肥に中継を回すのを持っていてというようなことでそのインフラにも結構お金がかかるし、かといってそれで結果的に伊豆市100%人口を網羅しているということでもないような感じがあるんですけども、経営的にはそういう意味で、ほかのFM局に比べて伊豆市の地理的な状況から相当厳しいものがあるということなんですが、経営状況的には先ほど売り上げはだからこれ逆算すれば出てくるんですけども、利益こんなことここで聞くのはおかしい話なんですけども、相当厳しいのではないかなと思うんですが、その辺の差しさわりのない範囲で、どんな経営状況なのかということもコメントいただけたらありがたいなと思います。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長(田村英樹君) 民間事業者のことですので、余り詳細なことについては私も把握はしていないんですが、確かに経営状態としては非常に厳しいといいますか、少しず

つは改善はされているというふう聞いておまして、何とかとんとん程度の状況までしているというふうには伺っております。

また、全国的な事例も確認いたしました。やはりどこでも同じような状況のようでございます。なかなかこのコミュニティFMだけでやれるというところは難しく、やはりその中では行政等そういったところで伊豆市のような形で、放送の内容について委託をしたりという形でやっているというのが一般的のようでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） とんとんくらいで行ってればいいんですけども、いわゆる毎年毎年赤字が累積するということであると、ちょっと市としては重要な局として存在としてありながら、赤字が累積していくということではちょっと困ったなというふうに思うわけです。

総務省がちょっと方向転換をして、防災機能というようなことに期待するという事なんですが、総務省として、国としていわゆる放送設備、今回の伊豆市の一般会計の予算に出ていましたけれども、整備で幾らか補助するということがあるんですけども、国のほうからいわゆる放送設備機器の整備に関する助成のようなものというか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ちょっと今手元に資料はないんですが、たしか当初そういったものを立ち上げる際に助成するような補助金のようなものはあったかと思えます。

ただ、基本的に今あるものに対しての助成という形で使えるものではなかったのではないかと思います。すみません、ちょっと正確ではないかもしれませんが、そんな感じです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 多分スタートのときのイニシャルコストみたいなものは補助金みたいなものがあるって、それで立ち上げてできたという経緯があるんだろうと思うんですけども、市が一般会計で出すということだから、多分国のほうからはないのかなというそんな想像はしていました。

あと、経営そのものは株式会社の組織でやっていますね、FMISの放送局は。それから、市内から出資を募って、どうでしたか、2,800万円ぐらいの資本金というような格好でなっていると思うんです。これは多分それぞれの企業が余り多くないわけですけども、何社かを募って2,800万円ぐらいの集積になっているというふうに思うわけですけども、これは市の重要な防災に関しても地域発信の重要な放送局であるという立場から、市としてここに出資を既にしてあるのか、あるいはこれからしていなければするようなことがあるのかとい

うようなことに関してお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） コミュニティFMの将来において、とても大切な重要な課題だと思います。

それで、防災の側面が強くなったという御意見なんです、防災をまちづくりから離さないという今傾向にある。防災は防災だけという事業はやはり効率的ではありませんので、防災によるまちづくり、あるいはまちづくりの中における防災というようにそこはどんどん融合化しているんです。

伊豆市のちょっと特性は、立ち上げのときに本来は相当長い期間、伊豆の国市と一緒にやるという準備段階で来たんですけども、最後の段階で正直言って、そこは私も正確に状況がわかりませんでした、どうして最終的に分かれてしまったのか。

ただ、伊豆市の場合にはほとんどの形態をとっている第3セクターではなくて、つまり市が出資するのではなくて、市民が出資する株式会社という形態をとりました。これは最初に公募したときに事業者側の提案としてそういう形になったと記憶しておりますけれども、そのときに大体3,000万円前後ぐらい、設備投資は別ですけども、運営費はそれぐらいの参考資料があったんですけど、あくまでも参考として当時旧3町でやっていた農協のほうの有線放送、あれが各町から100万円ちょっとと世帯から500円だったものですから、全部合わせると二千数百万円のいわゆる地域住民負担だったものですから、規模からいうとそのような規模なのかなと感じた記憶がございます。

ただ、実際にこうやって運営してみると、議員御指摘のようにこれだけで単体で黒字になってどんどん経営がよくなっていくというものでは、これは全国一律そうではありません。そこで改めて伊豆市の場合にはこういった津波も土砂災害も洪水も危険性があるという市において、それからアンテナが4つ必要だという地域特性において、今、内々に政府に対してこういったものは政府でちゃんと補助していただくべきものではないかということ相談をしています。その結果を踏まえてまたしかるべき手順で総務省にお願いすべきものなのか、あるいは特別な状況ということで判断いただくことができるのか、今そういったものを政府との御相談をさせていただいているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） もう伊豆市にとっては切り離すことのできない局だと、存在だということのようですから、ただ独立した別会社ですから、そこで経営努力をしてもらって倒れてしまわないようにしてもらわないと困るんですけど、収入源というのは広告収入なんだろうと思うんです。そうすると、なかなか伊豆市の中にそうやって大きな企業はそういうことを継続的に出し続ける企業はないという状況の中で、もしこの企業がまだ今はとんとんだという

んですけれども、将来的にかなりおかしくなる、経営が本当におかしくなるといったときに、やっぱりこれはそうなったらもう知らないよと言うのか、やっぱり支えるというのか、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そうならないようにしていきたいんですけれども、ただ、ここまでやってきて、このコミュニティFMのスタッフの皆さんも正直言ってなかなか昇給もままならないような経営状態の中で苦勞をかけています。今、朝、日曜日は少し放送時間を短くしたり、それからなるべく広告「はなつーしん」の中でとっていただいたり、また台風のときには、年に二、三回夜中まであるいは朝まで災害対策室の中で同時放送していただいておりますので、そういった公共的利益の中でも非常に頑張っていると思います。

将来このまま株式会社を続けるのか、あるいはほかの多くでやっているように第3セクターに移すのかについては、現時点ではまだその判断するような状況ではないと思っております。なるべくなら今の事業体制を市としても必要な部分が公益性がありますので、そこで一緒に連携しつつ、事業を維持できればと期待をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） FM I Sの経営というか、これからのことということはよく理解したつもりであります。

広報に入りますが、FM I Sに広報に関してお願いをするようになってから、2015年の8月号からそれがスタートしたというふうに調べたところがあるんですが、ということはこの7月にはちょうど丸4年たつわけです。8月号が用意ドンのとき出るときには、かなりFMに行くというセンセーショナルな形で広報の新しい形ということでFM I Sと連携をするんだと、そして広報紙、それからラジオ、それからSNS、フェイスブックだ何だといろんなのがあんですけれども、その三位一体となった取り組みで情報発信をするというようなことを広報紙たしか6ページか8ページかかなり使って、市長の画像入りで宣言をしているんです。

それからこの夏には4年ぐらいたつんですけれども、一つの区切りとしてはぴゅうっと四季を1年間がどうかなということなんだろうと、4回りしているわけですがけれども、この間新しい取り組みというのはどんな評価をされてきたのか、今どういうふうに評価しているのかということについて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これほかの事業でもそうなんです、公務員がやるべき仕事と市役所外に委託できる仕事をやはりもう少し外注とか外部委託とかそういったものの方向で進めて

いきたい、その中の一つの事業です。市の責任かつ市の職員がわかっていなければいけないことは、政策の重要性の優先順位です。政策あるいは施策の重要性の優先順位としてどういうものがあるのか、あるいは時期的優先順位としてどういうものがあるのか、それから広報の優先順位としてどういうものがあるのか、それは大事な政策だけではなくて、非常に細かい事業であっても、市民の皆さんの生活に直結するような事業は当然広報しなければいけないわけです。ですから、広報の優先順位、そこの判断というのは市の職員が持っていなければいけない。しかし、それをどういう手段でつくっていくかについては、必ずしも公務員が持っていなくてもいいと私は思っておりますし、そこはある程度、市職員の事業は整理していかないと、今130億円ぐらいで私が2期目に組んだ予算が今180億円ぐらいですから、人数は減らして仕事はふえているわけです。切っていく仕事がそんなになくて、ふえる仕事が多い傾向にある中で、やはり外に委託できるもの、外でノウハウを持っているものについてはやはりそこは切り離していく方向が一つあるんだろうと思っています。

その結果、広報がわかりにくくなったとか、あるいは大事な課題が抜けているとかそういったことがあれば別ですけれども、これまでの経過を見てきて、市民の皆さんからそういった御批判もいただいておりませんし、私としてはこの方向で改善していけばよいのではないかとこのように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 確かに全部庁内で丸抱えしてやるということは、人的な配置も含めて、効率的なことも含めてできる限り分散をするという言い方はおかしいです、ですけれども、庁内でやらなきゃならないこと、市役所としてやらなきゃいけないことは絶対に離してはいけないということです。

広報がどうなんでしょうか、この3年8カ月、4年間の間に余りぶり返すのはよくないんですけれども、開発事業のことなんかもありましたけれども、あのことに関して、市民に対してこの広報を使ってどれだけのことをしましたかと言ったときに、すごく足りていなかったような気がするんです。大分遅くになってから広報が出てきたみたいな感じがあるものだから、いわゆる市として持っている今広報しなきゃいけないタイミングというのは、実は大型事業のことに関してはかなり時期を失したというような感じを受けているんですけれども、そのことをぶり返す必要はありませんけれども、とにかく何でもかんでも抱えるというのはよくないけれども、これは後で出てきますけれども、やっぱり市民とのきちっとした接点を持って取材をしていくというところは、これはもう僕はちょっとこだわりたいなというふうに思っています。それで、やっぱり取材は確かに取材のプロみたいな感じでFMの人たちがそういうふうになったかもしれませんけれども、やっぱり市民と同じ目線で向き合って、接点をとるということはすごく大事なことなんです。

先ほど申し上げましたように2015年8月号、広報の新しい形というところで訴えているん

ですけれども、その取り組みのときに市長が言っているのは、主役は皆さんですと言っているんです。主役は皆さんですと市民に対して言っているんです。その主役に対して、市の職員がじかに向き合わないということがあるのかということが物すごく単純な思いなんです。やっぱり主役である市民に市の職員がきちっと対面して、同じ目線で、それでいろんな取材をしていくということが僕はここは基本なんだと、ここは譲っちゃいけない部分だろうな、外部委託しなきゃいけない部分だろうなというふうに単純に思うわけですがけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大規模事業の広報がおくれたと後ほど具体的にどの件か御指摘いただきたいと思うんですが、もしそういうことがあれば、ぜひ改善をさせていただきたいと思います。

広報事業の重要性について、市役所と市民が必ずしも1対1ではなくていいと思うんです。私はいろんなツールを使って、行政ですから主権者が市民である、それはそうなんですが、それを行政と市民が向き合う1対1だけの関係ではないと思うんです。正直言って、私も政府広報読みません。やっぱり政府の動きは新聞で読んでいるんです。県の広報は入ってきますけれども、申しわけないんですが、ざっと見たらやっぱり中、読まないんです。やっぱり新聞でほとんどの情報、あるいは別のルートでほとんどの情報を得ていて、我々も記者会見でこれは新聞に書いてもらおう、これは広報で書こう、これはラジオでやろうと分けている。

広報紙は1年間の中で主な課題はこれですと、あとは随時こういうのを入れていきますとやっぱり年間計画をこちらで立てているわけです。その中でいろんな手法を使って市民の皆さんに情報発信していくことが大事なのであって、目的を果たすことが大事なのであって、行政が1対1でやるだけの手段ではないと私は考えているんですけれども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

お静かに願います。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりましたと言ったらわかっちゃうんですけれども。

それで、というのはもう一つは、市の職員がこれ担当者だけではなくて、これ部長のほうからも先ほど話がありましたけれども、やっぱり広報に対する意識を高めるということと、それから僕は多くの人に携わってもらいたいんです。それぞれ仕事があるので、専門的にやるということではなくて、どうなんでしょうか、日常的に広報の編集戦略会議というのがあるというに聞いているんですけれども、これをもうちょっと具体的な説明をしてもらいたいんですけれども、各部局くらいにやはり広報に関係する人たち、今、部が幾つあるんでしょうか、その中に必ず1人いわゆる編集委員的な存在を置いて、そういう人たちを集めて今回の大きな方針は来月号はこういうことを考えていると。それぞれの部局の中から関係するテ

一マを出して、それで取材をしというようなことをやって、寄ってたかって多くの人たちにかかわりをさせるという方法論、先ほどの部長の答弁ではそういうことも考えてみたいというように聞いたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今、山口議員の言われるとおり、その会議の中では広報調整会議というものがあまして、その中は実は各部局から職員を広報の特にこの市の広報でございしますが、その編集に関しての意見交換とか調整するそういったものを持ってございます。FMISが全てコントロールしているわけではなくて、FMISのほうである程度、原案なり何かそういったものをつくったものについてはちゃんと内容については確認、特に校正みたいな作業が多いんですが、それとか具体的にどのようなものを広報に記載をするかとそういった予定とかそういったものについては、全体からすると山口議員の言われている程度からするとまだちょっと少ないのかもしれないんですが、一応そういった形で各部局の職員、代表になってもらっているんですが、その職員に携わってもらっているということはやってございます。

その中で取材といった部分に関して申し上げますと、なかなかその辺は今、市長が申し上げたとおりある程度そういったアウトソーシングといいますか、外部の能力でもってそういった市民に見せるものをつくるというところをやっておりますので、市の中でもそういった体制を整えて進めているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 広報の戦略会議とか調整会議とかというのがあるというふうに聞いているんですけれども、もう少し詳しく聞きたいんですが、そこの中で広報企画アドバイザーというのを任用していますよね。その人の役割というのは、その人がいろんなアドバイザーですからアドバイスしているんだらうけれども、誰に対してどのようなアドバイスをするのかということを詳しく教えていただければありがたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 基本的にはそのアドバイザーというのはやはり紙面の見せ方、広く市民の皆さんに見ていただくための紙面の内容とか、場合によっては写真等も含めてなんですけれども、そういった記事全体の構成なんかについて御助言いただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 次、いきますけれども、最近の一番新しい広報でしょうか、紹介され

ていましたけれども、去年の5月号が静岡県の広報コンクールの組み写真部門で奨励賞を受賞したというそんな記事を読みまして、何か賞を受けるというのはすごくうれしいことなんですよね。喜ばしいことなんだろうと思うんですけれども、ただ、写真撮影とか組み写真をああいうふうにつくったというそのことは、これはFMISの担当者がやったんですよね、取材は。だろうと思うんですけれども、こういうふうになると、表彰受けたということに関して、市の広報担当者としてはどんな喜びを感じるのかお聞きしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 確かに取材といった面ではFMISの力は大きいんだろうと、それから編集といったところもそういったところなんだろう。ただ、その部分にどうしたらいいかという例えば紙面の内容の構成ですとか、要するに内容全般ですけれども、そういったものについては我々市の職員も見ながらやっておりますので、100%市の職員がうれしいというものなのかどうかというのはちょっと担当に聞かないとわからないんですけれども、やはりそれなりの自負というものはあったんだろうと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 6枚か7枚の組み写真、写真撮ったのはFMかもしれないけれども、それをうまくこういう組み合わせにしたらいよいよという組み写真にしたのは市の職員も関与して、一生懸命やってもらったということで100%喜んでいいと思いますので、おめでとうございます。

そうしたら、次の2番のほうにだけ聞いていただけますか。

○議長（三田忠男君） 市長の情報発信です。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2番目の市長の情報発信について、1つ目の年頭所感のほうはこれは総合政策部長のほうに答弁をさせます。企画したのは向こうで企画しておりますので。

それから、2つ目のタウンミーティングにおける可能な限りの市民説明と民意の確認をしてきたということでございますけれども、きのうも申し上げましたとおり、今回の35回のタウンミーティングの中では、私からの説明は中学校の将来像と新しいごみ焼却場を財政の観点からまず御説明申し上げるということでございます。

中学校の将来像については、これまでも皆さん御存じのとおり、平成20年の教育振興審議会から始まった議論であって、そして一昨年に当時の保護者の皆さん等々からいろいろな意見、請願等が寄せられました。保護者の皆さんの御意向というのは相当程度こちらで確認をし、また議員の皆さんも御承知のことと思います。したがって、今回は推進決議の前ではありましたが、教育委員会が方向を出した時点で、改めて市民の皆さんの市民感覚を確認させていただくということをしたわけです。

新しいごみ焼却場ももう十数年たって、私が市長になったときにはもう事業化に向けて準備が始まっていましたから、市民の皆さんの新しいごみ焼却場が必要だという認識は十分に定着しておりますし、場所も公募という形をとって決まり、事業費がほとんど問題になっているようでしたので、それについて市民の皆さんから市民感覚を確認をさせていただくというタウンミーティングをさせていただいたわけです。

これ11日ですから、きのう、ちょうど気になっていた新聞記事があつて全く偶然なんですけれども、日経新聞の論説委員の記事の中で、かつての残念ながら亡くなった堺屋太一さんが経済企画庁長官のころに物すごく正確で数値的なデータにこだわったと。ところが、景気は必ずしもそれだけではわからなくて、ゴルフ場のキャディーとかスナックの経営者とかパチンコ屋さんとかこういった景気感覚をどうやって把握するんだということで、景気ウォッチャーの制度が2000年に始まったという記事があつたんです。

まさに世論調査をするとか、市民アンケートをとるとか、請願に何があつたとかいう数字は皆さん御承知おきだし、我々も承知しておりましたので、まさに市民感覚ウォッチャーの役割を果たせばいいんだらうとこのように考えたわけです。タウンミーティングとしては35回、728人、そのほかに商工会の女性部ですとか、こども園ですとか、あるいは私の後援会の市民の皆さんとかおおむね1,000人程度の皆さんに直接顔を見ながら伺った結果、今我々が進もうとしている方向に対してはほとんどの方が同意をされていたということで、有権者でいけば2万8,000人分の1,000人程度ということになるろうかと思いますが、これ直接肌で感じたことですので、市民の皆さんには相当程度、御理解をいただいているという確信を得たわけでございます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから（1）についてお答えします。

これまで広報新年号は市長の年頭の御挨拶というものを掲載してまいりましたが、ことしは東京2020大会の前年として、いよいよこの大会を見据えた機運醸成が伊豆市にとって重要であるということを広報の企画段階で検討したことがまずきっかけでございます。その中で、新年を迎えインパクトのあるもの、市民の興味を引くものとしてこれは他市の広報紙や県民だよりなども参考にしたのですが、対談という特集記事として編集したものでございます。

市長の直接的なメッセージではなく、間接的な表現ではございますが、対談を通じまして、東京2020大会を見据えた機運醸成や自転車を生かしたまちづくりについての市長の考え方を年頭の挨拶にかえて、市民にお伝えできればと今回の記事になったものでございます。

ちなみに、新年号の特集でございますが、ほとんどが市の職員による企画立案で、取材やそれから編集等においても主体的に取り組んだ例となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そうしたら、こちらの質問の順番どおりいきます。後のほうの部長からの答弁のほうからいきますが、ことしの新年号の橋本聖子さんとの新春対談というのはいい企画だったと思うし、スポーツに関してというそういう先生ですから、市長との対談というのにはある意味よかったのではないかなと思いますけれども、そこに直接間接的にオリンピックに関する市長のメッセージが込められているというのはよくわかるんですが、それだけではないわけですね。

市政というのはそういうことではなくて、やっぱりその新春対談の後に市長の、何といてもこの迎える年度というのは市長3期目の最後の年度ですよ。ということがあるから、どういう思いがあるのかということを知りたいというのがあると思うし、それからもう一つは、総合計画が平成28年からスタートして、前期計画はまだ先なんですけれども、そろそろこの平成31年度はどういう位置づけかという総仕上げをしていく年度ですよ。そして、場合によっては総仕上げをしながら、次の後期計画をつくらなきゃいけないというようなそういうところに入っていくということですから、大きな意味で2つの市長としてはインパクトがあると思うんです。そこに込める市民に対するメッセージがあると思うんです。

今回は紙面のことは、市長先ほど申しあげましたように企画の段階でこういうことになったので、出せなかったということなんですけれども、市長御自身はやはり今言ったようなことの2つの観点からこういうことを訴えたいということはあったということによろしいんですよ、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ことしの重要案件を市民の皆さんにお知らせいただくということで、私はとてもいい企画だと思いました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 新春対談はいい企画なんですけど、先ほど私が言っているのは、市長3期目の最後の年度、予算をつくり執行していくという最後の年度だということと、それから総合計画の前期計画もう中盤から後半に差ししかかって、平成31年度というのは総仕上げをしていかなければいけない状況ですよ。あるいは後期計画の新しい計画をつくり直さなければいけない時期ですよとそういう年度に向かってこの新しい年を迎えたわけです。そのときにやっぱり市民に訴えるメッセージというのは確実にあると思うんですけれども、その辺はいかがですかということなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それは広報紙の新年号という特別な号ではありますけれども、広報紙の中の一、二ページではなくて、日々の私の勤務を通じて、やはり議会の皆さんと市民の皆

さんに常時発信すべきことであると思って、広報紙一紙をもってそれで完結するという
ことではないと考えているものですから、あのような形態がよいのではないかと判断をした次第
です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 急にことしそういう判断をされるというのはどうかなと思ったのは、
実は歴史をさかのぼれば、2015年の8月にFMISが開業した広報紙の作り方の、それま
でも市長は全部出しているんです、年頭挨拶でしょうか新年の挨拶、年頭所感という言葉
使ったかな、ということで必ず出しているんです。就任時点では的確にぽっとポイントを捉
えたこう行くだというような挨拶だったと思いますが、毎年出しているんです。

それで、FMISに広報が変わった、そうすると2016年の新年号はどうかというと、ここ
はちょっと趣が変わったんです。伊豆梯子會とかいうやつを特集に出して、表紙にそれが出
て、あけるとその梯子會のことがあって、その次に市長の挨拶が入ってくるわけです。ここ
では思い出すと、伊豆半島のクロスロードというような云々で、この中身をきょう言うあれ
ではないのですけれども、そういうことをきちっと書いておられた。それから、2017年、そ
の次の年は自然栽培、中伊豆の梅木の農園さんの人が表紙に載って、そのいわゆる特集があ
って、その次に市長の挨拶なんです。市長の挨拶は思い出すとしますけれども、米百俵そ
れから始まる挨拶でこれもいろんなことを書かれておった。そして、2018年は巻頭に戻るわ
けです。新年の挨拶ということで戻る。

というように、一貫して新年の挨拶というか、新年号には市長がそこに登場するというの
がもう習いになっていて、市民は多分期待していたんだろうと思うんです。それが突然、新
春対談に終わってしまって、次3ページ目からでもいいから、何で市長こんな重要な時期に
書いてくれないという思いがあるのではないかなという推測をして申し上げたんですけれど
も、その点についていかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） あそこの紙面の作り方は毎回委託しているFMではなくて、うちの
広報担当者から、かつてはバットをこう持ってみたり、いろいろこういうのどうですかああ
いうのどうですかと提案が来るんです。私がこうやってつくれということはないんです。い
ろんな紙面の作り方の中で、なるほどそこはキャッチボールしながらやっているわけ
です。

もちろん総合計画の推進というのは大事な事業ではあるんですけれども、ことしと来年、
オリンピックはまさによくポスターにありますように4年に一度ではなくて、我々にとって
は人生で一度、一生に一度の事業ですからその情報の重要性というか、我々のまちづくり
の中に占めることしと来年の位置づけというのは、やはりそこは特殊なんだろうと私はその

ように判断をいたしました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

そうしたら、2番目のやつなんですけど、タウンミーティング35回、728人ということでのうからも言われていますし、商工会の女性部であるとかいろいろなところでやって1,000人近い。3万人の人口の中で1,000人、これ割合というのはあまり関係ないと思うんです。728人、35回でも大体平均すれば20人ちょっと、これ人が多いか少ないかということになるとやっぱり市長の話を知りたい、意識が高い人、そういう人たちが来るわけですから、そういう人たちの声を聞いて肌で感じ取ったということですから、そういう確信があるということですから、ぜひ自信を持って進めていただければなというふうに思います。

きのう小長谷順二議員とのやりとりの中で、市長と議会が同席してのミーティングが必要ではないかというそんな議論があったように思うんですけども、そういうことに関して自分自身いろいろ考えたときに、必ずしもそれもゼロではないよなというふうに思うんですけども、やはりここは二元代表制ということを考えたら、果たしてそれはどうかなという思いが実はあります。

議会で市長が提案して、議会がそれを議論して最終的な賛否をするということになって、最終的にはこれが賛成多数であるのか全員の賛成なのかということはあるんですけども、議案が可決成立をしていく。その議案に対して市長はこういう思いでこの議案を上程したんだという作成過程のプロセスみたいなものを物すごく重要視した話になるんだろうと思うし、議会は提案された市長の提案をいろんな形で議論しながら、いろんな角度で議論しながら決めていくプロセス、それが議会なんだろうと思うんです。おのずとちょっと違うところがある。でも、山に登っていくと頂上へ行ったときには一緒になって、可決成立していくということなんだろうと思うんです。

ですから、そういう立場にあるそれぞれ市民から選ばれた立場の人たちが一緒に同席して報告会をやるということになると、議会をそこで再現するような形になりはしないかなという思いもあってみたり、市民の立場からすれば、やっぱり市長のタウンミーティングでいろんないわゆる議案を出していくという過程の議案に対する思いというのをよく聞く。それから、議会報告会なら議会報告会で議員はどのような形でそれを議論して決めていったのかということを知りたいというようなことで、ちょっと違う話になると思うんです。その違う話を市民は両方から聞いて、それでなるほどこういう形でやっているんだなというのが望ましい姿ではないかなというようなことで、市民の皆さんには申しわけないけれども、市長ミーティングにも出てもらう、議会報告会にも出てもらうということがベストだろうなというふうに思うわけですけども、市長がきのう言われた同席してというのはどんな思いがあったのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 毎回ではないんですが、そういった場もあってよいのではないかと考えたんです。確かに定例市議会、臨時議会における議案というのは、圧倒的に行政側の発議が多い。ただ、地方自治法改めて見ますと、議会は議会としての権限をたくさん持っているわけです。1例を申し上げますと、よくここでも頻繁に話題になった市有施設の貸し付け減額売買等は処分する側、行政の側の書き方が237条なんです。あれはあくまで行政がそういうことをするときには議会の承認を受けなさい。ところが、96条では議会の権限として書いてあるんです。だから、議会はそういう権限を持っているという書き方になっているんです。ですから、同じことが実は地方自治法の中で2カ所に出てくるんです。それが我々は議会によって縛られている、議会は議会としての権限を有するということなんです。ですから、まさに私はそういった二元代表制であるがゆえに、年に一、二回は両方が出て、私が聞かれたら議会はどうか考えているんですか、いや答えられませんというのではなくて、議会から御回答いただく。議会のほうに対して、市長は一体どうか考えているんだ、市はどうしようとしているんだといったらやっぱり私が横にいて、ちゃんと回答申し上げることがあってもよいのではないかと考えているんです。

これは執行機関として市長と教育長は並列ですから、私が現場に行つて中学校どうしますということは立場にないわけです。ところが、土肥で土肥南小学校と土肥小学校の問題があったときに統合をどうするかという議論のときに、教育委員会は答えられないんです、予算のことを、予算編成権がありませんから。私が一緒に行つて、通学費は市が見ますということによって理解が進んできたわけです。権限が違う2人が同席することで、市民の皆さんに対して十分な説明ができる、そういったことがあったんです。

今、市長と議会では権限違いますから、役割違いますから、同席をして市民に向き合うということが年に一、二回はあってもよいのではないかと、今年度のタウンミーティングを通じて感じた次第でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 少し勉強をしてみたいなというふうに思います。瞬間的にはそんなことを感じたものですから、先ほど言ったような状況であります。

そうしたら、次にまいります。

○議長（三田忠男君） 市民ニーズの把握です、3番。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ総合政策のことで、総論だけ私から申し上げたいのですが、15年が今経過しようとしていて、第1次総合計画は4年を経て私が引き継いだわけです。これは諸先輩方を批判するわけでは決してありませんけれども、第1次総合計画はどちらかという

と、やはりいろんな事業を列挙してあるということを感じました。後でいろいろ聞いてみると、もともと田方郡で広域合併を目指していたようなんですが、私も後で伝え聞いたので、正確に理解しているかどうかわからないんですが、旧田方郡で広域合併して新しい市をつくらうとしている動きの中で、最終的に旧3町と旧4町、それから戸田が分かれたということで、最後、旧4町が伊豆市をつくる時に、合併協議が結構国からの方針もあってばたばたの作業になったようです。これはわかりません、そういうことがあったと聞いただけで。その中で合併協議で詰め切っていないところがたくさんあって、課題として残ったんだそうです。これもそうですという言い方です。したがって、総合計画を初年度につくったときに、まだ十分に煮詰められていない事業とか表現があった、つくったときにそういうような状況であったというふうにさらに聞いています。そういった経過を後で確認をすると、第1次総合計画の書き方としてはあれが限界だったんだらうなどこのように感じました。

ただ、本来は総合計画は将来に対する指針と方向性ですから、第2次総合計画のときには合併前後よりも時間的余裕もありましたし、課題もかなりはっきり見えてきましたし、さらに伊豆縦貫自動車道を含む新しいインフラも整備が進みつつありましたので、かなり戦略的に書いたつもりでおります。

今はその方向は変える必要はないと思っておりますので、あとは議会の皆さん、市民の皆さんと意見交換しながら、着実に進めていく状況が今なんだろうと認識をしております。

そのほかのことについて、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明を総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

市民の多様なニーズを捉え、それを市政に生かしていくことはとても重要なことだと考えております。今、市長申し上げました総合計画策定時にはアンケートを初め、さまざまな手法で市民の皆様の声を伺うようにしております。

具体的にですが、第2次総合計画策定時には、平成26年には未来づくりセッションとして市民の皆様にオープン参加していただきながら柱となるテーマについて議論していただいたり、また平成29年度このとき改訂でございますが、総合計画改訂の際にも中学生や高校生とのワークショップ、それから子育てママさんたちとの意見交換など多様な世代の御意見を伺ってまいりました。

今後も市民ニーズと社会情勢を的確に捉えた整理を行い、市政に反映していくために市民の皆様の御意見を伺う機会をふやしていけるよう、検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ちょっとこの質問の前のほうに私が書いた中に戻るんですが、いろんな御苦労があって結果的に4町合併ということで、平成16年4月に用意ドンのスタートが図られたということなんですが、その時分の4つの町が一緒になったら、新しい伊豆市にな

つたらば、こういうことを一番の施策としてやってほしいというような何かそんなアンケートみたいなのとっていなかったですか。ちょっと見たような記憶があるんですけども、それは何でしたか、1番、2番、3番くらいまでの何かわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） すみません、その当時の資料について持ち合わせておりませんので、後ほど確認させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） すみません、通告も特にしていないからあれなんですけれども、たしか何か高齢者のなのがあった記憶があって、僕も申しわけありません、メモを持ってこなかったんですけれども。

それはいいんです、何であろうといいんですが、合併で用意ドンでスタートしたときに、こういうことをしてほしいというのがまずあったということ、それから新しい市政になって、例えば4年か5年のサイクルでもいいんですけれども、そのくらいになったらそのニーズがどういうふうに変ったのというようなことを捉える。それから、さらにまた4年か5年か知りませんが、なったらというようなことで5年だとちょうど5年、10年、15年、そうすると15年もたちますと、最初市ができたときにこういうのを重点目標、第一の最優先項目としてやってほしいということがかなり変わってきている可能性もあるんです。そういうことを定点で捉えるというようなこと、今までやってきているのかいないのかということもあるんですけれども、やってきていないとしたならば、これから先やっぱりそういうものをきちっと捉えて定点で同じような質問をし、それがどんな変化してきたのということを捉えてその時々、総合計画なり何なりに乗せていくと、それを採用していくというようなことの方法論が必要なんだろうと。

その時々、ある人たちに聞きました、こんな人たちにも聞いてみましたということではなくて、やっぱり同じように定点で同じような人たちに同じように聞いていくということが必要ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の見解をいただけますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） こちらにつきましては、今答弁の中でもございましたが、アンケート調査ということで総合戦略課のほうで所管しておるんですが、伊豆市の市民アンケート調査というのを実施してございます。これはいわゆる総合計画に関するさまざまな施策やそういったものについての市民の評価という形で、ニーズはどうかという形とは若干直接的なものではないかもしれませんが、今、市政として進めている内容についての評価項目として幾つかございまして、それが実は総合計画の中の施策についてどうですかと、満足度ですとか重要度というような形で1、2、3、4、5というような点数づけをしたものがござ

います。

こういったものを見ていくことによって、今の市民の皆様のニーズといいますか、考え方を把握していくようなことは進めているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） もう時間があれですから最後にしますが、先ほども申し上げていますが、総合計画の前期計画、この4月から始まる平成31年度というのは4年目ということになりますよね。それで、ここでやっぱり前期計画をある程度仕上げていくというようなことの施策が必要だし、次の後期計画をつくるというこの辺のスケジュールリングは前聞きましたでしょうか。その辺がわかったら、もう一度改めてお聞きしておきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、総合計画につきましては、これが基本構想が2016年から2025年、そのうちの5年が前期、それと後期ということですので、ちょうど2020年までが前期の計画になります。

先ほど申し上げましたとおり、アンケート調査等でそういったさまざまな市民の皆様のお考え等は把握するとともに、来年度から今度新たな後期計画策定に向けた作業を始める予定でございますので、そういった点では幾つかある情報を見ながら新たな計画をつくっていくということでございます。

ただ、基本構想というのがありますので、まずそういったものにのっとりた形、やはり10年の一つの大きな枠の中での後期分という形にはなると思っていますので、そういった点は十分配慮しながらやっていかなきゃならないと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） この4月から始まって、来年の3月までにある平成31年度の中でスタートをするということによろしいですか、後期計画をつくるというような。どういう形でどういう人たちがどういうふうにしてつくっていくのかということ、もちろん全体構想は変わらずに、後期の計画ですから全体構想の中でその中における前期で足りなかった部分、あるいは全然乗せていなかったけれども、後期ではこういうことをやりたいと構想の中には入っている部分でこういうのをやりたいというのをつくっていくと思うんですけども、つくり始めるのは平成31年度中にスタートをするということによろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 後期のスタートが2021年、ですからそれまでに作業を進めますので、来年度から新たな後期計画の策定に向けた準備を進めるということで、後期計画自

体は2021年にスタートできるような準備をするということでございます。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど山口議員の質問に対し資料等がその場ではありませんでしたが、用意できましたので、それぞれ答弁を求めます。

まず初めに、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどの山口議員のFMISとの協定についてでございます。

災害時における緊急放送に関する協定ということで、FMが立ち上がりました平成25年6月に締結をしております。内容につきましては、災害が発生したり、発生するおそれがあるとき、災害等の情報について災害時緊急放送を行うことにより情報の速やかな伝達を行うという内容でございます。細かい内容ですと、市からの要請に基づいて放送の時間外であったり、時間内であったりそれぞれ放送をやるという内容でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） こちらも山口議員の御質問にありました合併前のアンケートというものでございますが、平成15年2月に、合併協議会が旧4町の町民、無作為抽出によりました郵送調査という形でやったものがございました。その中でやはり議員が御指摘のありましたとおり、まちづくりについて将来どのようなようになっていけばよいかというような設問があって、その中で例えば「観光や温泉でにぎわい、人の交流も盛んなまち」、「地震などの災害に強い安全なまち」、それから「医療・福祉の充実したまち」といったような項目が上位を占めているという結果がございました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で山口議員の補足の説明は終わりました。

◇ 鈴木正人君

○議長（三田忠男君） 一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

議長に発言の許可を得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。今回

は2件についてお伺いいたします。

まず、1件目です。成年後見制度の利用促進と市民後見人育成事業について、市長にお伺いいたします。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の預貯金などの財産管理、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて選任された成年後見制度が代理して行い、支援する制度です。その背景には、判断能力に障害があっても自己決定能力がないとみなすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させるというノーマライゼーションの思想があり、日本においても1999年に民法が改正され、従来の禁治産者・準禁治産者制度にかわって、判断能力の程度によって成年被後見人、被保佐人、被補助人の3類型に改めることや、成年後見制度を設置することが定められました。

さらに、悪質商法で被害に遭う認知症高齢者などの社会問題化を受けて、2006年4月から、全国の市町村に新設された地域包括支援センターに成年後見制度の窓口が設置されました。

しかしながら、この制度がこれらの方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況があり、国は、成年後見制度の利用促進を図るために平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律、以下、促進法とありますが、これを制定し、翌平成29年には成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

私も平成29年12月定例会の一般質問において、伊豆市の認知症患者及び家族の支援体制について伺い、高齢化の進行に伴う高齢者世帯や独居高齢者の増加によって成年後見制度に基づく市民後見人の需要が今後高まっていく中で、我が市でもその取り組みを進めていくことを確認させていただきました。そこで、それ以降の取り組みの状況について、以下伺います。

①伊豆市の現状の高齢化率はいかがでしょうか。

②高齢者独居世帯数、高齢者夫婦のみの世帯数はどうなっているでしょうか。

③認知症患者数はどれくらいでしょうか。

④認知症患者のうち、成年後見制度利用を必要とする割合はいかがでしょうか。

⑤前述した①から④の将来の推計値はどのようになっているでしょうか。

⑥地域包括支援センター市内4カ所ありますが、4カ所ごとでの相談件数と制度利用の件数はどうなっているでしょうか。

⑦相談実績のうち、法定後見、任意後見の割合はいかがでしょうか。ここで言う法定後見とは後見人を家庭裁判所が選任する場合、任意後見というのは後見人を御本人があらかじめ選任する場合です。

⑧それに基づいて、必要とされる市民後見人の数と現在行われている市民後見人育成事業の進捗状況はいかがでしょうか。

⑨促進法第14条第2項に定める機関の設置状況はいかがでしょうか。ちなみに、促進法第14条第2項は、「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、

基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と。

それで、ここで皆さんに配付してあります議長に許可を得まして国のほうが定めました促進基本計画、こちらに基づいての地域連携ネットワークのイメージというこのイラストを添付させていただきました。今の機関の設置状況についてはこの図を参考に見ていただければよろしいかと思えます。

最後、⑩今後の取り組みと課題は何があるでしょうか。

次に、2件目です。

2期目に向けての教育長の所信を教育長にお伺いいたします。

今定例会初日、現教育長の西井教育長の再任についての人事案が上程され、同意承認されました。平成28年5月に就任され、県内初の義務教育学校となる土肥小中一貫校の開校、第2次学校再編計画の見直しに伴う伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針の取りまとめ、学校教育現場の負担軽減など多くの課題が山積する中、教育行政のトップとして御尽力されてきたことに改めて敬意を表します。

しかしながら、学校教育については、児童生徒、教職員を取り巻く環境においてまだまだ課題は多いと感じております。そこで、再任される今後の2期目の3年間に向けて、1期目の3年間を顧みつつ、以下について教育長の所信を伺います。

- ①伊豆市の教育行政全般について。
- ②児童生徒の安心安全対策について。
- ③児童生徒のいじめ、不登校対策について。
- ④支援を必要とする児童生徒への対応について。
- ⑤市内中学生の部活動における機会均等について。
- ⑥家計における教育関連支出の負担軽減について。
- ⑦教職員の働き方改革による負担軽減について。
- ⑧学校教育関連予算の確保について。

そして最後に、⑨伊豆市の学校教育の将来像についてお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 成年後見制度についてお答え申し上げます。

高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしが増加する伊豆市においては、大変必要な事業と考えております。

この成年後見制度が普及しない背景には、費用の問題など幾つかの課題があるものと認識しております。今後、必要な方が適切な制度利用につながるよう、成年後見制度の利用の

促進を進めてまいりたいと考えております。

詳細について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明を健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから、①から順番にお答えしたいと思います。

①の伊豆市の高齢者の現状ということで、高齢化率でございますが、平成30年4月現在で高齢化率38.8%でございます。

次に、②の高齢者独居世帯数は2,702世帯、高齢者夫婦のみの世帯は1,784世帯と全世帯の約33%を占めております。

③の認知症患者数でございますが、認知症患者数の推計につきましては国のデータのほうから高齢者の人口の16.8%と言われております。約2,028人と推計されております。

④になりますけれども、その認知症患者のうち、成年後見制度利用を必要とする割合は国のデータからも3.9%と言われておりまして、約79人と推計しております。

⑤番になります。高齢化は年々上昇しておりまして、高齢者世帯が急速に増加する中で特に独居世帯の増加が大きくなっております。これらの将来推計としまして、7年後の2025年の現況ということで推計ですけれども、高齢化率は42.6%、高齢者独居世帯は2,599世帯、高齢者夫婦のみの世帯は1,624世帯で、人口が減少する中で高齢者のみの世帯というところは数的には横ばいですが、割合的にはふえるという状況になると思われまして。

そしてまた、認知症高齢者は推計で2,429人で、そのうち成年後見の制度利用者数として約95人と推計しております。

⑥になります。4圏域の地域包括支援センターでの成年後見制度の相談件数ですけれども、平成30年度12月末では、全体で実人数ということで20人の相談がありました。そのうち制度利用につきましては11人になります。地域包括支援センターごとに見ますと、修善寺地区は実人数が9人のうち制度利用は8人、土肥地区は実人数2人のうち制度利用はゼロです。中伊豆地区は実人数が4人のうち制度利用は2人、天城湯ヶ島地区は実人数5人のうち制度利用は1人ということで、大体年間の中でも前年度を見ても実人数的には毎年20人ぐらいの相談がございます。

相談件数につきましては、相当1人の方のケースについて数多く相談の回数がございますので、相談の延べ回数とすると大変な数になっております。

それから、⑦ですけれども、その制度利用の11人のうち任意後見は1人、他は法定後見人ということで10人となります。

⑧の必要とされる市民後見人の数ですけれども、伊豆市のほうではおおむね20人を目標としております。平成30年度から三島市、伊豆の国市、函南町と3市1町で市民後見人育成養成研修を開催しておりまして、伊豆市では4名の方が受講していただきまして、修了までやってきました。伊豆市は社会福祉協議会に委託して事業を進めております。平成32年

度までの県の補助事業、補助率10分の10を利用して3市1町で一緒に市民後見人を育成してまいります。

⑨になりますけれども、成年後見制度利用促進法の第14条第2項に定める機関の設置状況としましては、平成31年度以降、高齢者等権利擁護及び虐待防止対策推進協議会という委員会がございまして、それを活用して成年後見制度利用促進の内容を検討していただきまして、基本方針を作成していこうと考えております。

今後の取り組みとしましては、やはり高齢化率が増加していきまして、高齢者のみの世帯等がふえる中でこの成年後見制度の利用率はその中でも今現在低いために、制度利用の必要性については住民や関係機関の皆さんへの周知啓発を進めていく必要があります。また、ニーズ調査による実態把握から、必要な方に適切な制度利用につながるよう体制づくりを進めてまいりたいと考えております。また、その体制づくりにつきましては、社会福祉協議会との連携、それから弁護士、医師、司法書士、社会福祉士等の有識者の皆様のお力添えをいただく予定でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今、市長並びに健康福祉部長に御答弁いただきました。

いろいろと質問多いわけなんですけれども、質問項目の①から⑤については、現状のこの制度を利用すべき方がどれくらい、また将来的にどれくらいいらっしゃるのかというその辺の数字の把握を今ちょっと部長のほうで細かい数字もおっしゃっていたんですけれども、その辺をぜひ実態として認識していただきたいと思えます。

それで、2025年までの推計値を今お話しいただいたんですが、すみません、直近のデータで、日本の地域別将来推計人口というのが2018年推計分で2045年まで出ているものがありまして、これは県の静岡経済研究所が出しているレポートの中なんですけれども、それに基づいて試算をしますと、2045年は伊豆市について推計人口が1万5,149人、高齢化率が60.3%に跳ね上がる、高齢者人口が9,142人になる。あと、その16.8%を高齢者の人数に掛けて認知症患者数が1,536人、同じくそのうち制度の利用者数が3.9%掛けると約60人ということで、人数的には人口減もありますので、減っていくわけなんですけれども、やはりここで注目しなきゃいけないのは高齢化率の上昇です。今現在38.8%の高齢化率が2045年には60.3%ということで、2人に1人以上の方が高齢者になるということになります。

そういった中で市長、先ほど御答弁いただきましたが、再度この成年後見制度を推し進めていくというその辺の認識というのを改めてお伺いしたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 前の議会でも申し上げたことがあると思うんですが、私も母がそうい

った状況になったときに勉強してみたんですが、いや難しいですよ。そうすると、やっぱり弁護士さんとか司法書士さんとかにお願いすれば、当然費用がかかる。自分が介護を受けながら、そういった特別な費用を出せるそれだけの年金もらえる人が一体何人いるだろうかということを見ると、どういった方々に後見制度をお願いするのか。私のように例えば家族が見ようとしたときに一体その研修をどのように時間をとるのか、どのような仕組みでやるのか等々やっぱり幾つかの課題があると思うんです。

そう考えますと、成年後見制度、制度としては必要だと思うんです、幾つか財産の処分とか問題も起こっていますので。そういった超高齢化社会になる伊豆市の場合には、速い速度で少子高齢化していくというもの、全体としてどういう未来の社会に向き合うのかと相当な理解と覚悟が進まないで制度として普及まで行くのは、導入はできると思うんです、制度として普及していくところは相当やっぱり未来を直視する姿勢が必要なんだろうと思います。

制度設計のほうは健康福祉部長以下で引き続き関係部長、課長とも協議しながら進めさせていただきますけれども、市長の責任としてはこういった社会が確実に到来するんですということをやったり市民の皆さんに御説明し、御理解いただくことが第一歩なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） まさにその辺市長、御認識いただけているのではないかなと思います。

実際、制度利用というのが先ほど地域包括支援センターの相談件数、制度利用の件数にもあるんですけれども、人数としては制度利用すべき方の人数に対しては相談件数とか制度利用というのが余りつながっていないという現状がありますので、ただしやはり導入はして、いつでもそういった方々が相談を受けられるような体制づくりというのはしなきゃいけないと思います。

それでは、ちょっと細かいところで幾つかお伺いします。

6番目の地域包括支援センターの相談件数と制度利用の件数というのは、先ほどありました。全体で実人数で20人、制度利用がそのうち11人というそういう数字だったんですけれども、先ほど述べの相談件数はかなり多いというお話だったんですが、延べの件数というのはどれくらいになるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 延べの件数にした場合ですけれども、平成30年度におきましては、成年後見制度の相談、修善寺地区が415件、それから中伊豆地区が73件、天城湯ヶ島地区が87件、そして土肥地区が2件ということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 今の数字も聞いてわかるんですけども、お一人お一人に本当に丁寧に何回も何回も説明しないと、なかなか制度利用につながらないとかということもあろうかと思えます。

あと、各地区の制度利用者の件数が出ていましたけれども、修善寺は8名、中伊豆2名、天城1名、土肥はゼロということなんですけれども、実際にその制度利用対象者とかその辺を考えたときに、あと各地区の高齢化率とか考えた場合、この辺の数字というのはどういふふうに分かっていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 全体でいいますと20人ということですので、この件数、実人数が多いか少ないかということとは本当はもっと利用をしたほうがいい、必要とされる方がその制度利用までに行っていないのではないかとこのように考えます。特に土肥地区におきましては、高齢化率につきましても今4月現在でも48.7%となっておりますので、ある意味、元気なお年寄りが多いということも言えるかもしれませんが、全体的に見てももっとこの成年後見制度というところを皆さんに周知して、必要とされる方がその制度のことを身内の方とか勉強されて、制度利用につながるとよいかと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。やはり周知啓発というのが必要だということだと思います。

あと、⑦について、法定後見、任意後見の割合なんですけど、制度利用された11名の方のうち法定後見が10名、あと任意後見が1名ということで、通告書に書いてあるんですけども、法定後見と任意後見というのがどういうことかということで、任意後見というのが1人なんです。結局、御本人がまだ健康でいらっしゃるときに、いずれそうなった場合にこの制度を利用するかどうか、どなたにお願いするかといういわゆるその意思を的確に伝えられるタイミングであるにもかかわらず、その辺が進まないというその辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） このおおむね約20人の相談の中で制度利用につながったのが11人ということの中で、やはりもう困って困って、そしてしようがなく法定後見人がついたというようなケースが10人ということが多いんだと考えます。

やはり任意後見ということで、その方がお元気なうちから、そしてある程度、意思決定とか意思表示ができるときに、任意後見ということでその方の御意思をそのままつなげられるような制度利用を皆さんがしていくとよいかと思えます。

やはり今までの中でも高齢者の方が急にひとり暮らしで亡くなられて、その方の身内を探

してどういようにしていくかというところで、健康福祉部の高齢者の担当は大変困っているケースがここ大変ふえておりますので、やはりこういう任意後見というところで、皆さんにはちょっと考えていただければよいかと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） そこでその任意後見が進まないという中で、以前、波多野議員が市内の終活制度についてということでやりました。これ農協さんの「いまから帳」ということでエンディングノート、終活ノート、これちょっといただいてきたんですけれども、中見ますと、いろいろと準備にかかわることが書いてあるんですが、財産の管理方針というところに後見制度を利用しますかしませんかと、任意でお願いする方はいらっしゃいますかというような形のものが記入できるようになっているんです。これ農協さんだけではなくて、恐らく財産管理に関する事なので、各金融機関等も郵便局も含めて用意はしているかと思うんです。

ですから、こういったものを事前に、例えば保険証の裏側に臓器提供カードということで意思を示したりすることがあるんですけれども、こういったものがありますよというようなことをうまいこと金融機関と連携しながら、その辺周知を進めていくということがやっぱり一つは必要でないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今お示しされた終活ノート、農協さんのほうでも地区で講習会をやってくださったりしているところもございしますが、今、健康福祉部のほうで持っております在宅医療連携推進協議会というのがございまして、その中でもやはり終末期の医療についてとか、そういう終活というところをもっと住民の方に啓発したほうがいいのではないかというような会議の中でお話もありました。

そしてまた、去年は日赤にいらっしゃった先生がやはりこの終活というところでそういうお話もしてくださったところですので、やはり高齢化の進む伊豆市にとっては、そういう終活をどういように迎えるかというところは、60代ぐらいのそういう世代から早いうちからやっぱり考えなければいけないことだと考えますので、そういうところでも啓発普及活動をしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） その中でやはり周知啓発ということも制度利用につながらないということもあるんですが、一方で、市長のほうもおっしゃっていましたが、いわゆる後見制度を利用される方側のほうの費用負担の問題というのがやっぱり頭の中にあるのかなと。

だから、先ほどの包括支援の中でも、いろいろと相談を何回も繰り返していく中にはその辺の費用はどうやって捻出するのかというそういうふうなこともあるかと思うんですが、今現在、そのところ例えば軽減がされているとか、そういうふうな状況というのはあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 費用がかかるという問題は、やはりこの成年後見が始まったところからあったと思います。そしてまた、その費用につきましても、かなり費用的にも少し経費的には下がっていると聞いております。

そしてまた、市長申し立てということで、市の中でも障害者の枠と高齢者の枠にそれぞれ予算をとっておりますので、そういうところも今後、利用していけば利用促進ということでつながると考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 以前に比べれば利用していただきやすい環境にはなってきているということですね。ですから、そういったところも含めて啓発周知というのは必要だと思います。その辺でわかりました。

それでは、8番目、市民後見人の数について、育成事業の進捗状況についてなんですが、必要とされる市民後見人の数が目標20人ということでおっしゃいましたけれども、その20人という数字の根拠、ありましたらお示してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 20人を目標としているわけですが、その根拠といたしましては、今、伊豆市で成年後見人制度を利用している方が全体で76人いるという数字が出ております。その中で親族が後見人になっているという割合が26.2%ということで、そうしますと大体20人になるわけなんですけれども、そこを数字として出して目標を20人ということを出しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 現状、要は親族を含めて市民後見人になられる方の割合を見て、それで算出しているということですね。

ちょっと将来的なさっきの推計の数字とかを見れば、独居の世帯であったりとか身寄りがいないという方もかなりふえてくるのではないかと思いますので、その辺の割合というのはまた見直す時期が出てくるのではないかと思います。

それと、この市民後見人育成事業について、県のほうで平成30年から平成31年、平成32年

と3カ年で育成事業のほうを県費のほうで負担して、うちの場合には3市1町で同じように育成事業やっているわけなんですけど、先ほどのその20人というのが今現在の市民後見人育成養成研修を修了した方が4名ということなんですけれども、その20人を達成する見込み、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 補助が出るのは3カ年ということで、今年度が4名ということでこのところはこちらからいろいろと民生委員さんであったりとかお願いしたケースもあって、やっと4人の方に受講していただきました。あと2年の中でといいますと、やはりこのところもぜひこの制度についての啓発をして、できるだけ多くの方にこの市民後見人の養成研修というところを受けていただきたいと思っておりますので、そこもこちらから積極的に進めていきたいと思っておりますが、補助のところがあるあと2年間というところとりあえず頑張りたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 目標達成の御努力は続けていただきたいと思っております。

その上でちょっと伺いたいですけれども、認知症サポーター養成講座というのはやっていますよね。例えばその養成講座に参加された受講者の方々、その方々が先ほど実際、市民後見人として今なっている4名の方は民生委員の方とかにお願いしたということがあるんですが、例えばその認知症サポーター養成講座の受講者の方々が今度は市民後見人育成養成研修というのにステップアップするという可能性もあるのではないかなと思うんですけれども、その辺を啓発も含めて促していくというそういう考え方はありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりに、この認知症サポーター養成講座のほうも中学生であったりとか幅広い範囲で講座を開いておりますけれども、やはりそこもぜひ市民後見人というところを考えていただきたいと思っておりますし、今いらっしゃる民生委員さんの中でもそういう形で興味を持っていただければよいなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、⑨のところの促進法の14条の2項に定める機関の設置状況という話なんですけれども、皆さんにお配りしたこの地域連携ネットワークのイメージ図がありますけれども、これが国のほうが示しているいわゆる各自治体、地域においても成年後見の利用を促進するためのイメージ図になるわけなんですけれども、もう一度確認したいです。これこういうような全体イメージになっているんですけれども、今、到達している状況

というのは、この絵で言うとどんな感じになるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員が配っていただきましたこのネットワークのイメージの図ですけれども、目指すところはこれなんですけれども、今現在どこまで進んでいるかといいますと、やはり四角い枠の中の中核機関というところで、ここは市から直営または委託ということで委託をするわけなんです、そのところは社会福祉協議会に市民後見人等につきましては、そこを実施機関ということで委託をしているような状況がございます。

実際にはそのぐらいが今の現状ですけれども、目指すところとしてはこの全体的なネットワークをつくるために協議会という大きい丸のところなんですけれども、そこにつきましてはちょっと先ほど申し上げましたが、虐待であったりとか権利擁護の協議会がございますので、そこと重ね合わせたような形で、その中にはいろいろ司法書士さんであったり医療関係であったり社会福祉士、それから社会福祉協議会等いろんな団体のメンバーがいらっしゃいますので、そういうところでその権利擁護の協議会の委員会を重ね合わせながら、全体的に成年後見の利用促進のための体制づくりをしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。

平成31年以降、基本方針を作成していく予定ということですから道半ばだと思うんですけれども、今の御説明だと、この絵のいわゆる丸い協議会、これを構成する団体であるとかそういう人的なものというのは、先ほどおっしゃられた高齢者等権利擁護及び虐待防止対策推進協議会がそもそもそういった関係団体の集まりの協議会ということで、新たに人的確保をしなくてもある程度形にはなるだろうと、ただ全体のイメージとしてこれに当てはめる作業をこれからつくっていくということによろしいですよ。わかりました。

それで、通告書にも書かせてもらったんですが、促進法においては各市町村の条例の定めるところにより、今の審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするということで、ある程度、努力義務で条例を制定して、その上でそういった組織、運営体制をつくりなさいというようなことが書かれているわけです。

そこでお尋ねしますけれども、現状その条例制定これに向けての動きはあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この条例制定につきましては、担当課の長寿介護課、そしてまた社会福祉課のほうもかかわっておりますけれども、大体素案ということである程度担当レベルでは考えております。

また、その中で今後のところで社会福祉協議会を中核機関と考えておりますので、社会福

祉協議会のほうに法人後見の資格等をとっていただきながら、体制的には社会福祉協議会と一緒に進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 今、長寿介護課等で素案はできている段階だというお話なんですけれども、例えば庁内であると条例の案をつくる上でどうなんですか、法令委員会とかあるんですかね。例えばそういったところにこの長寿介護課をつくった素案を上げて、審議というか議論をしたというそういうことはあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この3月定例会の議案のための法令審査委員会には、案件としては上がってまいりました。審査会では一応審議をしました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 審査して、それが上程まで至らなかったということはどうしてですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 一応この法律の中で各市町村が条例を定めて、それから審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるということで、努めるということにもなっていたわけですが、国・県の説明の中ではそういう方針でということでは言われておりましたので、その方向で進めたいとは考えておりましたが、やはり全体的にもう少し成年後見についての課題とか問題点をちゃんと住民の方の意見を聞いたり、専門家の方の意見を聞いたりしながら、実際には体制も社会福祉協議会との話し合いをもう少し進めた上でやったほうがいいのではないかとということで、時期をもう少し時間を置いて検討しようということになりました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 条例制定が必要かどうかというのは、国のほうも努力義務ということで課していることですからわからないんですけども、結局、利用促進を図るためにいろんな先ほどの地域連携ネットワークであったりとか、市民後見人の育成であったりとか個々の事業等はあるわけなんですけれども、では実際、全体として制度利用を促進するためにはどういう理念があって目的があって、どういう機関を設置してというそういういわゆるその推進役になる条例というのがやっぱり必要ではないかなと思うんです。

今、部長がおっしゃられましたけれども、いろんな各氏から意見を聞きながらまとめ上げ

ていきたいというお話だったものですから、素案もできていることですし、いろいろと先ほどの成年後見人の育成事業も平成32年度まで3カ年やっているし、あと地域の基本計画も平成33年度までというような国のほうの指針もあるわけです。そういう期間の中で、やはりそここのところというのは推進していくために条例制定というのは、私は必要だと思っているんですけれども、市長、その辺の認識はいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この条例が不要だといって却下されたわけではなくて、条例、今準備しているわけなんですけれども、その中でもう少し課題をよく掌握し、整理したほうがよいのではないかということであって、審議はこれからも継続するものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ制度がうまく回るように、ひいては利用される方が利用しやすいように、先ほどのいろんなデータ出ましたけれども、そういう背景があるものですから、ぜひそういう意味で条例制定の動きも加速をしていただきたいと思います。

今後の取り組みと課題については先ほど部長のほうも御答弁されましたが、そのとおりだと思います。再三ありましたけれども、その制度自体がどういう制度なのか利用者側からも、あと、これは社会福祉協議会の県のものなんですけれども、これが結局もう一回、成年後見制度進まない理由が何なのかということで調査をかけたところ、利用者はもとよりなんですが、いわゆる社会福祉関係団体、実際介護に携わる方々がまだまだ認識が追いついていないという話の中で、いろいろと福祉関係者を対象にテキストとパンフレットを活用して制度説明の方法とかそういう研修会を2月から3月にかけて、県内でも4地区で開催するということがあります。ぜひそのところをまた関係される社会福祉団体のほうにも周知啓発していただく、その辺もぜひ取り組みとしてやっていただきたいと思います。

この成年後見制度の利用促進については、市長冒頭にもおっしゃいましたけれども、その制度が費用負担等についてもいろいろと難しいことがありますし、あと財産を管理しなきゃいけないという市民後見人になれる方のその辺の心理的負担とかいろいろあるわけなんですけれども、されどやはり必要なものであります。他市町でも条例制定という動きは県内でも、市民後見人の県内第1号が出た富士市においては成年後見センターを設置して、それを条例で定めて市全体で成年後見制度を推進していくというような動きもありますし、御殿場でも今度の4月かな、条例制定するようなそんな話も聞いています。他市町がやっているからということではなくて、この先、伊豆市に置かれている状況を鑑みればやはり必要な事業であり、推進していくべきものであると思いますので、ぜひそのところはまた御努力願います。

では、次の質問。

○議長（三田忠男君） 2期目における教育長の所信です。答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから①から⑨までについて御回答いたします。

まず、①伊豆市の教育行政全般についてですが、昨年開校した義務教育学校土肥小中一貫校や市内の小学校、中学校の児童生徒や教員にとって学びやすく、教えやすい教育環境の実現を最優先に取り組んでまいります。

また、伊豆市の学校教育目標である「ふるさと伊豆に誇りを持ち、夢やころざしを持って心豊かに生きる子どもの育成」に取り組んでいる各学校を支援していきたいと思っています。

さらに、昨年11月に基本方針を決定しました修善寺・天城・中伊豆の中学校基本方針の実現に向け、議会を初め、市民や保護者の皆様に御理解をいただきながら取り組む所存でございます。

いずれにいたしましても、過日の御挨拶でも申し上げましたが、伊豆市の学校教育のみならず、社会教育、スポーツ振興、文化振興等所管する業務について全力で取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目に、児童生徒の安心安全ですが、現在、学校では、4月当初に学校安心安全マニュアルを全家庭に配布しています。台風や暴風、不審者対策、登下校中の交通事故、インフルエンザ等の感染症や病気、けが等の対応が一覧になっているものです。

また、学校管理下において発生した場合の対策は、学校行事として取り組んでいる避難訓練等です。児童生徒が自分自身の判断で身を守れるように指導をしていきます。

さらに、月1回以上、管理職による施設の安全点検を行い、危険箇所改善、修繕に努めるよう指示しているところです。

次に、③児童生徒のいじめ、不登校対策についてですが、伊豆市では、いじめ対策として各学校年5回以上いじめアンケート、年3回の各校の生徒指導担当者を中心にいじめ問題に特化した研修会、いじめ問題対策連絡協議会、いじめに関する重大な事案があった場合を想定していじめ問題調査審議会の委員を2年間の任期で委嘱し、年2回の情報共有会を実施しています。今後もこれらの活動を継続しつつ、軽微な内容のいざこざも丁寧に対応するなど学校がアンテナを高くできるよう心がけてまいります。

また、不登校対策としましては、これまでの傾向では長期休業明けに不登校となる生徒が多いこと、中学校1年生で新規の不登校生徒が増加する傾向にあることなどを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに中学校においては心の相談員など心理や社会福祉、相談業務の専門家と連携し、組織で対応してまいりつもりでおります。そして、新規不登校を出さないよう未然防止と初期対応に心がけるよう学校に働きかけてまいります。不登校の児童生徒には、適応指導教室に通うことを通して学校への復帰を促せるよ

うにしてまいります。

続いて、④支援を必要とする児童生徒への対応についてですが、特に支援を必要としている児童生徒は平成30年度伊豆市全体で特別支援学級に在籍していたり、通級指導教室ことばの教室に入級したり、通級指導教室聴覚教室に入級したりしております。

伊豆市では年3回、就学支援委員会を開催して、当該児童生徒が特別な支援学級や特別支援学校などふさわしい学校、学級を審議してもらい、保護者に伝えていきます。また、学校や学級の判定だけではなく、その子に応じた支援についてアドバイスをいただいております。学校では、これらの意見をもとに保護者と一緒に個別の支援計画を作成し、到達目標を明確にして共有しているところです。時間のかかる活動ではありますが、今後も子供たちの個性に応じて丁寧に対応できるようにしてまいります。

5つ目ですが、市内中学校の部活動における機会均等についてですが、現在ある部活動については部員の減少にも近隣校との合同チームを編成するなど、できる限り現状の数を継続していきたいと考えているところです。

⑥の家計における教育関連支出の負担軽減についてですが、要保護・準要保護の児童生徒には入学前支給を含め、就学支援を行っています。生活困窮家庭の支援については、当然継続していきます。

児童生徒全般に関する負担軽減ですが、通学補助や中学校での生徒代表派遣事業など間接的ではありますが、今後もできる限り補助を行っていききたいと考えています。

7番目の働き方改革ですが、教職員の業務支援を行う県費の非常勤職員が来年度、全ての学校に配当されます。スクール・サポート・スタッフということで、1週間に15時間の勤務時間の活動が派遣されることになっています。

また、タイムレコーダーの全校導入により教職員の勤務時間管理を正確に行います。

既に体制整備をしている市の産業医との面談体制に加え、ストレスチェックを教職員に実施し、労働安全衛生の推進に寄与してまいりたいと考えています。

8番目に、教育予算ですが、伊豆市学校教育目標の実現に向け、学校教育現場の教育環境改善に向け、必要な予算の確保に努めているところであります。

最後に、伊豆市教育大綱に定める人づくりやまちづくりという基本的な考えに立ち、子供を産み、育てやすい環境づくりを行うために家庭、学校、地域が一体となって次代を担う子供たちの自主性と想像力を養い、豊かな人間性を育む教育の充実やふるさと伊豆に誇りを持ち、夢や志を持って心豊かに、また学び続ける魅力のある地域として発展を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 今回、通告をあえてさせていただきました。所信表明という立場は教

育長というのはされたことがないのかなと思って、市長の場合には選挙の後にやられるわけですけれども、私どもも同意承認した立場なんですけれども、今後の3年間というのはいろんな課題というのが山積している中で、また西井教育長が教育行政のトップとして、その辺のある意味リーダーシップもとっていただきながら進めていっていただかなきゃいけない中なのですから、どういったことを教育長自身がお考えになっているかということでお聞きしなきゃいけないなということでこういう機会を設けさせていただきました。

教育行政全般について先ほどいろいろとお答えいただきましたが、その中でも通告書にも書かせていただいたんですけれども、この後、あした小長谷朗夫議員も土肥小中一貫校の1年間振り返ってというようなそういう題名でやるわけなんですけれども、1つだけさわり程度でお聞きしますけれども、新たな形態の義務教育学校に基づいた土肥小中一貫校というのが県内初めての試みで1年間たってきたわけなんですけれども、今後のそれ以外の市内の学校教育について、土肥小中一貫校が今まで1年間実践してきたことに対して、またコンセプトとかいろいろあると思うんですけれども、その辺を今後の学校教育について生かせるものというのが何かとお考えか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 一番というか、何番でもいいんですけれども、僕がぱっと目につく成果は、あえてわかりやすく小学校、中学校という言い方をさせてもらいますけれども、土肥の中の小学校、中学校の先生方が一つの職員室にいるということ、そうすることによっていろんな会話で今まで割と中学校の先生は中学の世界は知っているけれども、小学校の世界は余りよくわからないとか、逆に小学校の籍の先生は中学がわからない、それが同時にわかるようになったり、会話にも出てくる。

校長先生から聞いているのは、小学校籍の先生がちょっと時間があると、中学の授業見えますと言って回っていただくとかそういうことが気楽にできる。その成果が、今度は例えばこっちの修善寺南小に来たときに、小学校の先生が教えながら中学校へ行ったらああなるんだから、小学校のうちにここまで育てていかなきゃねとかというそういうことで、ほかの学校へ行ったときにも成果が出てくるものだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。あとは、あした小長谷議員にバトンタッチしたいと思います。

2番目の児童生徒の安心安全対策ということで、ちゃんといろいろと策は講じてくださっていると思うんですが、1点、私、平成28年の12月定例会の一般質問で通学路のことで防犯灯のLED化についてお聞きして、年間、防災安全課とも連携しながら地区要望も学校の要望も受けながら40カ所ぐらい整備しているということだったんですけれども、その辺もぜひ

また引き続き進めていただきたいと思います。

あと、3番目のいじめ、不登校対策についてなんですけれども、実際のところ、子供たちがまた親御さんが相談するに当たっての相談相手というのがもちろん学校の先生であったりとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員ということなんですけれども、実際のところ、傾向としてそれがきちっと悩んでいる方がその窓口行って相談できているかどうかというのはその辺どういうふうにお感じになっていきますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 特にここではいじめについて特化して相談活動をいうならば、要するに担任の先生に言いやすいという子もいるだろうし、保護者もいるだろう。でも、逆に言うと、言いにくいというパターンもある、だもので、学校の中にもいろんな相談員がいる、常時ではないんですが。保護者には今度何月はいつといつがスクールソーシャルワーカーが来ますよというようなことは連絡しておいて、相談を申し込んでもらう。

まだそれでもだめで、学校の中の人のはだめだと、何ていうか話が漏れちゃったりすると心配だというケースの場合は教育委員会に相談に来る形もあります。それから、さらに田方が共通してお金を出資して、田方教育会館にも相談室があって、そこに電話で相談している方もいたりとか、要するにいろんなチャンネルを用意していて、その中で自分が一番行きやすいところというふうな形で進めています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひいろんな組織としていじめ、不登校対策という中で、利用される方がいろんな複数の選択肢の中で相談できる環境というのは、ぜひそれを念頭に整備進めてもらいたいと思います。

④についてもわかりました。

⑤についても現状わかりました。

いつも教育長とやると時間なくなっちゃうので、ちょっと先進みます。

教職員の働き方改革の件なんですけれども、きのう森議員の質問の中にもありました。実際その働き方改革をやることによって、今はタイムカードである勤務時間管理であるとかということで、ある程度、意識改革のもとで効果は出ているというお話なんですけど、きのう森議員もおっしゃいましたけれども、持ち帰りの先生が逆に多くなっているのかなというそういう危惧はするんです。きのうも教育長、お子さんをお持ちの女性の教員が子供が待っているから、とりあえず早々に切り上げて、それでも家へ帰って子供を面倒を見ながら残務整理しているような状況があるんですけれども、その辺については例えば教育委員会の中で、また学校現場の中で現状はどうで、こういうふうにしなきゃいけないねというような話というのはあるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 基本的に、小さいお子さんを持っているお母さん先生に対しては、みんなかなり意識してやっています。

ただ、全く本当に学校は先生の数が少なく、ずっと授業やって、放課後の会議をやって、そうするとその授業の中で例えばテストをやったら丸をつけなきゃならないわけですよね。その時間がないもので、ついテストを持っていく。ただ、できるだけやめてくれと管理職のほうは言っています。万が一それを落としちゃったり、どこかでなくしちゃったりしたら大変なことになっちゃうもので、できるだけそういうものは1日おくてもいいからというような形にはしているんですが、何かしらそういうもののあしたまでにやらなきゃならないというような仕事があるものですから、そういうときは。毎日ではないと思っています、持ち帰っているのは、ただ、どうしても。それから、子供の日記なんか一言コメントを書いてやるなんていうのもたまっちゃうときがあるもので、よくかごに子供のノートいっぱい持って帰っていくような姿を持って帰っていくような姿も見たりしました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） そういう現状がやっぱりあるということで、働き方改革、本当にその中身を細かく見て、ちゃんと手当でできる場所は何なのかということをやっぱり考えていかなきゃいけないと思います。

その中で、県教委がやっております未来の学校「夢」プロジェクトですか、昨年12月にグランシップで発表会があったわけなんですけれども、近隣だと清水中がモデル校でやっているんですが、この中にもいろいろとヒントがあります。タイムカードの勤怠管理もあつたりとか、あとは電話も留守電対応にするとか、例えば家庭訪問も希望者だけ家庭訪問するとか、会議ももう少し削減するとかいろんなものがあるんですけれども、すぐには全部できるわけではないんですが、清水中もモデル校となって清水町内の小学校にもいろいろと展開しているということでこういうこともありますから、ぜひそういう視点でもお願いします。

もうあと残り2分なので、1つ、一番最後の伊豆市の学校教育の将来像についてということでお尋ねします。

といいますか、これ提案みたいな話になるんですが、教育大綱に基づいた人づくりやまちづくり云々ということでお話がありましたけれども、先だってすみません、修善寺の南小学校で市民有志で「みんなの学校」という映画の上映をやりました。後援協賛、教育委員会もなさっていたと思うんですけれども、まず教育長、この映画はごらんになりましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それ大空小学校の話ですよ。映画は見えていません。

ただし、昨年、その学校をつくった校長先生を講師に招いて、伊豆市の先生方全員で講演を1時間半聞きました。だもので、大体内容はわかります。その映画の中身を話ししながら、その校長先生が大事にしていることの話や教育センターの講演会でおととしの夏かな、やって聞かせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 教育長、ごらんになったということであれば、なおのこといろいろとお感じになるところがあったのではないかなと思います。

かく言う私も沼津会場と伊豆会場の2回見たんですけれども、ここで言っているのは、いわゆる最近の言葉だとインクルーシブ教育、こういったものがテーマになって実践している事例であります。そういったことで、今後の学校のあり方というのはやはり先ほどの成年後見制度ではないですけれども、いろんな方が本当に同じ土台で活躍できるような、そういう場をつくるというのが将来にわたって受け継ぐべき姿なのかなと思います。この辺もぜひ総合教育会議等でも、一度は議論の議題に上げてもらいたいと思います。

最後になりますけれども、今回、成年後見制度とあと今の教育長の所信について伺いましたが、今インクルーシブ教育についてもお話ししたんですが、きょうはくしくも東京オリンピック開会まで500日というそういう区切りの日になります。オリンピックの中で人権の尊重であったりとか人間の尊厳、そういったところを理念に掲げているわけですから、私どもが次代に受け継ぐレガシーとして残すそのうちの一つとして成年後見制度があったり、今のインクルーシブ教育であったりとかそういったことも必要であると思いますので、また引き続きよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 下山祥二君

○議長（三田忠男君） 午後の1番目、次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

通告書のとおり一般質問をいたします。発言の種類、一般質問に丸をつけてください。お願いします。

天城北道路開通後の期待と課題。

本年1月26日、河津桜まつりを前に、待ちに待った天城北道路、国道136号下船原バイパスが開通いたしました。今後も伊豆半島の全市町にとって伊豆縦貫道は産業、観光振興、そして災害時の命の道路として、早期全線開通を長年の願望として心から待ち望んでいるものです。

しかしながら、我が伊豆市の本音としては手放しで喜んでいるわけにはいきません。予想どおり、開通後の市民はそれぞれの思いによる期待と不安が交錯し、今後の観光や産業振興を具体的にどのように生かしていくか期待する一方、車の動線の変化により観光客の減少によって、コンビニ、スーパー等の撤退が市民生活に支障を来すことを心配している市民も少なくありません。

大仁南インターチェンジを出て国道136号線を右折すると、伊豆市の玄関口です。月ヶ瀬インターチェンジまでは約6.2キロ、その下田街道沿線には飲食店やコンビニを初め、ガソリンスタンド等々、約40店舗ほどの商店が点在しており、伊豆市の中心部です。そして、1月26日以降、大平インターチェンジから月ヶ瀬インターチェンジまでの間は新たな課題も発生しており、周辺地域の市民の意見に真摯に耳を傾けながら市民目線に立ち、当地区の便利さの低下や将来的な不安の解消を一緒になって考え、対応していく必要があります。誰もが生き生きとして住みやすい伊豆市、ずっと住み続けたいと思う伊豆市のまちづくりに取り組むべきであると考えます。

①天城北道路、国道136号下船原バイパスの開通によって、伊豆市の観光、産業振興は具体的にどのような期待をしているか。反面、課題はどのように捉えているか。

②道の駅伊豆月ヶ瀬のオープンは、天城北道路の開通と同様に周辺市民の皆さんは大いに関心を持ち、そして期待しているものです。その運営や観光発信に関して、地元とのまた市民の皆さんとの連携はどのように図っていきますか。

③月ヶ瀬インターチェンジ周辺のアクセス道路整備と大平インターチェンジから月ヶ瀬インターチェンジまでの具体的なまちづくりは、今後どのように考えていますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

天城北道路、それから国道136号下船原バイパス土肥新田工区の開通によって交通の流れが大きく変わったことは、本当に予期したとおりといたしますか、予想以上といたしますか、かなりの影響が出ております。ただ、やはり今から思い返しても、1月25日までは通常の交通

の流れがあった中で、事前に変えるということはやはり難しかっただろうなと思いますし、その後の影響をなるべく早く新たな状況に対応していく必要性を痛感しているところです。

まず一つは、通過交通がほとんど天城北道路を通るようになりましたので、大平から月ヶ瀬インターまでの間について言えば、地域住民にとって必要な生活としてのエリアづくり、今まではやはり幾つかの事業所が通過交通をマーケットとして捉えて、成立している事業形態もありました。逆に言えば、そこは生活者と通過交通と両方が共存していたということですので。それを生活者中心のまちに変えていくということが一つ。ある意味、サイクリストにとっては走りやすくなったということもありますので、通過交通なき社会をどのようにつくっていくかということが一つ。

もう一つは、さわさりながら、目的地として今からさらに開発できる場所もあるのではないかと考えています。インターから近い旭滝周辺、これは車椅子でも行ける滝つぼということで将来性は十分にあると考えておりますし、非常に歴史の古い狩野城、軽野神社一体、あるいは先般もウォーキングで相当の人がいらっしゃっていた湯の国会館、狩野ドーム周辺というものは、もう少し目的地として充実させる手もあるのではないかと考えています。線上全てというわけにはいきませんが、生活者の視点と新たな目的地づくりということで考えていくべきかと存じます。

他方、どうでしょう、数百メートル、800メートルぐらいでしょうか、インターから近くに比較的新しいスーパーマーケットがありますけれども、ああいったものは民間企業の話ですが、あれがもしなくなるようなことがあれば、天城湯ヶ島地区の方にとっては相当な影響があると思うんです。これは従来までと同様、もし必要であれば、地域の皆さんがやっぱりしっかり使って守っていただく、そういったことも必要なんだろうと考えております。

それから、2番目は、後ほど産業部長から答弁をさせます。

3つ目の月ヶ瀬インター周辺のアクセス道路ですが、これは国が建設する骨幹となる道路に地域が地元がしっかり枝を伸ばしていくということは、国土交通省の高級幹部から再三指摘いただいているところです。これまで一緒につくってまいりました、伊豆半島が一体となってつくってまいりました伊豆半島道路ネットワークの中で、唯一、矢熊筏場線は市道で入れていただいたものです。これは月ヶ瀬インターから矢熊筏場線を通っていくと、そこには日本最高の水ワサビの生産地が控えている、そしてその地域には観光施設もある、それから万が一、救急事態が発生した場合には救急車にとっては相当ショートカットの路線になる、こういったことをあわせ考えますと、やはり着実に整備を進めていくことが必要であると思いますし、西側だけの肋骨道路だけではなくて、伊豆縦貫道から東への道路アクセスの改善というものも、県としっかり連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 補足説明を産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から②について説明をさせていただきます。

道の駅における市民の皆様との連携についてでございますが、道の駅伊豆月ヶ瀬の運営に

つきましては、さきの議会でも御承認いただきましたとおり、指定管理者であります株式会社村の駅に運営をしていただくことになっております。指定管理者制度につきましては、民間事業者の持つ運営ノウハウにより、柔軟かつ魅力的なサービス提供、効率的な管理運営を目指すものでございますが、道の駅を魅力的なものとしていくためには地域の皆様との連携が大変重要であると考えているところでございます。

指定管理という制度上、運営ノウハウを生かすため経営の自由化を持たせておりますが、事業者の運営、経営に関する考え方もありますが、道の駅の基本計画にもありますとおり、地域全体の活性化につながる運営や地域への回遊を促すような情報発信、地域交流の場の提供や各種団体との相互協力による地域活性化など、事業者を公募した際の募集要項等でも地域との連携について強く求めているところでございます。市民、地域の皆様のよりよい施設となるよう、地域との連携について指定管理者と協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問させていただきます。

伊豆縦貫道の全線開通は、本来ならば10年前にできていたはずだとか、予算がつかないのは伊豆の皆さんがおとなしいからだとか、政権与党がどうのこうのとかいろいろ言われましたが、去る1月26日、華々しく開通式が挙行されました。今こそ伊豆半島全体でdestinationキャンペーンの波に乗って、先ほど鈴木議員も言いましたが、本日でちょうど開催まであと500日となった東京2020大会に向けて、観光、産業振興を大きく前進させていくチャンスが到来したと思っております。伊豆に車で訪れる観光客にとって、月ヶ瀬インターチェンジから南進する月ヶ瀬、吉奈、湯ヶ島温泉、さらに河津、下田、南伊豆方面、そして西進すると土肥、西海岸へのアクセスは明らかに時短となって、土肥の議員さんからも大分ストレスが減ったと聞いております。

必然的に月ヶ瀬インターチェンジより下田、南伊豆、また西海岸への誘客拡大につながる道路であることは間違いありませんけれども、伊豆市にとって具体的な経済効果はどのように考えるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まだ湯ヶ島地区、土肥地区の経済効果を数値であらわせる段階ではございません。ただ、1月中旬に開花しました土肥桜と相まって、土肥地区の皆さんはやはり1月以降、来られた方のコメントが非常に近くなったというようなことが多々耳にされているようで、印象としてやはり大分変わりつつあるということは感じていらっしゃるようです。ただ、どうしてもタイムラグがございますので、そこはなるべく前もって開通以前にイベント等でPRしたつもりではおりますけれども、これからというところもあろうかと思

ます。

一番やはり懸念されるのは、西海岸やはり行けばとてもすばらしい海岸ですので、堂ヶ島、松崎、素通りされないように、南側も河津桜に素通りされないようにという努力は行政もしてまいりますし、地域の皆さんも一緒に努力させていただいて、その結果として出なければなかなか寄っていただくことも難しいのだろうと、そこはこれからも勝負のしどころだと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 市長の答弁のとおり、ただ観光客が通過するばかりでは、伊豆市に経済効果はもたらさないと私も思います。

車の流れが変わってその恩恵に授かる地域もあれば、逆に観光客の激減により経営難となって、廃業や撤退に追い込まれる飲食店やコンビニが出てくることは当初から予想されたことでした。その不安が現実になり、ふだんの買い物など市民生活に支障を来すという市民の声がささやかれております。

開催されていた河津桜まつりが終わって、しばらくしないと正確な交通量も把握できないと思いますけれども、開通後すぐに交通量の調査も行われておりました。調査の結果、大平インターチェンジから月ヶ瀬インターチェンジまでの国道の交通量は、約半分になったとも聞いております。沿線住民の皆さんの感想では、1月26日の開通以降、ふだんの10分の1になったとか、人によっては20分の1になったというふうな人もおりました。また、柿木方面から国道へ出るときに信号がないんですが、一旦停止を今までは何台も待っていたのが、ややもすると一時停止を忘れてしまうぐらいすいていたとそんなような声もありました。沿線住民の方々からこのような声が市長のところにも届いていますでしょうか、お聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域住民の方々から圧倒的に通過交通が減ったということは私も感じておりますし、地域の皆さんからもかなり耳にいたしました。

もう少し様子を見るべきかなと感じたのが湯の国会館と、それからその近傍にあるショッピングストアーがやっぱり一時期激減して、その後はやはり少し戻る兆しがあるんだそうで、平均的にインターから10分程度のところは最初は勢いでみんな通過してしまうんですが、ある程度お客様が集客できる可能性があるというのは全国の例でもあるようですので、そこはただ放置するのではなくて、しかるべく努力をすればカバーできる場所もあるのかなと。これも実は市民の皆さんから聞いた声で、その令名を感じているところです。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） すみません、ちょっと追加させてください。

湯の国会館の現状でございますが、2月の入れ込み客数ということになります。これにつ

きましては、今年度の2月がトータルで5,647人という形の入れ込み客数となっています。昨年度の2月が5,509人という形で若干ふえているように感じるんですが、ただ営業日数が2日間ほど多かったということでふえているように感じますが、ちょっと5%ぐらいの減少ということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 湯の国に関してはほとんど変わらないということですね。

市長にもいろいろ声は届いていると思いますけれども、私も実際、当地区の商店主や市民の皆さんに交通量の減少や観光客の減少がどのように感じているか聞いてきました。ある住民の方は大分交通量が減ってよかったと、だけれども、コンビニが撤退されると不便になって困るなという人、中には意外でしたが、もともと観光客は余り相手にしていないから心配していないと、これはこれでちょっと困るんですけれども。一般的にはやっぱり予想どおり全然お客が来なくなって売り上げが上がったりだよとか、これは1月26日以降すぐですけれども。河津桜まつりの帰り車が来なくなった後が恐ろしいと深刻に将来を心配している人たちが多くいました。

特にコンビニについてですけれども、今、全国的には社会インフラの一つとして認知されて、地域の見守り役とか行政窓口の代行サービス、また災害時には救援物資補給の役目も担ってもらうなど衰退されると即周辺地区の市民生活に支障を来し、不便になっていくということが考えられますが、このような状況についてはどのように考えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） コンビニは今や社会インフラで、公共サービスも公共料金の支払いとか行政サービス、市民向けのサービスもできるようになっておりますので、やはり一定の範囲に維持していただくことが社会的には望ましいと考えております。先日も実は大手コンビニ会社のある先輩とお目にかかったときに、やっぱり会社には会社の論理があるようなんですけれども、実はその立場で今重要な社会インフラなので、夜中営業、深夜営業しないことで残るのであればそれは総合的に判断をしていただきたい、地域にとって極めて重要な社会インフラなんですということを申し上げたら、だんだんその方の顔色も変わってきたんですけれども、いろんな手法を駆使して何とか維持できればと思います。

ただ、通過交通がある程度マーケットとして補足できるところと、それから今回特に対象地域となっております大平地域は正直言って通過交通が戻せるという性格で考えるよりも、これは長期的なことになって、ことし来年の話にならないんですが、長期的に考えればあそこは大平インターからラフォーレ入り口までは観光施設もありますし、ベアードビールもありますし、ジオサイトもありますし、一定の面積の新たな農地もありますし、そのエリアをどう使うかということによってその地域のありようが変わってくるかなど。これは申しわ

けないんですが、行政としては長期的な視点で判断せざるを得ないのかなと。当面のコンビニ維持策については申しわけないんですが、ここは地域の皆さんに頑張ってもらって以外に、なかなか行政としては対応策が余りないかなという気がしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） その辺は十分理解できますが、実際に1つのコンビニは今月末で撤退するというような話も聞いております。もう1店も今は様子を見てみると、判断はもうちょっと先になると思いますけれども、行政としてはかかわれない部分かもしれませんが、決して看過できない状況であると思います。

高齢者の方は、昔はコンビニはなかなか行きにくいものかなと思っておりましたが、最近では、お昼時に店員さんと話をしながらお弁当を買って帰る人をよく見ます。もしかすると、これは日課になっているのかなと思うほどよく見ます。本当にコンビニは社会インフラの一つとして、高齢者が歩いて行けるそんな距離になくはない身近なものになったかなと思います。

同時に今度はガソリンスタンドについても同様で、災害時のガソリンの補給や真冬の災害時の暖をとるためには灯油の確保も大変重要です。当該地区の沿道にはかつて四、五店のガソリンスタンドが存在しておりましたが、今は皆無となって、私自身もちょっと不便を来しているんですけども、せめて月ヶ瀬インターチェンジの近くに住民や観光客を相手にしたガソリンスタンドがあればいいなというふうに思うんですが、その辺はどうにもならないことですけども、どのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新たなガソリンスタンドをガソリン車が減っていくトレンドの中で、個人に出店していただくことはやっぱり非常に難しいと思うんです。月ヶ瀬インターに道の駅ができるだろうという方向でほぼその可能性が確定したころに、やはり大手のところにも御相談に伺いました。国・県と連携をして防災機能も有し、それから船原峠の内側ということで、やはり災害時に強いガソリンスタンドが欲しいということで御検討はいただいたんですけども、実現には至りませんでした。

これからの社会を考えたときに、伊豆半島のです、やっぱりしかるべきエリアにガソリンスタンドを維持することが必要だと思います。これからは市で単独でできなければ県ともしっかり相談をさせていただいて、そこからエネルギー供給源がなくならないように引き続き努力をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今の市長の答弁のとおり、ガソリンスタンドは非常に貴重だと思いま

す。あるガソリンスタンドの経営者がかつて行政サイドから、月ヶ瀬インターチェンジに出店しないかというような照会があったそうです。ただ、その後のフォローがなかったということは今の答弁の内容とつながるのかと思います。今後、各地域地域の特有な課題についても丁寧に対応していただきたいと思います。

冒頭に述べましたとおり、東京2020大会は500日となりました。そして、選手村はラフォーレ修善寺に決まっています。選手の移動は国道136号線を使うことになると思いますけれども、そこで大平地区の景観の整備、あるいはおもてなしの基準といたしますか、その辺はクリアされていると思いますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 景観という話なんですけれども、うちの建設部のほうで考えることはまず屋外広告物対策があります。これは平成29年11月に静岡県屋外広告物条例の改正がされて、普通規制地域からより厳しい特別規制地域に制限され、強化されました。そういうわけですので、今ある広告物に対しましてもそういう規制に合致していないものに対しては指導したり、申請が出ているものに対しては申請を上げてもらう、これから出てくるものに対しては法に基づいてしっかり対応していくというような形で行きます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今後指導していくということですが、皆さんも御存じかと思いますが、ラフォーレ修善寺の入り口付近には廃業や休業中の飲食店が数店ありまして、いまだにお食事とか飲食店を案内する看板が大きく出ております。自分たちが観光地へ行ったときも口コミの情報も見ますけれども、看板を頼りに飲食店を探すことも少なくありません。観光客が食事どころを探して、やっとあったと思って着いたところ休業中だったということは、これはやはりおもてなしの心に欠けているのではないかなと。選手村の近くで、今後はメディアにも多く取り上げられることが予想されます。当然、民間所有であって財政的なものもありますので、非常に難しい課題であることは承知していますが、指導していただけるということによろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 屋外広告物の条例の中で違反があればそういうのは指導していきますけれども、それ以外につきましては指導というか、そういうところがあればとりあえずお願いして、まず理解を得るところから進めたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 指導は難しくてもお願いはしていくということで、またよろしくお願

いします。

東京2020大会に向けての景観整備ですが、おもてなしの心がこもった景観が整備された観光地を目指していくべきだと思っておりますので、これも課題の一つとして取り組んでいただきたいと思えます。

次に、2番の道の駅月ヶ瀬に関してお聞きします。

先ほど産業部長の答弁のとおり、指定管理者の運営、経営に関する考え方は指定管理者の考え方を尊重しつつも、道の駅については私も賛成討論等をして承認した経緯もありますので、オープンに向けてまたその後の運営が基本計画に沿ったものか、さらに地元との連携がどのように図られているか進捗を見ていかなければならないと思っております。行政として運営を指定管理者の裁量に全て任せたからというようなことは決してないと思えますが、まず現段階で地域住民の方々の要望は受け入れられそうかどうか、仮にそうでなければその辺どのように調整していくか、もう少し具体的にありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 道の駅の月ヶ瀬につきましては、観光施設の拠点ということもありますけれども、大事な地域振興施設の拠点にもなっています。その地域振興施設の拠点がやはり地域の住民と離れた形で運営されるというのは、確かに好ましくない状況であると考えています。ですから、やはりそこに道の駅を村の駅の方がやっていただくわけですが、当然地域のことは余りよく知らないと思うんです。ですから、地域のことを知っている地域の住民の方の意見というのはやはり大切にしてもらいたいと考えています。

今現在、地元の観光協会さんとか泊まりながら、何かいろんな形の要望を出していきたいなことも聞いております。協議会みたいなのをつくりたいというような話も聞いておりますので、それにつきましても市としては当然地域の意見を反映するのが大切なことだと思いますので、道の駅の管理者とその辺の話し合いもしながら調整をして、うまく連携を図っていききたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も2月13日、道の駅伊豆月ヶ瀬利用推進協議会ですか、出させていただいたんですけども、その辺うまく連携していただきたいなというふうに思います。

地元の市民の皆さんもその要望は観光関係者、それから物販販売者、それから生産者それぞれの立場によってさまざまな要望があります。時として行政に無理な要望がある中で調整していくことは大変難しいことは承知していますが、市民の皆さんは自己中心的ではなく、同時に地域の発展も真剣に考えているなというふうに感じました。私たちも継続して関係者の意見を聞きながら、行政としても一つ一つ丁寧に対応していただきたいと思えます。

次に、伊豆半島の各市町との観光発信、産業振興は具体的にどのように進めていくか、考

え方をお聞きします。

観光案内を指定管理者に一任するようなことはありませんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 道の駅伊豆月ヶ瀬につきましては、本当に伊豆半島の中心部にあり、と思っております。車で東名高速道路から伊豆縦貫道来まして、天城北道路使ってきて、そこは函南のゲートウェイというのがありますけれども、車で来た方につきましては本当にそこが一つの大きな拠点になるなと思います。

当然、伊豆市の観光につきましては、観光協会さん等と連携しながら伊豆市内を周遊できるようにしていきたいという形では思っておりますけれども、それとともに、やはり伊豆半島のハブ的な組織も担う場所であると考えておりますので、それにつきましては伊豆市の観光協会さん等を通じながら各町の観光協会と連携をとり、また市のほうからも行政団体に呼びかけて、そちらに観光情報を置くのかとかその辺についてはこれから話し合いを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そのとおりです。現段階では、伊豆縦貫道の月ヶ瀬インターチェンジは最南端です。伊豆半島各地域との広域連携や観光情報発信においても、大きな責任があると思います。本音で言うと、伊豆市の観光案内だけに集中して、できるだけ多くの観光客を伊豆市に誘導したいというのはやまやまなんですけれども、伊豆半島はまだまだ観光スポットいろんなどころに多くあります。

南伊豆ではDCキャンペーンの吉永小百合さんのコマーシャルで来誘客が2割強の増加であり、早速そのコマーシャルの効果が出ているなというふうに報道されておりました。伊豆半島全体で広域に連携して、持続的に観光客に周遊してもらおうということが伊豆半島全体で生き残れる道ではないかと考えます。その辺もう一度、部長でいいですけども、答弁願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 伊豆半島につきましては、修善寺に美しい伊豆創造センターがあります。それとともに、伊豆市のほうでは産業振興協議会のほうをつくっておりますので、本当に伊豆市、また伊豆半島にお金を落とさせていただくようなシステムにつきましては、全体でやっぱり協力していくことが大事なのかと考えているところでございます。市長も以前から答えていますとおり、1泊2日で泊まさせていただくということではなくて、それを2泊3日とか3泊4日とかそういう形で長く滞在していくようなシステムをつくるのが大事だと考えておりますので、やはり道の駅からそういう形でいろんな情報を発信していくことは

大切であると考えておりますので、伊豆半島全体で協力していくようなシステムを考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 全くそのとおりで、しっかりと伊豆半島全体の観光発信を広域に連携してやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、3番ですが、市長は天城北道路開通後の月ヶ瀬インターチェンジのアクセス道路として市道矢熊筏場線、それから県道修善寺天城湯ヶ島線はどちらも重要であるという答弁がありました。平成31年度の当初予算にもその負担金の一部が計上されておりましたので、ちょっと安心しているところですが、市道矢熊筏場線についてはきっとこの後、青木議員の一般質問と重複するかもしれませんが、拡幅工事の完成の見込みだけでも長期的になるかもしれないけれども、お聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 市道矢熊筏場線につきましては、委員会でもいろいろお話ししまして、来年につきましては、測量と一部の工事をお願いしております。今年度の工事については、補正で可決いただきましたけれども、お金につきましては繰り越しをお願いしたところでございます。

今言われたようにいつ完成かという中で、今までの話でとりあえず合併特例債を活用して、今、平成32年まで市が測量したりできるところはやり、その後はそれ以外の例えば県代行事業とか、辺地債とかいろんなほかの事業の予算をとってしっかり整備したいと考えておりますので、ちょっとその完成の工期というのは現在今のところは未定でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 頂上から中伊豆側は結構、今工事が進んでいるようですけれども、矢熊側がほとんど進んでいないなということで何回か通って気になっていたもので、この辺も含めて青木議員に任せます。

次に、修善寺天城湯ヶ島線ですが、こちらの進捗状況とこちらも今後も工事のスケジュールを改めてお聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 修善寺天城湯ヶ島線につきましては2カ所工事を、1カ所は雲金地区で行っていきまして、もう1カ所は佐野の地区の日向から梶山峠に行くところの区間の工事が始まりつつあります。

まず、梶山のほうですけれども、そこを県に確認しましたらA工区という中で平成30年度には測量して設計をして、多分地元には話をしまして平成31年度に用地買収、平成32年度から工事着手というふうに伺っております。完成はと聞いたんですけれども、県のほうも予算の関係ではっきりしたことは言えないということで、一応大体、事業的には一つの効果をあらわすためには最長でも四、五年かなと思っております。

雲金のところの工区なんですけれども、実際、自分も通ってみますとずっと看板は出ているけれども、作業はしていないというような状況で、それを確認したところ、平成30年度の工事はあそこの県道の横に河川がありまして、普通河川大久保川といいまして市の管理河川であります。その河川が道路横断して狩野川に合流しています。その道路横断の暗渠部分を36メートル強の発注をかけたと聞いております。かけた中で、仮設工法についてちょっといろいろ協議をして仮設の変更、もう一つは電柱移転が絡みまして、電柱移転の移転先が民地ですけれども、そこにちょっと用地交渉に時間がかかったということで現在おくとれていると伺っております。

その工事につきましては、平成31年12月末まででまず今年度のお金を執行して、今年度やるところが延長でいきますと36メートル中の15メートルをそのお金で行いまして、残りのお金につきましては平成31年度のお金を執行して、平成32年2月末にその暗渠を全部終わらせると、それ終わった後に残った道路改良と舗装工事がありますので、平成32年度以降に道路改良と舗装工事をやるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今回の雲金の区間ですが、その理由かどうか協議が長過ぎるのかどうか分からないですけれども、9カ月ほどそのまま停滞しているというようなそんなような情報もありますので、ぜひその辺もしっかりと原因把握して少しでも進むようお願いいたします。

以前、一般質問で私もしましたが、修善寺土木事務所の説明では、伊豆聖苑から妙本寺までの約1.9キロ区間、佐野区の工事区間の予定は平成44年と説明されて、天城北道路完成後もこの区間、一向に交通量が減りません。逆に観光バスや大型のダンプも無理やり入ってくるというようなそんなような状況です。繰り返して言いますが、新ごみ処理場の完成を期限として県道の拡幅工事の早期完成を過去には要望しましたが、地域の方々は遅々として進まないというようなそんな印象です。少しでも完成スケジュールを早めるにはどんなような要望活動が効果があるのかなと市長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当該地域は通学路にもなっておりますし、今の危険な状態が長引くこ

と大変危惧をしております。

県が地元の皆さんに御説明していた平成42年というのは後で私も聞いたんですが、それはさすがに長いなど。ただ、私も県の当事者から聞いたわけではないんですが、議員さんのほうから伝え聞くところによると、オリンピックが終わったら投資先は変えるというようなこれは未確認情報ですけども、そうなってしまっただけでは全く無意味なので、ここはひとつ私も県議と一緒に必死で動きますので、ぜひ地元の皆さん、それから議員の皆さんもここは伊豆市全員で一致団結して、やっぱりしっかりやっていただくようお願いする力の入れどころだと自覚しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 力強い答弁ありがとうございます。

私も3日前の佐野地区の砂防堰堤完成保護会の会場で、これ県道ですが、あえて式の前に国交省の所長さんに相談しました。ちょうど高台の会場から狭隘な県道が真下に見えたので、これは絶好のチャンスかなと思って現況の説明をさせてもらいました。今後も折に触れていろんな場面で要望活動を継続していくつもりですけども、ぜひ市長のほうも強力にお願いいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、旭滝や狩野城の魅力をさらにPRするために何か整備していくようなそんなような計画はあるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 静かに願います。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先日、ウォーキングがあったときに、ちょうど私もちょっと湯の国会館に立ち寄ったらすごいバスが2台ほどあったものですから、きょうは多いですねという話をしたら、ルートを変えたら減ったんだそうです。つまり修善寺駅から狩野城までのウォーキングは非常に定着をしてお客様もどんどんふえていた、それだけ行ってみるとよかったです。ことしはクラブツーリズムも狩野城のほうに行っていますので、いい状況のときにちょっとルートを変えられたなと思っているんですが、その話を伺って改めてウォーキング、ハイキングは非常に安定的に伸びている、この時代においていい地域づくりの一つのツールだなどと考えております。

先ほど申し上げましたように、旭滝もやっぱりパラリンピックのある伊豆市において、障害のある方でも車椅子の方でも行ける、滝つぼに行けるというPRは非常にしがいがあるんだろうと思います。ただ、そこの幾つかの課題で、例えばきれいにトイレも維持していただいているんですが、そこまで行って障害者用のトイレがないとか幾つかの課題があって、それとか狩野城の散策路も途中までは行けるんだけど、全体は歩けないとか実際に行かれた方からの現実的な声が届いております。これは行政と地域の皆さんとぜひ協力をして一歩

ずつ改善していけば、認知度がますます高まっていくのではないかと期待をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 市長のお話のとおり旭滝も伊豆半島ジオパークの一つで、狩野城も狩野城の会の皆さんの努力によってクラブツーリズムの目的の一つになって、今後さらに観光スポットとして注目される可能性が十分あると思います。

そこで、狩野城の周辺整備やお城の復元なんてことはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） あそこは山城ですので、城の復元というのは基本的にはないんだろと思うんですが、問題の一つは遺跡調査していないんです。遺跡調査をしていないので、施設ができないものですから、今の一旦整備したものの改修とか、あるいは同じ程度の規模の散策路整備というものでまずは進めていただければと思っております。

また、狩野城の会の皆さんも東部農林と連携をとりながら unnecessary 樹木の整理ですとか、許された範囲内での伐採ですとか地道にやっておられますので、もう少しやるべきはほかの観光地でもそうなんです、やっぱりガイドがないところはなかなかゆっくりしにくいですよ。去年から狩野城もガイドクラブができていますので、そういった意味ではまたひとつ期待感が高まっているのかなと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

森議員、静かに願います。

〔「関係ないと言っているんだ」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 関連で続けてください。

○6番（下山祥二君） 遺跡調査だけではなくて……

○議長（三田忠男君） 静かに願います。

○6番（下山祥二君） お城の復元なんていうと50億円、60億円という世界ですから、これは簡単なことではありませんけれども、クラブツーリズムの関係者の評価は思ったよりよかったというようなことを聞いております。ただ、お城がないこととか、頂上から景色が狭く残念だったなというように聞いておりますので、今後少なくとも周辺整備、その辺は前向きに検討していってもらいたいなというふうに思います。

市長は本議会において、大平インターチェンジからおりた大平地区は伊豆市の一等地になるというふうに述べておりましたが、この大平地区の新たな整備として、今後のまちづくりはどのように考えておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 下田まで伊豆縦貫道がつながった場合にということで申し上げました。そして、1月の開通式において、極めて有力な国会議員の先生方からも2030年を目指そうと力強いお言葉もいただきまして、そうすると今2030年下田までつながることを目途にまちづくりを考える段階に入りつつあるわけです。確定しているのはそこまでであって、仮に2030年前後に沼津から下田までつながったときに、人口重心はやっぱり東、伊東のほうが大きいのですから、そことの接点となる大平インターの位置づけは明らかです。

問題は、そこがどのような形で活用されるかについては選択肢の幅があると思います。行政が中心なのか、商業地域なのか、ほかの使い方があるのか、そこは幅広く考えながら言い方は悪いんですが、市役所の中で言っているのはここは痩せ我慢してでもちゃんと土地を確保しておく。何ていうんでしょうか、余り何か案件があったからといって飛びつかずに、しっかり土地として確保していくことが私は大事だろうと思っております。ある程度の方向性が確定されるまでは柔軟性を持って臨むことが大切ではないかと。ただ、そのまま放置するわけではありませんので、一定期間は農地として使えるように今内々に検討もしておりますので、しばらくの間はより有効な農地としての使い方と保全していただければと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほどちょっとお話がありましたとおり、この地域は割と平坦な地形ですので、サイクリングロードとかウォーキングロードをお金をかけずに、事業費をかけずに整備していくというようなその辺の事業はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまだ道路としては整備がし切れていないのですが、ラフォーレ入り口のところから、今ベアードビールさんまでは道路整備しております。

あのときにも当時の議会に御説明したんですが、ベアードビールさんの裏を通過して、そして今農道になっている土を入れたところまでつないで、そうすると旭滝、それから大平インター、それから狩野川沿い、ベアードビール、ラフォーレというかなり大きな輪ができていくんです。そこにジオサイトが2つある、観光施設も幾つかあるという関係ですので、そこをゆったり歩いたり、特に初心者向けのサイクリングなんかでも活用いただけるような、そういうエリアとしての活用の仕方は十分にあるんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） けさ、ちょっと見てきたんですけども、国道の通行量が減ったという反面、国道の歩道が波打ったりしているんです。そういう部分も、できる限り整備してほしいなというふうにそのように思います。

また、大平インターチェンジからすぐの立地条件のよさを生かして、人口減少対策の一つにこれは市民の声ですけれども、大型ショッピングモールとかアウトレットを誘致してくれとか、あるいは大学の全学部は無理でも1学部はどうかとか、余り聞きなれないんですが、ちょっと変わったところでは法務省が一生懸命探している医療刑務所の誘致はどうかとか、笑わないでください、こんな市民の声もあるんですが、こんなような市民の声に対してはどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 将来、伊豆半島全体として3泊、4泊できるような滞在できる観光地として全体が成熟したときには、アウトレットのような機能は私は可能性としてあるんだろうなと思っています。現状ではそこまでのマーケットが大きくないと思いますが、将来はそういう方向に向かわないと、逆に伊豆半島はきついなと思っています。

大学については、まずは研究会とかフォーラム、セミナーを誘致できるのではないかと。伊豆半島はやはり富士山を見渡せるところに選手村になるラフォーレ修善寺、今度は東海市長会を今お願いしているんですが、それとかいろんなセミナーをやっていただいている中伊豆ワイナリーとか幾つかの適地がある中で、あの大平地区というわけにはいかないにせよ、まずはフォーラム、セミナー、国際会議を誘致し、その延長線上にというのはあるのかもしれませんが。

医療刑務所等についてはこれも以前に議会でお話ししたことがあるんですが、人道的な刑務所というのは考えたことがあるんです。日本は4メートルだったでしょうか、完全に壁なんです。ドイツの刑務所なんかは割と外出できるんです。真ん中がっちりしたドアではないけれども、外は見える、窓のついた人道的な刑務所とか法務省と話をしたんですが、医療刑務所も含めて今刑務所という機能は充足しているんだそうです。そこで、自立更生施設とかほかのものも検討してみたんですが、当面、具体化できるような事業はなかったということとございまして、この種の類い、社会が必要としているものについても少し幅広く、これは検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） いろんな市民の声を参考に、またヒントにしながら今後のあり方を考えていきたいなと思います。

今回の私の一般質問は、決して天城北道路の開通に水を差すような、そんなつもりは毛頭ありません。伊豆市、伊豆半島の観光振興、産業振興の発展を大いに期待するその反面、新たな課題に対応すべき事業を確認したかったというそんな理由です。

一昨日3月10日には、中部横断自動車道も一部開通しました。今後は山梨県と観光交流も活発化され、連携も強化されていくことと思います。今や観光マーケットはパイの奪い合い

とも言われております。伊豆半島全体を観光マーケットとして捉え、グルメ、観光スポット、大型イベントを共有し、伊豆の各市町が連携して、ピンポイントではなく伊豆のいいとこめぐりを周遊してもらうことが重要と考えます。

数日前、静岡県ユニバーサルリズム研修会というものに参加してきました。観光振興、経済発展を目的にすると、地域のノーマライゼーション化が加速していくというふうに聞きました。東京2020大会の開催地として、国際観光都市伊豆市として観光客の集客アップのためのまちづくりの大きな課題の一つであると思いますが、この辺はいかが考えますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは伊豆半島、伊豆市の将来にとって、とても大きな課題だと思います。2月に全国梅サミットで青梅市に行ってきたんですが、やはり北関東に本当に近くなったことを痛感しましたし、その会場でもそういった声、逆に伊豆半島近くなったと耳にしました。

中部横断自動車道、それから御殿場から小山町に抜ける道路が整備をされますと、山梨県、長野県と富士山を挟んでループが非常によくなって、確実に交流人口はふえます。これから人口減少が進んでいく中で、今までは交流人口、観光交流客ということでのみ見てきたんですが、今、新たに関係人口、観光客だけではなくてふるさとでありますとか、仲のいいところだとか、友好都市だとかそういった関係人口をふやすということが一つの課題になっています。

そこで、全国市長会の機関紙に「市政」という機関紙があるんですが、まさにその「市政」の今月号で伊豆市が都市計画でお世話になっております秋田典子千葉大学の先生が関係人口は地元次第だと、地元がしっかりそういった方々をお迎えし、何ていうんでしょう、躊躇せずに仲よくなっていく、そういった体制がなければ関係人口はふえていかないということで、まさにこれは道路ネットワークがよくなるこのチャンスを捉えて関係人口、交流人口をふやしていきたい、新たなチャレンジとして進めさせていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） たしか職員さんも数名参加しておりました。講師の話ですけれども、バリアフリー観光は今後の集客に必須であり、伊勢志摩なんです、講師は、伊勢志摩地区ではバリアフリー対応で集客を30倍にした旅館も出てきたようです。今後、もう少し私自身も勉強していきたいなというふうに思っております。

最後に、天城北道路、国道136号下船原バイパスの開通が今後、伊豆半島そして伊豆市に大きな経済効果をもたらすことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の一般質問を終了いたします。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

中伊豆地域の振興策。

平成16年に旧4町が合併し、伊豆市が誕生して15年が経過しようとしています。修善寺地区では、修善寺駅の建てかえとあわせて駅周辺が整備され、橋のかけかえが順次行われて、オリンピック・パラリンピックに向けた道路整備も進んでいます。天城湯ヶ島地域では、伊豆縦貫自動車道天城北道路、下船原バイパスが完成し、2つ目の道の駅が伊豆月ヶ瀬インターチェンジに建設されていて、県道の改良も計画が進んでおり、公共施設の再配置も進行中です。土肥地域では、国道136号線のバイパス工事がほぼ完成し交通アクセスが大幅に改善され、観光施設の改修も進み、観光を含めた新たな津波防災の拠点も計画され、学校跡地の利活用も事業化されています。

一方で、中伊豆地域は学校跡地の企業誘致が2件あるものの、八岳小学校、さくらこども園はそのまま。県道伊東修善寺線は交通量が1日2万台以上になっているのに、目立った改良もなし。もともと働く場所が多くないので、他の地域へ働きに行く人が多い地域ですが、最近では中伊豆に仕事場がある若者が市外に住み始め、市外から昼間だけ通ってくる傾向が出始めています。そうした現状を踏まえて以下の質問をいたします。

①中伊豆地域の現状をどのように捉えているのでしょうか。また、中伊豆地域を暮らしやすい地域にするための構想がありますか。

②修善寺側は年川、田代地区と接しています。伊東側と天城側は峠です。こういった中伊豆の地域の特性、そういった中伊豆の交通状況の今後をどのように考えていますか。

③全域が中山間地である中伊豆地域にあっては、防災・減災の観点から治山治水事業が欠かせないと思いますが、今現在、十分な対応ができているのでしょうか、伺います。

④伊豆市全域に言えることですが、若い世代が独立して新居を構えたいと考えたときに、伊豆市内のどこに土地、建物を求めればいいのか、伺います。

⑤人口が減少し高齢世帯がふえ、中伊豆地域の中心地の八幡でさえも空き家、耕作放棄地がふえる傾向です。そうした農地を含めた土地の管理活用方法について今後対策が必要と考

えますが、いかがでしょうか。

以上、市長に答弁を求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、中伊豆地区の現状ですが、これは議員が強く指摘されているとおりのことであると私どもも認識をしております。

ただ、他方、中伊豆はまちづくりが適切だったのでしょうか、八幡にいわゆる拠点機能が集約されているんです。湯ヶ島地区のように支所がなくなったところにさらに小学校がなくなったということではなくて、八幡は支所が残っており、今学校もあって、ショッピングセンターもあって、それから診療所もあってということでまちの生活拠点ができているところということがあって、ある意味、そういったところが欠けた土肥地区、湯ヶ島地区のような新規事業が新たになかったということもございしますが、だからといっていいということではなくて、そういった特性がやはりあるやに感じております。ただ、合併以降、大きな社会の変化の中で、まだやるべき事業が残っているということはこちらも重々承知をしております。

そして、地域特性とそれから防災特性について、後でそれぞれ建設部からも答弁をさせますが、峠越えの道路をどのように整備するかについては、伊東修善寺線は相当改良の余地が残っておりまして、これは県のほうにも伊豆横断自動車道整備促進期成同盟会もあるんですが、特に中伊豆地区の路線で道路形状が悪いところが多々ございますので、ここは地元の皆さんともう少し県にしっかり訴える枠組みは必要であろうと思っております。ちょっと市長一人でお願いに行ったら、なかなか説得力はないのかなという気がいたします。

天城側は当初いろいろ考えました。県道のほうがあるんですが、やはり中期的に考えると矢熊筏場線の整備のほうに効果があるのだろうという判断をして、県道整備をお願いするよりも先に市が矢熊筏場線のほうをとということで、私自身も何度も何度も国土峠も走って見たんですが、向こうの今の筏場新田地区からですと12キロ程度の整備というものはやっぱり相当エネルギーが要るだろうということで、改良すべき優先順位というものは検討した次第です。

それから、特にワサビ生産地が集約されている中伊豆地区の地形特性は、何度か航空偵察、私自身も乗ってみましたけれども、非常に心配です。であるがゆえに、いいワサビができるんですけれども、では災害時であってもこれが大丈夫かとなるとかなりリスクをしょっております。これ片っ端から砂防ダムつくるといふわけにはいかないものですから、治山ダムをつくるというわけにもいかないものですから、そういったハード整備で対処すべきところと、リスクをのみ込んだ上でしっかり安全対策をとっていくところとの判断が難しいと思っておりますが、やるべきところの事業についてはこれからも検討、しっかり話をさせていただきます。

それから、4番目と5番目もこれもセットでお答え申し上げますが、時々、六仙の里から下を見おろしますと休耕地がふえましたね。中伊豆地区はこれから人口がどんどんふえていくという感じではないので、しかるべく農地を保全することが生活の風情になると実は期待していたんですが、行くたびに休耕地がふえていく感じがいたします。何とか新たな土地のありよう、農村の風情を残しながら、しかし一定の土地の利用もしていくということについては、今までの政策と少し方向変換する必要があるのかなとも感じております。そこは東部農林もですが、やっぱり地元の皆さんも含めてこれからのありようについては議論をさせていただきたい。

そのような中伊豆には生活拠点もある中で若い方がどこに住むかについては、これはやっぱり選択肢を広げておくことが行政の責任であって、やっぱり若い方の中には本当にもう山の中に山水でも住みたいという方もいらっしゃる一方、やはり歩いて学校に行ける、ショッピングセンターに行けることを望まれる方もいますので、なかなか行政がここならいかがでしょうかというものは難しいと思いますが、何度も申し上げているとおり、一番需要の高い借家でちょっとした農機具を置いて、畑もあってという借家の持ち駒が余りにもないというのはこれは何とか改善をしていきたいとこう考えている次第でございます。

その他それぞれ担当する部長から少し補足をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から2番と3番について補足説明をさせていただきます。

まず、2番ですけれども、中伊豆地域の道路は県道伊東修善寺線が東西の基幹軸であり、県道伊東西伊豆線が南北の基幹軸となり、それを補完するように市道が配置され、生活交通や観光交通、物流交通を支えています。

天城北道路の開通やオリンピック・パラリンピック開催を契機とし、観光客などの増加がさらに見込める中、交通に支障を及ぼす狭隘箇所改良や地域を結ぶ道路網の整備は喫緊の課題と考えております。県道につきましては、引き続き県に対し、徳永南地区の狭隘箇所、落石防止箇所や年川地区の歩道整備等の要望をしていきたいと考えております。

また、市道整備の状況ですが、天城北道路月ヶ瀬インター開通に伴い、新たな観光交流等の期待や、緊急搬送の短縮が期待できる市道矢熊筏場線の整備や、本年度から着手した市道さくら大通り線、また市道小川遠藤橋線、田代地区になりますけれども、その狭隘箇所の改良が本年度完了します。そのほか中伊豆地区では、県で行う県営中山間地域総合整備事業みらい伊豆により、城入口の市道城ノ前根元前線の改良工事が今年度より始まり、来年度から市道沢口線の改良工事が始まる予定です。まずは、この計画のある路線の整備を地元の協力を得ながら早期に完成させていきたいと考えております。

続きまして、3番になります。

中伊豆地区の治水、砂防事業は国土交通省が狩野川直轄砂防事業として、昭和33年の狩野川台風による災害を契機に昭和34年から実施しており、修善寺橋を起点とし上流域約270平方キロメートルの狩野川流域、修善寺川流域は除きますけれども、において砂防堰堤、溪流保全工等の整備を行っております。また、この砂防事業はことしで60年もかかります。整備状況ですが、直轄砂防管内の土石流危険溪流は354溪流あり、現時点での整備状況は約2割程度と国土交通省のほうから伺っております。

また、毎年6月の土砂災害防止月間には、国土交通省と市の合同で砂防整備等の点検を実施し、さらに国土交通省は出水期前と台風等の自然災害後に全施設の点検を行っております。

さきに述べましたように、中伊豆地区に限らず直轄砂防管内では整備が必要な箇所が多いため、狩野川直轄砂防促進期成同盟会を通じ、国への要望を積極的に行ってまいりたいと考えております。

治山事業につきましては、現在、伊豆市全体で50カ所、そのうち中伊豆地区では9カ所の要望をしております。毎年、静岡県と伊豆市において治山パトロール及び要望箇所の現地確認を行い、治山事業の実施箇所を選定し、市内の治山対策を推進しております。平成31年度につきましては、伊豆市全体で5件、中伊豆地区では2件の工事を予定しております。

いずれにしましても、まだまだ整備するところはたくさん数多くあると思います。市民の生命財産を守るためにも引き続き関係機関に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 先ほど市長のほうから4、5について答弁ございましたので、私のほうで若干だけ補足させていただきます。

まず、4番におきまして、若い世代の求めでございます。

市内の宅地情報というのは新聞折り込み等でもなかなか掲載されていないということ、また民間のホームページの宅地情報でも、例えば掲載の多くというのは別荘地というものが多くて、住宅情報自体が非常に少ない現状でございますが、今後も市内の宅建業の方と連携しながら情報の把握とか発信については検討してまいりたいと思います。

その上で、また現在、空き家バンクの登録というのは2件でございますが、物件はあってもさまざまな理由で貸すとか売却というところに至っていないような状況で、この空き家バンクについても活用がなかなかできていない状況だと思っております。今後も活用可能な空き家につきましては、地域の御協力をいただきながら情報の確保、移住定住につなげていければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） きょう中伊豆地域のことなんですけれども、これ突き詰めていくと結局、伊豆市内全域につながる人が多いものですから、ちょっと最初の部分で中伊豆の細か

いところの確認をさせてもらいながら、最終的に全域の話になってきますので、そんな形で進めさせてください。

先ほどの下山議員の質問にもあったんですけども、天城北道路が開通したことによっていろんな変化があるわけではあります。ただし、中伊豆についてだけ考えると、今後、中伊豆に縦貫道のような高規格道路が通るということは恐らく絶対にはないだろうと、今のができちゃっていますから。よく考えたら、今走っている幹線道路は県道でしかなくて、中伊豆には国道すら走っていないというのが現状だということは、多分、中伊豆に住んでいる人にしかわからないんだと思うんです。どちらも山と申しわけないですけども、旧修善寺町の中では中心ではない年川と田代に接しているという交通状況は、やっぱり中伊豆に住んでいる人からすれば、中伊豆は不便なところだということはずっと変わっていないんです。そういう状況なので、何とかしたいんです、やっぱり。

それで、もう一回確認するんですけども、今本当に中伊豆バイパスが無料になってから交通量がふえた伊東修善寺線、今後の長期的な見通しというのは伊豆半島全体の交通ネットワークとかも含めた中で考えて、可能性としてでいいんですけども、最初に聞きますけれども、これ国道級の整備というのはこれからお願いすることというのはできないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 議員おっしゃるとおり、中伊豆バイパスが無料化になって非常に交通量はふえていると思います。その整備に関しましては、やっぱり地域からの声が必要だと思いますので、国道並みの整備というのはちょっとわからないですけども、やっぱり狭隘箇所とかカーブが要するに非常に曲がりにくいカーブとかそういう場所があれば、そういうところの全体改良とかそういうのは地域の協力を得まして、要望を上げるにはどうしても最終的には用地の問題とかやっぱり地域が協力しなないとなかなかできないところありますので、その辺がしっかりまとまりをしていただいて、市全体で要望を上げて、そこをどうやって説明するか、やっぱりその辺の交通ネットワークとか交通量が多いとかしっかりそういうところを説明して、県に働きかけていきたいとは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 現状の確認と今のような状況がずっと続きながら、少しは改良ができるけれども、大体おおむね今のままだということを最初に確認したかったから今そういうことを聞きました。

それで、①番から順番にいきます。

自分は質問をどういうふうにしたかというのと、中伊豆を暮らしやすい地域にするための構想がありますかという質問をしたんですけども、恐らくないということだと思うんです。

であるならば、ではどの辺まで行けるのかという確認をしていきます。

市長がよく評価していただけるのが萬城の滝周辺の整備とか、民間のボランティアのパワーで大変頑張ってくれていて、地域づくりがよくできていると思うという評価をしていただいているんですけども、あと六仙の里も最近民間パワーで有志で大分山をきれいにさせてもらったりしています。その辺の中伊豆の地域づくりというのは、市長としてはどういうふうに評価していただいているか、もう一回確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 中伊豆地区の協働の会の皆さんは萬城の滝、それから大見城跡地もそうだったでしょうか、地域のために非常に頑張ってください、狩野城の会をつくったときも協働の会の規約等を参考にさせていただいたと聞いております。それから、今の六仙の里も全く地域主体で動いておりまして、大変心強いところがございます。

ただ、少しだけ気になるのが協働の会等のボランティア団体の皆さんが発足当時からほとんど同じメンバーで、これは私が数えたわけではありませんが、皆さんの中からもなかなか若い人に新たに入ってもらえないという声を耳にしたものですから、そういった幅広い世代での参画のところでは少し将来に対する危惧はあるかなという気はいたしますが、これまでの実績というのは大変高く評価をさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） できる範囲で有志の方がやってきたということで、恐らくこれかも続いていくとは思いますが、そうはいっても今言ったように限界があるものですから、どの辺まで行政としてフォローしていただけるのかというのが大変気になる場所なんです。それが何もなくて、ただお前たち頑張れというだけではなかなかつらい、今後もつらい。

そこで、今わかっている範囲というか、今の途中経過でいいんですけども、わさびの郷構想というのは伊豆市全体のことであって、中伊豆のことだけではないということも重々承知しているんですけども、そうはいっても中伊豆のワサビというのはかなり全体の中でも重要なボリュームを占めているというふうにも考えていますので、八岳小学校の周辺とか萬城の滝の構想を含めた中の中伊豆部分のわさびの郷構想というのはどんな感じになりそうなのか、今の時点でわかっているところまで結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） よく観光客の方が来てわさびの郷はどこだという形でいろいろ聞かれて、実際にどこだというところがなかなかないというのも聞いております。その中で、やはりわさびの郷というのはワサビ畑が一番の中心にはなるとは思いますけれども、やはり拠点ですよね。ワサビを知らしめるための施設、そういうものがやっぱり必要になってくるの

かなと思っています。ですから、やはりお茶のミュージアム博物館ではないですけども、そういった形でワサビを知るための資料館であるとかそういう拠点についてはやはり考えていく必要があるだろうという形はわさびの郷構想で話をしています。

あとはそれで観光客の方がどうやってワサビ田のほうに行くか、そこはやっぱり生産者との調整というのがありますので、入れる範囲であるとか入れない範囲、どこまでが観光客として行っている範囲かというのはこれから決めていく中で、萬城の滝周辺であるとか筏場のワサビ田というのは本当にほかに類を見ない大変すばらしいところであると思いますので、その辺はどう観光客の方に周知していくかというのは今検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） さっきも言ったんですけども、ボランティアでできない部分というのはやっぱり市に入っていたきたいんです。

それと、生産者さんはやはりもともと観光はやっていないので、その観光とのつながりもぜひ市でやっていただきたいので、そこは丁寧で結構ですので、平成31年度も確実に進めていただきたいということだと思います。

もう一つ、例えばの話ですけども、六仙の里の整備もライオンズとかも含めて地元のメンバーで草を刈ったり支障木をちょっと切らせてもらったりして、公園内ではありますけれども、整備になるようなことをやらせてもらっています。でも、やっぱり六仙の里についても個人のレベルでできることは限界がありまして、六仙の里、使われているようで使われていないので、何とかしたいということで地元もやっているんですけども、例えば今あそこはドクターヘリのヘリポートとしても使っているんです。

ドッグランをつくってから外から来るお客様もちょっとずつふえているんですけども、まだまだ地元の住民が利用しやすいかということそうでもないところもあって、そんなこともあって下のほうまで桜が見えるように支障木を切ったりしているんですけども、何とかもうちょっと利用率が上がるようなことを市でも手伝ってほしいんですけども、草刈りとか支障木を切るぐらいだったらボランティアでできるんですけども、何とかさっき言った城入口のほうからの道も拡幅しているので、城入口のほうから六仙の里に入れるような道もつくっていただくと、ドクターヘリがおりたときの救急車のアクセスもよくなるし、城側からのほうも含めて地元の住民が使いやすくなるんですけども、そういったことのお願いというのは地元からしてできる可能性はないかどうかという、城側からの六仙の里へのアクセス道路、地元の地主さんはどこを切ってもいいから道つけてくれみたいなことを言っているんですけども、そんな可能性というのがあるということになると、なかなか整備のほうもボランティアに力入ると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。所轄はどこですか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 六仙の里で今ドクターヘリという話がありましたけれども、ちょっと確認したんですけれども、ドクターヘリは平成30年1月1日から1年間12月31日までに12回使用したそうです。年度でいくと平成30年度になりますと、4月1日から3月10日現在ですけれども、14回というふうに相当平均すると月1回というところで、その道路なんですけれども、今現状上がっている道路が野球場へ行くグラウンドのほうは市道になっていますけれども、そこは市道認定されていない道路でして、あそこに鍵が鎖がかかるようになっていまして、5時以降は多分鎖をかけてというような状況で、今言われたように城側のほうから向こうには車は走れないですけれども、2メートル弱ぐらいの市道は途中まで認定されています。

ただ、市道でそこを整備するかといいますとなかなか課題があって、その辺の利用率とか、例えばどういう効果があるかとか、反対に今現状の道路は市道認定されていない、全部したほうがいいのか、そうすると今後は公園の管理とかそこに不特定多数が来る、夜中にも来るとそのような大きな問題があると思いますので、その辺はやっぱりこれからの地域との話し合いとか最終的には予算どうかなということがありますので、少し参考にさせてもらうというか、検討まで行くかどうかですけれども、検討ということをお願いします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 効果等々ということで、地元としてもその辺はどういうことが必要なのかというのは勉強させてもらって進めていくべきなのかなと。要するに、中伊豆町時代につくってせつかくあるものだからもっと活用したいねとそういう意見も結構多くて、さらに言うと、あの六仙の里の下の部分の農地を持っている人が下にも駐車場をつくって、俺たちの田んぼ潰していいからそこへ駐車場をつくってそこへとめてすぐ桜が見えるようにしろみたいなことを言っている人もあるので、用地の提供は容易に受けられるという、この後の農地の活用とも絡むんですけれども、何とか有効活用したいという地元の声もあるので、どういう手段があるのかというのは、ちょっと逆に教えていただきながら進めていくべきなのかなと。

それで、予算的なこととかいろいろ道路の認定とか難しいよと言うんだけど、ではこういうのならどうでしょうかというのをもう一つ言うと、これもあの辺の農地が大分さっき市長言ったように耕作放棄地がぼつんぼつん出てきちゃっている現状を見て、確かに圃場整備したときにきれいになったんですけども、そのときに道路ののり面ができちゃって幅が狭くなっちゃっているところがあるから、中伊豆小学校の裏から新しく特養中伊豆ができて、利用者さんとか従業員さんが非常に多く通るその裏側の道があるんですけれども、そこ農道なんですけれども、今こうなっているのを垂直壁にしてくればもうちょっと道幅が広がって、小学生の通学路にもなっていて、こども園の子たちの散歩コースにもなっていて、なお

かつ特養の車両がしょっちゅう通る道なので、広げてもらえないだろうかという要望をずっとしているんですけども、それくらいだったらできませんかねというのを今聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今言いました中伊豆小学校から特養の裏の道路ですけれども、そこにつきましては、平成31年度当初予算に県単の農業農村整備事業という県の補助事業をいただいでやるというところで、県にも要望して、平成31年度の予算にも計上してあります。

そこにつきましては子供とかそういう歩行者が多いということと、やっぱり農地もしっかり守っていく農地でありますので、今、機械化で大型化されていますので、安全面を考えてやっぱり今議員がおっしゃるとおりのり面のところをしっかりと整備して、安心してということで市のほうも考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。

結局、だんだん耕作をしている人が高齢になってきちゃって、のりを刈るのも大変だということからそもそも話が始まった話でして、それからもうずっと何年も経過して現在に至って、やっとやってもらえるかもしれないということまで来たということで、少しは地元の人にも希望が持てるのかなと思いますので、ぜひそういった相談にも乗っていただきながら農地の保全もしたいという気持ちもみんな持っていますので、どうすればいいのかというのを教えていただきたいということが基本です。

それで、その辺のことまでなら何とかできるのかなということが今わかりましたけれども、これでまたちょっと最初に戻っちゃうんですけれども、そうはいつでもやっぱり三島のほうに行くとかまちのほうに出るときに中伊豆はやっぱり不便だとなったときに、上大見地区のことを考えると矢熊筏場線すごく重要で、先にそっちから整理していきますけれども、八岳地区の議員がいないので僕がかわりに言うんですけれども、狩野川台風のときに筏場新田から山が1つどんと流されちゃって、完全に孤立したときがあったんです。そのときは実は伊東西伊豆線の長野のほうから救援とか支援の車が入って、筏場新田地区を復旧したという歴史があるんです。

防災面から言っても、くしの歯作戦というのを東部でやったように何本かのルートを確認するということはすごく大事で、今回、矢熊筏場線をお願いをずっとしていきながら、伊東西伊豆線もやってくださいというのはすごく何か欲張りなような気もするんですけども、実際は複数ルートというのは絶対必要で、今現在、県道になっている伊東西伊豆線の筏場新田と長野の間の狭いところ、狭い橋とすぐ急カーブというところがあって、恐らく自衛隊の車両とか今通れないはずなんです。だから、その辺の工事も引き続きやっていただきながら、矢熊筏場線については月ヶ瀬インターへのアクセスというところで考えて、両方やっていただ

きたいんです。これは僕ら別な政治的な立場のときに県に要望するときに常に両方言っているんで、市としてもそれを両方これからお願いしたいんですけれども、お願いできますかという確認をします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 矢熊筏場線は市道、伊東西伊豆線は県道ということで、今の関係ならそういう要望することは可能と思います。

ただ、矢熊筏場線をどうしていくかということは今後考えられますので、その辺も絡めながら県と調整しながらしっかり両方とも事業が進むように、うちのほうも考えていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今度、修善寺側のほうに移るんですけども、どうしても修善寺駅前と横瀬が渋滞するので、あそこを通らないで三島へ行きたくなるんですけど、中伊豆の人は。そうするとどうするかというと、中伊豆からずっと行って旧の修善寺町に入って、修善寺南小学校の手前の柏久保から小学校のある細い通り、朝スクールゾーンになるあそのの通りを通過って牧之郷を経由するか、それか遠藤橋を渡って越路トンネルのほうへ回って、修善寺インターに行くかというルートは今とられるんですけども、そのどちらかをもうちょっとアクセスをアップできないかというのが常々課題でして、以前に佐藤喜好部長のときに僕どうやって中伊豆の人は縦貫道にアクセスすればいいんですかと言ったら、鮎見橋を左に曲がって日向を通過って大平インターから乗ってくださいと言われたんですけども、やっぱりそれだと三島に行くときにすごく戻る印象になるんです。

今後、あと五、六年で多分、修善寺道路は無料化になると思うので、それを見据えて何とか修善寺インターにアクセスをよくできないかというのはずっと思っているんですけども、それともう一つは柏久保から牧之郷へ抜けるルート、これ実は都市計画マスタープランの中にここをやりたいねというところで矢印をつけて、構想区間みたいなものにつけてくれてあるんですけども、その構想は柏久保から牧之郷に抜けるルートの構想は今どうなっているのかというのと、何とか中伊豆から修善寺インターにアクセスする道路を整備していただけないでしょうかという確認をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 非常に難しい話ですけども、今現状、県と市と警察とか入れまして、ここ最近、伊東修善寺線に看板が立ったと思うんですけども、お急ぎの方は鮎見橋を左折してください、そして大平から乗っていくとそういうことを入れて、修善寺駅をうまく、要するに交通の分散化ということで試行的にやるということで今やっているところです。

今、議員おっしゃられました遠藤橋から多分トンネル抜いてという話と、年川からトンネルで牧之郷へ行くという話は昔何か話はちょっとありましたけれども、それを一応県にはそういう話は投げかけますけれども、やっぱり交通量的な話とアクセスの話、ネットワークの関係で例えば大平インターができたときに、そこにトンネルをつくってどれだけの効果があるかとかというそういう話が出てくると思いますので、多少遠くなりますけれども、無料化になったときに大平まで走って上がっていくというのと、トンネルの要するに費用かけてどれだけということも考えられます。多分県もそういう話をされると思いますけれども、そういう話は投げかけたいと思います。

年川につきましては、そういう話もありました。実際そうやったときに、牧之郷から先につきまして非常に道路が狭いと、白坂橋から先の今度伊豆の国に行ったところについては非常に狭い道になっていまして、例えばそういうところも総合的なネットワークを考えないとなかなか現実的ではないねというような話をちょっと伺っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ありがとうございます。

多分そういうふうに言われるだろうと思って、であるならば、小川遠藤橋線を今、田代でやってくれているので、改良してくださいという話なんです。あそこは市道ですので、結局、中伊豆側から修善寺方面にこれから行くときに、今、大平インターを目指すにしても、そうすると県道伊東修善寺線が混んでいたら小川遠藤橋線のところおりのわけです、今の温泉病院のほうへ下っていくところから。前にもそういう話題をしたら、あの道なかなか広げるのが難しいので、それなら途中から田んぼの中へおりてそっちを広げたほうが早いとか、いろいろプランがあるというふうにはその当時は聞いたんですけれども、二、三年前に。

小川遠藤橋線はこれから伊豆市の中心である修善寺駅から1キロ圏内を整備するに向けて、中伊豆方面からのアクセス道路として小川遠藤橋線の改良というのはどのくらいまで考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 小川遠藤橋線につきましては、非常に今、交通量結構ありまして、非常に狭いところも多々あります。いろいろ議員おっしゃられましたとおり、現道を拡幅するのか、バイパス案で行くかという話は何年か前には地元にもおりましたけれども、そこで話がちょっととまっていまして、というのも学校の関係もありまして、例えば今度は学校がどこに来るかわからないですけれども、来たときにその道路をどういうふうを整備するかということも踏まえながら、しっかりこれからやっていかなきゃいけないと思いますけれども、現状では、まず地元のしっかりした意見を聞いて、どちらがいいのかということ

もしっかりこれからまた検討していきたいと思ひます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。中伊豆の道路の将来はまだまだなかなか厳しいということは十分確認できたかなということで、引き続き現状を確認しながら、またどうなっているのかの確認をさせていただきたいと思ひます。

ちょっと次へ移ります。

治山治水の話です。

さっきもちょっと言ったんですけれども、狩野川台風のときには中伊豆地区結構被害が outcome、その後の直轄砂防の直轄地域になったという経緯もあるわけなんですけれども、先ほどの答弁の中で言っていたのが、国のほうで対象箇所が354あるのに対してまだできてるのが2割程度だよという答弁でよかったと思うんですけれども、これから継続的にやっていきますということの理解でいいですよということと、それともう一つすごい気になるのが、これ中伊豆だけではなくて天城のほうにも係るんですけれども、伊豆市の山は上のほうに国の持っている山があって、その下のほうに県が持っている山があって、市だったり民間が持っている山があるという構造のような気がするんです。

直轄砂防のエリアになっている洞がどこかとか、こっちで要望したところをやってもらっているのかなという印象がまず一つあるのと、国でやってもらうところだけだと本当に安全なのかなというのがすごい気になっていて、それとプラスアルファ最近、県の治山工事はやっていない気がするんです。かつてはもっとあったのに今やっていないということは、もう十分だからやっていないのか、どこかよそを先にやっているからちょっと今、後回しになっているのか、いずれにしても県でもうちょっと治山工事をやってもらわないと、危険な箇所がしばらくやっていないがためにふえているのではないかなという心配があるんですけれども、たしか50カ所のうち9カ所を要望しているということだったと思うんですけれども、50カ所ぐらいまだやるべきだと思ひているところが県として確認しているということでもいいんでしょうか、ちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 治山につきましては、伊豆市全体で50カ所の要望を上げています。その中で県が現地確認に来てどこからやっていきたいと思いますかというところをしっかりと現地見て判断していただいて、県のほうも予算がありますので、範囲内でしっかりと対応していただいているところなんです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） では、県のほうも現地の確認をしていただきながら必要と思われる箇

所が今50カ所あるという考え方はそれでいいですか、ちょっと違うのかな。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 県がではなくて、地元から上がってきた要望がありまして、その中で全て上げて、例えばそれが保全対象がなければやっぱりそういう工事入っていけないものですから、保全対象があるところについて確認して現状50カ所あるということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。

地元からというのは区からの要望みたいな感じなんですか。それで、そうするとこういう問題があって、これ中伊豆だけの話ではないんですけれども、実際にその工事をやってもらわないと危ないのがこっちの区なんだけれども、こっちを持っているのは別な区で、こっちの衆はその区と関係ないみたいなことがあった場合に調整が難しい場合があるんですけれども、そういうところは県にお願いすればいいのか、市にお願いすればいいのかみたいな話があって、そういうふうにしていくとこの50カ所はもっとふえるのかなというふうにも思ったんですけれども、さっき言った国でやっているところと県でやっているところ、国でやっているところは県でやらないとかそういう絡みもあると思うんですけれども、その辺の調整というのは今どういうふうにしているんでしょうか、ちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 用地につきましては、治山工事については用地の買収は県の工事についてはありませんので、施工承諾というものをとります。その施工承諾をとるのは市のほうでとります。市のほうでしっかりとって、それを県に上げていく。先ほど言われましたように、下流域の危険な人は欲しいよと、だけれども、上流のところの土地は全然本当に部外とか市外とかという人が持っているという場合がありますので、そこはしっかり地権者を確認して、市のほうが地権者のほうへ出向いて行って事情を説明して、その承諾というものに理解してもらおうというような形で進めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） それと、もう一つ確認したいんですけれども、いわゆる県が工事すると、保安林としてその後管理するとかというようなことが出てくると思うんですけれども、それはやっぱり杉、ヒノキだけというふうな考えなのか、それとも雑木林でも県のほうの工事が入る可能性があるのか。要するに膨大な山の面積があるところには雑木林も実際はありますので、今後いわゆる二次林といってシイタケのほだ木にするためにクヌギとかコナラ植えてあるところもあるんですけれども、本当にシイタケをこれからやっていく人が少なかった

場合にそういうところも山が荒れちゃう可能性というのあるんです。

そういうことを踏まえてなんですけれども、杉、ヒノキのところではなくて、県が入ってくれて県がそのまま管理してくれるという可能性は今の事例とかでもあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 治山工事やると保安林指定というのがあります。保安林指定には、まず県営の工事の公共工事、人家が10戸以上とかそういう保全対象がありますけれども、それについて保安林の指定があります。県でやる国庫補助をもらわない事業とか、市で県の補助をもらってやる事業とか、それにつきましては保安林指定はございません。保安林指定する場合は、要するに治山事業ですからやっぱり山林の中にありますので、それがどういう木でもそこについて保安林指定がかかってくると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。

そもそも最初に言ったとおり、山の工事が最近やっていないという話を業者さんからも聞いているものですから、やるべき対象のところはあるよという確認はしてもらっているというふうな今、確認とれましたので、継続してぜひ国の直轄砂防にはなっているんだけど、まだ膨大な面積の山がありますので、長期的な防災・減災ということを考えても何とか県でやっていただけるところがあるのであれば、切れ目なく毎年続けて少しずつでもやっていただければいいのが見えていけば住民も安心なのかなと思いますので、何とか続けて継続的に治山事業を県のほうでもやってもらえるようお願いをさせていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1つ構造的な問題がやっぱり事業費ですね。御承知のとおり、かつては公共事業費が国で15兆円くらいあったのが一番少ないときで5兆6,000億円ぐらいでしょうか、今何とか6兆円ぐらいまで戻っていて、それはいわゆる変な話ですけども、よくマスコミで言われるのがゼネコンがもうかって何か飲み食いしているような、そういう公共事業ではないんです。全国で社会インフラ足りていませんし、老朽化もしていますし、それから機会があると市民の皆さんに申し上げるんですが、伊豆市とか県の事業を補助裏してくれている交付金、社会資本整備交付金、それから防災・減災交付金、これ全部国の公共事業予算の中に入っているわけです。そこが激減したことによって、相当事業が減ってきました。これは道路だけではなくて河川もそうだし、砂防もそうだし、急傾斜もそうだし、治山治水もそうだし、それがわずかに何とかふえ始めた。今回は3年間だったでしょうか、期間限定で防災、一気に事業費ふやしていますので、平成31年度は国も県も予算が多分かなり回復し

ているんだろうと思います。ただ、これは短期的な措置ですので、これをどうやって財源確保してしっかりやっていくかということが大きな課題。

実はその中で、2年ぐらい前から全国市長会で問題になっているのが、何と社会資本整備交付金をもらっておきながら、残しているところがあるんです。なぜ残っているかというのと、もっと自由に使わせろという声がどんどん評論家とか都市部から出てきて、社会インフラが終わった都市部では社会資本整備交付金をなるべく自由に使いたいわけです。我々はまだ道路も防災もできていない、そこが物すごく不公正で我々から言うと、そこは国土交通省とか全国市長会の場で、社会インフラがないところがあるんだからそこはちゃんと使わせてくれということで今その動きが出つつあります。今、明らかに都市部と地方で格差がまだ大きく残っていますので、その構造的な問題については、私のほうではほかの仲間たちと力を合わせてしっかり是正をさせていただきたい。そういった事業費がないと、静岡県のような強いところでも相当事業費が小さくなってきました。それが多分山の工事が減ってきたということで感じられたんだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 特に中伊豆は全域が中山間地ですので、そろそろ狩野川台風からもう60年もたっていて、奇跡的にここだけ大雨が降っていないだけのような気もして、やっぱりこれできるときにできることはやっておかないということだと思うので、その辺は政策的に多目にしてもらおうようなことが必要なんだろうと思いますので、ぜひお願いをいたします。

それで、次にいきますけれども、総合政策部長もちょっと触れてくれたんですけれども、一般的に新聞の折り込み広告をよく見ていると、不動産情報は伊豆市の物件はほとんどなくて、それでも最近、瓜生野と牧之郷の物件の不動産情報がちょこちょこ出ていますけれども、そのほかは大部分が伊豆の国市、大仁、三福、田京、守木、そして伊豆の国市へ行って富士見とか向こうのほうの物件はいっぱいあるんですけども、伊豆市の物件の情報はないんです。やっぱりそれで結婚してとか、ある程度独立を考えて家、土地建物が欲しいとなったら広告見てあれば、そこにとりあえず行っちゃうんだと思うんです。

さっき、市長が空き家を貸してくれる人がなくて、畑とか農機具小屋がついている貸し家と言ったんですけども、それももちろん大事ではあるとは思いますが、そうではなくて、農家の次男が自分のうちの田んぼを宅地にして、家を建てるのはすごい多分いろんな手続があったりしてハードルは高いもので、とりあえず広告を見て、ここと見に行ったら気に入ったら買っちゃうんだと思うんです。

そういうこともあるので、都市計画の見直しとか今してきて現在に至っているんですけれども、そういう状況は今の現時点をどういうふうに捉えているのかというのをちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 農家で借家でというのは地域おこし協力隊の実例があったものですから、幸いにも彼は見つけたようですけれども、そういった例もあるということで申し上げた次第です。

現実、実際にちょっと利便性の高いところに家を買いたいという事業で不動産情報はほとんど伊豆の国市、大変目にして気になるところでございます。まずは、都市計画を変えた牧之郷で今、地区計画をちょうど策定終わるところです。そのほか加殿地区、あるいは柏久保駅周辺についてはこの2年間頓挫をしておりますので、改めて今使える利便性の高いところにはどのような都市整備をするのかについては、議員の皆さんとここは腹藏なく意見交換をさせていただきたいと思っています。

中伊豆地区が難しいのは、議員御存じのとおり、特養の横をかつて農振除外しているところがあるんですが、そこがやはりかなり事業費がかかるものですからどういった手法で宅地として開発できるのか、前にも議員がなられたところに検討したことは申し上げたんですけれども、そこはしばらくとまっておりました。その事業費を捻出できるのか、どのような手法ができるのかについては一つの課題だと思っています。

ただ、中伊豆地区、八幡、城地区はほかにも使える土地があるものですから、そこで何も新しい物件が起こらないという短期的課題については、また少しすみません、これは検討させていただきます。どのような施策があるのか、検討したいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 中伊豆の梶山団地という城の元村寄りのところに以前、町であれば開発して次男とかいろいろ条件はあったんですけれども、あそこに1つの地域ができた。それはそれで当時成功して、今現在みんな年をとってしまったとかいろいろ問題はあるんですけれども、またああいうのをやったらどうだという声の一つあることはあります。

それと、もう一つさっきからのきょうの質問の流れから言って、ワサビ生産者の若い世代がよそに住んでワサビ田に通い始めたという傾向が出始めちゃって、これはすごい危惧して、住むところとして選んでもらえないというところはすごく悲しくて、これはやっぱり何とかしなきゃいけないんだろうというのがあるんです。それを中伊豆の中が無理ならば、伊豆市の中でいいので、やっぱり伊豆市内で働いている人が住むところとして何とかそういうところを創出する必要があるのではないかなと思うんですけれども、その可能性について伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、ポテンシャルはやっぱり十分あるんだと思います。先般もある方から伊豆箱根鉄道で修善寺に来てみたんですけども、こんなに本数が多いとは思わなかつ

たという方がいて、ここでふだん生活していない方にとってはローカル線が1時間に2本というのが何となくイメージなんです。やはり都市機能としての都市交通がある修善寺駅周辺で一定程度の人口、これは湯ヶ島とか中伊豆、土肥から移ってくれという意味ではなくて、もっとマクロな意味で、一定程度の規模の人口を確保できるポテンシャルというのはあるのだろうと思います。

ただ、それをどういう形でこれからも進めていくかについては、行政一存で決められませんので、ぜひ議会の皆さんと意見交換をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） さっきの答弁いただいた中にもあったんですけども、ニーズが非常に多様で、例えば僕自身も今55歳ですけども、今20代、30代の人と多分、価値観は全然違って、若い人たちの求めているものというのがちょっと自分でも理解できていないのかもしれないんですけども、それにしても伊豆の国市ならいいとってそっちに買う人がいるということは事実なので、それだったら何とかもうちょっと伊豆市側でおさまらないのかなというのは非常に歯がゆいところでもあるので、何とかみんなで知恵を出し合って、伊豆市の中で若い人たちが家が建てるようなふうにするにはどうすればいいのかというのは、これは早急にやっぱりやらなきゃいけないのではないかなと思うんです。ぜひその辺は可能性はあるというふうに市長も思っているということですので、なるべく早目にそうしたほうがいい議論なのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、絡むような絡まないような話で、結局この土地が余っているとか空き家があるという話と、今の若い人が外へ出ていくというのが直接結びついているようで結びついていないところが実は一つ問題だと思うんですけども、そうは言いながら、書いてあるように八幡でさえみんな高齢化しちゃっていて耕作ができなくなっている。空き家はあるんだけど、借り手がない。空き家になっているところは確かに不便だみたいなことがあるので、不動産屋さんもなかなか管理ができない、ただ空き家ですと出しても借りる人がいないみたいな状況だと思うんです。

であるならば、やっぱりそういうあいている物件、あいている農地を集約するとか、あいている住宅のニーズをもっと広く探すとか、今までと違うような手法をとらないとこれ伊豆市だけの問題ではないと思うんですけども、ただ田んぼが荒れる、ただ畑が荒れる、ただ廃屋がふえるというのをこのままだで見ているわけにはいかないと思うんです。何かもう一つ早急に変えないとどんどん加速しちゃうような気がするんですけども、今現在どういうふうに考えているのか、そのあたりを。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 将来においても行政サービスを維持するだけの活力は持ち続けたい、

これはもう何度も申し上げているとおりです。その中の一つが人口減少であっても経済は維持したいというのは1つあるんですが、そうはいってもやっぱり余りに人口が減ってしまうと、それさえも活動主体がいなくなりますので、やっぱり最低限コミュニティを維持できる人口というのは確保するための施策は必要なんだろうと思います。そのためのことを全域では無理でも、やっぱりある地区の拠点的なエリアをつくるべきだと考えています。

もう一つ、先ほど申し上げました交流人口と違って関係人口というものも、もうそこまで恐らく考えざるを得ないだろうと思います。これより今まで我々が経験して感じているよりも20年後30年後の日本の社会、これは伊豆市に限らず相当厳しい状況になってきます。そのときに、全てのエリアが現状人口だけでコミュニティを維持するというのは多分極めて難しいだろうと。

先般、もう2年ぐらい前だったでしょうか、消防団の手当を確認をたしかどなたか議員から御質問があったと思うんですが、そのときに神奈川県西部に住んでいる方が消防の見回りには参加してくれているという例があって、本当に頭が下がる思いだったんですが、そういったところに住まれていても週末帰っていただくとか、消防団に加わっていただいて、できる範囲で参加していただくとかそういった使い方もあるんだろうと思うんです。ですから、空き家になったところは全部貸してくださいではなくて、そういった使い方、デュアルライフという意味で使っていくことももう考えなければいけない、それくらいの課題になっているんだろうと認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そこでなんですけれども、そこで今までと違うことをやるんですけれども、恐らくこれ市役所の例えばですけれども、どこでやるんですか、何部の何課でやるんでしょうか、総合戦略課でやるんでしょうかみたいな話になったときに、なかなか難しいので、外部組織を1つつくるというのはないんでしょうかと前も言ったんですけれども、例えば静岡県の土地開発公社みたいなその土地をまとめて管理して、それをまた誰かに使っていただくような法的なものがあるわけですけれども、伊豆市としてそういうものを土地の交渉であるとか利用であるとかのノウハウを持った人と呼んで、そういったことをやってもらうというような別な組織をつくってその人たちにお問い合わせするというようなことはできないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、今の公社というのは、これ多分すみません先日ちょっと話を伺ったときには土地開発公社ということですが、たしか農業中間機構か何かの名前はちょっと忘れたんですが、そういったところでそっちは農地の集約とか何かの役割をやっているんですが、そういったものを行っているのがあります。

実際にちょっと話がずれて申しわけございません、集約する農地とか貸し出しする農地というようなもの、実は伊豆市域内で見ると極めて少ないというような状況があって、むしろ今議員おっしゃられるそういったものを活用するためのノウハウを持った、それは人材であるのか組織であるのかといったところは活用の余地はあろうかと思いますが、まず現状としてそういったものを使うかどうかというのは、もう少し市の中の関係機関の中で何ていいますか、検討していかなければならないことかと思えます。

ただ、実際例えば空き家等に関しましても、先ほど空き家バンクに登録がないということで、幾つかもう少しそういった貸し出しのための条件や何かを整理したりする、コーディネートすることができればいいかなというようなことも考えました。今現状申し上げますと、まずそういった建物等があれば、今の市の職員が実際に相手方とそういった内容について確認したりコーディネート役はやっているそうですが、数が少ないために余りそういった状況になっていないということでございます。こういった問題を解決するために、今言った素材をいっぱい集めるといところがまず前提になってくるかと思えますので、そちらのほうがある程度見えてきた段階で、そういった組織的なものについては検討の余地が出てくるかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 件数少なくないんです、ちゃんと調べればいっぱいあります。それをいかに集約して、みんなで一緒にやるかということなのかなと思いました。

それで、すみません、来年度の予算の話をしているときに、耕作放棄地を集約して活用する事業があって、私、予算のときに質問したら、実はある特定の2社に対してお声がけがあって、それに対して100万円の予算で今年度対応しますという話で、耕作放棄地とかを全般的に幅広くこれから集約して活用する事業なのかと思ったんですけれども、とりあえず来年度の役目は違うみたいなんですけれども、それがこれから拡大していく可能性はあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 耕作放棄地につきましては、本当はかなり頭の痛い問題でして、各地本当に広がっているというのが現状であります。やはり伊豆市内の年齢層見ますと高齢者という形で、そこをやっぱり維持管理していくというのはかなり難しい状況というのは周知の事実だと思います。やはりそこをどう利用するかというのは、外から来ていただく地域おこし協力隊であるとか企業ということになってくるのかなと思えますので、企業さんからもある程度幾つかの話は聞いております。それは市の土地ではありませんので、どうしても地域の方の土地になりますので、その仲立ちをしながら、企業さんに伊豆市内に来ていただくような形での方策というのはこれからますますふえてくるのかなという形では考えてお

りますので、予算的には来年はそういう形のものですけれども、それはどんどんふえていくような形で考えていく必要があると考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 来年度100万円しかないんですけれども、耕作放棄地については市のほうもかかわっていくよということだと思っんです。実際にでは市でも耕作放棄地の対策をしますよとなったときに、何とかしてほしいというところがいっぱい出てくると、対応できないくらい多分いっぱいあるはずなんです。

そこでもう一回戻るんですけれども、別な組織つくるといのはハードルやっぱり高いんでしょうか。市としていろいろな手続のノウハウを持っていたりとか、土地の交渉であるとかそういうノウハウがある人を公募するなりして、市の職員だけでやっていると限界があるような気がするんです、なかなか進まないような気がするんです。交渉の専門家だったり、手続の専門家を伊豆市だけで難しいんだったらちょっと広域でとか、そういったことを検討する必要がある時期に来ているのではないかと思っんですけれども、専門のノウハウのある人たちをスタッフとした公社をつくって、使われなくなった土地の利活用をするというような組織をつくるということについては市長、どう思いますか、僕は必要だと思っんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今の青木議員おっしゃった専門の知識を持ったという方、正直新しい組織をつくってというのは私としては否定的なところがあります。それはその組織をどう維持していくかということがありますので、先ほど総合政策部長言ったように、どういったニーズがあるかというところをまずは正直整理をした上でということですが、専門の知識を持った方であれば、例えば今の市の職員でそのノウハウを持った方がいなければ任期つきであったりとか専門の方を途中任用をする制度を持ってございますので、そういうところでまずは職員として採用していく、そういうほうが方向性としては可能性はあるのかなというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そういう可能性があるということでわかりました。

いずれにしても、耕作できなくなって草が生えちゃっている土地があることはまず事実です。中伊豆の八幡の中の通り沿いに空き家が何軒もあるのもこれもまた事実。隣近所の力だけではどうにもできないということもこれも事実なんです。これをではどうすればいいのかとみんな今、頭を抱えている状態だということはわかってもらいたいです。

それはやっぱりどうにかしなきゃいけないんだと思っんです。その傾向がこれからいい方

向に向かうのではなくて、もっとそういう状況がふえるということがわかっているんだったら、何とかしなきゃねという話なんです。最後にもう一言お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 客観的には日本という国は小さくないんですが、これまで狭い島国で土地がないということを言われてきましたけれども、いよいよ家も余って土地も余っているというような本当に時計が逆戻りするような時代を迎えていきます。

ちょっと私、次男の大学の帰りに千葉県の御宿というところを電車で通っていたら、駅の横なんですよ、駅の横で真っ平、10町歩ぐらい全域が耕作放棄地なんです。これだけ広いところで真っ平ですから、これは何もしようがなかったんだらうかとよそ様のことなんですけれども、そうするとそれを逆に自分のほうにフィードバックすると、放置しておいてどこかが使ってくれる時代では全くないなと。ですから、やはり新しい土地の使い方、それは仮に農業なら農業で水田なのか別の使い方があるのか、本当に転業すべきなのか、相当本腰を据えて考えなければ土地の問題は片づかないんだらうと、よそ様を見ても痛感するところです。大きな課題ですので、ぜひ皆さんと一緒に検討させていただきたいと思います。

○9番（青木 靖君） 以上です。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

本日最後の質問になりました。気合いを入れて早く終わるようにやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、すみません、質問の前に通告文の文字を訂正させてください。まず、2件目の質問で、乳幼児用液体ミルクの「幼」の文字を消して乳児用と訂正させてください。もう一カ所、下から4行目にある「西日本豪雨や」の6文字を削除してください。よろしくをお願いします。

それでは、質問させていただきます。

初めに、児童虐待防止への取り組みについて、市長、教育長に伺います。

児童虐待の疑いがあるとして、全国の警察が昨年1年間に児童相談所に通報した18歳未満の子供の数は前年比22.4%増の8万104人となり、過去最高を更新したとのことです。広報啓発などにより国民の意識が向上して、通報や相談がふえたことも一因に挙げられていますが、児童虐待は犯行が潜在化しやすいとも言われています。

国では、千葉県野田市で起きた小学4年女児の虐待死という痛ましい事件を受け、厚生労働省と文部科学省は再発防止に向けた両省合同のプロジェクトチームを設置し、野田市の事案の検証のほか、児童相談所や学校で行われる子供の緊急安全確認などの結果の共有や分析、検討を行い、さらなる対策をまとめていくとしていますが、児童福祉法及び児童虐待防止等においては、児童虐待の未然防止や早期発見、対応を図るため、地方自治体の役割、責務が定められています。

この件については、昨年12月の一般質問で間野みどり議員が取り上げていますが、ふえ続ける児童虐待の深刻な現状に鑑み、改めて当市の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

2番目に、液体ミルクの普及促進と災害備蓄について、市長に伺います。

乳児用液体ミルクはふたをあけて吸い口を装着するなどすればすぐに飲め、常温で半年から1年の長期保存ができるのが特徴です。液体ミルクはこれまでであった粉ミルクに比べてお湯で溶くなどの手間がかからず、手軽に使えることから、特に夜間や外出時の授乳で効果を発揮することが期待されています。

さらに、期待されるのが災害時の活用で、ストレスや疲れで母乳が出にくくなることや哺乳瓶を洗う衛生的な環境が得られにくい場合でも、液体ミルクであればお湯を沸かしたり、清潔な水がなくても簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。

海外では欧米を中心に普及が進んでいますが、日本では昨年8月に国内での製造販売が解禁されました。ことし1月31日に国内メーカー2社が製造承認を受け、消費者庁の販売承認を得て、この春に商品が発売される予定とのことと通告時点になっていましたが、今月5日に江崎グリコが国産メーカーとして初めてインターネットサイトで販売を開始し、昨日11日からは店頭での販売を始めました。また、明治はあす13日に製品を発表するとのことです。

一方で、普及に向けた課題として、粉ミルクに比べて割高であることと認知が進んでいないことなどが挙げられています。液体ミルクは昨年の北海道胆振東部地震では救援物資で届けられたものの、十分活用されませんでした。その原因として、受け取った自治体や被災者にその知識がなく、安全性に不安を抱いた点が指摘されています。このため、当市においても、液体ミルクについての認知度向上の取り組みや災害時の備蓄を進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、食品ロス削減への取り組みについて、市長、教育長に伺います。

まだ食べられるのに捨てられている食品ロスは、国内で年間600万トン以上に上ります。これは、国連の世界食糧計画が発展途上国に食糧を援助する量の2倍に当たります。

一方、国内では、ひとり親家庭などの7人に一人の子供が貧困状態にあり、十分に食べることができない子供たちがたくさんいるとされています。

国は、国連の持続可能な開発目標SDGsに沿って、家庭での食品ロスを2030年度までに半減させることを目指していますが、そのためには社会全体で食べ物を無駄にしない意識を醸成し、市民一人一人が主体的に取り組む必要があります。

静岡県では、ホームページで食品ロス削減の取り組みについて詳しく掲載しているほか、外食や家庭での食品ロス削減に向けた取り組みキャンペーンも実施しています。静岡市や富士市、藤枝市、湖西市等のホームページでもその取り組みが詳しく確認できますが、当市における取り組み状況はいかがでしょうか。

また、県では、家庭での食品ロス削減の理解醸成のため、県内全小学生に食品ロス削減の啓発教材を配布して、家庭での食品ロス削減に理解を求めているとのことですが、各学校での取り組みはいかがでしょうか。

最後に、電話による特殊詐欺（詐欺電話）による被害防止策について、市長に伺います。

不特定多数の人にうその電話をかけて、金銭をだまし取る特殊詐欺（詐欺電話）が後を絶ちません。当市においても何人かが被害に遭い、貴重な老後の蓄えなどをだまし取られる深刻な被害が発生しています。

詐欺電話の被害を減らすため、当市では、広報等による注意喚起や警告メッセージの流れる録音機等の貸し出しを行っていますが、静岡県警察の調査では、平成30年の人口1万人当たりの詐欺電話入電数が伊豆市は県平均の20.2件を大きく上回り73.2件とのことで、県内トップになっています。それだけ被害に遭う確率が高いといえます。特殊詐欺は自分は大丈夫と思っている人が被害に遭うことがほとんどで、手口を知っているだけでは防げないとされています。市民の大切な財産と精神的被害を防ぐため、さらに対策を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 児童虐待防止についてお答え申し上げます。

今、御指摘の児童虐待の事件については、非常に強い憤りを皆さんと共有しているところだと思います。私もこれ報道を見まして、もし父親に危険を感じたのであれば警察に相談できなかつたのかなとこう思います。教育委員会、学校の先生方は教育現場に警察を入れたくない、それは十分わかるんですけども、教員は教養課程は受けても捜査犯罪その他もろもろのプロではありませんので、真に必要なと思ったときにはやはり専門の関係機関にしか

り連携をとるといふ、もうそういう時代なんではないかと痛感をいたしました。もちろん伊豆市にそのことが多発しているわけではありませんが、本件を見てそれを感じた次第でございます。

伊豆市の詳細現状等について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから、児童虐待防止の取り組みについてお話しします。

千葉県野田市の事案を受けて、伊豆市でも各学校に指示を出し、緊急点検を行いました。具体的な内容は、2月1日以降、一度も登校していない児童生徒との面談を行い、その結果をきのうまでに報告をするようにという点検です。要するに、顔を見ている子供についてはその子供の様子がわかりますが、ずっと2月1カ月間ぐらい休んでいた子については顔を見ていないものですから、必ず家庭訪問なりして見て確認をするようにということです。特に千葉県野田市のような事案を認知した場合は、直ちに児童相談所や警察にも通報することを指示しました。点検の結果、2月1日以降、一度も登校していない児童生徒は小学校で3人、中学校で11人おりました。いずれも学校職員等が本人に会うことができ、虐待等の事実がないということを確認しました。

虐待に関しては、日ごろより学校全職員で注意深く観察するよう指示してあります。体のあざなどの発見はもちろん、小学校低学年ですと身なりや衛生状態、同じ服を何日も着用している、髪の毛の汚れや爪の伸びなど。また、担任の先生に過度のスキンシップを求める様子など細かな様子の変化を観察し、管理職への連絡はもちろん、必要があれば関係諸機関とも連携して情報を共有しながら対応に当たっているところであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、市長の補足説明。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、現状ということでお答えさせていただきますが、12月定例議会の間野議員へのお答えとちょっと重なる部分もございますが、お答えさせていただきます。

当市では、こども課に児童虐待を取り扱う家庭児童相談室、それからこども園を統括するこども家庭スタッフ、そして乳幼児健診を担当する母子保健スタッフがあります。相互にこども園や乳幼児健診からそれぞれ虐待が疑われる情報を密にとり、連携して家庭児童相談室の職員が主となり早期対応をしております。家庭児童相談室で対応している虐待ケースは、継続と新規のケースを含め、今現在、年間で約20ケースとなっております。

伊豆市における虐待の相談件数は、平成28年度は延べ703件でしたが、平成29年度は929件と増加しており、今後も増加傾向ということになっております。

また、要保護児童対策地域協議会があり、県が設置している児童相談所、警察署、学校関係、民生児童委員と関係機関が連携して個別ケース検討会議を開き、情報や方針を共有しながら家庭支援をしており、長期的にかかわっております。

11月は児童虐待防止推進月間となっております、児童虐待防止に関心を持ち、一人一人に呼びかけていく活動として民生児童委員の方と一緒に街頭キャンペーンを行っております。児童虐待防止というメッセージが込められたオレンジリボンをつけて、啓発活動も行っております。皆さんにも協力していただいて、このオレンジリボンというのをつけていただいている方もあるかと思えます。住民からの情報提供で救われる命があると考え、啓発活動を今後も続けてまいりたいと思えます。

今後もこども課、家庭児童相談室を中心に情報をいち早くとり、関係機関と連携して早期対応し、児童虐待の未然防止につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 児童相談所の児童虐待相談件数が毎年、過去最高を更新しているということで、今、伊豆市の状況伺いました。幸い学校においてはそのような子供は見られないということですが、不登校の子がこれだけいるということがまた気になることですが、やっぱり年々ふえている要因として児童虐待という問題が社会に認知されてきて、今まで隠れていた虐待があらわれてきたことも増加の原因ということとも言えると思えますけれども、やはりその根底には、今、ひとり親の増加とか3世代同居の減少とか近所づき合いの希薄化ということで、社会全体の養育力が低下していることもあるとされています。

こういった意味で、社会の養育力ということで、伊豆市の現状をどのように捉えているでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりで、ひとり親というところもふえている状況もございますし、やはりお母さんが働きに行き、子供さんと2人だけとかそういう家庭の中でお母さん自身も大変な思いをしながら子育てをしているというところで、そういうお母さんの相談にも寄り添うような形の相談ということも大事になっていると思えますし、やはり妊娠期から子育てまで切れ目のない支援ということで、こちらのほうは伊豆市においてはこども課にそういうような全ての機能が集約しているので、まだ体制的には恵まれているかと思えますが、福祉事務所長会議に行きますと、乳幼児健診部分が健康支援課的なそういう部署であったりとか、こども課とかそういう部署が教育部のほうにあったりとか一括してそういう部分が1カ所に集約されていないというような市町もあって、なかなかそういう連携がとりにくいというお話がかなり出ておりました。伊豆市は1カ所こども課にそう

いう機能が集約しているということを生かしながら、今後のところでは未然防止ということで力を入れていかなければいけないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 国では、この児童虐待の問題、非常に重く捉えていまして、安倍総理も国会で強い決意を述べておられますし、厚生労働省の副大臣、そして文部科学省の副大臣も公明党の議員が務めているんですけども、そういった対策のための検討を進めて、これから児童福祉士の増員とともに、体罰禁止規定の明記や懲戒刑のあり方についての検討とか、DV対策を担う機関と児童相談所の連携強化などを法律改正で児童虐待への対応強化を目指しているところなんですけれども、やっぱりそれだけでは防げない。

けさのNHKのニュースでやっていたんですけども、国が進めている法律改正でどれだけ期待するかというアンケートというか、そういう調査をNHKでやったのを報道していたんですけども、意外と期待するという人たちが少ない、両方合わせて20%ぐらいしかいないということで、やっぱりそういう法律だけでは防げないという大きな課題だと思います。

先ほども述べましたように、虐待ということの根にはやっぱり生活困窮とか社会的な孤立とか、生活のいろいろな子供に向かうことで起きる場合が多いというふうに言われています。2016年の児童福祉法などの改正で、児童虐待対策が早期発見、早期対応から発生予防ということにかじが切られました。やっぱり困り事を抱える家庭に声をかけて、早期に支援する仕組みが求められるようになりましたけれども、やっぱり住民に一番近いところで家族支援を行う市の体制、これを強化する必要があると思います。

先ほど健康福祉部長から市の今行っている対策について詳しく説明していただきましたけれども、今後、来年度の予算で妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を目指す子育て世代包括支援センターの開設が計上されています。今までも同じようなことやってこられたんですけども、やっぱりそういう体制としてこれから整備されていくということで期待はしておりますけれども、同時に国のほうでは、2022年度までに子育ての悩みなどの相談に応じる子ども家庭総合支援拠点を全市区町村に設置する目標というものを掲げているんですけども、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点というのがどう違うのかと私かなり読み込んだんですけども、明確な目的というのはやっぱり子育て世代包括支援センター主に母子なんですよね。もともとが母子包括支援、何ていうか、そういった母と子に対する支援が主になっているようでして、子ども家庭総合支援拠点というのは児童虐待とかに重点を置いているように自分が読んだ限りではそう思えるんですけども、この辺のところを今後市としてはどういうふうに進めていく計画がおありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今議員おっしゃられた子育て世代包括支援センターというと

ころでは、平成31年度におきまして、ちゃんと相談が密室でできるような形の相談コーナーを設けてもらうように予算を要求いたしました。その中でやはり皆さんがいる窓口では相談ができないという、またそこまで踏み込めないというところもございますので、そうしたちゃんとした相談のスペースを設け、そして専門的な保健師と母子保健スタッフにより専門職のほうで当たるということで、子育て世代包括支援センターをこども課に置くような形をとりたいと思います。それにつきましては相談コーナーが整ったという状況で、秋ごろから開設できるというような予定であります。

そしてまた、子ども家庭総合支援拠点というのがあるんですけども、やはりそれは母子というだけではなくて、全体的に特定妊婦であったりとかそういう家全体の家庭の支援ということで、児童虐待につながるようなそういうケースも扱うようになるんですけども、やはりそこは今ある家庭児童相談室というところの中にこの子ども家庭総合支援拠点ということで位置づけをして、支援員さんのほうを条件がございますので、子ども家庭支援員というところを常時2名置くような体制を整えて、そして今ある家庭児童相談室をその位置づけにしたいと考えております。それにつきましては、この平成31年4月からということで体制的には整えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 4月1日からということで、ひとつほっとしたような気持ちなんですけれども、これ厚生労働省によるんですけども、2016年度に虐待死した子供の年齢なんですけれども、65%がゼロ歳ということで、そのうちの半数はゼロカ月で亡くなっている、さらにゼロカ月で亡くなった子供の69%がゼロ日で亡くなっている。この世にせっかく生を受けたとうい命がわずか1日も生きられなかったということで、それが虐待によって亡くなる子供が多いということが非常に問題になっています。やっぱりこの原因として予期せぬ妊娠とか生活困窮とか社会的孤立、DVなどが背景にあるということなんですけれども、ないとは思いますが、当市ではこのような事例というのはあったんでしょうか。

また、先ほど部長から答弁ありましたが、育児の困難が予想される特定妊婦の現状というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど特定妊婦というようにお話をちょっとしましたけれども、伊豆市の中でもそういう事例がございまして、転入してきて、母子保健スタッフ等が乳幼児健診のほうでやっぱり支援が必要ではないかというところから、社会福祉課の生活保護の職員のほうと一緒に連携をしながら生活のほうの支援を交えて、その特定妊婦等の支援に保健師が当たり、無事に出産もして、その後も育児が進んだという事例で今もかわ

っているかと思いますが、そういう事例はございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ありがとうございます。

これも大事だと思うんですけども、やはり虐待を受けた児童が大人になって、また自分の子に虐待を加えるという虐待の連鎖が起こり得るといことがされています。ある研究者によると3割程度がそういう状況になっているということなんですけれども、虐待を受けた子供の支援、これはどのようにかかわっているのでしょうか。というか、虐待を受けた子供があったのかないのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 虐待を受けた児童についての支援というところは、まずは虐待という事実がありましたら保護ということになりますので、そのところで保護した施設のほうで、そのお子さんに対する心理的なケアというところはやっけてくださっているかと思いますが、やはりそのところも戻ったりした場合のケースにつきましては、市のほうで保健師等が丁寧にかかわっていくということになります、お子さんに対する支援というよりもやはり一緒に暮らしているお母さんであったりとか、その虐待ということになってしまったその保護者の方に気持ち的に寄り添うということが実際にはそちらのところで支援していくということはかなり大事なかなというように感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 虐待の連鎖ということで取り上げさせていただいたんですけども、大人になっていく段階で心に傷を負った子供が育っていくという途中で、やはりこの連鎖を断ち切るということは福祉の面からのケアも大切なんですけれども、教育の力というのも非常に大きいと思うんです。虐待を受けた子供に限らず、学校教育の中で親となることの責任感の醸成であるとか、またあるいは性教育こういったことについてはどのように行われているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 割と昔と違って、今は性教育についても1歩も2歩も踏み出した形で子供たちにきちんとした指導し、時には参観会の中で授業を公開して、その後、親にフォローしてもらうような部分だとか話を進めてもらったりというようなことでも、本当に昔と違ってはその教育のほうは進んでおります。

なお、この連鎖というのは全くあると思います。これは虐待だけではなくて、日ごろから軽く殴られて育った子は、本当に親になったときに殴るという傾向もあらわれているし、た

だ怖いのは、子供がある18歳なり二十歳になったときに親と逆転するという事です。それが殴られた子供はずっと心の傷残っていますから、それは本当に大きな傷で、例えば早く虐待がわかれば児童相談所でかけ放してまた施設に入れたりしながら、親とは引き離しながら子供のケアをしていくというようなことをやっていけばいいんですけれども、そこまで行かないと非常に難しいんだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） やはり子供は家庭的な環境の中で育てることが基本ということが言われていますけれども、児童養護施設へということもやむを得ないことかもしれないんですけれども、できるだけ家庭的な環境でということと里親とかいろいろな制度があるんですけれども、そういった体制というのはできているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育委員会の立場で言うならば、教育委員会でそこら辺関与ではなくて、児童相談所に行ったときに、今度、児童相談所の方がいろいろ面倒を見てくれて、里親に登録されている方がいるものですから、そこに紹介してと。それで、そのときに親とは連絡を切るというパターンもあれば、親には連絡するパターンもあったり、いろんな形で児童相談所がやってくれているという感じです。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長、ありますか。

○健康福祉部長（村井克代君） うちの健康福祉部のほうでは、やはり児童福祉施設、里親への措置というところがあるのですけれども、年間、毎年10件ほどございます。そのうち里親というところは二、三件ということでありますので、やはりそういう連携ということで児童福祉施設、里親への措置ということがございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 自分が思っていたより、やっぱり現実には厳しいんだなということがわかりました。

児童福祉法においては、第1条において、児童は適切な養育を受け、健やかな成長発達や自立を保障される権利を有するということがうたわれています。これは以前の児童福祉法から改正されたんですけれども、やはり子供の権利として幸せになる権利を持っているということです。これが明示されて、そして第一義的養育責任が保護者にあるとした上で、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うということがうたわれております。

児童虐待の問題は複雑な要因が絡んでいて解決への困難も多いんですけれども、子供の幸せを第一に考えながら今後についてもさらなる対策の充実をお願いしたいんですけれども、

今とられている体制と同時に生活困窮者に対する支援制度はあるんですけども、そういった制度とのそういった困難を抱える家庭に対する支援、これもやはり強化していく必要があると思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 生活困窮者の支援につきましては、健康福祉部の中の社会福祉課で、社会福祉協議会の専門職を常時社会福祉課の事務所の中に置いた形で相談を受けております。そしてまた、要保護児童等の子供さんを抱えたところの家庭というところで支援が必要なお宅というところはこども課のほうで把握しているために、そのところは連携をとりながら、まずはそういうお子さんを抱えた家庭の支援というところを優先的にかかわって支援していこうということにはなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） この件の最後になりますけれども、先ほどから述べておりますようにやはり子供を守るということに重点を置いていただいて、やっぱり日ごろから子供と接する機会が多い学校、教職員の方々、そして幼児にかかわることの多いこども課とかそういった関係部署が連携して、さらに今質問させていただきましたような社会福祉課とかそういった本当にいろいろな制度をフルに活用して伊豆市の児童虐待が起らないように、そして不幸にして起こった場合に適切な支援ができますようによろしく願いいたします。

では、次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 液体ミルクです。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 液体ミルクについては、私も本当に認識が薄かったんですけども、もちろん母乳が一番いいんでしょうが、災害時等特別な状況で非常に有用性が高いものだと勉強させていただいた次第です。

日本製品の液体ミルクについては、価格や扱い方などについて我々もまだよく承知していないところもあるんですが、もう発売開始されているということですので、しっかり把握をさせていただいて、災害時のみならずどのような活用ができるのかについて、乳幼児の側に立った行政の体制のあり方について検討させていただきたいと思います。

主として災害時の対応について、詳細について総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 液体ミルクについてですが、まず議員おっしゃられたように乳児用の液体ミルク、これにつきましては2016年の熊本地震の支援物資としてフィンランドから届けられたという報道がありました。その被災地で有効に使われたというのを機に、その必要性が社会的にも注目されてきたようです。ただ、去年の北海道の東部地震では、せっかく

この液体ミルクが支援物資として配られたそうですが、関係自治体の職員のいわゆる報道によりますと知識不足とか認識が低かったということで、避難所などへの配布がされなかったというふうに聞いております。その結果、ほとんど活用されずに、その賞味期限を過ぎてしまったことも伺っております。このような状況のもと、相次ぐ災害と被災地での必要性が注目されたということで、今回解禁に至ったと理解しております。

成分は現在販売されております粉ミルクと同様の成分と言われておりまして、議員御提案のとおり、災害時には乳児にとってお湯を必要とする粉ミルク、これにかわる便利な栄養源であると言われております。

日本製品はこの3月、グリコからは昨日、明治からは13日に発売されるということなのですが、資料等を見させていただきますと、若干他の備蓄品に比べて、グリコの保存期限が6カ月、明治のほうが缶に入れて1年ということですので、比較的保存期限が短いということと若干まだ価格帯が不明な部分もございますが、しっかり災害備蓄品として有効活用できるのではないかと考えますので、検討はさせていただきます。

ただ、やはりこれだけ私たちも当然備蓄品なら食べられるんですけども、この液体ミルク飲むわけにはいきませんので、実際に使っているお母様方が日常的にも使っていただけるのなら、当然外出時なんかにも相当便利だと伺っています。また、お母さんが出かけて、赤ちゃんを家に預けていくときの授乳なんかにも大変有効だというような話も聞いておりますので、保護者の方にPRするのも必要なんですが、実際に日常的に使っていただいて、そちらの検証もしていただくということも必要なのかなと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 議長から許可を得て、液体ミルクのこれ画像なんですけれども、実際はもっと小さいものです、125ミリリットルということで、きのう発売になるということで私も1件ドラッグストア寄ったんですけども、まだこちらには到着していませんでした。

消費者庁からも「液体ミルクってなに？」ということで詳しい説明が公開されているんですけども、今、総務部長が詳しく説明していただきましたので、それは省きますけれども、とにかく値段が高いということと保存期間が短いことを除いては非常に便利なものだというところで若い乳児を育てているお母さん方からも反響が大きくて、私もツイッターにハッシュタグをつけて液体ミルクで検索したら、かなりの数の投稿が入っていました。本当に便利なものができたということで、うれしいという声はかなり多くありました。

やはり子育ての負担というのは、今まで男性の子育て参加ということも言われているんですけども、その前に前提として、やはり母乳が大前提ということでこれは確認しておきたいと思います。この液体ミルクのパッケージにも、母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養ですということがちゃんと明示されています。

その上でそれを補う手段として粉ミルクとか液体ミルクが使われているんですけども、それを大前提として、やはり母乳が十分に賄えない親御さんもいらっしゃるし、外出時やはり水筒にお湯を入れて大きな荷物になってしまうということと、夜間、本当に眠たいときにミルクを与えることのつらさというのはいろんな方から声を聞いているんですけども、そんな中でもやはりそういったときに父親がこの液体ミルクであれば手軽に授乳ができるということで、父親の育児参加にもつながるということで大きな期待をされているんですけども、災害時の備蓄ということについては総務部長からも答弁ありましたように保存期間が短いということで、この保存期間につきましては、短いもので6カ月、長いもので1年ということなんですけれども、既にそれを導入した自治体もあります。東京都の文京区、群馬県の渋川市、大阪市、大阪府箕面市なんですけれども、東京都は既にイオンと災害時の協定を結んでいまして、先ほどもありました豪雨災害のときなんかもそれを海外から取り寄せて支援物資として送った実績あるんですけども、国産のものが発売になりまして、だんだんと自治体でも備蓄が進んでおります。

この消費期限については、やはりある程度、一定期間保存した上で、乳児健診とかあるいは防災訓練のときに乳児のいる家庭とかイベントで配布をして、同時に使っていただくことによって親御さんの何ていうか、なれていただく。なぜなれていただくことが必要かというところ、災害時に非常食というのがありますけれども、やはり今、非常食というものも温かくておいしいものと言われております。災害時だから食べるものがあれば何でもいいではないかということではなくて、やはり災害時は相当なストレスを抱えていますので、おいしいものを食べることによって困難に負けない活力が湧いてくるということで、今非常においしい非常食ということが重要視されています。ですので、液体ミルクについてもやはり日常から赤ちゃんにそれをなじんでいただいて、災害時に飲んでくれなければどうにもならないわけですので、やはり備蓄したものを定期的に試供品として市民につかっていただくということでローリングストックの一種なんですけれども、そういった面で市としても備蓄品として早期に備えることがいいのではないかと思うんですけども、少し様子を見てということだったんですけども、予算もそんなにかかりませんし、ぜひこれを早く取り入れていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 検討させていただきます。ずっと何カ月も使うものでもありませんし、本当に発災直後の数日間の対応ということですので、市が直接どれくらい持つのがいいのか、あるいは市内あるいは伊豆に所在するドラッグストア等と協定をするのがいいのか、どの手法が一番効果的であるかについても含めて、手法も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 家庭で備えるのも必要なんですけれども、避難所に行く人は事前避難の人ばかりではありませんし、家を失い命からがら駆け込む人もおります。また、そんな中で乳児のいる家庭にミルクを持参してくださいというのもなかなか難しいと思いますし、これは余り想像したくないんですけれども、母親が健全でない場合もおられます。亡くなる方もおられますし、大けがをされる方もおられますので、やはりとうとい乳児の命、乳児本当に衰弱早いですから一日でも栄養を与えないと弱ってしまいますので、ぜひ伊豆市としてもその備えをしっかりとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次、お願ひします。

○議長（三田忠男君） 3番、食品ロスです。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 食品ロスについては、1例として、平成29年度から市内の飲食関係者にいわゆる3010運動、30分まず召し上がってください、最後の10分も戻ってくださいということで啓発をさせていただきました。また、ごみの減量化という観点からも消費者や事業者の方々にお願ひをしてきた次第です。

実は、きのうもある夕食の会食があって、こんなにいいのになとやっぱり思うんです。ただ、他方、旅館の方に伺うとやっぱり減らすと苦情も出るというんですね。私は個人的にはちょっと少な目で、帰りに飲み足すぐらいがいいと思うんですが、やっぱり実際にビジネスやっている方にはなかなか難しい点もあるようです。

ただ、事実として今、日本国内での食品ロスはさすがに限度を少し超えていると私自身も認識しておりますので、改めて効果的な対応策については検討したいと思います。

現状について、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

○教育長（西井伸美君） 食品ロス削減への各学校での取り組みについてですが、静岡県で作成した啓発用のパンフレットは、昨年11月に各小学校、義務教育学校前期課程の全児童に配布し、家庭に持って行ってもらいました。

食品ロス削減への特化した授業は行っておりませんが、給食指導の中で食べ残しを減らそうと声かけを行ったり、低学年で年度当初は食べ切れなかった児童が3学期になって食べ残しがなくなったときなどは、みんなで褒めてやるなどのような啓発活動を行っています。

また、家庭科の調理実習では、食材を取り扱う際にとり過ぎがないようにとか、無駄にしないようにというような指導を行っているところであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長の補足説明。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから、具体的な取り組みという部分で説明を

させていただきます。

ただいま市長のほうから1例として申し上げました3010運動につきましては、平成29年度にポスターとチラシを作成しております。そのポスターとチラシにつきましては各地区の旅館温泉組合等の定例会議等に出向きまして、この運動の趣旨、またポスターの掲出と運動への御協力をお願いをさせていただきました。

平成30年度、本年度でございますが、食堂、飲食店等に行きますとテーブルの上にポップという三角柱の宣伝用のものが置かれているところがあるかと思いますが、その三角柱型のポップ、これ食品ロス軽減に関する部分を啓発するポップでございますが、それを作成いたしまして、今度は修善寺食品衛生協会が主催して行っております講習会等に出向きまして、参加者の皆様にそのポップを配布させていただき、またその方々にも運動の趣旨を説明させていただいた上で、特に宴席を仕切る幹事さん等にもお願いをしてくださということで食品ロスの啓発活動は行わせていただいております。

また、家庭、市民向けの広報といたしまして、「広報伊豆」8月号、11月号に掲載はさせていただき、またコミュニティFM、FMIS等でもお知らせをさせていただいております。

また、市の事業というわけではございませんが、県の事業といたしまして、平成28年度の途中から、ふじのくに食べ切りやったねキャンペーンというものが始まっております。この事業におきまして市内の飲食店の参加協力を求めまして、今年度については現在市内7店舗の協力をいただいております。

以上が具体的な部分の取り組みということでございますが、家庭、消費者の立場、また事業者の立場、そういった方々が意識して主体的にこの3010運動に取り組みができるよう、行政として周知啓発を引き続き実施していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 最初に、教育長から学校での取り組みについて伺いました。

あと、給食の食べ残しをしないということ指導もされているということなんですけれども、学校で使う給食の食材を規格外農産物であるとかそういったものを利用しているという取り組みをしている自治体もあるんですけれども、学校給食の材料に対する工夫というのはされているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） これまでも各学校それぞれ栄養士さんが工夫をされて、地元の食材の活用だとかさまざまな面、ただ費用の面もございますので、特に栄養バランス、アレルギーこういったものにも十分注意しながら対応しているという状況で、特段伊豆市だからといってというような対策は現在伊豆市にはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 家庭での食品ロスの中で、やはり余分に皮をむいてしまうというのが非常に大きい率を占めていることなものですから、そんなこともちょっと気にしていただければなと思ひまして。

あと、小売店向けの啓発活動なんですけれども、棚に並んでいるものを賞味期限と消費期限と違いこれも誤解をしている人が多くて、やはり賞味期限が直前でも味は変わらないということなものですから、どうしてやっぱり賞味期限が近いと敬遠するくらいがあるということで試験的に行われたのが啓発ポスターを張って、そういったことを消費者に啓発して、できるだけ棚の手前からとってくださいと。そうすることによって廃棄される食品も減り、協力してくれた小売店の廃棄食材も減って、結局売り上げに貢献にしたという一挙両得、あるいは賞味期限の近いものは値段を下げて売りますからぜひ御利用くださいというようなことを声をかけて、消費者にとってもお得、そして小売店にとっても売り上げの増加につながったということがありますけれども、市内のそういった業者に対する働きかけというのは行政のほうからはやっているところもあるんですけれども、伊豆市としてはどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 現在、事業所等へのお願いという部分については、やはり食品ロスの部分の食べ残しという部分を減らしていきたいということで事業所を回らせていただいたということで、飲食店等に出向いてお願いはさせていただいております。

そのほかの食品販売の部分についての事業所等には衛生協会とかそういった部分からもお願いはさせていただきますが、そういった詳細の部分いろんなやり方については担当と相談をさせていただきながら、事業者に啓発をさせていただきたいと思ひます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 消費者の行動がやはり小売店の食品ロス削減にもつながるといことなものですから、ぜひ検討をお願いします。

あと、外食産業で発生する食品ロスの量というのは食品ロス全体の5分の1を占めているということで、やはり食べ残しということが大きな問題になっているんですけれども、3010運動については私もかって一般質問で取り上げさせていただいたんですけれども、かなり啓発がされているということなんですけれども、実際にはやはり食べ切れない、食べ過ぎてしまうということがああるんです。

やはり会食の機会が多いとどうしても体形も変わってきますので、その辺のところを3010運動を進めながら、同時にやはり食べ残したものに対する無駄にしないということでドギーバッグというものがあります。これはアメリカではすごく普及しているそうなんですけ

れども、日本においては、やっぱり会食で残ったものを持ち帰るということは店側も衛生上の問題ということで敬遠もされますけれども、国のほうでもこれをぜひ解決したいということで、飲食店等における食べ残し対策ということでそういった国のほうの消費者庁が出されているんですけども、そういった持ち帰りに対するドギーバッグの普及ということを行っている滋賀県の大津市でもやっているんですけども、ドギーバッグ運動、これに対するどのように市としては担当としては理解していますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいま議員から情報提供いただきました滋賀県大津市のドギーバッグという部分でございますが、やはりこの部分については食中毒とかのリスク、また飲食店側からと消費者側という部分、両方の部分の合意という部分がなければ難しいかなとは思っております。とにかく飲食店からすると食中毒の問題をクリアしたいなということで、実際、市内の飲食店でも、そういった宴席で残った部分はお持ち帰りしてもいいという部分でパックを用意していただくというお店もあろうかと思えます。

ドギーバッグという部分、そういった言い方、3010とあわせて事業所、市民、消費者そういった方々がとにかく食品ロスという部分も意識して活動できる体制づくりにこの制度を研究させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） すみません、時間がなくて詳しい説明できないんですけども、食べ残し料理の持ち帰りは自己責任の範囲ということで、消費者に対しては帰宅後に加熱が可能なものを量を考えて持ち帰るとか、手を洗って清潔な箸とかで入れるとか、容器を速やかに家に寄り道をしないで帰るとかいろいろなその基準があります。飲食店の方に対するそういった衛生上の注意事項を十分に説明するとか、十分に加熱された食品を提供するとかいろいろなものがありますので、ぜひそういうもののしっかりした情報提供ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 特殊詐欺です。それでは、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） この電話による特殊詐欺が正直な話、県内減らずに高齢者が被害に遭われる方が多いのですけれども、典型的な現代的な犯罪の一形態で減らないことに大変危機感を持っております。

伊豆市では、伊豆の国市でもそうなんです、大仁警察署からこういった電話があるとなったらすぐに同法無線で、まさに今こういう電話がかかっていますということで相当リアルタイムで注意喚起も行ってありますし、いろいろなところで呼びかけてもありますし、

それから未然に防ぐための迷惑・悪質電話防止装置の無料貸し出し、つけておけるようなそういうものもやってはいるんですが、なかなかやはり人を疑うことを知らないというか、疑うということをはほとんど人生の中で経験してこなかった伊豆半島のお年寄りの皆さん、先日、ある市民の方からこういうこと言われたんです。「市長、考えられる」と、電話がかかってきて被害に遭った方が電話の声が亡くなった息子の声に似ていた、こうなるともう防ぎようがないというか、心情に訴えられると、亡くなった息子に声が似ていたからとまさにそういうところにつけ込んで犯罪集団がやっているわけです。非常につらいところがあります。

現状、改善余りされていなくて、これからも大仁警察署とか、あるいはサロンの場での啓発とかみんなで力を合わせないと防げないのではないかと、まずはそのように状況を認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、市長が答弁されましたように、警察庁で調査したところ、被害を受けた方なんですけれども、全体の7割が電話を受けた時点でもうだまされていたとそういういろいろな調査があります。ですので、とにかく電話をとってしまったら、誰でもだまされる可能性があるということで、いかに詐欺の手段を知っていても防げないということで、やはり最後の切り札は家族間での小まめな連絡をとり合うということと、もう一つは市のほうでも一生懸命啓発してくださっていることは承知しています。

あとは、機械的に防御するということで大仁警察署からもこういう情報、これカラーではないのでわかりにくいんですけども、迷惑・悪質電話防止装置ということで最近のすぐれたものだと詐欺電話のかかってくるころの番号を機械が記憶していて、そこからかかってきた電話はシャットダウンしてしまうというようなすぐれた機械もあります。また、詐欺電話防止のために録音しますというメッセージが流れて、実際に録音するという機械もあります。市のほうでこれを配布していただいておりますけれども、こういうものの普及、これを無料でお貸しするにしても補助金を出すにしても、もっと普及したほうがいいのではないかと思います。と思うんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは本当に情情的に申し上げれば人として許せない犯罪がずっと続いている状況ですので、改めて対策の強化について前向きにしっかり対応とらせていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りした追加日程表のとおり、追加日程第1、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議がなしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

平成31年3月31日をもって指定管理期間が終了する修善寺自然公園について、改めて指定管理者の募集を行ったところ、3社から応募がございました。

そこで、伊豆市指定管理者審査会に諮問して得た答申を踏まえて総合的に判断した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を新たな指定管理者の候補者として選定いたしました。

新たな指定管理者の指定について、地方自治法244条の2第6項及び伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について産業部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田忠男君） 本件について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の補足説明をさせていただきます。

追加議案書をお開きください。

本件は、指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は修善寺自然公園、指定管理者となる団体はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

修善寺自然公園は、現在の指定管理者である一般財団法人伊豆市振興公社が平成2年4月の開園以来、管理運営を行っており、指定管理は平成18年4月から行っておりました。伊豆市としては、平成31年4月以降も非公募により公社を指定すべく協議を行って行っておりましたが、

平成30年11月22日に、公社から当市宛てに指定管理者継続辞退の届け出がなされました。このため、平成30年12月の全員協議会で御報告したとおり新たな指定管理者を選定すべく、平成30年12月12日からことし2月12日までの期間で指定管理者の募集を行いました。

募集の結果、3社から応募をいただきましたので、平成31年2月13日に伊豆市指定管理者審査会に選定を諮問し、26日に指定管理審査会を開いたところ、平成31年3月4日付で答申をいただきました。

しかし、この答申において、指定管理者の選定候補者としてふさわしいとされた者から選定を辞退する旨の表明を受けました。このことから、次点でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を当施設の指定管理者の候補者として選定することとさせていただきます。団体の概要につきましては資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきますが、多くの施設の指定管理の業務実績を有しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第35号に対する質疑は、明日3月13日開催予定の本会議にて行います。

◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目につきましては、明日3月13日の午前9時30分から行います。当日は発言順序11番、小長谷朗夫議員となります。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時34分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第6号)

平成31年3月13日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成31年第1回伊豆市議会定例会6日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、3月12日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の小長谷朗夫議員の質問となります。

これより質問を許します。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

実は当事者はいいんですが、人の話を一方的に聞くという作業は大変つらいときがあると思います。きょうは幸い、私一人ですので、しばらくおつき合いを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

その1つ目でございますが、義務教育学校土肥小中一貫校の1年のあゆみということでお尋ねいたします。

平成28年4月1日、学校教育法の一部改正により新たな学校種（第3の学校種）として、義務教育学校が設けられました。これに伴い、全国で22の義務教育学校が開校し、その後、32都道府県に広がり、現在74校プラス国立大学の附属小学校2校を加えて76校で教育活動が展開されています。この数字は、一番直近でいきますと多少変わっていると思いますが、県下においても、初めての義務教育学校として土肥小中一貫校が平成30年4月1日に開校しました。1年が過ぎようとしているこの時期、学校では今年度の教育課程の評価も終了し、次年度の教育課程が編成されたことと推測します。評価項目の中身については、単年度で評価する項目から、中期・長期、要するに次年度以降にわたって評価する項目があると思います。

そこで、伊豆市はもちろんのこと、県下でも初めての試みとして義務教育学校の教育が展開された結果として、幾つかお尋ねいたします。

最初に①として、中等部での小中教諭職の交流、乗り入れについて伺います。

②としまして、中1ギャップ、話の話題の中に小1プロブレムも含んでいただければ幸い

です。

③として、電子黒板等ICT機器の活用、導入による授業効果についてお尋ねします。

④としまして、4・3・2年生の中での4年生、7年生の育成についてお伺いいたします。

⑤としまして、コミュニティスクールとしての機能化についてお伺いいたします。

最後、⑥、特に最高学年であります9年生の行動のあらわれについてお尋ねいたします。

大きな2番目として、3中学校を統合する中学校基本方針についてお伺いいたします。

平成29年8月、教育委員会は教育振興審議会に土肥地区を除く3地区の中学校のあり方について諮問しました。教育委員会は答申された内容に基づき、中学校基本方針を策定し、昨年の11月に議会の常任委員会、全員協議会に、伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針（案）として報告、説明がありました。あくまで報告事項としての説明ですので、詳細についての質疑はされないまま今日まで来ております。また、この間、11月19日には報道関係者に正式な基本方針を発表し、広く市民にその存在と概略を広報したところです。

そこで、基本方針の内容を市民の皆様に一層理解していただくために、改めて幾つか質問します。

最初に、疑問点としてお尋ねいたします。

①教育振興審議会のいう「よりよい教育環境としては、中規模程度の生徒集団が必要である」、ここで言う中規模程度とは、教育的にはどのような価値があるのか。中規模でなくてはならないのかお尋ねいたします。

次に、確認事項として、新聞報道による教育長の談話の中で指摘されていた事項について伺います。

②教科教室型とあるが、これはどういうことなのかお尋ねいたします。

③また、校舎の向き、グラウンドの配置などを考慮したいとあるが、どういうことなのか。

④また、文教の構想で提案された限りなく縦長の校地をどう考えているのか。

最後に、基本方針を推進するためには、どうしても避けてはならない課題として伺います。

⑤校地を3から4ヘクタールとあるが、正直どのぐらいの広さを確保したいと考えているのか。

⑥不登校生徒の解消と改善を今後どうするのか。直近の不登校数の学年別人数、または適応指導等の相談業務を含めて教育委員会の対策と実践を伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、まず最初に、土肥小中一貫校について答弁いたしますが、先にお断りしたいのが、土肥小中一貫校の中で出てきます、正しくは、7年生、8年生、9年生というのが正し

い言い方なんです、わかりやすさのために、時には中学1年生、2年生とか、小学校6年生とかいう言い方を入れたい、そのほうがわかりやすいかなと思いますので。

それから、御質問にもありましたが、初等部、中等部、高等部という言葉も出てきます。初等部という区切りをつけているのは、小学校1年生から4年生までを一つの区切りとして初等部、それから小学校5年生から中学1年生まで、その3年間を中等部、そして最後の中学校の8年生、9年生、そこを高等部という区切りにしておりますので、ちょっと入り混じって言葉が出てくるかもしれませんが、御容赦ください。

それでは、まず最初に、①中等部での小中教職員の交流、乗り入れについて。

中学校籍の先生が、小学校1年生から6年生の授業を受け持つ「授業の乗り入れ」が主であります。具体的には、音楽と保健体育において、中学校の先生が小学校で音楽・体育の授業を今は行っております。逆に、小学校籍の先生が中学校の授業を担当することは、本年度はありませんでした。チームティーチングとして中学校の数学の授業に携わっています。小学校段階のつまずきを理解しているからこそできる個別指導を行っております。

次に、②の中1ギャップですが、今年度については今の中学校1年生は、それまで土肥小学校での6年生だったものですから、そして中学校へ入ったわけですので、よその学校の子供たちと同じ状態です。ですから、同じような状態で中学校1年生は戸惑いがあったり、いろいろ中1ギャップというものはあったと思います。来年度以降は、現在の6年生と一緒にやって中学校の様子を見た上で7年生に進級しますので、この中1ギャップというのも、かなり抑えられるのではないかと考えております。

また、小1プロブレムについては、他の学校と同じような状況であると思われませんが、土肥小中一貫校は、同じく土肥こども園がすぐそばにあることから、そこでの交流もされておりますので、やはり小学校へ上がったときの困難性というものは、ほかの地区よりは少ないのかなというふうに予想をされております。これらについては、来年度新たな方向で見守っていきたいと考えております。

次に、電子黒板等のICT機器の活用ですが、各教室に配置し、常時電源を入れて、いつでもすぐに使えるようにしてあります。1年間を通して5教科を中心に、よく活用が図られていました。例えば国語や社会では、デジタル教科書を使い、児童生徒が持つ教科書と同じ内容が黒板に映し出され、国語の文書では重要なところをタッチペンで記入し、その文のみを拡大したり、社会では写真をクリックするとその画像が動画として再生され、理解しやすくなるなどの学習が行われました。

また、児童生徒1人1人がタブレットをノートのかわりとして学習し、教師の操作で個人の考えを瞬時に黒板に映し出し、それを児童生徒が説明するといった授業も行われています。

今後は、教員の得意不得意に関係なく、研修を行い、新たな活用を模索していきます。子供たちは機器操作の習得が速く、低学年から抵抗なく使っております。

次に、4・3・2年制、初等、中等、高等部制ですが、4年生は初等部のリーダーとして

下級生の面倒をよく見ています。2分の1成人式といった区切りの式では、大きな成長が感じられました。特に、校舎が新しく新築しましたところに1年生から4年生までいますので、4年生がリーダーとしてその中で活躍する姿が大変多くあったというふうに聞いております。

それから、7年生も中等部のリーダーとして、5年生、7年生が参加するキャンプ、それから5・6・7年生が課題別グループをつくって調べ学習をする総合的な学習など、5・6年生をリードする姿が見られました。立志式という他校では中2で行う区切りの式も、土肥小中一貫校では中等部の終わりという意味で7年生が行い、来年以降の高等部に向けた各自の決意を堂々と述べるなど、他校の中1にはない意識の高さが感じられたと聞いております。

次に、コミュニティスクールですが、土肥小中一貫校は他校と同様、伊豆市型コミュニティスクールを実施しています。地域の2名の方にコーディネーターをお願いし、年3回の推進委員会を行いました。土肥地区の方は日ごろより協力的であり、登下校や学校行事への援助をいただいております。

今度は9年生ですが、今までは中学校3学年の中で生活でしたが、今は小学校1年生とも生活することで、間近に9年前の自分の姿を思い出すことができ、成長を実感できている様子が見られます。小さな子への配慮ができるようになりました。

また、どうしたら下の下学年に伝えられるのか考えることで表現力が増してきました。そして、下学年を意識することで、模範となる行動をしようとするようになり、生徒指導上の問題も減少しました。生徒の感想には、「目をかける学年がふえて疲れた」というものもありますが、それだけ下学年の面倒をよく見ていたと考えられます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。

1つ目の質問の私の意図というのは、何かどうしろとかああしろということではなくて、要するに義務教育学校、初めての試みを余りにも皆さんが知らな過ぎるということで、ぜひきょうは傍聴者はいませんが、この動画配信をしているコンピューターの向こうで見ている方はわかってほしいなという、そういうつもりで質問を用意しました。

それは、保護者にいたっては、学級便り、学校便り、それから懇談会または学校行事の折に学校側からの説明があって、よくわかっていると思います。土肥の住民も学校便り等が回覧で回りますので、おおよそのことはつかめているのではないかなと思いますが、中伊豆、天城、修善寺は、自分たちに直接関係ないにしても、これが開校するに当たっては大変興味関心があって、注目されているとこだと思います。そういうつもりで、この1番の質問を用意しました。

そして、聞きたいことはたくさんあるんですが、特に小中一貫校のメリットとして挙げられているものを上げてみました。なおかつ義務教育学校のランドデザインを参考にさせて

いただきました。1番から6番まで用意したんですが、まずメリットのその1なんです、これ。要するに中学校の先生、小学校の先生が、そのちょうど中等部のところで乗り入れができる。これは今まで私たちが歩んできた単独の小学校、中学校にはないわけですよ。ない試みを義務教育学校ができるんですねということで、今、教育長の話聞いていて、成果があったんだというお話で理解したいと思います。

それから、2番目の中1ギャップについては、私も自分の原稿の中に書いてあるんです。答弁しようがないですね、この終って。多分そういうつもりで教育長に言ったと思うんですね。まだ、評価する内容がないわけですよ。来年だったらあるわけです。ただし、ちょっと1つお伺いいたします。差し支えがあれば、あるないで結構ですが、今土肥中学校の、要するに前のことと言えば、だから、7年生以上の中に不登校というのはいらっしゃいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） すみません。持ってきた資料の中に学校別になっていないんですが、私の記憶で言うと、不登校の子供は7年生以上でいると思いましたが、何人かいたんですが、1名の子は不登校がなくなったというふうに聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今後、その中1ギャップというのは、小中一貫校の場合にメリットの中でも3本の指に入っていく、最優先されるメリットだと私は押さえているんですが、来年度以降、期待したいんですが、そうすると、後ほどまた出てきますけれども、直近の伊豆市管内の中学生のきのうの質疑の中で出てきましたけれども、11人の中に入っているということですよ、要は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） きのうの虐待の話ですよ、11人。虐待の中で2月1日から顔を見せていない子供たちなもので不登校のように思われますが、実はそうではなくて、2月1日からある期間、一度もなかった子について確認をしろということなもので、不登校のニュアンスとは若干違うんですね。実は中には、個人的な用事でハワイへ行っていた子も含まれるわけなんです。

なので、必ずしもあの人数は、不登校の人数ではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 大変失礼いたしました。

それでは、ここの項目につきましても、来年度以降、要するに短期・中期・長期という評価項目があるならば、中期以降のものであるということで、来年度に大いに期待をしていき

たいと思います。

それから、3つ目ですが、これは昨日の鈴木正人議員とのやりとりの中で出てきました。要するに、ICT機器ですよ、土肥の場合は。最先端のものが入っている。要するに、こちらの学校から見ると、もううらやましい限りであって、ただし、それはそこだけにとどまらずに、そこでやった教育効果だとか成果をこちらの学校に還元しないと意味がないと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） おっしゃるとおりで、土肥の小中一貫校においてICTを早く導入することによって、実験ではないんですが、どういうことが効果があるかということを見ていただいて、それからこちら側の先生方も土肥へ行って一緒に研修会をやったり、本年度はしておりました。そして、来年度については、それらの成果を踏まえて、こちらの学校においてもICT機器を一斉にはできませんが導入していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） それでは、④に行きます。

今までの学校ですと、小学校だと6年生がリーダーになるわけですね。それから中学生の場合は中学3年生になるんですが、今度は4・3・2という年生を引いている関係で、やっぱり4年生、7年生のリーダーとしての養成ができるわけですね。そうすると、4年生が今度は5年生になり、7年生が8年生となっていくわけですが、そういう意味では大変素晴らしい教育が展開されるのではないかなと思います。教育長のお話を聞いていまして、それだけの効果が出てきたということで、きっとやりがいがあったんだろうなど、そんなふうに考えます。

では、次に⑤番のコミュニティスクールについてお尋ねします。

何か一つ、二つ、例をとって、こんな地域活動がありましたということで、ちょっともう少しお話をしていただければ幸いです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 土肥の地域の人たち、もちろんこちらもみんな同じなんですけど、大変学校に対しては、伊豆市は協力的に地域の人たちは活動してくれています。登下校なんかの見守りももちろん学校の教員も門の前で校長先生を初め来ているわけですが、地域の人たちも、私たち教育委員会社会教育課が企画したとき以外でも、ほとんど毎日見守り活動を校門だけでなく、いろんな場所ですていただいているなど、それらのことについても年3回の協議会の中で学校がお願いしたり、それから地域のほうも今度はこんなことをやるよというふうに地域から提案をしていただいたりというようなことをやっています。

また、いろんな学校の行事をお知らせすることによって、では、我々にどんなことができるのかねというような話し合いが協議会でされて、それについてお互いに話し合いをしているというようなことの活動がされているところでもあります。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今後さらに拡大していけばいいなど、そんなふうに考えます。

ここの中の質問で、一番やっぱり私がメインで聞いたかったのは、中1ギャップとこの⑥番なんです。要するに、今まで変な話ですけども、教育長の話の中に生徒指導上の問題もという話がありましたよね。やっぱり怖いお兄ちゃんが優しくなっていくわけですよ。要するに何かというと、やっぱり1年生というのはおちびちゃんですよ、中3から見ると。そういうところにかかわっていくことによって、今まで肩で風切って歩いていたような中学生が非常に優しくなっていく、そういう傾向が小中一貫校には出てくるんですよ。これはもう本当に一番いい成果だと思っているんです。

今度は、逆に1年生から見ると、6年生を見ていたときの1年生と、中3を見ているときの1年生の目は、まさしく違うわけですよ。大きく見えると思うんです。2倍ぐらいに見えるんじゃないかなと、僕は、1年生の目からはそう思います。だから、お互いに気持ちが通じ合って優しくなっていくと、そういう感じがあるんです。

私は、私ことになりませんが、全国の一体型、分離型を含めて、6小中学校の一貫校を見学させてもらいました。そのときに、1校を除いて5校の校長先生が異句同音こういうふうに言いました。中学3年生の顔が変わりましたと。この辺、教育長、いかがですか、土肥の小中一貫校は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 全くおっしゃるとおりで、例えば中学生だけだったならば、時には廊下を走ったりとか、いろいろ慌ただしく行動することがあるんですが、中学3年生を初めとして中学生の生徒の子供たちも、やはり小学生の目といいますか、対応、特に走ったりすると1年生に対しては危ないですから、そういうことに気を使うなど、やはり優しさが出てきた。

もう1個言うならば、中学校しか知らない先生が、校長先生が言っていたんですが、中学校しか知らない年配の先生の顔も穏やかになった。やはり自分も経験がありますが、小学校1年生を見ると、怖い顔はできないで、やはりにこっとしていかないと教育ができないというのは、もう体で感じるものですから、そういうよさが出てきたと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 大きな1番目の関係でこれが最後の質問になりますが、そうしま

すと、今まで話をしてくれたことを総括して言うと、一言で言うというのはなかなか難しいわけですが、ことし1年を振り返ってみて、どんなふうに教育長は評価なさいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） まず、子供から言うと、今おっしゃったように、優しさというものが高学年には出てきたし、小学校の低学年の子供たちからは憧れという中学3年生を見ての思いが、ほかの学校よりは増しているんだと思います。

そしてもう一つ、きのう鈴木正人議員にお話ししましたが、教員の中においても、やはり小学校しか知らなかった先生が中学生になって、どうやって子供が成長していくのか、また中学校の授業はどうなっていくのか。逆に、中学しか知らなかった先生方が小学校の子供たちを見て、この子供たちはこうやって育って中学生になってくるんだということがわかって、先生方にとってもメリットになるなというふうに思います。

ぜひ、きのうも話をしましたが、土肥への人事異動を通して、先生方を育てたいとも考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございました。

これはまさしくキャリア教育だと思うんですね。小学校1年生が9年生を見て、将来キャリア教育の中の4領域8能力というのがあるんですが、将来設計能力というのがあるんです。そうするとあの9年生を見て、ああいうお兄ちゃん、ああいうお姉ちゃんに将来なりたいな、そういうことが芽生えてくると大変素敵ではないかなと思います。

それでは、2番目に行ってください。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、中学校の基本方針についてお答えいたします。

まず最初に、中規模程度のよさは、教育振興審議会の答申書に示された「よりよい中学校の教育環境について」の7項目について述べられております。学ぶ生徒や教える教員にとっても価値があるものと考えております。ですが、中規模でなくてはならないというふうには考えておりません。

次に、新聞報道についてですが、②、③合わせて同じことですが、前回の新中学校の計画に対して、いろいろ反対の理由がこの議会でも述べられました。教科教室型、それから校舎の向き、グラウンドの配置などいろんな反対の理由が議会の中で出てきましたので、それらの反対理由を尊重し、今度の計画ではその出てきたことを配慮したいという意味で記者会見のときに述べたものでございます。

次に、④ですが、これも今の回答とほぼ同じですが、前回の計画では、中学校以外に公園

や病院など南エリア全域での調整の結果、御質問のとおり縦長の形状をしておりましたが、今回は中学校のみをとということで考えておりますので、またはっきりした場所が確定しましたら、前回とは異なったような形で配置されるものと考えております。

次に、校地を3から4ということについてですが、校地の面積については、前回計画でも検討されましたが、校舎などで約1ヘクタール、グラウンドなど運動施設で2ヘクタール以上が必要になると考えており、これに加えて芝生などの緑地エリアや駐車スペースなどを整備しまして、御指摘のとおり3から4ヘクタール程度の用地が必要になると考えています。

はっきりと何ヘクタールというふうな構想は、今現在はまだ持っていませんので、3から4ヘクタールという言い方をしております。これから中学校の基本構想を作成する中で明らかになってくるものと思っております。

それから、不登校の生徒についてですが、平成30年4月から1月末までの伊豆市内の中学校、義務教育学校の不登校生徒は、合計で23名おります。中学校1年生で3人、中学校2年生で9人、中学校3年生で11人です。年度当初、「新規の不登校を出さない」ということを本年度は強く目標にし、校長先生方とも年度当初にいろいろ話し合いをしました。市教委と各学校が連携をしてこれには取り組んでまいりました。

これまでの傾向では、長期休業明けに不登校となる生徒が多いこと、中学1年生で新規に不登校が増加することの傾向があるので、その辺を学校としても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協力し、さらに心の相談員など心理や社会福祉、相談業務の専門家と連携して、組織で対応をしてきました。具体的には、2日か3日間連続で休んだら必ず家庭訪問に行こう、病気だとわかっているけど必ず顔を出そうなどの具体的な措置を一緒になって考えやってきました。

現在のところ、今年度になって新たに不登校になった生徒は残念ながらおりますが、1名です。昨年度は、1年間で新規になった子は16名いましたが、本年度は1名、残念ながら出てしまいました。不登校23名のうち、中1・中2の1名ずつ、2名は復帰をし、今現在は登校できている状況になっています。

適応指導教室に通う児童生徒は2名で、1名は中学2年生、もう1名は小学6年生です。専門の職員を配置し、学習のおくれを補うとともに、スクールソーシャルワーカーや当該児童生徒の在籍校職員も定期的に訪問するなどして、学校復帰に向け支援を行っております。学校に登校できるまでには至っていませんが、中学2年生の子は、2月までの教室が146回開設され、そのうち87回通うことができ、来年度に向けて新たな希望が少しずつ見えてきました。

今後、不登校はどの子にも起こり得るものという認識を持ち、教職員がアンテナを高くし、子供の変容を丁寧に見とりながら、不登校生徒の減少に向けて、さらに支援体制を充実していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今回用意した質問は6点なのですが、この用意した質問をこうでないとこの質問が成立しないというのがありますので、ちょっと確認をさせていただきます。

実は、木村建一議員の質疑の中、また森良雄議員の中で、説明会をしていないんじゃないかという、そういう指摘がございました、今回の一般質問で。そのときに教育長のほうから、基本構想という言葉が出たんですね、答弁の中に。そうすると、基本方針があって、基本方針の一番最後のページに整備方針を踏まえて、そういう言葉が出てくるわけですよ。そして、今回基本構想というのが出てきたんです。そうすると、基本方針、整備方針、基本構想、この3つはどのように絡んでいくのか、関係しているのか、そこを最初に確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） まず最初に、基本方針は、今後の3つの中学校についての大きな方向性、具体的に言うなら、それぞれの学校で、例えば今の現状の中でやっていくのか、統合して一つにしていくのかとかいう大きな枠組み、それも大きな枠組みという中で統合という方針を出しているわけですが、それに向けてどういう学校を目指すか。また、どういう学校に整備していくか、これらのことを含まれたのが基本方針でございます。

ですから、大きな概要的なもので、具体性がある意味ではまだ余り見えてこない部分があります。それに対して、今度は基本構想ということで、それをより具体的に、例えば校地のことについてだとか、それから通学対策をどうするかとか、そういうものを基本構想ということで平成31年度中に確定をしていきたいと考えています。

それから、整備方針については、基本構想の中に書かれていて、こんな中学校にしたいという方向性を出したものと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そうしますと、要するに基本構想ができなければ、保護者対応のための説明会だとか地域の方々に説明するということはできないということで捉えていいわけですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） できないということではなくて、基本方針を説明することはできると思います。どういう思いをもって考えているか。ただし、逆の立場になって保護者だとか市民の皆さんが聞きたいことは、そういう大まかなこともそうでしょうけれども、より具体的に通学問題だとか、具体的にどういう特色を持たせるんだとかというようなことをやはり聞きたいと思うんですが、それについては具体的な答弁を私たちもできない状態で今はいます

ので、そこについて、もう少し詰まったところで説明会をし、この基本方針を含め具体的なものをできるだけやる、または要望も受け取りたい。

ただ、答えられないこともあるけれども、保護者や市民から見て要望はあるでしょうから、それは今でも受け付けているし、今後各戸配布して、さらに要望や意見があったら承る思いを今現在も持っております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 余りこのところを取つかれると時間がなくなりますのであれですが、教育長の言うとおりで、方針というのはある計画を進めるための大体の概略、方向づけですよね。構想というのは、その方針を受けて、今回の場合で言うと3中学校の統合についてその全体の例えば構成や実行していく手順などをまとめていくのが構想なわけですよね。そうすると、この構想ができるためには内容をどういうものが入ってくるか、今言ったようなものが入ってくるんだけれども、用地が決まらないと、候補地が決まらないと身動きできないような気がしますけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 全くおっしゃるとおりで、そこが決まらないことには通学対策なども含めて、いろんなことが確定できないというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そこで、その用地のことをもう一つの確認で聞きます。

基本方針を見ますと、一番最後のページ、8ページになるんですが、そこに「新中学校の整備方針を踏まえ、新たな地を優先して」と書いてあるんです。この新たな地というのは、どのように解釈したらいいのか、ちょっとお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育委員会の中で、校地ということに、この基本方針を出す前に教育委員会でもいろいろ校地についての話し合いをしました。そうしたときに、なかなか現存する学校は、具体的に言えば修善寺中学を含めても、なかなかデメリットもいっぱいあるよねという話までは出てきました。ただし、聞くと、やはりいまだに修善寺中学校でいいじゃないかという意見もあったりするというふうにも伺っております。

教育委員会としては、基本的には今言ったように、今ある天城・中伊豆・修善寺中学校の場所に統合した学校をつくるということは、かなりデメリットがあるという意味を込めて、新しい地がいいよねというようなことから述べられたものであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 基本方針を本当に素直な気持ちで読んでいくと、新たな地というのは、私の解釈ですが、新たな校地というふうにはイメージするんです。地を校地、しかも、括弧書きに耕す地面であって、そういうところが新たな校地だというイメージを自分は持つんですね。だから、今ある中伊豆中、天城中、修善寺中、修中を例にとりましょう。修中のあの面積の中で何かこれから新しいことをやっていくというのは、到底無理な話なんですね、これ。私は、そこは教育委員会と一致しているんです。前から、文教のときから言っているじゃないですか。修中では、今の教育ニーズに、社会の要請に対して対応できないという、あれがもっともう少し面積があれば何とかなるんだけど、今の中に入れ込んでいくということは、ちょっとこれ無理なんです。

それでしかも、修中の生徒にとっては、平成37年は新たな地じゃないわけですよ。そうすると、新たな地というのは、もうあるところの、要するに何も無いところの校地を探すというのが新たな地じゃないかなと私は思います。

ですから、平成31年度中に決まるということですので、そこをいち早くやっぱりスピード感を持って決めていかないと、本当に平成37年度に大丈夫ということになりますので、複数候補があって、それをメリット、デメリットを今検討していますというのではなくて、新たな地なんですから、私はそんなふうを考えていかれたらいいんじゃないかなと思います。これは答弁要りません。私の私見ですから。

では、1番目に行きます。

中規模を聞きました。これは今教育長が言ったように、多分大して意味はないんですよ、これ。なぜかという、平成37年4月1日合併時に、4・5・5の14学級の454人ですよ、予定では。そうすると、これは適正規模からいくと、12学級から18学級までの間が適正規模だというふうには言われているわけですが、これにただ当てはまっているだけであって、だから、1番目から7番目までよりよい環境として挙げていますよね。それを基本方針、教育委員会が載せたということは、そのことを尊重しているということで載せたわけですから、教育委員会も同じ考えであるということで、だから、中規模でなくてもその7項目は大規模だってクリアできるわけですよ。ただ、小規模はできませんね、部活の関係が出てきますから。だから、大して意味はないんじゃないかなと思うんだけど、それだけがわっと浮き上がって、読んでいくと、中規模でなくてもそれはいいんじゃないかと私は思うんです。それで教育委員会の見解を聞いたんです。

中規模でなくてはならないということではなくて、たまたまそのときの合併時に中規模であったということで理解をしたいと思います。だめですか、これでは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） だめかどうかと言ったら、いろんな状況を考えて、小さな学校でも

それなりのちゃんとそれに合った学校教育ができるし、ただ、今我々がここで言っているところは、よりよいとなったときには、やはり2より3ぐらい、または3から4ぐらいあるとやりやすい。それで1学年10学級もあると、過去に函南中だとか三島北中のように同級生さえわからない状況というのは、やっぱり好ましくないだろうなど。ただし、1学年4から6学級から外れちゃったら全然だめかといったら、全くそんなことはないとは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） おおよそそこは一致していると思いますので、1番のことについては、それで私も納得できます。

2番ですが、これは私、この質問はいつか聞こうとずっと思っていたら、教育委員会に先を越されまして、1月28日に全員協議会で新中学校の基本方針を受けての今後の進め方についてという御説明がありました。そこの中の全体計画の中の（2）にそれをきちっと書いてあるわけですね。要するにどういうことかということ、普通教室と特別教室を持つ従来型の形式を今後採用していく、計画していますよということで、ただし、英語教育に関してはとあります。そうすると、ちょっと具体的に言いますが、英語教育に関しての教科型の教室はつくるといえることですか。英語だけに限って。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 英語だけ教科型教室かと言われると、その教科型教室という言葉の規模にもよるんですが、英語は特別教室型にしたいと私は考えています。さらに、欲を言うと市長がいますから聞いてもらおうと、導入したい。あれはうるさいんです。隣で英語の授業をやっている、それでみんなでわっとやって、気持ちよく数学の授業をやっているのに邪魔を何度されたことかわからない。できるなら防音にしたいなどは思っていますが、英語は今、修善寺中学でも既に空き教室を利用してやっているんですが、やっぱり必要ではないかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） わかりました。

要するに、特別教室型の英語教室ですね。そこをできたら防音にしたいと。そういうのは小学校でもありまして、今国語の授業の形態で、ある説明文でも何でもいいんですが、大きな声を出して早口でざっと言っていく指導法があるんです。物すごうるさいです、隣。だけれども、それは教育効果が確認されていますから、そういう形態をとりますけれども、英語もあるかもしれませんね。

では、その次、3番、4番は、これはやはりそれに近いことを書かれていますのでいいんですが、要は生徒の安心安全を確保するようなレイアウトができる土地が欲しいんですね。

だから、文教のときの、誰が考えても、校舎があつて、管理棟もそこにある。それから体育館があつて、そしてグラウンドが南から北に向かって一直線上に並んでいるわけです。これどう考えても、今こういう世の中で一番、不審者対策だとかいろんなことを叫ばれている中で、安心安全は確保されているのかというところで、だから教育長が文教のとき、過去の議員の反対の意図はそれぞれ違うんだけれども、的確につかんでいるということですよ、この談話は。

だから、ぜひああいう縦長の土地だけは求めないほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 考慮します。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） もう一つだめ押しで言いますが、日本の学校の配置は100年以上の歴史があるんですよ。特に小学校の場合は、お日さま、おてんとうさまを大事にしますよね。子供が目をいっぱい浴びて、外で遊んで運動をして、そういうグラウンド、だから南向きに持ってくるわけではないですか。校舎も同じですよ。お日さまをいっぱい教室の中に入れていく。だから、やっぱりそういうことを考えて、中学校も同じですよ。ぜひしてほしいなと思います。

一番の本当のメインは5番と2番なんです。5番で、教育長の説明は十分わかりました。それで、要は部活との関係なんです。だから、1ヘクタールの校舎、占有しますよ、校舎、体育館。ただし、あとの残りというのは何かといたら、やっぱりグラウンドですよ。そうすると、このグラウンドを中学校の場合は、これだけ部活動の熱が上がっている地域ですから大切にしたいし、子供もそういう願いがあるはずなんです。そうすると、そこにどのような部活を設定するかによって広さもある程度決まってきます。その辺、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 部活の種類等については、考える原則は、今の修善寺中学校の部活動の種類、数を原則として、そこにプラスマイナスしていきたいというふうに考えておりますし、そう考えると修善寺中学は、現実的に今自分たちのグラウンドと同じように、修善寺グラウンドも使っている。なので、それをあわせ持った、わかりやすく言うと、学校規模の大きさは函南東中、あれは3.8ヘクタールなんです。あのようなイメージを描いております。同じようなつくりにするかどうかは別ですが、広さ的にはそういうものを想定しております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 次の質問、私はこういうふうにしようと思ったんです。修中のように、今飛んでいるわけじゃないですか、部活が。それだけは防いでくださいねという話をしようと思ったんです。だから、野球部はグラウンド使っていますよね。修善寺の上の。それから、本当は体育館の中でできたんだけど、幸せなことに修体を使わせていただいた。でも、テニス場は飛んでいますね。だから、そういうものが少なくとも、自分たちの学校の中でできるというそういう広さ、それはもう教育長の言うとおりの、田方地区の中でいけば函南東だと思います。3.8、あそこに行くと本当に広い、清々しているなという思いがありますよね。それで周りにも何にもないから、余計だっ広く感じるんですが、でもあのぐらいの広さがあっても、私はこれからつくっていく学校ならばいいんじゃないかなと思います。

ですから、金の面については、こちらの方のほうがつかんでいますから、なるべくそこに負けないで広くとっていただきたいと思います。

それでは、最後の5分でやりたいと思います。

6番目ですが、不登校対策ということでお話を伺いました。教育長の話によると、ことしは23人ですね、今現在。そうすると、昨年9月議会で私、同じ質問をしたんです。そのときには、前年の平成29年度の実績で中学生が28名の小学生が10名だというまず話があったんです。そして平成30年9月になったときには、一番直近で現在のところ中学校で20名、小学校で2名だという話があったんです。

それで今回、1年過ぎて23名で、これは小学校入っていないわけですが、23名なんですよ。この数を教育長にお尋ねしたんですね、次の質問で。要するに、どういうふうにこの数を捉えますと言ったら、教育長も多いのかなというぐらいで答弁されたような記憶があります。それで私もそれに追い打ちをかけて、多いですよと言ったんです。

ところが、その後ちょっと勉強させていただきました。多くないんです。だから、今からそれを申し上げますけれども、要はどういうことかという、現在、静岡県には小学生で1,435人、一番直近の数字で。残念ながら不登校のお子さんがいらっしゃいます。中学校で3,612人なんです。でも、これはトータル的人数であって、この人数は多い少ないだけのことを示しているだけで、何の役に立たないんですが、全国でいきますと小学生が3万5,032人なんです。それから中学生が倍以上、3倍ぐらいになるんですが、10万8,999人の不登校生徒がいるということなんです。それで全国の場合は、それに1,000人当たり何人の出現率があるかという数字があるんです。そうすると、10万8,999人で、1,000人当たりでいくと平均ですよ、32.5人なんです。それを私たち伊豆市に当てはめると、ことしの実績でいきますと、ことしが614人ですから、3中学校全部合わせて。そうすると、19.95人、要するに20人です。全国では1,000人当たりこうなるけれども、その割合を当てはめたとき約20人だから、そんなに多くはない。要するに、嫌な言い方しますけれども、平均ですよ、この人数は。

ただ、それで甘んじていたらいけないということで申し上げますが、要は、中学校をつくらうという一方の傍らで、こういう子たちを何とかしていこうという姿勢が私はちょっと欠けているんじゃないかなと、正直言わせて思います。だから、平成37年ときに、どのぐらいの人数がいるかという、今の割合でいくと約15人になるんです。455人ですから。これぐらいの出現率があるだろうということで考えられています。いずれにしても、その子たちを見捨てるということはできないんじゃないかなと思います。

そこで、伊豆市の適応指導教室が今のままでよろしいんですかということになるんです。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 非常にこの問題については考えています。将来的に適応指導教室、3つの中学校が1つになったのならば、修善寺地区、中伊豆地区、天城地区、それぞれにつくりたいと考えています。子供たちをとにかく引きこもりにはしたくない。ならば、では、全部修善寺へ、天城の子が修善寺へ来るかといったら遠い。ならば、やはり今の天城地区の中のどこかで、その子たちが行かれる場所、それから中伊豆は中伊豆で、子供たちが行かれる場所、そういうようなものを設置したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） つくったからといって、そのことが解決されるとは限らないんですよね。だから、ある自治体の話を申し上げますと、50人ぐらいいるわけです、不登校の小学生、中学生合わせて。そのうちの45%、24人がその適応指導教室に毎日通っています。要するに居場所があるんです。毎日9時から2時半までの教室ですから、普通の小学校、中学校と変わらないです、そんなに。要するに居場所づくり。今高齢者の居場所づくり、何でもかんでも居場所でしょう。この子たちにとっても一番居場所が欲しいんですよ。だから、今教育長がお話ししてくれたようなことができたらいいなと。要するに、片や何十億円とかけて学校をつくっていくわけじゃないですか。例えば前回の文教のときのことを言えば69億円でしたよね、予算が。それぐらいの巨費をかけていく傍らに、こういう子たちの救済措置というのがどこにも見えない。それはいかがなものかということなんです。

ぜひそういうことで、それを目指して、この子たちの居場所づくりということで考えていけたらいいんじゃないかなと思います。最後にその答弁だけ聞いて終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 基本方針で触れていませんでしたか。すごく考えました。3つの中学校を1つにするというのは、学校からの距離が遠くなる子供たちが大勢いる。その中に不登校もきっとあらわれると思うから、その子たちのことを大事に考えてやらなきゃいけない

な、なので、その子たちのことも考えた新しい学校体制にしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を全て終了いたします。

◎議案第35号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

これより暫時休憩いたします。ただいま議題となっております議案第35号に対し、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

なお、休憩は45分までとりますので、この間に議案質疑通告書を議長に提出してください。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告が5名ほどありますので、これを許します。

まず初めに、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁です。

議案第35号の公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）についての質疑をいたします。

簡単に2点ほどであります。

1つは、審査会で当初指定された事業者が辞退をして、そして次点といいますか、2番手の事業者が指定されたということなのですが、これはルール上、問題はありませんかという質問が1つ。

それからもう一つは、中伊豆ワイナリーの事業運営主体の会社と今回指定された事業者の資本関係、関係会社のようにありますけれども、それはどのようになっていますかという2点であります。

あと、残された回数の中でやりとりをしたい思います。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長より答弁させます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、最初の質問につきまして答えさせていただきます。

特にルール上、問題はないと考えております。伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがありますが、それには、「市長は、伊豆市指定管理者審査会の意見を聞かなければならない」とされております。それに基づきまして、選定の基準に照らし審査して、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補として選定するとされております。

今回は、伊豆市指定管理者審査会の意見を聞きまして、その意見の中に、候補者の選定に関しては、必ず当該候補者、今回はB社ということにさせていただきますけれども、意向を確認することとされておりました。この意向を確認した際に、B社より辞退が表明されたということでございます。

以上のことから、市長が総合的に判断いたしまして、最も適当と認められるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を選定したものであり、特に問題ないと考えております。

以上でございます。

続きまして、2つ目の質問でございますが、シダックス中伊豆ワイナリーヒルズ株式会社と今回の会社については、特に資本的な関係はないということでございます。同じシダックスの系列会社ということで聞いております。今回の会社につきましては、シダックスの100%子会社ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） まず最初の審査会と市長との関係ということで部長のほうから説明がありました。審査会の条例がありまして、それで審査会の意見を市長は聞かなければならない、こういうふうになっているわけでありまして。諮問をして答申がされた、だからその答申を尊重するということが意見を聞くと、こういうことだろうと思うんです。その答申は、今回の指定された会社ではない、例えばA社として、A社としなくてもいいんですけれども、別の会社であります、そこである意味、審査会の役割は終わっているわけです。今度はそのA社を審査会で決めたので、市長としてはそのA社に対して審査会の意向どおりぜひお願いをしたいということを申し上げたところ、これこれこういうことで、という理由があったかわかりませんが、辞退をされた。辞退をされたその瞬間に次点といいますか、第2番目、審査会の中で第2番目だった人が繰り上がって、そこを指定管理者にしましたというのが今回の状況ではないかなというふうに思います。

ここで大事なことは、その次点が繰り上がるということは、自動的にそれをもう必ず指定管理者にしなければいけないということなのか、それとも、もうこの公募は審査会の意見を聞けないわけですから、審査会の意見は違う会社ですから聞けないわけですから、この公募は不調にするという判断もあったと思うんです。やはりそこは、今度はそのどちらかですか

ら、そのどちらかを合理的に決める場合には、その辞退の理由が、極めてわかりやすく合理的なものであるという前提が必要じゃないかなと私は思うわけですが、それはどんな理由があったのかということをお聞きをいただきたいということです。

仮に、その辞退の理由が理解をできたということになりますと、次の選択肢は、では次点が繰り上がるのかということになりますけれども、2番、3番はどっちみち指定されなかった会社ですから、要は指定されなかったということに関しては全くイコールですよ。ここがまるで僅差の場合だったら3番がなってもいいわけですよ。2番がなってもいい。これはもう圧倒的に点数が離れたということであるならば、2番が市長としてはふさわしいということ繰り上がるということは妥当だろうと思うんですけども、その辺はどのようになっていますかということが2点目です。

それから、会社の関係でありますけれども、中伊豆ワイナリーの事業運営主体と今回のシダックス大新東ヒューマンサービスという会社は、資本関係はないと、事業会社ではない。そうではなくて、事業会社とヒューマンサービスが多分これ同じ位にあって、その上にもっと大もとのホールディングスなのか、シダックスなのか何なのかわかりませんが、それはあるというそういう関係ですよ。そうすると同じ系列の中の資本関係、ある意味、この関係はないけれども、シダックスというグループの中の一つであるということですね。

そこはわかりましたが、その会社の実態的な事業の業態的なところを見てみますと、きのういただいた資料では、業務内容として三十幾つかありまして、いろんな業務があるわけですよ。ネットなんかでそういうのを見ると、私は図書館で勤めているとかあったりするとか、書籍がどうのこうのと、何かいろんな分野になっているわけです。

それと、私が推測するには、会社の名前がシダックス、大新東というのはどういう意味かわからないけれども、ヒューマンサービスということですから何か派遣会社のイメージがあるんですよ。人をどこかへ送り込む、ある事業体に送り込むというような会社のイメージがある。それはそれでいいんですけども、さらに今度は業務実績を見てみますと、合計で58施設に関与しているということなんです。いわゆる虹の郷クラスのあいう公園の管理運営というようなことに関して、ある程度実績みたいなものがあるのかないのか、そういうようなことですね。

さっきのやつはヒューマン何とかということですから、派遣会社のようなイメージを持つわけですが、この会社の業態としては一体どういうところに分類される、どう分類される会社なのかということをお聞きしたいなということです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） いろいろあってあれなんですけれども、一番最初の辞退された理由ということでございますが、最初に答申の中では、答申書があるんですけども、もともとA社のほうを選考したということでございますが、その示された中で、候補者の選定に関

しては必ずA社の意向を確認しなさいというものが答申書の中に出ております。それに基づきまして、市のほうで確認をしたということでございます。

今回のものにつきましては、また募集要項では指定管理者に不適格であると判断した場合には、次点となった候補者から順に選定するということではございますので、特にそれについても問題ないと考えていますし、審査結果についてはホームページ等でも公表しておりますので、A社と今回の大新東につきましてはそれほど、点数には差がありましたけれども、それほど大きな差はないという形で、選ばれたことに対しては特に問題ないという形では考えております。

あと、会社の実績でございますが、似たような施設58施設という形でやっていると聞いております。静岡県内では、近くで言いますと熱海にあります「マリンスパあたま」、そのようなところや、南伊豆町の「銀の湯会館」、あとは「みなと湯」という形で、全国、本当に北海道から広島あたり、島根あたりまで多くのところの実績を有しているということで、それを社員みんなで頑張っているということで聞いておりますので、その辺については問題はないのかと思います。

主な事業ということでございますが、やはりその指定管理と、私の手元にあります資料を見ますと約37項目ぐらいありまして、本当にいろんなことが書いてありますけれども、どれが一番メインかというのは私どももちょっとわからないところがあるんですけれども、飲食店の経営であるとか、ホテル・旅館の経営であるとか、本当に農業・農園の経営の管理であるとか、本当に多種多方面にわたっているような実績を有しているということで考えております。

もともと、先ほど申したとおり、シダックスという大きな会社があります中で、その管理下で100%の子会社ということなものですから、シダックスの親会社と連携しながらいろんな事業をやっているという形で考えております。

○議長（三田忠男君） 産業部長、仮にA社ですか、辞退の理由を。質問ありましたので。

○産業部長（堀江啓一君） ごめんなさい。A社の辞退の理由でございますが、もともと企画提案を、事業契約というかそういう形で企画提案をされました。その中で、主な収入源となります事業につきまして、遊具等を新設して、それにいろいろな子供たちとかそういうのを呼びたいということがありましたけれども、その遊具等の購入時期がかなり時間がかかってしまうという形の中で、やはり3年間の中ではそれに基づいた収入を、投資したものに対しての収入を得るのは難しいだろうと判断したということでA社のほうは辞退されました。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 辞退の理由がちょっと、やっぱり納得がいかないんですね。3年という期間での指定管理での公募をしたわけで、その中でどういう仕事をするか、3年では間に合わない、そんなのはなからわかっているわけでして、指定管理を受けた途端にいきな

り3年では間に合わないから辞退という、こういう理由が本当に何かちょっと納得のいかないものだなというふうに思います。

ちょっとこれ以上は質問する時間がなくなっちゃうものですから、あと、A社がそういうことで、A社の理由でそもそも除外して、次点を上げたというのは、それはルールがあるということでしたか。それはもう審査会が1、2、3つけているので、1が消えたなら2になるよということはルールどおりだから、問題はないということだということで理解をいたしました。

そして、業態的に、これどうもやっぱりヒューマンサービスというと人間サービスだから、派遣会社のような感じを受けてどうしようもないんだけど、実績から言って、熱海のマリンスパとか南伊豆の何とかって、結局お風呂やっているところですよ。お風呂をやっているところが公園できるのみたいな話になるので、先ほど聞いたのは、いわゆる虹の郷規模の公園レベルの実績みたいなものがありそうじゃないんですね。ないということなんですけれども、それをもう一回確認したいと思います。

それから、ヒューマンサービスというから、私が先ほどから申し上げてますとおりに派遣会社の感覚があるものですから、以前この話があったときに振興公社がもう手を上げちゃって、手を上げたというか万歳しちゃったということで、ただ振興公社の今いるあの虹の郷を運営する地権を持っている人たちが何人かいらっしゃるわけですね。身分の違いはいろいろあるかもしれませんが、いろんな形で何十人かの人たちが携わっているんで、その人たちができる限り新しい指定管理者のもとで働かせてもらいたいというような意向を強く言っているんだろうと思うんですけれども、やっぱりそのヒューマンサービスは、それをきちっと受け入れてくれてというような形のものが、ある程度は約束ができていますか。

それから、もう一つは、受け入れることに対して、労働条件的なものは余り酷くなるということになると困るんですが、もともと振興公社は余り高くなかったみたいだから、それは問題ないのかなという思いもあったりするんですけれども、そういう労働条件の問題であるとか、希望者の雇用の引き継ぎの問題であるとかというようなことは、何かうまくいくような形になっているのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほどA社の辞退の理由でございますが、もともと遊具施設等の施設をA社のほうの投資でつくって、ある程度そこに顧客を呼びたいという話がありましたけれども、やはりそれがA社がつくるのではなくて、やはり外国の資本を入れた中での遊具等の設置ということで、やはりかなり1年ぐらいかかるといったかな、ちょっとそこら辺の正確な数字はわからないんですけれども、やはりそれなりに時間がかかってしまうということがありまして、どうしてもやはりその3年間の中で、1年目に投資して、あとの2年間でそれを回収できるかということ、それはなかなか難しいだろうという形で、今回は辞退をした

ということでございます。

類似施設につきましては、本当にいろんな形でありますけれども、例えば滋賀県の守山市なんかでは、びわこ地球市民の森という形のをやっていますし、虹の郷ほど大きな、あれだけの50から60ヘクタールのものであるのはなかなか大きな規模というのではないのかもしれませんが、全て五十幾つを合わせれば本当に大きな施設におとらぬほどのいろんな形のノウハウは当然蓄積されておりますので、それに関しては信頼できるのではないかと考えています。

今働いている方の関係でございますが、大新東につきましては、今回地元から95%以上の人を雇いたいと、地元からそれだけの人を雇って、地元の人を育てながら地域を盛り上げていきたいという形での提案はいただいておりますので、現状、虹の郷で働いている方に対しても雇用の関係の話はしていただけたと思いますし、それ以外の雇用というのは伊豆市内ではなかなか難しいところはあるかもしれませんが、現状の考えでは、それだけの人を地元から雇ってやっていきたいということで聞いております。

○議長（三田忠男君） すみません、この本会議の質疑の時間は自己の意見を述べる場ではなく、大綱等に質疑をとどめるということになっております。細かいことは委員会に付議いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

修善寺自然公園の指定管理者の指定について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、今山口議員から質疑があったわけですが、3者から応募があったということですが、1者はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社ですが、残りの2者につきまして、どういう会社か名前を明らかにしていただきたいと思います。別に秘密ではないと思いますから、入札の別の質問で資料出したりしたこともありましたから、ぜひどういう会社か、名前を明らかにして、あと2者の名前。

それから、2番目、今もお話がありましたが、辞退した会社があったということで、1位になった会社が辞退したということですが、その会社名を明らかにしていただきたい。

それから、辞退の理由ということなんですけれども、何か投資といいますか設備を入れるのに1年間ぐらいかかるとかいうお話ですが、大体この指定管理というのは、そういう自分達で勝手に施設を入れていいんですか、どうなんですか。そういうことを一つ伺います。何か投資するとかいうお話ですが、かなり大きなものなので、そういうことが大体できるのか、指定管理自体が指定管理者制度でそんなことができるのかどうか、その辺を一つ伺います。

それから、3番目ですが、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、これははっきり言って派遣会社みたいなものだと私は思っているんですけれども、どういう理由で

どこがよかったからシダックス大新東ヒューマンサービスの会社を指定したのか。どういうところがいいのかというところを御説明していただきたいと思います。

以上、3点お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からお答え申し上げますのは、3者とも指定管理については実績のある会社であって、優劣は審査の中できまりましたけれども、どの事業会社さんも指定管理をする実績は十分にお持ちである、その中で順番はつけさせていただいたということでございます。

それから、シダックス大新東ヒューマンサービスについては、その会社の実績というよりも、私も10年以上シダックスさんとおつき合いをして、幾つかの基本的な会社の方針がおありなんですね。1つはやはり、蕪山のお弁当屋さんから始まりましたので給食業務ということとを本来業務というお考えであって、そこにありますように、学校病院の運営ではなくてそういった施設の給食、これこそがシダックスのスタートだということで業務に挙げられております。

それから、もう一つ、これはもう代表から伺った話なんですけど、基本的に不動産は持たないということなんですね。ですから、指定管理、シダックスさんが持っている施設の管理能力は使うけれども、不動産は持たない。ただ、唯一の例外が中伊豆ワイナリーで、ここはやっぱり創始者の極めて強い思い入れがあるということで、むしろ中伊豆ワイナリーが例外であって、したがって指定管理というのは、シダックスの系列のこの会社においては、人材派遣業ではなくて、そういった施設を管理するノウハウを最大限活用した会社だと、このように、これは定款の説明ではなくて、私は会社の経営者の方から伺った内容でございます。

そのほかの御質問については産業部長から答弁させます。

○議長（三田忠男君） 補足説明願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず最初に、応募された3者の名前ということでございますが、今回辞退された会社につきましては、事前に了解をとっておりまして、名前を公表しても構わないということでございます。株式会社フジコーという会社でございます。

もう2者につきましては、その辺については聞いておりません。これは審査会の内容でございますので、御遠慮させていただきます。

投資をしても構わないということでございますが、会社の責任の範囲内、市のほうの指定管理の方向性に間違いなければ、それはそれで投資しても構わないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 3者、1つはシダックス大新東ヒューマンサービス、もう一つはフジコーという、フジコーが辞退したんですか。フジコーが辞退したわけですね。

私は、第3番目は教えてくれなかったけれども、私が聞いた話では千葉県の子原緑地研究所というところだと聞いたんですけれども、それはどうですか、それをお伺いします。言いたくないようなんですけれども。

それで、どういう理由で、冒頭、市長がいろいろ給食から始まったと、今も給食やっていますよね。小中学校や病院で給食やっていますよね。それがメインだと思うんですけれども。

ほかのところとフジコーと、何でフジコーと比べてこちらはよかったかということ、そういうことを聞いているんです、私は。比較して聞いているんです。それをお伺いします。別にシダックスが悪いと言っているわけではないですよ。どういうわけですかということを知っているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 辞退した会社は、先ほど言いました株式会社フジコーでございます。今、西島議員から言われました第三者については、私のほうからは答弁は控えさせていただきます。

なぜよかったかと言われましても、審査会で当然フジコーさんが第1位に押されたわけでございます。その中で、先ほど申したとおり、もう一度意向を確認しようということがありました中で、意向を確認した中で、やはり先ほど言ったように設備投資が難しいから辞退させていただきたいという中で、次点のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を選定したということでございますので、両方とも私にとってはすぐれた会社だという形では考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 何でシダックスがいいかという具体的なことをおっしゃってくれなかったわけなんですけれども、何回も言いますけれども、私はシダックスが悪いと言っているわけではないですよ。どういうふうによいかということを知りたいんですけれども。

それでは、今でも後からでもいいんですけれども、指定管理者審査会の点数表というのがあるわけでしょう、点数表。前にどこかのときに出してくれましたよね。何が何点とかそういうのを教えてください。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） ちょっと先ほど、どういうふうによいかという形で、市長が答弁したと私は思っているんですけれども、シダックスにつきましては、今回の会社はシダックスの100%子会社でございますから、シダックスに関しましては、いろんな形で飲食店の経

営能力であるとか食のスペシャリストでありますシダックスグループは、もちろん有名でございますし、今回の会社につきましては、全国的に多くの観光施設、質の高い管理運営をしているということでございます。また、大型の施設も運営しておりまして、素晴らしい会社であると考えております。

シダックスに関して言わせていただければ、広報とかそういう戦略につきましても、いろんなところで宣伝されているという形で、総合的に考えまして素晴らしい会社であると考えております。

点数の結果表につきましては、後ほど委員会がございまして、そちらのほうで配らせていただきたいと思います。これはホームページ等にも公表しているものでございます。

○議長（三田忠男君） 後ほど委員会等で答申書とか議論の参考になる資料が提出があるということですので、その点を踏まえて質疑継続を願います。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

私は、事ここに至った理由がさっぱりわからないんですよ。振興公社がなぜ引き上げざるを得なくなったのか。笑っている人がいるけれども、わかっているの、あんた。何笑っているんだ。

〔「コンプライアンス」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 議員の発言でコンプライアンスどころじゃない。市長もさっきへらへら笑っていた、あなた管理能力ないんじゃないの。

○議長（三田忠男君） 森さん、質疑を継続願います。

○15番（森 良雄君） 質疑はしますよ。だから、伊豆市の管理能力がどこにあるんだというのをまず第一に問いたいですよ。萬城の滝は万歳して逃げちゃったと。そして今度は伊豆市最大の施設がまた万歳してたのかどうなのか。私から言わせれば1億円持ち逃げしたのかどうなのか。まず一つ、1億円の残金は幾らあるのか、産業部長、わかっているんだっらば……

○議長（三田忠男君） 議案第35号について質問をしてください。

○15番（森 良雄君） 皆さん、そんなこと言っているけれども、何をこのシダックスは運営するんですか。虹の郷を運営するんでしょう。虹の郷には私たちの1億円を僕は預けたものだと思っていますよ。総務部長は寄附したと言っているけれども。総務部長、あとで寄附したという証拠を出してくださいよ。残金はどうするんですか。シダックスが持っていったら。僕は、五、六千万円は持っていると思いますよ。

○議長（三田忠男君） 質問をしてください。自分の意見は述べないでください。

〔「ちゃんと整理してやって」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 今のは鈴木正人君だな。何だ整理って。ちゃんと虹の郷には伊豆市

の……

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長（三田忠男君） 会議を再開いたします。

質疑お願いいたします。

○15番（森 良雄君） 質問しますよ。

シダックスはどういう会社なのか。今までの話の中で派遣会社であろうという意見があったけれども、9,541人、人数から言っても、これ派遣会社だと想定できますよね。では、この中に正社員何人いるんだ。ちゃんとした正社員がいて、虹の郷を管理するために伊豆市に派遣してくれるかどうか。そういう考えのもとに受けているのかな。どこから派遣社員をくっつけてくるだけで。シダックスは受けて、伊豆市はシダックスに幾ら払うというような条件があったと思うんだけど、この公募に対する条件がどうなのか。出したんでしょう。全部施設に関しては新設だろうが何だろうが維持管理に対しては伊豆市が責任持つとか。それに対して、フジコーさんが何か回収できないから辞退するというのを僕は非常におかしなことをおっしゃっているなと思いますよ。ですから、このシダックス……何だか長くなって読めないような会社の名前だけでも、資本金が1億円だったら会社概要であるでしょう、会社概要を次の委員会のときでいいから出してください。会社概要のないような会社だと、資本金1億円ではちょっとなかなか、はい、そうですかというわけにはいかないですね。

それから、フジコーの辞退の理由、全くはっきりしない。辞退する必要ないじゃないですか。伊豆市が全部持つんでしょう。何を投資すると言ったんですか、フジコーは。人だけよこしてくれればよかったんじゃないですかね。

それから、入札時の伊豆市の提示条件、これもはっきりさせてください。だから、シダックスが何も条件つけなくて、はい、うちでやりますと言ってきたのかどうなのか。条件つけたのかどうなのか。

以上、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回、いろいろ辞退等起こりましたのは、一つには、伊豆市の側に公募の仕方として、当市は、既に報告申し上げますとおり、公社が引き続きということで、秋になって継続困難ということになったわけですね。その時点で当然一旦閉めるとか、公募

期間を十分に置くという選択肢もあったんです。選択肢もありました。ほかのところからも半年、1年ぐらい検討すれば魅力ある施設だという声もありました。

しかし、4月1日からやはり虹の郷を運営するという再公募をしないわけにはいかないだろうと。行政の手段としてやはり公募してみて、それでもスケジュールがきついのは承知の上で公募してみて、それでも4月からはどこもできませんということであれば、またほかの選択肢もある。しかし、ひょっとしたら、事業会社によっては4月から頑張ってくれるところもあるかもしれない。そういった非常に厳しい時間的制約の中で御提案いただいた一つの中に、8月ごろに新しい施設を整備できればいいそうだという御提案もいただいた。それは魅力ある提案の一つだったんですけれども、しかしやはり発注に着手したところが、やっぱり想定外、当時の提案したときの想定よりもかなり時間がかかるというようなことが起こって、これはやはり一つは、公募で検討いただく時間が短かったという制約があることも承知をしておりますので、ある意味、そういった公募の条件が非常にレアケースで厳しかったということも背景にあると思っております。

それから、公募の条件、詳細は委員会で御答弁すればいいと思うんですが、後ほど産業部長のほうから、本会議で言える範囲内であれば説明をさせます。

それから、今回虹の郷という特性から、中に入っているテナントの皆さん、それからこれまで公社の職員としてやってきた伊豆市民、それから公園整備で運営をいただいていたシルバー人材センターとかその他の方々に、なるべくこのまま従事していただきたいということも社会的ニーズとしてあると思っておりますので、もちろん本人次第なんですけれども、基本的に使っていただきたい、残っていただきたいと考えていたわけです。

したがって、そこを全部切って、丸々何十人、何百人、外から入れてくださいという形は考えておりませんので、これからは議会の御承認をいただければシダックスさんと御相談させていただいて、可能な限り希望する方々には残っていただきたい。それでも足りないところはシダックスさんのほうで手当いただきたい、そういった状況にあることはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、どういう会社かということでございます。

先ほどちょっと山口議員のほうからも質問ありましたけれども、ちょっとそのときに私もちょっと中途半端にお答えしてしまいましたけれども、一応社会サービス事業、あるいは地域活性化事業という形でやっているところでございます。学校給食であるとか図書館、児童館、レジャー施設の運営、指定管理者等をやっているということでございます。

先ほど質疑のあった虹の郷につきましては、市長からも話がありましたとおり、なるべく地元の人、今虹の郷に勤めている人を雇ってもらいたいということをお願いしております。

先ほど申したとおり、この会社は95%、伊豆市のほうから伊豆市民を雇いたいという形で聞いております。指定管理料については、市のほうからは払うあれはありません。ただ、今回いろんな形で修繕とか修理の問題があります。それは以前の振興公社のときも同じでしたが、それにつきましては、今後協議しながら予算等をとって修理等は考えていかなければいけないと考えております。

会社の概要でございますが、今私の手元にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、あと同じ系列の大新東株式会社、大新東車両運行株式会社の概要書がありますので、これについてはまたコピーをさせていただきます。

あと、今回の募集の時の要件でございますけれども、一応募集要項というのがありまして、その中でいろんな形でこういうことに基づいて提案をしていただきたいというのをうたっております。

管理運営につきましては、水準書というものを作りまして、その水準の中に提案をお願いしたいと。この中の基本方針でございますが、例えば、虹の郷の入園者数の増加を第一の目標とし、伊豆市内、特に虹の郷の近隣になる修善寺温泉場のリニューアル創出に寄与できるような管理運営を行うであるとか、例えば、花卉と鉄道を活用したイベント企画立案による観光客誘致を行うであるとか、それぞれいろんな形で提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 産業部長、いわゆるこの会社の正社員の数とか、シダックスが受託するに当たって何か条件をつけたのかというのがありますけれども、その辺はどうですか。

○産業部長（堀江啓一君） 正社員の数につきましては、概要書に書いてある9,541名であると認識しております。

○議長（三田忠男君） いわゆる全員が常勤正社員。

○産業部長（堀江啓一君） 従業員総数と書いてありますので、その辺はちょっとわかりません。一応従業員総数としては、そのうたっている数がうちのほうでは受けている数字でございます。

○議長（三田忠男君） あと条件、受託する上で、シダックスの。

○産業部長（堀江啓一君） 条件については、水準書というか、その企画提案をしていただくときに条件を提示していますので、それ以降については条件は出しておりません。

○議長（三田忠男君） わかりました。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） どうも話の内容でいくと、フジコーは企画提案したわけだね。それで、そうでしょう、提案したんでしょう。何か投資するというようなことを言ってきたのではないですか。考えていなかったんですかね、フジコーは。その辺はもう一回はっきりしますからね。

それからもう一つ、シダックスに対しては全て現有する財産は伊豆市の財産というふうな考えでいいですか。

その2点だけお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） フジコーさんのほうも提案していますし、シダックスさんのほうもいろんな形で提案を受けておりますので、その提案内容についていろいろ審査会のほうで吟味していただいたということでございます。

今回のそういう提案書につきましては、私の手元にありますので、これを実行していただくような形でこれから経営のほうをお願いするということになっています。

〔発言する人あり〕

○産業部長（堀江啓一君） 設備費とかそういう、伊豆市のものもありますし。

○15番（森 良雄君） 1億円の残金は伊豆市に戻ってくるのかどうかだよ。

○産業部長（堀江啓一君） それは寄附したものでありますので、という形では答弁してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） いいですか。フジコーが提案してきたんです。しかし、回収できないから辞退する、片方はそれを引き継ぐからやります。全然違うじゃないですか。これは再交渉すべきですよ。何でシダックスは、現有設備そのまま、伊豆市の運転資金も渡さないんでしょう。それでシダックスは、自力で運営していきます。応札したんでしょう。それはどうなの、市長。フジコーさんはそんなことできないから辞退しますと言ってきたんじゃないですか。はっきりさせてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） ちょっと何て答えていいかわからないんですけども、フジコーさんはそういう遊具等を設置して投資したいという形では提案をいただきました。シダックスにつきましても、一応サービスの向上であるとか、花卉を利用した観光客誘致であるとかさまざまな提案を受けております。ですから、何も提案がないわけではなくて、その提案を今回は審査会のほうで審査をいただきまして、こういう形であれば十分運営できるだろうという形での答申をいただいたということで理解しております。

○議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第35号について質疑を行います。

これをどう評価するのかということは今投げかけられているんですよね。指定管理者に適切かどうかということで。それで、すみません、要求水準書に全部、これは質問するわけじゃないから、要求水準書がいわゆる提案されて、それがもつれて断られたと。基本的には要求水準書、細々ではなくて、大枠についてはそれぞれの指定管理者、応募した方々がこれに応えるような形でやられたというふうに思っていますので、それに応えられる指定管理者を今提案しているという、2番目であっても、ということをお尋ねします。

今、実績の話がされましたけれども、入札にしても、それから入札の一種であるプロポーザルにしても、市のほうでは実績を重視していることは十分、市長及び関係部長は御存じだと思うんですけども、今回の実績を重視しているということは何なのかということをお尋ねします。いわゆる施設の管理全般についてではなくて、今回はいわゆる修善寺自然公園がどういう性格のもとで住民サービスを行っているのかということで。この基本方針の中に、部長が述べられていました虹の郷の入園者数の増加を第一の目標としということ、これは市が管理者に求めたことですね。それで、これはもう当然、これについていろんな考え方があるからいいんでしょうけれども、虹の郷に特有の求めている、市長が管理者に求めることについてお尋ねします。

基本方針の中にあります花卉と鉄道を活用したイベントの企画立案だと、ここを私は一つの、ほかの施設とは全く違う大きな特質だと思うんです。これの管理能力があるのかどうかということで当然審査されたのかなと、審査会は。そしてそれを受けて、今回提案されているのかなと思うんですけども、よりそのところ具体的にお尋ねします。

その中の一つです。この中に主な実績ということで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の実績が載っていますけれども、これは主な実績ということで4つ挙げています、施設名を。これはお尋ねします。既にこれはずっと、過去もそうだし、今もこの施設は指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービスが指定管理者としてやられているということでのこの実績を紹介しているということで理解してよろしいのでしょうか。

さらに、より具体的に聞きます。花卉と鉄道について、どういうことを求めているかという、市長が指定管理者に求めたのは、花卉についてはいわゆる管理状態が入場者数の増減にすごく直結するから、特に細心の注意を払って管理してくださいよと、そう要求しております。それから、いわゆるバスとか鉄道等々については、適切な資格及び経験を有する者を選任して、従事させるものということを要求しております。では、それはそういう実績がこのシダックスにあるのかどうか。そういうノウハウとか、そういう能力をきちっと技術的に求めているんだけど、そういう今回のシダックスはある会社なのかどうか、お尋ねします。

それから、総じて聞きます。この中にもいわゆる従業員をどう取り扱うのかということで、全従業員について、市のほうは指定管理者の求めにより、現在公社の従業員云々と書いてあって、従業員の雇用条件や待遇については指定管理者が個別に交渉を行うものとする、こ

う要求しております。そうすると、紹介するんだけど、いわゆる市のほうで求めているのは、紹介はするんだけど、今の働いている条件、身分保障をきちっとやる、労働条件及び給料等々についてはきちっと市のほうでこのシダックスに求めている、そういうことを求めて、お答えはどうなったのかということをお尋ねします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からまず、応募いただいた事業者の実績と、それからそこに期待することについてのみに申し上げます。

先日も申し上げましたけれども、この虹の郷がもちろんいろんな面を有しているのですが、主として市民公園なのか、主として観光施設なのかによってやっぱり変わってくると思います。この3者は、市民公園の管理であれば優劣がつかないほどしっかり管理実績のある会社だと私どもは認識しておりますが、市民の皆さんももちろん紅葉の季節とか行かれるにせよ、やっぱり実態は90%以上が観光客ということで、やはり観光施設という側面が強いし、地元の修善寺温泉の皆さんもそのように理解をしている。

そうすると、やはり今回は第1と第2の事業者さんのほうが誘客の実績、誘客の期待値という大きい、そこがかなり期待値として出てきたんだろうと思います。さらに近くで観光施設を、今人気のところをやっているところについては、やっぱりより少し期待ができるかなと、投資もしていただけそうだしというぐらいの全体の感じだったんです。そこで、やはり入園者数をしっかり確保していただけるところということで、そういうふうな審査の点数はともかくとしても、感触としてはそういうことがございました。

花と鉄道については、議員も御承知のとおり、もともと菖蒲園で始まった施設、ただ今は紅葉の季節が相当な人気ですので、やはりそういった伝統と今の特性、それから世界でも、すみません、私の記憶が正しければ、たしか3例しかない蒸気機関車のロムニー鉄道、これはやはり特性としてやっていただきたい。ただそれは、鉄道の運転免許とかそういったものではありませんので、これは産業部長から答弁させますけれども、そういった資格については当然手当をしていただくことにはなりますが、いわゆる鉄道の運転士とかそういったものではありませんので、そういった特別際立ったものが必要な施設とは少し異なっているところはございます。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） わからないところがあるんですが、花卉につきましては、本当に今まで地元の業者さんがいろいろやって管理してきたと思います。今回のシダックスの提案につきましては、地元の方約90%を地元の管理できるような会社を委託して、花卉とか中の

庭園であるとか、そういうものを守っていきたいという形で、先ほどの雇用に関しましてもそうですけれども、なるべく地元の今まで使ってきた業者を使ってやっていききたいということをお願いしております。

鉄道につきましては、当然ノウハウというのがあると思いますけれども、現状、ボイラーの資格があれば運転できるということをお願いしております。それにつきましては、当然資格ある人がいるだろうと思いますし、引き継ぎに関しましては、今現状、できれば鉄道を運転している方をそのまま雇用していただければ一番いいのかなと思いますけれども、その辺につきましても引き継ぎ等はしっかりさせていただきたいということで考えております。

労働条件等、身分保障とかいろいろな問題はありますけれども、今回のシダックスの提案につきましては、やはり伊豆市、その雇用される方が一人一人が経営者的な観念を持ちまして、みずから率先して行動できるような形で研修をしていくという形で、市民の方を宝みたいな形で考えていただいて育てていききたいということは聞いておりますので、労働条件がどうかとかという話は市のほうから直接はしておりませんが、そういう形で身分を保ちながら引き続き雇用できるような形では考えてくれていると思います。

指定管理につきましては、現状、4者、重立った4者ということと、伊豆市の近くにあります熱海と南伊豆という形で4者上げさせていただきました。私の手元にあります類似施設としましては58者ありますけれども、それぞれ2014年からやっているものとか、4年から5年近くやっているものの実績について私のほうに資料をいただいております。そういう形で今回は、特にどうということはないんですけれども、地元の身近なものを例として挙げさせていただいているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

一番この今回提案されているシダックスが、今お話を聞いていると、いわゆる地元の人たちを雇用するんだなということはおわかりましたが、だからお尋ねしているんです。従業員の雇用条件とか待遇については、この要求書に、市が発信しているその指定管理者募集に当たっては、要求水準書は、これについては従業員の雇用条件待遇については、指定管理者が個別に交渉を行うものとするということだけなんです。

そうすると、今までどおりのことをきちっと市の責任として働いていた人たちに、最低限のこういう条件のもとで働いているんだから、ということもそういう募集するに至って、そこまでまだ至っていないということですか。ということは、今度それにかかわるんだから、ひょっとしたらよくなるかもしれないし、悪くなるかもしれない、今までどおりかもしれないということが市の基本的な考え方でしょうか。

それと、この中にも、平たく言えば、市が管理している施設、誰が管理するということを見るならば、シダックスに委託するわけですね。委託ではないんですけども、わかりやす

く言うと委託する。そしてこの中に、さらに委託することも可能、ただし全部ひっくるめて委託してはだめだよということがこの要求水準書にある。そうすると、今回、シダックスが市民の方々に雇用を求めたときに、個別に委託を頼むというような形、そうするとやっぱり待遇がどうなのかなということが一番気になることだからお尋ねしたいんです。

それから最後に、この主な業務実績の一番下にマリンスパあたみが載っていましたが、たまたまいろんなことをきのう帰って調べたら、ちょっと御存じでしょうかね。このマリンスパあたみは、公募をしたのは2月12日ですね、募集をかけたのが。なんだけれども、熱海の行政がちょっとどうやったのかわからないんだけど、地域のマスコミの報道、新聞報道によると、日付がインターネット上で1月2日付になっていましたが、新年度、管理者交代ということで、マリンスパはこのシダックスではなくて、ほかに回しますと。回しますというか指定管理者がかわりましたと。だから休館をして、新しい指定管理者がことしの3月29日から4月7日の間休館をして、そして新しい指定管理者、新指定管理者に熱海市はお願いするということなんです。だから聞いたんです、冒頭。主な業務実績というのは今も続いていますかということでお尋ねしたんですけれども、そのあたりを部長、御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） マリンスパあたみにつきましては、現在、私の手元にあるものにつきましては、2014年4月1日から2019年3月31日という形での指定管理期間が終了するということは聞いております。ただ、そのあとどうなるかということについては、ちょっと私のほうに情報はありませんでした。今木村議員からおっしゃられたことが事実なのかもしれません。

ただ、マリンスパあたみでは、いろんな観光協会様であるとか、ビール会社等と連携をしまして、観光客の誘致、観光プロモーションを行いまして誘致に努めてきたということでは、この資料のほうには載っています。

個別雇用という形で最初お伺いされましたけれども、現状、虹の郷とどういう労働条件とか、例えば給料であるとか、それらがどうなのかというのは私ども存じておりませんし、そういう情報はありませんので、当然その辺についてどういう形で雇用してくれというのは私どもから話をしてありませんし、市のほうからするつもりもございませんが、現状やはり今の労働条件を最低限にして、それ以上のものを条件としてお願いするような形では市のほうからもお声がけはできるのかなと考えておりますので、どこまで踏み込んでいいかという問題もありますけれども、ある程度これから下がることがないようにお願いをしていきたいとは考えております。

委託につきましては、当然先ほど申したとおり、芝生の管理だとか樹木の管理だとか、当然シダックス大新東さんができるわけではございませんので、そういう形ではいろんな形の委託会社、地元の委託会社であるとか、そういう形の管理できるようなところについては委

託をしていくものと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について質疑をしようとしたしましたが、今までのほかの議員に対しての答弁、市長の答弁、また部長の答弁ですばらしい御回答が得られましたので、私のほうは伊豆市にとって今まで以上にすばらしい施設になってくれることをお願いしたいと思ひまして、これで終わります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）につきましては、総務経済委員会に付託をいたします。

なお、総務経済委員会は、本日1時から開催願います。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月22日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時47分

平成31年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第7号)

平成31年3月22日(金曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7号 | 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第4回) |
| 日程第 2 | 議案第 8号 | 平成31年度伊豆市一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 9号 | 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第10号 | 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第14号 | 平成31年度伊豆市水道事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第15号 | 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第16号 | 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第17号 | 平成31年度伊豆市持越財産区特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第18号 | 平成31年度伊豆市市山財産区特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 平成31年度伊豆市門野原財産区特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 平成31年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 平成31年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 平成31年度伊豆市田沢財産区特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第23号 | 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 伊豆市地域振興基金条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第25号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第26号 | 伊豆市火葬場条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第28号 | 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについて |
| 日程第22 | 議案第29号 | 財産の取得について |
| 日程第23 | 議案第30号 | 字の区域の変更について |
| 日程第24 | 議案第35号 | 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第36号 工事請負契約の締結について

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。

皆様、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第7号について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第7号についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時31分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第7号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について討論に入ります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第7号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算、総務経済委員会所管科目について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回の審査は、全議員が参加して、総務経済委員会、教育厚生委員会所管科目の垣根を越えて連合審査を行いました。

審査結果につきましては、総務経済委員会所管事業についての主な質疑の報告とさせていただきます。

主な質疑として、公営住宅の今後の管理方針及び長寿命化計画と市の公共施設再配置計画との関係の説明を求めたのに対し、市営住宅の長寿命化計画は策定済みで、それにのっとり改修を進めていますが、耐用年数を過ぎ、老朽化が激しいものから取り壊します。公共施設再配置計画の中に市営住宅も当然取り込まれていますとの説明がありました。

次に、市道矢熊筏場線の重要度及び緊急車両利用のメリットの説明を求めたのに対し、県道伊東西伊豆線の中伊豆方面からの横瀬交差点を起点とした慢性的な渋滞を避けることができ、さらに筏場地区と天城湯ヶ島地区の地域間交流にも寄与できます。筏場地区から順天堂病院までの緊急車両の時間短縮は距離にして8キロ、時間にして16分の短縮が想定されるとの答弁がありました。

次に、農林業や商工振興で地域おこし協力隊を起用しているが、伊豆市には定員があるの

か、観光振興を考えると、多くの温泉場にニーズがあるのでは、また、女性の起用の拡大と移住・定住の人口対策も視野に入れ、市としての方針を確立すべきではないかの質疑に対し、定員はありません。40名ほどを起用する市町もあります。女性のニーズがあれば登用もしています。受け入れには雇用先との調整が必要となります。総合戦略課の移住・定住施策と連携する必要もあると考えていますとの答弁がありました。

次に、全国の市町の広報紙は多くが自前で製作しているが、伊豆市は広報紙の製作を委託している。委託後の広報紙に対しての市民の声を集約しているのかとの質疑に対し、集約はしていません。来年度広報紙に関するアンケートを考えています。また、女性モニターからも意見をいただいている。委託先が市民目線で情報を捉えて発信していることはよくなっていると感じているとの答弁がありました。

そのほか審査の後、委員間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第8号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算、教育厚生委員会所管科目について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほど総務経済委員会の委員長報告と同様、議案第8号の審査については、連合審査会において議員全員で行っておりますので、主な質疑についてのみ報告させていただきます。

主な質疑として、焼却処理事業にガス冷却室を更新する工事は去年もあったが、2年連続なのかという質疑に対し、去年の予算成立後、施設の状況を見たところ、耐火レンガの傷みが激しく、そちらに費用を回さざるを得なかったため、平成31年度に振りかえました。新焼却場ができるまで清掃センターの修繕計画をしっかりと精査し、何とか施設の管理をしていきたいとの答弁がありました。

次に、胃がん検診の予算が減額となっているのは、実績に基づいているのかという質疑に対し、おっしゃるとおり、今年度の実績をもとに予算を組みました。胃がん検診は発見率が高いので、お知らせをし、受診率を伸ばしていきたいですとの答弁がありました。

次に、新中学校基本構想業務委託の内容説明を求めたのに対し、新中学校の基本理念、基本方針、施設整備の全体計画、施設の配置計画、2つの建設候補地である日向地区、現修善寺中学の通学対策、事業の概算など、比較検討する資料をつくりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、付託されました議案第8号につきましては賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第8号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

本議案については、連合審査会で全議員が審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

よって、討論される方は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第8号 平成31年度一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

この予算の最大の欠陥は、市民生活にとって得るところが甚だ少ない。市民を苦しめる箱物行政のオンパレードというべきものであります。その代表的事業が8億数千万円もの巨費を投じる月ヶ瀬道の駅の整備事業であります。

この構想が立ち上がりました二、三年前は、地元では地場産品の発掘だ、地産地消だ、やれ、食文化の発信だと大いに盛り上がっていたところでありましたが、指定管理者が市外の大手企業に決まったら、それらの声はあっという間に聞こえなくなってしまいました。当局側は地元市民に実現不可能な夢を見せたということは、まことにこれは罪が深いと思うわけでございます。

先々月に天城北道路が開通いたしました、大平から月ヶ瀬までの国道を通る車両は激減したと伝えられており、国道沿いの店舗はお客が減り、早くも悲鳴を上げている状態です。さらに、追い打ちをかけるように、月ヶ瀬道の駅ができれば、天城越え道の駅を含めて天城湯ヶ島の商工業者が大打撃を受けるのは間違いありません。これが市民を苦しめる箱物予算と言わずして何と云えばいいのでしょうか。

また、この予算の内容であります、函南町ゲートウェイでは、テナントの飲食施設、そこでは店舗床面積1平方メートル当たり月額1,500円から2,000円を徴収しております。そして、物産販売所では売り上げの14%から22%をテナント料として徴収しているところであり、しかし、月ヶ瀬道の駅では、テナント料、賃借料等は一切なく、反対に指定管理料等合計2,000万円を支出するという予定になっております。これは、業者優遇が余りにも度を越しており、到底容認できるものではありません。

次に、内陸フロンティア企業誘致事業であります、これは、大平地区の県営土地改良事

業の一角、1.9ヘクタールの土地を1億7,000万円余りで伊豆市が取得するというものであります。この土地は静岡県森林組合へ貸し付けるとのことではありますが、企業誘致と銘打っているならば、なぜ公募しないのか、非常に疑問であります。借りたい企業は幾らでもいるはずであります。

もしも森林組合が公的団体だというのなら、何で伊豆市が1億7,000万円もの一般財源を使って1.9ヘクタールもの土地を取得して貸し付けなければならないのか。公的団体だったなら、当然自分たちでそういうことはやるべきであろうと思うわけであります。そして、その土地を県森林組合の中間土場にするということでもあります。これは要するに、企業的なことで、要するに商売しようということではありますが、中間土場することに何の意味があるのか、伊豆市にとって何の意味があるのか全く不可解であります。このように、あやふやであり、かつ市民の利益に何もつながらない事業に1億7,000万円もの大金を気前よくぽんと出す、そういう神経が私には到底わかりません。こんなことをやっていたら、伊豆市の財政破綻は待たなしであります。

私は今、一般会計当初予算の反対理由を2点挙げましたが、ほかにも雨後のタケノコのように無駄遣い予算はあちらこちらに数え切れないほど多数存在しております。合併以来15年、人口は減少に減少を重ね、現在3万人と数百人というところまで落ち込み、3万人を切るのも時間の問題だと思われまます。その間、人口減に歯どめをかける有効な施策を何ら打ち出せず、なすがままにさせている首長の責任はまことに重いと言わざるを得ません。

しかし、人口減が進むのはやむを得ないというのであれば、それならそれで財政を縮小して、次世代に借金のツケを残さないようにすべきであります。それを相も変わらず箱物行政、無責任な放漫財政を続けていけば、結果は誰の目にも明らかであります。

このままでは伊豆市には未来はありません。夕張市の二の舞になるという可能性は十分あるということを指摘しておいて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算に対して、賛成の立場から討論いたします。

この予算は、前年比10億7,900万円増の歳入歳出それぞれ178億9,900万円となるものです。合併から15年、少子高齢社会にあつて、伊豆市としての新しいまちづくりはいまだ道半ばであると感じます。旧町時代の公共施設をどうするかなど、さまざまな課題を克服していかなければならないことは合併当時と変わらないのではないのでしょうか。市民への行政サービスの水準を維持しながら、暮らしやすい住み続けられる伊豆市であるために、必要な事業を続けなければならないということであると考えます。

そんな中で、次年度に進められようとしている予算の内容は、高校生までの医療費無料化を含む子ども医療費助成事業、新こども園の建設事業、幼児教育・保育無償化に伴う私立こども園・保育園の運営負担金増、道の駅の整備事業、伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金、県営内陸フロンティア企業誘致事業に伴う換地清算、地域振興基金の償還、2020東京オリンピック・パラリンピックに対応するための主要道路の修景伐の事業、社会資本整備総合交付金を活用した市道の整備などなどであります。これらは、いずれも日本全国で共通する行政の方向性とも合っており、国や県の事業と連携した事業になっているということが確認できるものと考えます。

現在の伊豆市の財政状況は健全な状態であり、今後も財務内容の健全性を確保し続け、同時に、財政計画を理解していただけるように努力をし、これから行う新しいまちづくりが各種のマスタープランにあるとおり、官民一体の協働のまちづくりとして進み、地域住民主体に地域振興が進められていくことを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算について、反対討論を行います。

新こども園建設事業7億円について、この予算の中に入っておりますけれども、これは平成29年度9月議会で市議会が発議をして、全会一致で可決した修善寺東こども園建設の用地購入予算という経過が今予算の中に連なっております。皆さん御存じのように、東こども園は相当古くて、保護者の方々も小さな子供をおんぶし、そして手を引いて、あの横断歩道、県道を渡っていくという状況を常に目の当たりにするわけですけれども、やはり子供たちがのびのびと育てるような環境にしていくということについては、私はこれについては評価するものであります。

具体的な反対討論に入ります。

1つ目、景気動向と市民生活をどう見たのかということであります。総括質疑の中で、私はなぜ景気回復の兆しが見られるのか、どういう評価をしたのかと尋ねましたが、市長は、県の経済指標では横ばいという答弁をいたしました。ちょっと矛盾しているなと思いながらも聞いていたんですが、主たる景気の兆しの判断は、市民部長が答えておりましたけれども、3年間の市民税、法人税の動向を見て判断したということであります。平成28年、29年、30年、まだ決算終わっていませんが、その動向を見たときに、少し法人税も市民税も上向いているからという判断であります。私は、伊豆市の景気判断を市民部だけに任せるには荷が重過ぎると思いますが、いかがですか。

市民の暮らし向きを判断して予算を立てるのでありますから、景気を判断する材料が余りにも乏し過ぎます。かといって、では、議会が判断できるかということ、その材料がありません。県

の経済指標等々見ておりますけれども、伊豆市はなかなか大変です。分析するのが大変です。それぞれの事業における収入がどうなっているのかということは出ておりますけれども、やはりこれは、日本全国の景気動向によって伊豆市も大きく跳ね返ってくるだろうということで、私は政府の動向を見ました。政府は何と言っているか。多くの企業で5年連続となるベースアップが行われて、その水準も昨年度を上回っていると。統計問題でいろいろありますけれども、ここは国会ではありませんから省きますけれども、こういう主張に依拠すれば、景気回復の兆しとなるでしょう。

日本全体を見た景気判断の指標の1つ、ベースアップは、物価上昇を差し引いた実質値で見ると、この5年間の平均はマイナスであります。また、一般的に、景気を見る際に一番要になるのが家計消費だと言われておりますけれども、2014年から5年連続家計消費がマイナスであります。そんな市民の暮らしを応援しなくてもいいと判断した予算と、これではなりません。この件については、また後ほど触れます。

地方自治法には、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。市長も私もこの共通の度合いとして論戦していくべきだと判断しております。

より具体的に入ります。

第2次総合計画のまちづくり達成の事業のための予算と今年度位置づけて、去年を上回った予算で、伊豆市発足以来2番目の規模となっているということは、振り返ってみますと、一番予算が多かった平成16年度、どういう評価しているのかであります。このときに合併に伴う予算が含まれていたために、財政規模を他の年度、いわゆる平成17年度から今年度まで比較検討できないと私は思っています。そういう意味で、人口が減り、地方交付税が減少する中で、今年度は伊豆市にとって最大規模予算といっても間違いのないでしょう。

さて、地方自治法と景気動向から見えてくるもの、さらに具体的な問題に入っていきたいと思いますが、総予算の中で、1つの指標です。民生費の一般財源が占める割合はどうかと。総予算がふえれば民生費の額もふえる傾向にあるということは何の自治体もそうで、伊豆市もそうでありますが、民生費は、児童手当給付金の増加や生活保護増加などで民生費の絶対額はふえていきますが、合併時から数年間、民生費に占める一般財源の割合は65%前後でありました。その後、若干の上下はありますけれども、平成29年度から60%を切り、今年度は一番低くて51.7%です。私は民生費の中の一般財源の負担割合こそ自治体独自の福祉政策のあり方がここにあらわれると判断しております。市民の暮らしをどう見ているのか、検討、検証を求めます。

総合計画にも掲げられている伊豆市最大の課題、人口減少、その中でも少子化について意見を述べます。

平成32年の次世代の人口、この総合計画によりますと、人口200人目標を立てております。これがどれだけ本腰になっているのか。平成32年だから目の前ですよ。ここを見たときに、

少子化対策、子供をふやせるような伊豆市にしましょうと言ったときに、私はこの議会の中で変だなと思ったのがあります。ひとり親等移住・定住促進についてであります。別にこれがだめだと言っているわけじゃない。ひとり親というのですから、子供も当然そこにくっついて移住してきますが、合同審査会で、それはこども課のほうですという答弁がすごく気になりました。確かに、予算配分はそうでしょう。しかしながら、伊豆市の重要な課題である若者のための総合戦略と位置づけて、フルセットで対応すべきではありませんか。まさにこれが総合戦略であります。

保育士は十分対応できる事業になっていますか。1・2歳児が移住しても預けられる体制ですか。大丈夫、安心して働けますという事業の提案でしょうか。先日、日日新聞にいろんなさまざまなことが、この事業は県下で初めてだということで書いてありましたけれども、この記事を読んで、いわゆるひとり親サポートコンシェルジュという何かすごく相談役だと、総合相談というのが日日新聞を見て初めてわかった。どちらかという、伊豆市議会の委員会、それから議会におけるさまざまな提案理由以上に日日新聞のほう詳しいというのは、ちょっと変ですよ。

本来ならば、住民の代表である議会に対して日日新聞並みの、せめて少子化対策で大きな課題として挙げているのならば、それなりの詳細の説明が私は必要じゃないのかなと、伊豆日日新聞を見て本当に思いました。

平成30年度の予算審議のときにも私は思いましたが、なぜ移住・定住の就職先を旅館業と限定するのか、特化したと。特化しているんですよ。特化する意味がわからない。少子化というならば、すぐに思い浮かぶのが保育士さんです。今、保育士は本当に1・2歳児がふえているという、こども園に預けるのが。そうすると、通常の5歳児よりも保育士の数が多くなるわけですから、保育士をどう雇用していくのかと、その環境をつくるのかということですよ。高齢化社会を迎えています。介護士はいいんですか。これらも含めて移住・定住、なぜ広げないのか、私はわからない。旅館業以外の仕事が今の方針だと受け入れられないという状況です。わかりません。

平成24年度の所信表明から6年がたちました。そのとき、このように市長は述べられておりましたが、その一部です。バイオマスや小水力発電など、伊豆市の状況に適した新エネルギー事業の推進も視野に入れてまいります。そして、1つの所得の向上として、ソバの栽培を挙げておりましたが、ソバを栽培して、それを粉にして加工して、飲食店でまた売るといって、付加価値を高めましょうと。私も、ああ、なるほど、そういうことができればいいなと思ったんですが、また、伊豆縦貫道を産業振興と企業誘致に最大限活用してまいりますと、これは未来に向かって、当然、平成24年やったんですが、振り返ってみますと、これが今どうなっているのかと、よくわからない。平成30年度予算編成に当たって、今年度予算は総合計画を着実に実行するための具体的な事業を予算に組み込まれている、それは、総合計画を戦略的、体系的に策定している、目的を明らかにし、その目的を達成するための目標

を確立し、そして、その目標を実践するための実施要領、これは1H5Wになりますけれども、実施要領を策定するこの一連の考え方を戦略的思考と私は定義しているわけでありましてというふうにお話をしておりました。

そうすると、平成24年度の未来に対する政策は今どうなっているのか、繰り返しになるけれども、わかりません。平成31年度決算のときには戦略的、体系的に、誰がいつどこで何をなぜどのように市民に説明してきたのか、市民にきちっと説明することを望んで、反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成31年度当初予算案は総額178億9,900万円と、対前年度比10億7,900万円、6.4%の増額となっていますが、大切な市民サービスに係る予算を維持しつつ、新市建設に向けた着実な事業推進と防災力の強化、そして東京オリンピック・パラリンピック関連事業費など、必要かつ欠かすことのできない予算を網羅しているものと考えます。

具体的に挙げてみますと、まず、新こども園建設事業については、老朽化や立地の悪さなどの課題を抱える現修善寺東こども園の建てかえや待機児童対策、そして、専門的な療育訓練、相談業務を行う児童発達支援施設の併設など、保護者の期待も大きいものがあります。工事請負契約の締結について承認を求める追加議案も出される予定と聞いていますが、2020年4月開園に向けて時間的余裕はありませんので、速やかな事業執行が求められます。そのためには、この予算成立が必要です。

子育て支援では、このほか妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行い、子供が健やかに育つ環境をつくるため、新たに子育て世代包括支援センターの開設、運営予算が生まれ、これまで行われてきたさまざまな支援策と連携して、他市に負けない子育て支援施策のさらなる進展が期待されます。また、社会問題となっている児童虐待についても、4月から子ども家庭総合支援拠点機能を整備することですし、関係機関と連携して、大切な子供を守る施策の充実に期待したいと思います。

次に、新中学校整備事業についてです。

一昨年、議会否決により断念を余儀なくされた3地区を統合した新中学校ですが、昨年、修善寺、中伊豆、天城地区の中学校基本方針が策定され、12月には、議会でも新中学校の整備を求める決議が可決されました。教育環境の整った学校で学びたい、学ばせたいとは誰もが願うことです。しかし、義務教育では居住地により学区が決められており、特別な理由がなければ通う学校を選ぶことはできません。

私は一昨日、地元の中伊豆小学校、中学校の卒業式に出席させていただきましたが、中伊

豆小学校の卒業生は38人でした。しかし、午後から出席した中伊豆中学校に伺うと、新年度の入学生徒は33人で単学級になるとのことです。小学校から中学校に進学するに当たって、5人が何らかの理由で中伊豆中学校以外へ行くということでした。さらに驚いたのは、天城地区です。天城小学校卒業生のうち10人が天城中学校以外に行くというのです。既に伊豆の国市に引っ越した家族の話も伺っていました。それぞれに理由があることだとは思いますが、現在の教育環境に不満を持ち、よりよい教育環境を求めて住んでいた学区以外に進学する子供が大勢いることも事実として認めざるを得ません。

中伊豆中学校では雨漏りが深刻な状態ですし、希望する部活を選べない子供の話も聞きましたが、3年間我慢させるのは酷な話です。学校教育と部活を切り離して考えるべきとする意見もありますが、多くの子供たちは学校生活の中で部活の占める位置を重く捉えています。予算では、新中学校基本構想の策定となっています。ぜひ子供たちに恵まれた教育環境を整備していただきたいものです。

次に、月ヶ瀬に開設される道の駅建設です。1月に開通した伊豆縦貫道、天城北道路の恩恵を最大限に生かし、地域のにぎわい創出に資すると期待されており、ぜひ早期の完成を目指していただきたいものです。

ことしの1月、私たち会派I Z U未来では、千葉県鋸南町と南房総市にある4つの道の駅を視察してきました。鋸南町は人口約7,800人、面積約45平方キロメートルの中に2カ所、南房総市は人口約3万8,000人、面積約230平方キロメートルの中に8カ所の道の駅があり、視察した有名な道の駅、保田小学校を初め、他の道の駅もそれぞれの特徴を生かして頑張っていました。

国土交通省では、これからの道の駅について、当初は通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、近年は農業、観光、福祉、防災、文化など、地域の個性、魅力を生かしたさまざまな取り組みが行われています。これからは、地域拠点機能の強化とネットワーク化を重視し、道の駅自体が目的地となるよう育てていきますとしています。道の駅伊豆月ヶ瀬の開設により、市内に今ある道の駅天城越えの衰退を懸念する声もありますが、国土交通省の推進するネットワーク化を進め、それぞれの役割を生かしてにぎわいを創出していくことを期待したいと思います。

さて、普通交付税の合併算定替縮減期間5年目となり、前年度と比べて1億円以上の普通交付税減少が見込まれる中ですが、人口減少対策や防災・減災対策、さらに東京2020大会を迎える準備など、待ったなしの状況です。そこで、これらの事業費を賄う財源の問題ですが、合併特例債の利用期限が延長され、補正予算ではこれを活用した地域振興基金造成事業債も承認されました。当初予算でも、その償還金に充てる予算が計上されています。

合併特例債といっても借金にかわりはないので、できるだけ利用は控えるべきといった意見もありますが、交付税措置のある地方債では、その元利償還額全てが市の負担となる、つまり市民の税金などで賄われるというのではなく、国から償還財源を補填されるものがあ

ります。合併特例債は国が実質7割を負担する制度です。この制度より有利な借金はありませぬ。全ての事業を現金で賄うことなどできませんし、社会インフラや公共施設のように長期間にわたって使用するものは将来世代にわたって負担の平準化を図る意味でも、地方債の借り入れは一般的に行われています。

そこで、地方債の考え方として、残高がふえたからといって一概に財政状況が厳しくなったということではありません。伊豆市ではできるだけこの償還財源が補填される地方債を利用して、実質負担を軽くしているとのこと。私は必要な事業に必要な予算を確保し、財源確保のための地方債の起債についても、できるだけ市民負担が少なくなる合併特例債を有効活用しているこの平成31年度伊豆市一般会計予算を成立させ、市の抱える課題に取り組んでいただきたいと考えます。

ぜひ議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、最後の討論を行います。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

何でこんなものを持ってきたかという、私はいつも言っているんだよね。笑い事じゃないぞ。予算書と説明資料、普通だったら、説明資料は予算書に倍するものが欲しいと僕は言っているんだ。どっちが厚いですか、市長。こちらは、説明資料は当局の都合のいいものしか書いていないですよ、内容全部見るには。両方見ないとわからない。

反対討論、賛成討論、同じようなことはできるだけ言わないようにしたいと思いますけれども、合併特例債についてはいろいろ見方もあるんでしょう。しかし、今、皆さんテレビ見ませんか、議員の皆さん。何が話題になっていますか。合併特例債で箱物をつくったらどうなるか。夕張市はもう過去の話ですよ。今話題になっているのは、富山県の高岡市かな。何が話題になっているか。特例債を使って箱物をつくっちゃったと。道路もそうですけれども、物をつくれれば、もうそのときから維持管理費がかかるんですね。維持管理費がかかるから、いわゆる市民が希望する福祉だ教育だ、そういうところへ回すお金がないと。

ごらんなさいよ、伊豆市の先生方の働き方改革は何だといったら、タイムカードを入れましたと。タイムカードを入れたから、先生は8時ごろになったらもう帰ると。だけれども、仕事は家へ持って帰る。これが伊豆市の働き方改革ですよ。

この中に新焼却場の建設予算が入っていますよね。2億円ぐらい入っている。何で議員の皆さん、議論しないんですか。幾らの新焼却場をつくるんですか。ここの本会議では議論できませんと。どこにそんな決まりがあるんですか。教えてくださいよ。私、前も言ったはずですね。そんな決まりがあるんだったら教えてください。

矢熊筏場線、あれをつくると便利になると。あそこを通る人はほとんどいませんよ。僕は

峠道って好きなんですよ。ですから峠道、全国へどこかに行くと、ドライブで峠道を走りたい。しかし、これは峠道というのはマニアじゃなきゃ走れませんよ、市長。

矢熊筏場線もつくる、牧之郷もまちづくりをやる。これ、もうつくったら、つくっている最中から維持管理費がかかってくるんですよ。ぜひそういうことを皆さん、覚悟してもらいたい。

皆さんとちょっと違う面が、伊豆市のこの予算というものは、早い話が食べ物にされている。これはつい最近の新聞記事ですけれども、来月からガイド養成講座があると。天城自然クラブ受講者を募集と書いてあるんですね。これちゃんと予算書に載っていますから、それはいいですよ。しかし、幾らこれをやったって、ガイドはふえないんですよ。産業部長、ふえていますか。何でかといったら、会費が高くて、みんなやめていっちゃう。ガイドクラブはもうかるんですよ。私も問題にしたいのは、この天城自然ガイドクラブの事務所というのどこにあるかだ。市長、どこにあるんですか。ここに夕鶴記念館使用料というのが1万9,000円か、載っておるんですけども、これ関係ないですね。このガイドクラブは民間の団体だと思うんですけども、使用料を払っているかどうかですよ。産業部長、払っていますか。何で特定の団体に無料で貸しているんですか。使用料を払っているというんだったら、後で教えてください。こういうことが至るところにあるんですよ。

もうね、四、五年たったら、もう各団体の優遇措置は見直しませんか。長くなるからはしませんが、市長、あなたは、森林の管理で皆伐って言いましたよね。この皆伐ですか。見てくださいよ。それとも間伐ですか。どっち。私の聞き違いかもしれないんですけども、確認したい。市長が皆伐って言っているんだ。皆伐なんて誰が言っているんですか。静岡県は皆伐が方針だと。静岡県の平成30年度は静岡森林共生白書というのを見ると、皆伐なんて言っていないですよ、一言も。今後も当予算が執行されたら、伊豆市の山場は丸裸になっちゃう。そうして、先ほどの西島議員の話じゃないけれども、何か県の森林組合にほぼ無償で恐らく使わせるんでしょう。そんなことをやっているといいんですか。答えるべきです、あなた、行き当たりばったり、思いつき行政のかたまりがこの予算書なんだ。

私、今、各団体のどういうお金の使い方をしているか、いろいろ調べているんですけども、例えば、土肥ね。土肥に何ていう団体があったかな、土肥温泉旅館協同組合というのがあるね。土肥の事業はほとんどここへ発注されている。土肥の議員さん、知っているか。よく私が質問する海水浴場に海草がふえている。あれを刈るのなんかも、この何だか知らないけれども、土肥温泉旅館協同組合に発注されているんじゃないですか。産業部長、今度かわるのかな。ぜひビフォーとアフターの写真でいいから見せてくださいよ、今度。本当にやっているのかどうか。

市長さんね、やはり一度持った権益を見直すのがそろそろ時代じゃないか。例えば地域おこし協力隊なんてありますね。あれ、伊豆市は発展しませんよ。もう四、五年やっているわけですね。同じ業者が指導、育成しようとしているんですけども、何度かここで言ったこと

があるけれども、革細工ですよ。革細工なんてどこでもやっているんだ。1年か2年で上手になるわけがない。つくるんだったら、山梨あたりで出る高級の革細工、ああいうのを育成するとか、そういうやり方、研究、どんどん研究していかないと伊豆市の発展はありませんよ。やっぱり見直しが必要だ。同じ人に同じことをやらせている。

長くなるから終わりにしますけれども、市長は行き当たりばったりで思いつきでやっているんだ。矢熊筏場線つくる、短縮される、そんなだったら、筏場まで行く道をもっと走りよくしてやってくださいよ。私はおっかなくて夜中に走れない、あそこ。田んぼと道の境目がわからない。目が悪いんじゃないと思うんだよね。今、紀平さんに行っているから、目が悪いと言われないからいいと思うんだけど、それでも走れないですよ。一番問題は、私はいつも予算書を見て、期待しているのは、沖の原1号線、市長、ぜひ見てください、私の家の前だから。何を問題にしているかです。議員の皆さんもぜひ見てください。

前にも言ったことあるけれども、前はセドリックで僕は家へ入れたんだよと。今は入れません。それよりもセドリックなんか走ったら道を壊しちゃいますよ。路肩が伊豆市の土地じゃないらしいんだな、どうもね。建設部長、あなたもぜひ見てください。こういうやるべきことをやらないで、新しい道をつくる。ぜひそういう面で、泣いている市民はたくさんいるはずだ。市民を泣かすようなことをしないように。

そうそう、総務部長、きょうの新聞記事にオリンピックの宣伝みたいなのが入っていましたね。何か全戸に配るんだそうですか。そんなのが載っていたけれども、全戸に配るといったって私のところへ来ないからね。ひとり親何とかかんとかと優遇するというけれども、伊豆市には、そういう議員でさえも伊豆市の情報が届かない。こういうケースがあるんだよということを言っておきたい。

地域づくり協議会なんていって、大金が出されるけれども、あれは何だ。選挙のための組織だ。大体、1つの団体で四、五百万円の金を使うけれども、誰か監査しているんですか。誰も監査していないでしょう。使い放題だ。これが伊豆市の現状だ。これをまとめられたのがこの予算書だ。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成31年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する各委員長報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を開きます。

◎議案第9号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第17、議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第9号及び議案第13号から議案第23号までの12議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第9号及び議案第13号から議案第23号までの12議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明はなく、主な質疑として、簡易水道事業は平成32年から企業会計に移行するが、移行準備で苦勞することはないか、さらに、公営企業会計にする一番大きなメリットはどの質疑に対し、一番の苦勞は、開設当時からある過去の資産の洗い出しです。企業会計にするメリットは、外に支出しない減価償却費を経費として計上でき、それを内部保留し、建設改良費の資金にできることでの答弁がありました。質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第13号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成31年度伊豆市水道事業会計予算について、補足説明はなく、主な質疑として、送水管設備改良費の平成31年度の重点的な工事の考え方について説明を求めたのに対して、機械装置の償却が83%で、これは設備の更新がされていない証しで、今後設備の更新を図っていききたいとの答弁がありました。

質疑の後の討議、討論はなく、採決の結果、議案第14号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算について、補足説明はなく、主

な質疑として、狩野川東部浄化センターに関する流域下水道全体の事業に関しての質疑に対し、ここ数年の傾向として、狩野川東部浄化センターの機械設備の改修が主なものとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第16号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成31年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案については、補足説明、質疑、討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第9号及び議案第13号から議案第23号までの12議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第10号から議案第12号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第10号から議案第12号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第10号 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計予算については、補足説明はなく、質疑を行いました。ジェネリックの啓発、普及による市全体の削減効果はどうかとの質疑に対し、ジェネリック医薬品の使用率が病院内の薬局で54.2%、調剤では78.2%で、全体では69.5%の使用率で、医療費の減少につながっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、付託された議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、付託された議案第11号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算については、補足説明なく、質疑を行いました。主な質疑として、居宅介護サービス給付費で介護をしようとする高齢者がふえているということだが、何名の申請が見込まれるのかとの質疑に対し、要介護認定と要支援認定を合わせて1,700人を見込んでいますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託された議案第12号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第10号から議案第12号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時50分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第9号から議案第23号までの15議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号から議案第23号までの15議案についてそれぞれ討論、採決を行います。初めに、議案第9号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第9号 平成31年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第10号 平成31年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第11号 平成31年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第12号 平成31年度伊豆市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第13号 平成31年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

それでは、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第14号 平成31年度伊豆市水道事業会計予算について反対させていただきます。

理由はいつもと同じです。相談センターなるものがありますね。人呼んで談合センター。やはりもうちょっとすっきりしませんか、皆さん。幾らでも対応できるはずです。今までしていたんです。

以上、反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成31年度伊豆市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

それでは、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算について反対させていただきます。

この件についても毎回言っていますね。市がやったほうがいいんだろうというお考えなんだろうと思いますけれども、例えば、修善寺ニュータウンをごらんくださいよ。自分らでやったほうがよっぽど楽しく、温泉管理ができますよと。

これは私、反対だから反対しているわけじゃないんですよ。土肥の皆さんのことを思って、だから、災害一つ考えてみてください。温泉が破壊されたら。そういうとき、いわゆる巨大地震なんか発生したとき、温泉だけじゃないですよ。全てのインフラが破壊される。やっぱりそういうとき、もし自分らが運営していれば、自分らの力で復旧できるんですよ。やはり巨大災害の場合、復旧するといったら、まず電力、水道、そういうところから復旧していくんだと思います。自分らでやったほうがいいと思いますよ。お金持ちなんだから、この温泉事業というのは。

ぜひ自分らで運営したほうがお得ですよということでお勧めして、反対討論を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成31年度伊豆市温泉事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第16号 平成31年度伊豆市下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第23号までの平成31年度伊豆市各財産区特別会計予算7議案について、一括して討論を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

まとめていいですね。議案第17号から23号まで、これは、天城湯ヶ島地区の財産区のお話です。

私、先ほどちょっと言いましたけれども、財産区の皆さん、これなぜ反対するかといったら、自分たちでやりなさいよという考えなんですよ、私はね。先ほど市長に言ったけれども、皆伐か間伐かといったら、僕ら皆伐と聞いたんですよ、市長の話。うかうかしていると財産区の山はみんな丸裸にされちゃいますよ、皆伐だと。しかし、その心配はないでしょう。静岡県は皆伐とは言っておりません。間伐で山を整備しましょうと言っていますね。だけれども、市長に言われると、本当に、皆伐だとたしかここでみんなに言ったはずですから。

そういうわけで、何も財産区に反対しているわけじゃないんです。自分たちで運営できるんですよ、みんなで合併するとか湯ヶ島財産区と一緒になるとかすれば、より天城湯ヶ島地区の発展のために運営できるんじゃないですかと思って、私は反対しているだけです。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案17号 平成31年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第23号 平成31年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案について一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第17号から議案第23号までの7議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についてから日程第20、議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第24号について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行いました。主な質疑として、既に合併特例債を使ってこうした基金をつくった他の自治体はどのような事業に使っているのか。また、地元の新たな要望に対応が可能かとの質疑に対し、他市では地域活動支援事業、病院や新駅の設置、消防庁舎等に使っている。しかし、伊豆市としては新しい事業に限ることは考えていません。既にあるコミュニティの事業に充当することもありますとの答弁がありました。

そのほか審査の後、委員間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第24号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第25号及び議案第26号について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第25号及び議案第26号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第25号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明はなく、最高限度額が54万円から58万円にふえることによる対象となる数と額は幾らになるのかとの質疑に対し、対象となる世帯は38世帯で、152万円ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第25号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 伊豆市火葬場条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、火葬の使用料をなぜ上げなければならなくなったのか詳細説明を求めたのに対し、伊豆聖苑の運営費は、使用1回当たり4万6,000円かかっています。市外の方の使用料は3万円にしていますが、持ち出しになっているため、市外の方の使用料を値上げするものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第26号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第25号及び議案第26号の2議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第24号から議案第26号までの3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第24号につきましては、鈴木正人議員ほか1名から修正の動議が提出されていますので、提出者の説明を求めます。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

それでは、私のほうから、私、鈴木と木村建一議員の2名によりまして、地方自治法第115条の3及び伊豆市議会会議規則第17条の規定に基づき議長に提出いたしました議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についてに対する修正案につきまして、提案理由並びに修正案の説明をさせていただきます。

まず、この修正案を提案する前提といたしまして、私どもは、この伊豆市地域振興基金の創設の必要性を否定するものではありません。その理由として、我が市の地域振興施策は、地域住民が主体となって自主的に行う事業への支援や公共交通の維持など地域の発展に不可欠な事業であり、今後も現行の事業水準を維持していく必要があること、また、今後、地方交付税等の減収が見込まれる財政状況の中、これらの事業を維持していくための新たな自主財源の確保は必要であり、そのために、旧合併特例法第11条の2の地方債等を財源とした基金の創設、設置は必要であると考えており、結果、過日採決されました平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）の歳入部分及び地方債補正の地域振興基金造成事業については賛同の立場を示しているところであります。

しかしながら、その一方で、執行部提案の議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定についての本会議にての質疑、その後、審査を付託されました総務経済委員会での審査におきまして、その基金の使い道、いわゆるどういった事業のために活用ができるのかといった疑問が多く出ていたのも事実であります。

それに対しての執行部側の回答としましては、新たな事業おこしというよりは、既存の地域振興事業の財源の一部としての活用や新市建設計画、いわゆる新市まちづくり計画に位置づけた地域振興のための事業の財源として活用していきたいとのことでしたが、その回答の内容が執行部提案の条例案には具体的に反映されておらず、これを具体的に条例に書き込むことが同様に既にこの条例を制定しております他の自治体の事例も検討した上で必要である

と考えます。

また、この基金の創設の根拠である新市まちづくり計画においては、その柱の1つである地域コミュニティの再生があり、この地域コミュニティの定義につきましては市長も本会議の質疑に対する答弁として、おおむね昭和30年代のお互いの顔と名前が一致する、そういうコミュニティとしており、現在、市内にあります112の自治会の活力を向上させることも必要であり、そのための財源としての活用も重要であると考え、これを明記すべきであると判断したからであります。

それでは、お手元にお配りしました修正議案書、あと修正案資料としての新旧対照表、こちらのほうをごらんいただきながらお願いします。

修正案につきましては、執行部原案のうち第6条の基金の処分にかかわる条文のみを書き改めるもので、修正前の原案は、「基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」としてありますが、ここに、「次の各号のいずれかに掲げる事業」という文章を加え、その事業を具体的に1号から4号まで明記をしております。

まず、1号につきましては、地域づくりの推進に関する事業として、既存の事業である地域づくり協議会に対する地域づくり交付金、コミュニティ施設整備事業等補助金などのために活用できることとし、2号では、地域交通の維持確保に関する事業として、地域住民の足となる自主運行バスなどのバス路線維持事業補助金や高齢者割引乗車証購入助成事業補助金、高校生通学補助金などの既存の事業に対しての活用を、3号では、自治会活動の支援に関する事業として、先ほど提案理由で申し上げましたが、地域コミュニティの基礎となる市内112地区の自治会への既存の自治会活動支援交付金、これの拡充も含めた活用を、最後に、4号として、前3号に掲げるもののほか地域コミュニティの再生を図るため市長が特に必要があると認める事業として、第1条に規定する目的、すなわち市民の連帯の強化または地域振興等を達成するためのその他の事業にも活用することができることといたしました。

以上で修正案の説明を終わります。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で修正案の説明は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの修正案に対し、質疑のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第24号修正案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第24号修正案について、15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

今のお話を聞いていると、地域づくり協議会へも出せるようなふうになっているというふうに僕は理解したんだけど、地域づくり協議会というのはあくまでも民間だと思うんだよね。例えばこれ、役員なんかどういうふうに出されていますか。民主的に選出されていますか。だから、何でもありと、何にでも使えるふうにしてしまうというふう聞こえるんですけれどもね。例えば地域づくり協議会にも負担させるんだったら、例えば選挙運動も彼らはやっていましたよ。そういうところへ予算を交付するのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 使い道の内容について答弁を求めます。

鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） それでは、ただいまの森議員の質問に対してお答え申し上げます。

地域づくり協議会の交付金として活用ができるのかという御質問だったと思います。それにつきましては、提案理由にも申し上げたんですが、今回、執行部が提案している原案の提案理由の説明の中にもありましたが、既存の地域振興事業にかかわるその財源の一部として活用したいというお話がございましたので、現在、地域づくり協議会に対しましては交付金が支給されております。ですから、そこにつきましては、行政が今やっている事業、それを形を変えるものではありませんし、いわゆる財源をどこから交付金を引っ張るか、そのうちの1つがこの基金が使えるということを明示したものでございます。

あと、民間であるとか、役員の選出等はどうなのかということは、これは本当に執行部のほうの所管になりますので、私のほうからはお答えできません。

あと、3点目、何にでも使えるようにするのかという御質問なんですが、こちらにつきましては、今回、新旧対照表ごらんいただきたいんですが、原案の第1条から第5条まで、それとあと第7条、これは執行部原案のとおり、変えません。ただし、6条の部分で文章を加筆したりとか、あと各4号を設けるということで、ここで、1条において市民の連帯強化また地域振興等ということであらうとありますが、その意味をより具体的に明示する必要があると私どもは考えまして、第6条で、その基金の処分について具体的にこのような事業に活用ができるということを提案申し上げているわけです。

何が何でも使えるのかという御質問なんですけれども、予算編成、予算提案につきましては執行部の権限でありますから、私どもとしてはそのところまで束縛するものではありませんが、しかしながら、条文に具体的にそういった形のものを書き込むことにより、市民に対してもより条例の内容がわかるような話になるのではないかと考えてございまして、そう

いう形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 森良雄議員。

○15番（森 良雄君） よくわからないんですけども、地域づくり協議会には出さないですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、お答え申し上げます。

現在も交付金は行政のほうから出しております。既存の事業がそういう形なので、この基金を活用するということであれば、その交付金にも使用はできるということと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ということは、地域づくり協議会の事業にも使うということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） そのとおりでございます。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑は終わります。

次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

初めに、提出者の方に質疑をしたいと思います。

最初の条例で定められていた第1条、伊豆市における市民の連帯の強化または地域振興等に要する経費の財源に充てるためということで、その使い道が明確でないということで、4つに明記したということで提案されておりますけれども、連帯の強化であるとか地域振興ということで、ほぼこれは4つは網羅されていると思いますし、この基金第1条でうたわれておりますことで使用目的に対する伊豆市がこの基金を活用する障害はないと思うんですけども、そうすると、この4つに掲げたということは、これ以外に使われることはないようにというような目的も含んでいるのでしょうか。これを改めて4つに限定した理由というのをもう少し詳しく教えていただけますか。

次に、執行部に伺いたいんですけども、今までこういうことはなかったんですけども、自治法121条の規定により、出席を求めている執行部に対してはこれができるという規定がありますので、議会運営規則47条にありますので、一応、私たちも市が提出した条例だものですから、なかなか細かいことまでは理解し切れない面がありますので、執行部に確認をしたいということでお願いします。

まず、4項目に限定することによる活用に当たっての本来の目的を達成するための障壁というものが生じないでしょうかという、自由度が失われるというか、あと、第1条で規定している目的で、この4項目が全て含まれているのでしょうかということを確認したいと思うんです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

まず初めに、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） それでは、ただいまの杉山誠議員の御質問にお答え申し上げます。

質問の趣旨は、6条に4つの号を設けること、これにより、執行部のほうにも伺っていたんですけども、活用が制約されるんじゃないかということがあったわけですが、それに対してお答え申し上げます。

触れられました第1条、伊豆市における市民の連帯の強化または地域振興等、これがまさにこの基金の使い道をうたっているということは承知しております。この条文は、旧合併特例法の地方債の起債に関する基金のところにもかかわりまして、それを引用している条文ですから、活用目的としては地域振興あとは地域コミュニティの連帯強化というところで活用できるものと認識しております。

ただし、あえて提案理由でも申し上げたんですけども、市民の連帯の強化とか地域振興等ということだと漠然としたことでありまして、それは一体どういうことなのかということの具体的に明示するほうが私どもはいいんじゃないかということで、6条のほうに落とし込んだわけです。

この活用について、縛りがきつくなるんじゃないかという、そういう御懸念なんですけど、4号において、1から3号までの前3号に掲げるもののほか地域コミュニティの再生を図るため市長が特に必要があると認める事業ということで設けてありますし、あと、原案のほう、7条に委任条項があります。この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるということで、この2つで執行部のほうが、例えば物すごくがんじがらめになっちゃって活用が難しいんじゃないかということは、私どもはそれはないと思っております。

ですから、有効に基金を活用して、地域の連携であるとかそういったコミュニティの再生、そういうものに寄与できる基金の活用ができると思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、市長に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 杉山議員の支障があるかということと、目的が全て含まれているかという御質問です。

まず、先ほど提案者からは一応縛りはないという御説明をいただきました。ただ、この条文を読ませていただきますと、この1号から4号までを基金を取り崩すときの限定列举だと思われま。この4つの項目に当てはまらないと取り崩し、処分はできないと。ただ、4号で、地域コミュニティの再生を図るためというこの条文で地域振興が果たして読めるかどうかというのは正直、今、私、見させていただいて、疑問に思っています。1号から3号までは、我々も委員会、本会議でいろいろこういうものに使いますよということを御説明いただきました。当然全てが全て説明し切っているわけではございません。今も既に予算執行している中でも、やはり子供・子育てや教育の部分も当然地域振興に広い意味では含まれると考えておりますので、1条の目的というのは法律の条文と合わせております。

もう一つ、4条の運用益の処理との関係です。運用益につきましては原案のとおりということで、1条の目的を達成するために運用益は使えるよという条文でございます。実際の運用益につきましては、今回も補正予算をお願いをしているんですが、財政調整基金の運用益を3月補正でまた基金への積み立ての補正をさせていただいております。そうすると、実際運用益で基金に積まなくてもいい運用益というのは本当の定期預金、明らかに0.何%かの利息がいついつおきるよと決まっているものにつきましては、基金に積まなくても財源化はできるんですが、今やはり地方債とか国債とか、会計管理者のほうでいろいろ運用しております。それは実際に運用が終わらないと、幾らが利息というか利益が出たかというのはわかりませんので、そういう場合は必ず基金に積んでおりますので、そうしますと、ほぼ運用益につきましても、今回修正案が出ています第6条で使わざるを得ないということかなと思えます。

ですので、支障があるかということ、御説明では縛りはないということだったんですが、ちょっと読ませていただきますと、ちょっと我々としては厳しいのかなと、1条の目的が全てこれに入っているとはちょっと考えづらいのかなと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 鈴木議員にお伺いします。

提出側としては、この第1条の規定と4項目はほぼ共通項目だということで、第1条の規定が網羅されるということで提出されたというふうには受けとめたんですけども、それでよいのかということと、第1条の規定が網羅されているのであれば、それをあえて項目を限定する必要があったのかどうかということ、その辺再確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、お答え申し上げます。

第1条の目的を達成できる活用の方法がこの6条に反映できているのかという御質問なんですけれども、私どもは提出したものとして提案理由でも申し上げましたが、行政の今やっている既存の事業に対しての活用について、また第1条の目的について、それを束縛するようなものではないと考えております。

それと繰り返しになりますけれども、6条をあえて書き加えたということに対してなんです、先ほどからも申し上げているとおり繰り返しになりますが、市民の連帯強化、地域振興等ということで、そここのところの第1条の表現は、今、執行部のほうから説明もありましたし、これまでも説明がある中で、私どもはわかるんですけれども、市民がこの条例を見たときに、やはりちょっと僕らが初め疑問を抱いていたようなことが起こるんじゃないかなということもありまして、そういう意味からして、第1条の目的の部分をかみ砕いて明記することが必要であるということで、書き加えたということであります。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより休憩いたします。

この休憩中に、議案第24号について討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

なお、この休憩中に、本議案についての討論、採決についての手順について事務局長に説明させます。その後、休憩していただきますので、50分まで休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時50分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先ほど局長が説明したとおり、初めに、原案に対する賛成討論、次に、修正案に対する賛成討論の順に発言をお願いいたします。

先に、原案に対する賛成討論を行います。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

そもそも論ですけれども、この条例の制定理由は、合併特例債を活用し、市民の連携の強化や地域振興等に要する経費の財源に充てるためにこの基金を創設し、その管理を適切に行うための条例の制定になっております。

1月28日の全員協議会で、創設の目的として、市が実施する地域振興施策は地域住民が主体となって自主的に行う事業への支援、そして公共交通の維持など、地域の発展に不可欠な事業を現行の事業水準を維持していくために将来にわたる安定的な財源を確保するということを目的に、使途を地域振興事業に限定した地域振興基金の創設を行うもので、一般財源1.2億円、22.8億円は合併特例債を活用し、積立金24億円の資金を設置するもので、シミュレーションによる市の負担というのは8.2億円で創設することができ、差し引き15.8億円の財源確保となり、財政的にも非常に有利なものでございます。

合併特例債は新市建設のハード事業に充てるものですが、この基金は地域活性化イベントや公共交通を維持するためのソフト事業にも充てることができ、地域独自の事業に沿って活用することができます。議案質疑、委員会審査でもさまざまな角度から質疑行われましたが、3月7日の平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）の歳出積立金24億円も賛成多数で可決をされております。

小さな拠点づくりや自分たちの地域を自分たちのアイデアで住みよい町にするため、この基金を活用し、次世代につなぐ、ここが大事なんですけども、非常に柔軟な対応ができるような取り組みが行われることを願っております。

皆様の御賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案に対する賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第24号の地域振興基金条例の修正案に対して賛成をいたします。

当初、この地域振興基金条例を提案するに当たって、全協の中で、例として幾つか出されましたが、改めて提案されたこの条文から、あくまでもそれは解釈であって、運用面がこうなるかもしれないという、使えますよということだったんですね。

具体的に、なぜ修正案に賛成するのか述べてみます。

まず第1は、基金の設置根拠である地方自治法第241条の第3項に何と書いてあるか。当該目的のためでなければこれを処分することはできないとあるんです。目的外はだめよと。したがって、当該の目的のためであれば、処分することを許しているわけですね。そういう地方自治法に書いてあります。基金です。基金の根拠です。

しからは、今回提案しています第1条にある市民の連帯の強化とか云々といったときに、市民の連帯の強化を目的とするとはどういうことでしょうか。地域振興を目的とするとはどういうことでしょうか。皆さんおわかりになりますか。わからないから散々論議してきました。だから、第1条を崩すことなく、もう少し市民にもわかるようにという提案に賛成するものであります。

伊豆市の基金条例はどうなっているか。幾つかあるんです。地域福祉基金から社会整備基

金云々とありますが、一例を挙げます。ふるさと・水と土保全基金とあります。わかりますか。わからないですよ。だから、その後、ここには、ああ、なるほどなど思ったのは、土地改良施設等の地域資源の利用及び活用の促進を通して農村地域の活性化を図る地域住民活動を支援する事業、これがふるさと・水と土保全基金ですよというふうに読むと、今の伊豆市の基金条例をずっと読んでいくと、ああ、なるほど、こういうところにある程度限定して使われるんだなということがはっきりしてくるわけです。だから、私たちも、もうちょっとはっきりしませんかということが鈴木正人議員から提案されました。

もう一点、3つ目になりますけれども、具体例はそうですよ。地方財政法第5条、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとあります。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができるということ。で合併特例債による基金設置は、本来認めていない地方債を財源とする基金の設置を例外的に認めるものであるという、そういう性格の法律であります。こういう理解をしている。だからしたがって、目的を通常とは違うものを使おうとしているんだから、提案してきたんだから、目的をより明確にすると同時に、執行権を持つ市長に必要とする事業もよしとしましょうということに私は賛成するものです。

何でも使うよということになると、今言った2つのことからちょっとずれてきちゃうのかなど。もしそうであるならば、財政調整基金でいいんです。財政調整基金はまさに何でも使える。でも、この基金というのは目的基金ですから、もうちょっと目的をはっきりしませんかという提案に対して、私は賛成するものであります。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第24号 伊豆市地域振興基金条例の制定について採決いたします。

本案に対する総務経済委員長の報告は可決であります。

なお、採決につきましては、先に原案に対する修正案を、次に原案を採決することになります。

それでは、まず初めに、鈴木正人議員ほか1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛同の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第24号の原案について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
ここで、議事日程の都合により昼の休憩にいたします。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時59分
再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、昼の休憩に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第25号及び議案第26号の討論の通告がある方は、通告書を議長に速やかに提出願います。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分
再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案第25号及び議案第26号の討論の通告がありませんので、直ちに採決をいたします。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第21、議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについてを議題といたします。

本案につきましては、教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、青羽根郵便局での住民票などの発行事務を平成31年4月1日から6月30日までとのことだが、その後はやらないということかとの質疑に対し、青羽根の地区の方の利用者がほとんどです。利用者が少ないこと、機械が古くなり、部品の交換もできないという理由から廃止としたいというお知らせをしましたが、御意見がありませんでした。3月議会で議決されましたら、廃止は3カ月後ということが郵便局との取り決めになっておりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、議案第28号は討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第28号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第28号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定及び指定の取消しについて採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号及び議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第22、議案第29号 財産の取得について、日程第23、議案第30号 字の区域の変更についての2議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第29号及び議案第30号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第29号 財産の取得について及び議案第30号 字の区域の変更については関連しますので、一括して議題といたしました。

補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、議案第29号の土地の取得金額の根拠を求めたのに対し、土地調査士に不動産鑑定を依頼し、県との協議の上決定したとの説明がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第29号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第29号及び議案第30号の2議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時07分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第29号及び議案第30号の2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第29号及び議案第30号について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第29号 財産の取得について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第29号について反対討論させていただきます。

この財産の取得については、どこに取得するのか、これはもう皆さん御承知のとおりだと思います。いわゆる大平の一番端っこ。何で県から買って、県がつくったような団体に使わせるんですか。それだったら県で買って、県が売るんだから県が買うということはないんだろうと思いますけれども、県が事業をやればいい。そこまで県に卑屈になる必要はない。

大体、何ですか、市長は。さっき私が聞いたときは返事もしないよね。伊豆市は皆伐でいくんでしょう。「間」じゃないですからね、「皆」ですよ。伊豆市の山は丸裸にされちゃう。皆さん、いいんですか、それで。皆伐するっていうんです。私言っていること間違っていますか、市長。県は皆伐なんて言っていないですよ。間伐なんです。それをちゃんと計画立ててやれって言っているよ。皆伐っていうのは、どこもかしこも全部丸裸にしちゃうということ。まあ、いいですけどもね、花粉症の私にとっては、皆伐して、新しい花粉の少ない品種の杉の木を植えてくれるんだったら、それは結構なことだ。しかし、それで自然が保たれるわけじゃない。しっかり考えましょうよ。何で伊豆市がここでお金を出さなきゃならないんだよ。1,900円ぐらいだったらいいですけどもね。1億9,000万円でしょう。1億9,000万円あるんだったらもっと何か、1.9ヘクタールだっけか、金額は別として、そんな余裕があるんだったら、もっとやることはいっぱいある。幼稚園の先生が足りないんだったら、お金を出してやりなさい。皆さん、千葉県が大好きなようだけれども、千葉県のことだったら僕に聞いてくださいよ。千葉県でもって道の駅どうのこうのって、あれは当たり前じゃないですか。平地なんだよみんな、千葉県というのは。

○議長（三田忠男君） 議案の内容で討論をお願いします。

○15番（森 良雄君） お金がそんなに余っているんだったら、もっと使うところはいっぱいあるだろうと。いっぱいあるんです。先生が足りないんだったら、先生にお金を出してやりなさいよ。今、有名な野田とか松戸あたり、みんな賃金に上乘せしてあげているんですよ。あっちの人に聞いてみなさい。うちは先生不足なんて関係ありませんと言われます。そんなお金があるんだったら、伊豆市はまだまだやることいっぱいある。

よって、反対します。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 字の区域の変更について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を議題といたします。

本案につきましては、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行いました。

指定管理の契約解除をする場合、何カ月か前に意思表示をしなければならないと規約に定められているかという質疑に対し、規約に定めはなく、1年以上前に指定管理の状況を確認するので、次年度以降の方向性は出るとの答弁がありました。

次に、審査会で一番点数がよかった候補者が辞退したために、次点候補者が繰り上がるのは、辞退も不適合としての解釈が応募要領にあるのかとの質疑に対し、審査会の答申を受けて市長が選定をする際に、候補者が辞退で不適合と判断された場合には、次点候補者から順番に選定をしていくということを決めたものを公開していますとの答弁がありました。

次に、雇用については、現在の虹の郷の人的財産を継承するのかとの質疑に対し、伊豆市内から95%以上の雇用を継続するとの意思表示もあり、市としてもそれに沿った要望を伝えてありますとの答弁がありました。

そのほか審査の後、委員間討議はなく、反対討論、賛成討論がそれぞれ1件ずつあり、採決の結果、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第35号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願

います。

休憩 午後 1時14分
再開 午後 1時16分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第35号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 何がおかしいんだ、君ら。ふざけたこと言うな。ぐずぐず言ってるんじゃない、木村。

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。本題に入ってください。

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄。

議案第35号について反対討論をさせていただきます。

大体これ、質疑していないじゃないですか。質疑したんですか、杉山武司君。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 何言っているんだ。

○議長（三田忠男君） お静かに願います。反対討論を行ってください。

○15番（森 良雄君） 大体言っておきますけれども、質疑させなかったんですよ。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分
再開 午後 1時18分

○議長（三田忠男君） 会議を再開いたします。

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄。

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について。これ自然公園ですね、虹の郷。虹の郷の指定管理者を決めるわけですね。

大体、指定管理者に幾らで指定管理を預けるんですか。そういう議論をしましたか。指定管理者が持参金を持ってくるのか、それとも伊豆市が持参金を持っていくのか、幾ら持っていくのか、そういう議論はしましたか、杉山武司君。何もしていないじゃないですか。じゃ、今、虹の郷で働いている、いわゆる振興公社の職員をどういうふうに扱うか、議論しました

か。何もしていない、産業部長。シダックスからどういう回答がありましたか。何も回答がされない。

おとといあたり、シダックスから報告があったはずだ。しかし、我々は何も知らない。議員の皆さん、それで賛成しちゃうんですか。予算書には両方合わせて5,000万円近い管理料を出すことになっていますが、それは誰に出すんですか。シダックスですか、それとも振興公社ですか。何も議論していない。それで議員の皆さん、よろしいんですか。私ははっきり言うておく。委員会では何も議論していない。そして、ここへ来ているんだ。

[発言する人あり]

○15番(森 良雄君) 何だ、杉山誠。うそついたらだめだ。このうそつきめ。終わる。

[「暴言だ」と言う人あり]

○議長(三田忠男君) 以上で討論を終結いたします。

これより議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(三田忠男君) 起立者多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(三田忠男君) お諮りいたします。お配りしてあります追加日程表のとおり2件を追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(三田忠男君) 御異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第36号の上程、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長(三田忠男君) 追加日程第1、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 議案第36号について提案理由を申し上げます。この契約は、新たなこども園建設工事請負契約についてでございます。

平成31年3月8日に制限つき一般競争入札を行い、3月14日、土屋・中豆・イズケン特定

建設工事共同企業体と消費税を含め 8 億 3,700 万円で仮契約を締結いたしました。

契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容について健康福祉部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、私から議案第 36 号の補足説明をさせていただきます。

新こども園建設工事の入札結果につきましては、お配りしました平成 30 年度第 20 回入札結果をごらんください。

予定価格 8 億 5,947 万 480 円に対しまして 6 社が応札し、土屋・中豆・イズケン特定建設工事共同企業体が 7 億 7,500 万円で落札いたしました。落札額に消費税を含め 8 億 3,700 万円で仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、新こども園開園予定を 2020 年 4 月としており、2020 年 2 月 28 日までとしております。

私からの補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15 番、森良雄議員。

〔15 番 森 良雄君登壇〕

○15 番（森 良雄君） 15 番、森良雄です。

議案第 36 号 工事請負契約の締結について質問させていただきます。

今までの入札方法に比べると大分細かく御報告いただいておりますが、何か新しい用語もあって、わからないことがあるんですね。調査基準価格とか入札書比較金額とか、この辺がわかりませんので、御説明願いたいと思います。

そのほかに、予定価格は書いてあるんですけども、森良雄に言わせると、伊豆市の公共事業は設計価格イコール予定価格イコール入札価格だということなんですね。今回は大分違っておるようなんですけども、設計価格がわかるんだったら教えてもらいたい。

それから、予定価格はどうも消費税が込みだということなもので、そういう御説明だと、入札価格は消費税が含まれているのかどうなのか、説明してください。ちなみに、計算 7 億なんていうと、僕の計算機じゃちょっと計算機が小さ過ぎて計算できないもので、落札率は何のくらいになるのか、お伺いしたい。

それともう一つ聞きたいんですけれども、ここの設計はどこがやったのか、それから個々の工事、通常今まで設計をやったところが工事監理もやっていると思うので設計管理はどこがやるのかお教えいただきたい。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 調査基準価格につきましては、建設部長のほうから説明をさせていただきますと思います。

そして、設計額ということだったと思いますけれども、設計額は予定価格でございます。

それから、入札価格に消費税が含まれているかどうかということですが、先ほどの説明のとおり、落札額のところには消費税は含まれておりませんで、7億7,500万円、そして、それに消費税を入れた金額ということで、仮契約の金額が8億3,700万円ということでございます。

そして、設計につきましては、もう既に済んでおりますけれども、池田設計でございます。設計監理というところにつきましては、まだ決まっていないということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 調査基準価格、説明願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 調査基準価格というのは、工事費が5,000万円以上の工事につきましては、一般的に最低制限価格というのを設けるんですけれども、5,000万円以上の工事だものですから、そこを調査基準価格を設けて、その価格を下回ったとしても、審査をして適正であれば契約できると。最低制限を設ける場合は、それ以下になったときはもうそこには失格になると思うんですけれども、これにつきましては、適正であれば契約できるという、それが調査基準価格というものになります。

先ほどの入札の結果表なんですけれども、ちょっと見方が、予定価格が左側に書いてあるのが税込みです。右側に入札書比較金額が税抜きの価格になります。ですので、税抜きの額と入札の札の額が下回っていれば、落札します。それに対して、それに8%の消費税を掛けたのが契約額になるという、そういうことになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 落札率は。

○建設部長（山田博治君） 落札率は97.39%です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 設計は池田さんということですね。監理はまだ決まっていないとい

うことなんですか。ちょっとそれを確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 設計監理については決まっていないということです。

○議長（三田忠男君） 設計は池田さんと言いましたね。

再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 設計は池田さんということで、大丈夫なんですかね、池田さんで。

だって、あなた、進入道路、何があったんですか。肝心なところを見落としていますよね。

進入道路は池田さんがやったんじゃないんだ。じゃ、こっちは大丈夫ですね。建物のほうは、地盤は。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 地盤につきましても、しっかりボーリングをしっかり調査しまして、そこで地質を確認して、それに耐え得るものをしっかりやっております。

この中でもやっぱり建築確認もしっかり出しまして、もう1月31日にはしっかりその辺も調査されていますので、工事については大丈夫でございます。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

森良雄議員。

賛成討論か反対討論かはっきり言って、登壇してください。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第36号 工事請負契約の締結について反対させていただきます。

議員の皆さん、つい先日ですよ、進入道路の設計変更があったのは。今度は池田さんという、伊豆市の文教施設の設計はほとんど池田さんかな、違うところもありましたね。でも大半は池田さんがやっておると。しかし、やはりあそこは軟弱地盤で、非常に心配だ。そんな

に慌てて承認していいんですか。僕はもうちょっとしっかり、地盤調査をやったんだったら調査データを見せてもらうなりして、安心してつくるようにしてもらいたいと思いますね。

よって、現状では反対させていただきます。終わり。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第36号 工事請負契約の締結について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第1号 伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） 3番、星谷和馬でございます。

提出者、私、星谷和馬、賛成者、小長谷朗夫さん、同じく、山口繁さん。

伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

伊豆市の地酒で乾杯を広める条例です。

目的。第1条としまして、この条例は市内で製造される日本酒、ワイン、ビールその他の酒類等（地酒）による乾杯を広めることにより、本市の豊かな食文化を享受するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

市の役割でございます。第2条、市は、地酒による乾杯を広め、本市の誇るべき地酒を積極的に市内外に情報発信するものとする。

事業者の役割です。第3条、地酒を製造し、販売し、または提供する事業者（事業者という）は、地酒による乾杯を広めるために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

市民の理解です。第4条、市民は地酒による乾杯を広げることが地域産業の振興に寄与することを理解するものとする。

個人の嗜好、意思の尊重及び健康への配慮。第5条です。市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するとともに、健康への影響を十分配慮

するものとする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

発議第1号 伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の制定について、内容的には非常に……

○議長（三田忠男君） 賛成か反対かを述べて討論してください。

○15番（森 良雄君） 反対討論です。

結構だと思いますけれどもね、私、ここでいつも、よく言うんけれども、手段の目的化というのがあるんですよ。目的を把握していない、この条例は。手段を取り上げているんですね、乾杯条例というのは。わかりますか。目的がはっきりしないと、何をやっているかわからなくなっちゃうんですよ。だからこんな乾杯条例みたいな、伊豆市の政策がそうです。戦略がない。いわゆる目的を置いていない。

いいですか。お酒を売りたいんでしょう。目的はそうじゃないんですか、議員の皆さん。産業活性化させたいのが目的だと思うんですね。だけれども、これ、乾杯条例はお酒が売れると思いますか。お酒を売りたいと思ったら、おいしいお酒をつくってくださいよ。今どこでもやっているんだ。日本酒だったら、山田錦を使って大吟醸の酒をつくると。びっくりしましたね。4合瓶1本10万円なんていうのもあるんだってね。おいしいお酒をつくれれば売れるんですよ。

いろんなまちづくりの発表会なんか、僕、できるだけ出るようにしているんだけどね。お酒はそうですね。大体、日本酒だったら、山田錦で大吟醸でやりました。そうしたら、少量生産だけれども高額で売れてよくなりましたと。これが大体の筋書きですね。ワインだっ

て同じですよ。大体ワインはブドウで決まっちゃうらしいですね。あと産地でも決まると言われていますけれども、山梨のワインがなぜいいかといったら、やっぱりいいブドウを選定しているんですね。ビールも同じですね。このビールは、僕には合わない。僕はどちらかといったら、そこに宣伝してある市長室の前に宣伝してあるスーパードライみたいなのが好きですね。

やっぱり目的をはっきりさせないと、ただ手段を振り回して違う道へ進んでいっちゃう。これがこの乾杯条例の特徴ですね。きょうは報道機関の皆さん来ているから、ぜひ聞いていただきたいんだけど、乾杯条例をつくって最初に乾杯をあげるのは伊豆市議会ですよ。ぜひその辺も取り上げてください。

終わります。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

間野みどり議員、賛成ですか、反対ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 反対討論を行います。

4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。発議第1号について、反対討論をさせていただきます。

議員間の中では、話し合いの中、内容はやわらかく、そして訂正されわかりやすくなっていると思います。しかし、私の周りには、もっとやるべきことがあるのではないかという声があることは確かです。こども園、中学問題、廃棄物処理の問題、今は進めなければならないことがいっぱいあるようにという方が多いです。また、個人的にも、これから私たち議員がどのようにかかわっているかということが明記されていません。私たちがこれを決めた後はやはり責任があると思います。そしてまた、ある女性の方から父兄の方から、大分前になりますが、政治倫理委員会のことで親からの私たちの声を血の出るような声を認めてくださらないのに、これは通すのかという声もあります。

豊かな食生活を通じ地域の振興を進めるということは本当にいいことだと思いますが、これはまた慎重に考えなければいけないことですし、ゆっくりとしてもいいのではないかと思います。反対討論をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成討論です」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

私は、発議第1号 伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

初めに、発議者のほうから提案理由並びに条例案の説明ということだったんですが、ちょっと残念なことに、提案理由ということがちょっと述べられなかった感じがするんですが、私のほうで補足をさせていただくような形になるんですが、そもそもこちらのこの条例につきましては、第1条の目的で、この条例は市内で製造される日本酒、ワイン、ビールその他の酒類等による乾杯を広めることによって、本市の豊かな食文化を享受するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とするとうたっております。

以前、発議者を含め、発議された会派のほうから逐条解説ということで資料をいただいて、私ども説明を受けております。その制定の経緯というのがありまして、それが伊豆市には、日本酒、ワイン、ビールの酒蔵が各1社ずつあり、1つの市町に3酒類の酒蔵を置く自治体は少ない。また、静岡県内ではお酒に関する乾杯条例はなく、観光地伊豆市の地場産品として市内の地酒、これを乾杯条例でPRすることは、地域産業にとって市外への宣伝効果は高く、地域振興の新たな手法として期待する理念型条例を制定するというので提案をされております。

この条例につきましては、再三、議員発議ということもありまして、私ども議員の仲間の中で発議者の会派を含め何回も何回も見直しをして、その都度発議者のほうでいろいろとまた修正を加えて下さって、今回に至っているわけです。その中で、今反対された議員の方の中にもありましたが、一番初め懸念されたのが、乾杯という行為、あとまた地酒と、いわゆるアルコールですね。そこを推奨するような条例になっていないかということが一番最大の焦点でありました。

それに伴いまして、本日提案されている条例案は、表題が伊豆市の地酒で乾杯を広める条例とあるんですが、目的が先ほどの日本酒、ワイン、ビールその他の酒類等と、初めは酒類だけだったんですが、酒類等ということで、これはアルコールじゃなくてもノンアルコールの地場の飲み物でも適用できるというような解釈でやっております。例えば、地場のノンアルコールの飲み物でありますと、1つは月ヶ瀬の梅組合の梅ジュースであるとか梅シロップであるとか、そういうものが容易に想像がつくわけです。例えば、あそこの月ヶ瀬の場合につきましては、近くの今、天城の認定こども園、そういった幼児たちが梅刈りの季節になると、梅をとりにいって、それを梅ジュースにして園内で飲むというようなことが昔から引き継がれております。

ですから、この地酒で乾杯という表題になっていますけれども、あくまでも伊豆市の地産のもの、それをもう一度伊豆市民が見直して、それをさらに外の方に広く勧める、そのことによって、伊豆市のブランドであったりとか、あとは例えば酒造会社だけじゃなく関連する業界のほうにも波及効果が出て、ひいては雇用の創出につながるというような形のものであると私は認識しております。

それとあと、もう一つ、この条例を今度提案するに当たっての意義というのがもう一つ僕はあると思います。それは、今、地方議会に何が問われているかということだと思います。地方議会の役割は、二元代表制のもとで行政のチェック機関であることはもとより、やはり近年では、政策提案能力というのが問われています。その1つとして、今回のような議会側の発議の条例提案というものがあるわけです。全国的にこの乾杯条例が広がったきっかけというのもまさにそこでありまして、行政側が提案できないものを議会側が提案できる、それが1つとして乾杯条例があったと思います。我が市も全国既にいろいろと乾杯条例が制定される自治体の中では後進ではありますが、県内では初めてチャレンジするというので、この条例制定をきっかけに我が議会もそういう意味で政策提案能力ができる、そういう議会にこれからなるということのその突破口になれば私はよろしいかと思えます。

以上、2点でありますけれども、賛成の立場の討論といたします。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の制定について採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字その他の整理を要するものにつきまして、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

◎動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何の動議でしょうか。

○16番（木村建一君） 2月28日に行われた議案第8号に対する森議員の発言の取り消しを求める動議であります。

○議長（三田忠男君） ただいま木村建一議員から森良雄議員の本会議における発言の取り消しを求める動議が提出されました。

この場合、会議規則第16条の規定により、発議者のほかに1人以上の賛成を必要といたします。

よって、この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題として採決いたします。

木村建一議員に動議の詳細について説明を求めます。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

動議のもう少し詳しい御説明を皆さんにしていきます。

議員というのは、当然この議場において発言の自由はあります。それを強制的に制限することは戒めなければなりません、じゃ、何でもしゃべっていいかということではないと。議員としてあるべき資質というのは、個人の尊厳であります。他人を傷つけてまで、それでも自由が許されるとしたら、とんでもないこと。そういう前提に立って、具体的に修正動議の提案をするものであります。

冒頭、お話ししましたが、2月28日に行われた議案第8号に対する質疑において、森良雄議員はこのように言いました。「風疹なんてね、これ、かかったら死ぬ人も出るんだってね。—————」と、このように発言しております。この発言のうち「—————」は、本当に人の命を軽んじたものであり、この発言によって、黙っていたんだっただらば、伊豆市議会はそれを認めたこととなります。伊豆市議会に品位を落とすこととなりますので、これは不穏当な発言と考えます。

つきましては、森良雄議員に不穏当な発言の取り消しを求めるものであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

本動議のとおり、2月28日の議案第8号に対する議案質疑における森議員の不穏当な発言を取り消すことを求めるに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、可決されました。

ただいまの採決結果により、森良雄議員に2月28日の議案第8号に対する議案質疑における不穏当発言を取り消すことを求めます。

それにつきまして、15番、森良雄議員、回答願います。

〔「どこでやるの」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） その場で結構です。

○15番（森 良雄君） 皆さん、これ、どういう場面で発言したのか、考えましたか。場面を考えなきゃ、こういう発言は出てこないんだよ。感染症予防のためのあれをやりませんかということを主題にした発言のはずですよ。それをやらないで、風疹をやらないでいいのか

という中の発言じゃないですか。皆さん、そうじゃないの。僕は取り消す意思なんか全然ないですよ。これは全然、発言の目的が違うんだから。発言の一部分をとってどうのこうのと、提案者らしいと思うけれどもね。そういう考えはありません。

○議長（三田忠男君） ありませんか。

お諮りいたします。

森良雄議員の該当発言については、取り消さないということでございます。

お諮りいたします。

森良雄議員の当該発言については、不適切な発言と認め、取り消す意思がありませんので、議長として地方自治法第129条第1項の規定により取り消しを命じたいと思いますが、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、森良雄議員の当該発言については、議長として地方自治法第129条第1項の規定により取り消しを命じます。

なお、会議規則第87条の規定により、会議録に掲載しないこととして処置します。

◎動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何の動議ですか。

○11番（小長谷順二君） 総務経済委員会における森良雄議員の事案に関する動議を提出したいと思います。

○議長（三田忠男君） ただいま小長谷順二議員から森良雄議員の総務経済委員会における事案に関する動議が提出されました。

この場合、会議規則第16条の規定により、発議者のほかに1人以上の賛成を必要といたします。

よって、この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） この動議は所定の賛成者がありましたので、成立いたしました。

本動議を直ちに議題として採決いたします。

小長谷順二議員に動議の詳細について説明を求めます。

小長谷議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

私が同席をしていた3月13日に開催された総務経済委員会において、森良雄議員が行った質疑が議題外と判断した委員長の注意を不服とした森議員が委員長の許可を得ずに退席し、

再び委員会に戻りました。その後、委員会は付託された議案審議を行い、審議終了後、委員長が森良雄議員の退席に関し、注意及び陳謝を求めました。しかし、森議員はこれを受け入れませんでした。

委員会では、これらの事案について協議を行った結果、今回は委員長の注意までとするが、今後、同様な事案が発生した場合は、適正な処置が必要といたしました。

また、この件に関しましては、3月18日の議会運営委員会でも協議を行いましたが、総務経済委員会の対応でよいとし、今後このような事案が起こらないようにする必要があるとの結論がありました。

この件につきまして、議長の所感を求めたいと思います。

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、本動議は可決されました。

それでは、議長としての所感が求められましたので、所感を申し上げます。

このことにつきましては、私も委員会に同席して承知しております。当該事案につきましては、委員会で委員長から注意をしていただいております。今回は委員長が対応していただいた内容でよろしいかと思っております。

しかし、委員会の協議結果にもありまして、今後、同様な事案が発生した場合は適切な処置の検討も必要かと思われまます。なお、私を含め議員の皆様方にはこのような事案を起こさないようお願いいたします。

◎発言の訂正

○議長（三田忠男君） ここで、先ほどの健康福祉部長の追加答弁があるという申し出がありましたので、これを許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど森議員からの質問の中で、設計監理というところで、契約をまだしていないというような回答をいたしました。伊豆市新こども園建設工事監理業務委託というところでは、株式会社池田建築設計事務所としております。ちょっと私のほうが設計監理というところとこれのところを取り違えまして、回答が正しくありませんでした。訂正させてください。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成31年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には長期間慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 波 多 野 靖 明

署 名 議 員 山 口 繁